

地域統合の現在と未来

平成25年3月



公益財団法人日本国際問題研究所
The Japan Institute of International Affairs

は し が き

本報告書は、外務省より平成24年度国際問題調査研究・提言事業費補助金を受けて、「地域統合の現在と未来」というテーマのもとで、1年間当研究所が行ってきた研究活動の成果を取りまとめたものです。

近年、国家の自主独立が前面に押し出される形になりながらも、近隣国家間あるいは地域的なつながりを有する国家間での協調的な枠組みの構築が、世界各地で行われるようになっております。その協調的枠組みの目的は実に様々で、それぞれが独自の事情によって形成されていることが多く、また、それらの枠組みに参加する国家の意図や戦略は、地政学的観点や、各国・地域が置かれた政治経済上の事情とあいまって、複雑に絡み合っています。

日本がアジア地域のみならず世界各国との協調に向けて意義のある外交活動を展開するためには、世界各地域の地域統合の動向とアジアにおける地域制度の動態を的確に理解し、日本にとって望ましいアジアの地域制度の在り方とそれを実現するための方策を検討しなければなりません。

日本の目標を実現するために日本はどのような諸国と連携すべきか、その際に考慮すべき要因は何か、日本の有する外交資産は何かなどを的確に認識する必要があります。日本はアジアの地域統合の将来についてどのように関わっていくのか、そして、地域主義と多国間主義はどのような形で進んでいくのかという課題について、日本がとるべき方向性と具体的な処方箋を明らかにしていかなければなりません。

本研究プロジェクトでは、この分野で日本を代表する研究者の参加を得て、この課題に答えを提示することを目的として、現在、世界各地域で進展している主要な地域統合に向けた枠組みについて、それらの歴史的経緯と経過、現状と課題、今後の展望を分析し、日本の果たすべき役割と対応策を検討いたしました。

なお、ここに表明されている見解はすべて個人のものであり、当研究所の意見を代表するものではありませんが、本研究成果は、わが国の外交政策研究の向上に必ずや資するものと確信しております。

最後に、本研究に真摯に取り組まれ、報告書の作成にご尽力いただいた執筆者各位、ならびにその過程でご協力いただいた関係各位に対し、改めて深甚なる謝意を表します。

平成25年3月

公益財団法人 日本国際問題研究所
理事長 野上 義二

研究体制

(敬称略、主査以降五十音順)

主査：	渡邊 頼純	慶応義塾大学総合政策学部教授
委員：	石川 幸一	亜細亜大学アジア研究所所長/教授
	片岡 貞治	早稲田大学国際教養学部教授/国際戦略研究所所長
	清水 一史	九州大学経済学研究院教授
	田中 浩一郎	日本エネルギー経済研究所常務理事
	寺田 貴	同志社大学法学部教授
	廣瀬 陽子	慶應義塾大学総合政策学部准教授科准教授
	松井 謙一郎	国際通貨研究所開発経済調査部上席研究員
委員兼幹事：	浅利 秀樹	日本国際問題研究所副所長兼主任研究員
	畑佐 伸英	日本国際問題研究所研究員
担当助手：	園田 弥生	日本国際問題研究所研究助手

目 次

エグゼクティブ・サマリー	1
政策提言	7
第1章 ASEANの地域統合 —ASEAN 経済共同体（AEC）への展開を中心に—	清水 一史 ……17
第2章 南アジア地域統合の現在と将来	畑佐 伸英 ……33
第3章 東アジアのFTA—現状と課題	石川 幸一 ……59
第4章 錯綜するアジア太平洋地域統合と日本	寺田 貴 ……73
第5章 中東諸国をめぐる地域統合 —GCC 統合への諸課題—	田中 浩一郎 ……87
第6章 ユーラシア統合の理想と現実 —思惑が交錯する中でのナショナリズムと リージョナリズムの相克—	廣瀬 陽子 ……95
第7章 欧州連合（EU）の対域外諸国とのFTAと 日 EUFTA の展望	渡邊 頼純 ……119
第8章 アフリカにおける地域統合 —現状と課題—	片岡 貞治 ……133

第9章 「中南米の地域統合の概観と今後の展望」	
—アジアへ重心をシフトする中南米—	松井 謙一郎……153
終章 地域統合の現在と未来	
—WTO体制とアジア太平洋地域の地域統合—	渡邊 頼純……171

エグゼクティブ・サマリー

第1章 ASEANの地域統合—ASEAN経済共同体（AEC）への展開を中心に—

ASEANは、世界経済の構造変化の下で1976年から域内経済協力を進め、現在は2015年のAECの完成を目指している。ASEAN域内経済協力は、着実な成果を上げてきた。また生産ネットワーク構築の支援も行ってきた。同時に、東アジアの地域協力とFTAにおいてもASEANが中心となってきた。そして世界金融危機後の変化は、世界経済におけるASEANの重要性を増大させるとともに、AECの実現へ追い立てることとなった。同時に東アジア地域協力の核でありつづけることも、一層求められるようになってきた。

ASEAN地域は、これまで日系企業が生産ネットワークを構築し重要な生産基地・市場になってきている地域でもある。これまで構築してきた生産ネットワークを維持拡大し、ASEAN地域とともに繁栄することも、日本と日系企業にとって重要な課題である。そのためにも、日本がAECの目標である「統合の深化」と「域内格差是正」に向けた協力を行っていく必要がある。また、ASEANとの関係は、今後の東アジアの国際関係において、対中国との関係でバランスを取るためにも重要である。ASEANが提案して進めているRCEPの実現に向けて協力し、その水準を高めていく役割も求められている。さらに、日本とASEANの関係を強化して、東アジアのFTAであるRCEPとアジア太平洋のFTAであるTPPを連結させることも考えていくべきであろう。

第2章 南アジア地域統合の現在と将来

SAARCは地域統合と協調的な発展を追求する目的で創設された。2つの鍵となる協定はSAPTAとSAFTAで、両者共、域内貿易と経済協力を促進するものである。SAARCの下では多くの協定が結ばれ素晴らしい目的が謳われたが、具体的な成果を生み出すことはあまりなかった。南アジアはその他のエリアにある地域協力に比べ、統合の程度は不十分なままである。この地域の不均衡な構造と政治的に困難な情勢を鑑みると、これは恐らく驚くことではないだろう。しかし、それでも、南アジアの首脳間の対話と協議を行うための価値ある場を、SAARCが提供していることは確かである。

日本は既にSAARCに対して、日本・SAARC基金を通じ、地域の発展と安定を支援するため、広範囲にわたる援助を行っている。150億米ドルを超える支援は広い分野で実施または計画され、基金は主に輸送とエネルギー部門に充てられてきた。本稿では、その援助の焦点を水資源にもあて、そのための独自の目標を掲げることを提案したい。水資源管理は、地域の経済発展、地域環境の維持、人間開発にとって極めて重要である。また、物流

や国境インフラに関するプロジェクトを含む貿易円滑化策を促進していくことや、情報共有や標準化に関するプロジェクトを通して関税手続きの効率化を支援することも、今後の日本の援助のあり方として有効であると考えられる。

第3章 東アジアのFTA—現状と課題—

20世紀末の東アジアは、ASEAN自由貿易地域（AFTA）が唯一のFTAであり、FTAの空白地帯と呼ばれていた。しかし、現在は豪州、ニュージーランド、インドを巻き込み、二国間FTA、ASEANとその相手国とのFTAが数多く締結されている。2010年1月には、AFTA、ACFTA（ASEAN中国）、AKFTA（ASEAN韓国）がほぼ実現した。同時期にAIFTA（ASEANインド）、AANZFTA（ASEAN豪州 ニュージーランド）が発効し、AJCEP（ASEAN日本）を含め、ASEANをハブとする5つのFTAネットワークが形成された。これは、21世紀の最初の10年間の大きな成果である。広域FTAには、EAFTA、CEPEA、FTAAPの3つの構想があったが、すべて研究段階だった。この状況を一変させたのが2010年に交渉が始まったTPPである。TPPの交渉開始と参加国の拡大というTPP効果により、EAFTAとCEPEAを統合したRCEPと2003年以降研究が続けられてきた日中韓FTAが、2013年より交渉に入ることになった。域外とのFTAではEUとのFTAが重要である。TPPとEUとのFTAは、高い自由化率を目標にしており、ルール形成の重視（TPP）、非関税障壁の撤廃（EUとのFTA）など従来の東アジアのFTAの限界を突破するものであり、東アジアのFTAを質的に変化させる可能性が大きい。

第4章 錯綜するアジア太平洋地域統合と日本

アジア太平洋地域でのFTAは欧州を巻き込みながら、様々な2国間FTAがドミノのように、次々と締結されている。さらに、このFTAの「線」を「面」へと変化させるべく、地域統合への推進が図られている。米国のTPP推進、同協定への日本の参加意思表示は、ドミノ効果としてRCEPを中心とした東アジアの地域経済連携や日中韓FTAに象徴される北東アジア地域統合にも、大きな影響を及ぼしている。このような地域統合の錯綜時代をもたらした最大の要因は、米中という世界第1位と第2位の経済大国がお互いの影響力拡大を意識し、競争する形で自らが望む地域統合構想を進めていることである。さらに世界第3位の経済大国である日本がどちらに加わるのか、あるいはどちらに先に加わるのかといった問題は、その統合の規模の拡大につながることから、錯綜する地域統合の行方に影響を与えるバランスーとしての役割を与えることになる。つまり、世界の経済大国達が自らの国益をぶつけ合い、互いの望む地域統合を進めようとしていることが、アジア太平洋

地域の地域統合の錯綜を招いた要因だと指摘できる。地域統合をめぐる米中の相克により、日本がどの枠組みに入るかという意味でその役割の重要性は増しており、日本通商外交にとって重要な局面を迎えていると言って良いだろう。日本は TPP への参加を進めるとともに、RCEP や日中韓 FTA への関与も深めてそれらの質をも高めていくことが望まれる。

第5章 中東諸国をめぐる地域統合—GCC 統合への諸課題—

湾岸協力会議（GCC）は、湾岸6カ国（サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、UAE、オマーン）によって、イランおよびイラクからの脅威に集団で対抗するために、1981年に結成された地域統合の枠組みである。GCCは、その成立の経緯からして、他の本地域における枠組みとは明らかに一線を画している。それは、統一市場の形成に向けた、経済・通商面での諸々のプロセスの進行にもかかわらず、GCCが本質的に集団安全保障体制の構築を出発点とする、特異性を持ち合わせているためである。

GCCは、2003年に関税同盟を発足させ、共通市場創設を経て、次の目標として通貨統合の完成を2010年に目指した。しかし、政治的なライバル意識が拭いきれないGCCにおいて、強国サウジアラビアへの一極集中に反発するUAEが、2009年に通貨統一構想からの離脱を表明し、その後、オマーン、クウェートの離反も続き、現状において、通貨統一は頓挫した模様である。昨今のユーロ危機の影響の広がりも、GCC構成国に早期での通貨統合を再考する機会を提供したと言えよう。

既に共通市場を達成しているGCCが、現状以上の経済統合を急ぐことで生じる不確実性がむしろ高いことから、しばらくの間は安全保障面での対応に重心が置かれることとなり、その成功を通じた加盟国間の信頼関係の強化を経て、政治同盟としての発展を遂げた後、改めて通貨統一などの経済面での統合にまい進するものと考えられる。

第6章 ユーラシア統合の理想と現実

—思惑が交錯する中でのナショナリズムとリージョナリズムの相克—

旧ソ連の地域統合は、ロシアの政策に多くを依存している。2012年に大統領に返り咲いたプーチン大統領が、就任前から「ユーラシア連合」を掲げるなど、「近い外国」との外交を重視するとともに、地域統合を深化させようとしているのは明らかである。しかし、当該地域の統合は多くの障害により、なかなか容易には進まない。当該地域は広大な領域を含む一方、その歴史的、文化的、民族的背景は極めて多様であり、経済格差も大きい。とりわけ、資源保有状況や地政学的位置に大きな影響を受ける。また、この地域に依然として影を落とす「冷戦的」状況により、欧米とロシアの狭間でその外交志向のジレンマに陥

り、時にそれが紛争にまで発展することさえある。

ロシアが力を見せることで、ある程度は統合の動きに参加させ、それを維持することは可能であるが、各国が自主的にメリットを感じるような地域統合体でなければ将来的な発展は望めないだろう。地域統合を成功させるためには、旧ソ連各国のレベルアップが必要であり、それぞれの国が自主的にメリットを感じて統合に参加していくことが前提となる。また、旧ソ連には多くの地域統合の試みがあるが、それらは相互排他的ではない。ローカライズされた各プロジェクトを発展させ、また重なるプロジェクトを再ネットワーク化することで、地域統合が何重にも網掛けされることになり、より深い統合が実現できる。そのため、各々の地域統合の試みを発展させることもより大きな地域統合の成功につながるであろう。日本はそれらの国々や小さい単位の地域統合のレベルアップに貢献できる潜在力を持っており、ひいては地域統合の進展にも間接的に協力できるであろう。

第7章 欧州連合（EU）の対域外諸国との FTA と日 EUFTA の展望

EU（欧州連合）は地域経済統合の最も進化した形態と言える。1952年の ECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）の創設に始まり、1958年に誕生した EEC（欧州経済共同体）は関税同盟としてスタートし、経済統合のモデルを世界に提示した。その後、1987年に発効した「欧州単一議定書」を法的根拠として1993年からは単一市場を構築、モノの貿易における関税撤廃のみならず、基準認証の調和や貿易に対する技術的障壁の除去、サービス貿易の促進を奨励した。

EU はこれまで「深化」と「拡大」の両局面で地域統合を進めてきたが、そのプロセスの中で域外国との自由貿易協定（Free Trade Agreement=FTA）は常に重要な役割を演じてきた。日本との FTA については、2013年3月に、日 EUFTA 交渉開始が正式決定され、同年4月に第1回交渉会合がブリュッセルで開催された。BDRTにおける話し合いで EIA が提案されたのが2007年6月のことであるから、交渉開始までに実に6年余りをかけたことになる。

アメリカと EU が TTIP に着手し、日本が TPP でアメリカとともにアジア太平洋地域でのレベルの高い自由貿易圏を形成しようとしている時に、日本が EU と FTA を構築できれば、日米・日 EU・米 EU と地域間の FTA がアジア・米州・欧州の各地域をつなぐ形でできることになる。特に WTO のドーハ・ラウンドが停滞している最中であっては、重要な含蓄を持っている。これらの地域間の広域 FTA が同時にできれば、「地域統合の多国間化」が可能となり、新たな多国間体制の強化が期待できるからである。

第8章 アフリカにおける地域統合—現状と課題—

地域統合は、1963年 OAU（アフリカ統一機構）の創設以来、常にアフリカ諸国の主要な目的の一つであり、また政治統合の前提として考えられていた。1991年6月、アフリカ諸国の首脳は、アブジャ条約を調印し、2028年までに AEC の形成、そして単一通貨アフロやアフリカ中央銀行等の創設にコミットした。アフリカ各国は、各々の RECs（Regional Economic Communities）を基盤として、34年の間で54カ国の経済統合が実現できるよう、通貨統合を実現し、ヒト、モノ、サービス、資本の移動の自由を可能にするよう、各 REC を強化する努力を行うこととした。

AEC 創設は、壮大なプロジェクトであり、その道のりは依然として険しい。統合プロセス推進の最大の課題は国の数の多さであり、とりわけ各 REC の加盟国の重複問題である。2013年現在、各 REC の統合状況は、アブジャ条約規定通りに第3段階にある。遅くとも2017年までに、各 REC は域内における自由貿易圏と関税同盟を実現しなければならないが、各 REC の自由貿易圏と関税同盟に対する対応は、多種多様であり、バラエティに富んでいる。進捗状況にも著しい差が生じている。

しかし、アブジャ条約以来、各 REC が積み重ねてきた多くの努力は確実に結実してきており、初期段階、萌芽期は過ぎていると考える。この気宇壮大な一大プロジェクトが実現した場合の政治的かつ経済的インパクトは計り知れない。2034年までに実現できるか否かは不明であるが、この人類史上最大のプロジェクトが実現できるよう日本を始めとした国際社会も積極的に支援を行っていかなければならないと考える。

第9章 中南米の地域統合の概観と今後の展望—アジアへ重心をシフトする中南米—

中南米地域では地域統合の枠組み自体は古くから見られた。1960年代から地域の主要国が参加するラテンアメリカ自由貿易連合（LAFTA）やアンデス、中米、カリブ地域での地域統合の枠組みの形成が始まり、形を変えながら存続してきた。その中でも1990年代初頭に成立したメルコスールの枠組みが重要であり、地域統合の中核的な役割を担ってきた。しかしながら、1990年代末以降はブラジル、アルゼンチンの通貨危機の影響などもあり、2000年代に入ってからメルコスールの動きは停滞気味となった。

他方で、2000年代後半に地域経済が安定する中で、対外開放路線を取る投資適格級の国々の動きが活発になってきた。2012年にはメキシコ、チリ、ペルー、コロンビアの4カ国が太平洋同盟を設立するなど、アジア重視志向がより鮮明になっている。

この背景には、アジアと中南米が2000年代を通じて両地域の比較優位を生かしながら関係を深化させてきたことがある。アジアの強みであった豊富な労働力は将来的に人口増加

の中で食糧・資源制約に直面する可能性が高く、中南米の資源の重要性は今後一層増してくる。従来はアジアとの比較で劣後する評価を受けることが多かった中南米だが、日本を含むアジア全体にとっても今後は中南米との相互補完・共存の視点が不可欠である。このような見方は、日本にとって TPP への参加問題を考える上でも非常に重要である。その一方で、CELAC 形成のような地域全体の政治的な自立度を高める動きや資源ナショナリズムの高まりの可能性も念頭に置きながら、日本の外交の選択肢を考えていく必要もある。

終章 WTO 体制とアジア太平洋地域の地域統合

東アジアは域内外との貿易、投資を活発化させることで大きな飛躍を遂げ、それが事実上の統合を形成し、FTA や EPA などの制度的な枠組みの構築へとつながっていった。さらに、東アジアでは ASEAN を中核とした経済統合の動きが活発化しており、ASEAN プラス 1 の FTA 網から、ASEAN プラス 3 や ASEAN プラス 6 へと地域的な広がりを見せている。こうした東アジア域内での経済統合を加速させていく上でも、FTA の空白地帯と言われている北東アジア 3 国での FTA は重要な意味を持つ。共に ASEAN の FTA パートナーであり、東アジア貿易圏の中核的存在である日中韓の FTA 形成は待ったなしで進めなければならない。

さらにアジア太平洋地域に目を向けると、そこには APEC 加盟国間での FTA である FTAAP やそれを旨とする TPP というフレームワークが存在している。日本の同地域への経済的関与は大きく、持続的な成長と繁栄の維持を考えるならば、この TPP に参加しないという選択はあり得ない。また、普遍的な価値を有した先進国並びに世界第 3 位の経済大国として、TPP の下で新しい貿易のルール作りや国際経済秩序の形成に参加していくという責任も有している。TPP は万能薬ではないが、TPP 交渉を活用して農業を含む国内の経済社会を立て直し、外に向かって国内市場を開くと共に、海外市場に果敢にチャレンジしていくきっかけを提供している。そこに TPP の歴史的意義があると同時に東アジアの経済統合を牽引する日本の役割が見えてくる。

政策提言

第1章 ASEANの地域統合—ASEAN経済共同体（AEC）への展開を中心に—

ASEAN 地域は、これまで日系企業が生産ネットワークを構築し重要な生産基地・市場になってきている地域でもある。また、ASEAN との関係は、今後の東アジアの国際関係において、対中国との関係でバランスを取るためにも重要である。これまで構築してきた生産ネットワークを維持拡大し、ASEAN 地域とともに繁栄することは、日本と日系企業にとって重要な課題である。そのためにも、日本が AEC の目標である「統合の深化」と「域内格差是正」に向けた協力を行っていく必要がある。

「統合の深化」に向けた協力としては、第1に、ASEAN 統合の阻害要因の検討と解決への協力がある。ASEAN で生産ネットワークを構築している日系企業からの視点で阻害要因を洗い出し、ASEAN に提示することが重要である。例えば、2008 年から毎年開催している ASEAN 事務総長と在 ASEAN 日本人商工会議所連合会との対話（FJCCIA）も、有益であろう。第2に、ASEAN における物流円滑化への支援である。AEC の目標である財の移動の自由化という点では、物流円滑化への支援が重要である。特に、ASEAN が進める ASEAN シングルウィンドウ（ASW）へ向けての支援が必要である。第3に、ルール整備の協力も重要と考える。環境ルール、安全ルール、知的財産権ルールなどの整備への協力である。

「域内格差是正」に向けた協力としては、第1に、物流インフラ整備への協力である。域内格差の是正は、ASEAN 統合の主要な目標であり、日本に対する期待も大きいと言える。とりわけ新規加盟国諸国が、ASEAN 先行加盟国と東アジアの生産ネットワークに参加できる環境整備のために、物流インフラ整備が必要である。第2に、統合でネガティブな影響を受ける各国への技術人材育成、裾野産業などへの支援も考えられる。物流分野に限らず、新規加盟国など経済統合によるネガティブな影響が懸念される諸国では、産業競争力強化のための技術人材育成、裾野産業支援などの協力も期待されるであろう。

ASEAN との関係においては、ASEAN が提案して進めている RCEP の実現に向けても協力が必要である。RCEP においては、ASEAN を中心としながら共に東アジアの FTA を構築していくこと、その際に日本には、RCEP をより水準の高い FTA とする役割が期待される。また東アジアの FTA は、日系企業の実産ネットワーク構築にとっても大変有益である。経済連携においては、現在、東アジアの FTA とアジア太平洋の FTA が同時に構築されつつある中で、日本と ASEAN の関係強化がより重要となるであろう。そのうえで、東アジアの FTA である RCEP とアジア太平洋の FTA である TPP を連結させていくことも考えて

いくべきであろう。

第2章 南アジア地域統合の現在と将来

南アジアと協力的な関係を構築していくことと本地域の安定を確保していくことは、日本の国益にとっても重要である。南アジアは、歴史上日本と良好な関係を持ち、固有の価値も共有している。また、南アジアは、日本と中東間の物資輸送にとって地理的に重要であり、戦略的な要所といえる。急成長を成し遂げ巨大な経済的潜在能力を有している本地域の重要性は、国際的にも高まっている。特に世界一巨大な民主主義国家であるインドの発展は、地域にとっては重要な魅力となりつつある。

日本は既に SAARC に対して、日本・SAARC 基金を通じ、地域の発展と安定を支援するため、広範囲にわたる援助を行っている。これまで 150 億米ドルを超える基金は主に輸送とエネルギー部門に充てられてきたが、今後は、水資源をベースとしたプロジェクトへの支援を拡大させ、南アジアにおける水資源の安定性と協力を促進していくことを個別の目標として掲げていくことが望まれる。水資源管理は、地域の経済発展、地域環境の維持、人間開発にとって極めて重要である。南アジアにおける水資源の安定性と協力を促進していくという目標に対して、追加的なプロジェクトを行っていくにあたっては、南アジアにおける水管理を既にターゲットとしている South Asia Water Initiative (SAWI) と協力していくことも考慮していくべきである。

日本は既に、輸送インフラへの ODA を通じ、地域内貿易の促進のために、大規模な援助を提供している。現行の支援と並んで、貿易円滑化措置をさらに拡大させる方向で援助ができればよいだろう。この分野で改善が見られるような日本の支援が得られれば、地域統合の促進において重要な糧となるだろう。日本は ODA を、地域連結性の促進を目指した道路、鉄道、エネルギーにおけるインフラ開発プロジェクトのために供給しているが、この支援を実質的に拡大させ、国境付近で倉庫、検査施設、駐車場を十分に確保していくことが求められる。税関手続きは対処がより難しい分野であるが、それでもなお、地域間の情報共有と協調的な行動を支援するプロジェクトによって改善が可能である。また、車両の通過に関しては、地域をまたぐ基準が策定されるよう推進していく援助が有効である。

第3章 東アジアの FTA—現状と課題—

東アジアの FTA の現在の課題は広域 FTA の創設である。永らく研究段階だった広域 FTA は TPP 交渉の開始とともに研究から交渉の段階に移行した。TPP は 2013 年の妥結を目指し交渉中であり、RCEP、日中韓 FTA は 2013 年に交渉が始まる。米国との FTA は TPP 交

渉参加という形で交渉が行われ、EU との FTA 交渉も数カ国で開始されている。TPP と EU との FTA は、東アジアの FTA の質的な変化（高いレベルの自由化、非関税障壁撤廃やサービスの自由化、対象分野の拡大とルール形成）をもたらしつつある。

TPP 交渉の詳細は公表されていないが、2011 年の大枠合意や報道などから判断すると、高い自由化を目標としながらもセンシティブな分野や途上国に配慮することや交渉参加国の対立などから最終的には現実的な妥協を選択する可能性がある。一方、東アジアの FTA では従来どおり 10%程度の例外が認められるという見方があるが、RCEP も高い自由化を目指している。FTAAP を名実ともに実現するのは、TPP と RCEP の融合が課題になる。TPP と RCEP に重複して参加している 6 カ国がイニシアチブを取って RCEP を高いレベルの自由化の FTA とすることを目指すことが望まれる。

日中、日韓の政治的な緊張が高まっている中で日中韓 FTA の交渉開始が決まったことは賢明な決定である。政治的な緊張・対立があっても FTA 交渉を持続すれば対話のパイプが維持できる。ASEAN ではタイとカンボジアがプレア・ヴィヒア寺院周辺領域の帰属を巡って銃撃を交わした時期でも ASEAN 経済共同体創設に向けての協議は維持されていた。

域外との FTA では EU との FTA が重要である。TPP と EU との FTA は、高い自由化率を目標にしており、ルール形成の重視（TPP）、非関税障壁の撤廃（EU との FTA）など従来の東アジアの FTA の限界を突破するものであり、東アジアの FTA を質的に変化させる可能性が大きい。

TPP、RCEP、EU との FTA、日中韓 FTA など交渉が始まる FTA は、交渉のモメンタム、自由化のレベルやルールなど相互に影響を与えることは、これまでの経緯からも確実である。日本は、RCEP、EU との EPA、日中韓 FTA の交渉に取り組むことになる。TPP 交渉への参加がこれらの交渉を有利に進めることを認識し、TPP 交渉への参加を早期に決断すべきである。

第4章 錯綜するアジア太平洋地域統合と日本

錯綜するアジア太平洋の地域統合の動きでは、米中が進める互いに排他的な統合アプローチである TPP と日中韓 FTA・RCEP が存在し、中韓が TPP への参加意思を占めていない中、日本はどちらの枠組みにも入ることが可能な唯一の国である。この3つの統合枠組みの質の高さについては TPP、日中韓、RCEP の順で広範かつ深い統合になると思われる。日本は、その輸出品の多くは高付加価値製品であり、サービスや投資の自由化から得られる利益も高く、アジア地域に広範な生産ネットワーク拠点を構築し、平均関税 3%以下の鉱工業品に見られる高い自由化度など、中国やほとんどの ASEAN メンバーとは、その市

場の質や輸出品目において大きく異なる。TPPにおける「WTO プラス」分野に関する交渉は、RCEP や日中韓ではなされない可能性は否定できず、日本の成長を促すには TPP が最適といえる。

その反面、中国、韓国、インド、インドネシアなどの主要なアジア諸国は TPP に入っておらず、日本はこれらの国々との貿易量が多く、多くの日系企業が進出していることを考慮すると、日中韓 FTA や RCEP も日本にとっては重要である。そこで、これら 3 つの統合枠組みを別々にとらえるのではなく、一つの大きな通商戦略としてくくり、それぞれ扱う内容をできるだけ連携させながら、RCEP や日中韓 FTA の質を高めることも必要である。例えば TPP での自由化の交渉を踏まえて、RCEP や日中韓 FTA に同様のレベルの自由化を導入することも可能となる。

ただ、日本の FTA の最大のアキレス腱である農業は、地域統合を進めるに当たり、自由化を要求される分野である。農産品は TPP だけではなく、農産品輸出国を多く含む RCEP や日中韓でも自由化の要求が必至なため、農業従事者の若返り、1 人あたりの耕地面積の拡大、専業と兼業のバランスといった農産業の構造改革と一体になって進める必要がある。FTA では実際に関税が引き下げられる、または撤廃されるまで 10 年以上、あるいはさらに長い期間が設けられる可能性がある。さらに米国政治の行方は、TPP の発効も遅らせる可能性も否定できず、その時間的猶予を活用すべきである。

高い質の地域統合を RCEP で達成するには、ASEAN の統合の質を上げていく支援も急務である。非関税障壁の問題の多くが ASEAN では手つかずで、各国が維持する貿易と投資に対する規制ルールの撤廃・緩和に対する統一的なメカニズムを欠く状態にある。ASEAN も、欧州のように事務局の権限を強め、参加メンバーへの縛りを強化すべきという意見も存在している。日本は ERIA や ADB などにおいて強いイニシアチブをとってきており、その知見を活かしながら、これらの国際機関事務局との連携を通して、ASEAN の事務局強化の支援を果たすことができよう。

ASEAN が単体の経済アクターとして発展するには様々なハードルを乗り越えなければならないが、日本の取り得る政策は、メコン河流域の流通システムの構築など、自由化、円滑化、開発・経済援助といった、APEC で進めた 3 つの柱を使って、包括的な ASEAN 統合の推進を図ること、そして排他的にならずに中韓豪などの域外大国との連携を図ること、最後にその施政が日本の利益になることを明確に示すことが肝要である。

第5章 中東諸国をめぐる地域統合—GCC 統合への諸課題—

中東・北アフリカ（MENA）関係国をめぐる統合の現状と未来を考察するうえで、わが国との間でエネルギー貿易面での関係の深さはもちろんのこと、FTA 締結交渉が執り行われてきた観点から、湾岸協力会議（GCC）に着目し、その統合の進捗状況、さらには GCC が直面する課題と将来展望について論ずることは、わが国と GCC との関係の発展のうえでもけっして無益な研究ではない。

MENA 地域における連携や統合が進行しているが、その肯定的要素に関しては、規模のメリットとして語られることが突出している。だが、一方で、産油国同士や、あるいは非産油国同士が、それぞれに社会・産業構造の近似性が高いがゆえに、近隣国との間で相互補完や分業体制を構築することが、実は、容易なことではないという現実もある。

また、統合を進めていくうえでの障害も少なくない。近隣国同士の「横」の連携が希薄であることも多く、いまでも旧宗主国との関係のほうが濃密である。さらに、域内での政治的覇権を目指すうえで、熾烈な競争関係に陥ることもあり、いまなお「アラブの統一」のような統合は夢物語に終わりがねない状況にある。加えて、経済統合を進めるうえで不可欠となる、統合体や共同体を運営する制度基盤の欠如が指摘されており、特に、統計データの未整備は深刻な問題である。

進捗が芳しくないわが国と GCC との自由貿易協定交渉の先行きについては、エネルギー資源をめぐる立場が正反対である現状に鑑みれば、双方の間で利害が対立する分野は少ないはずである。しかし、産油国・産ガス国が主体の GCC が精力的に進めようとしている産業多角化構想が、ここで win-win を難しくする主因として浮上している。自国産業の育成が阻止されるとの懸念から、引き続き、域外国との広範な FTA 成立には、いまなお時間を要するものと考えるのが妥当な線であろう。

「アラブの春」をめぐる対応でいっそう重みが増した、内外から発せられる喫緊の脅威に対抗するうえで有用な、集団安全保障体制としての GCC の存在は、ますます重要になってくるだろう。当然のことながら、その能力の質的向上と量的充足は、域外の同盟国たる米欧からの協力を仰ぎながら進められる。その一方で、加盟国間の対抗意識やわだかまりも残っており、急速に政治同盟への進化や、GCC 統一政府の創設への同意が得られるはずもなさそうである。

以上の諸点を踏まえると、既に共通市場を達成している GCC が、現状以上の経済統合を急ぐことで生じる不確実性がむしろ高いことから、しばらくの間は安全保障面での対応に重心が置かれることとなり、その成功を通じた加盟国間の信頼関係の強化を経て、政治同盟としての発展を遂げた後、改めて通貨統一などの経済面での統合にまい進するものと

考えることができる。

第6章 ユーラシア統合の理想と現実

—思惑が交錯する中でのナショナリズムとリージョナリズムの相克—

旧ソ連諸国の地域統合と日本の関係は決して深いとはいえない。日本が直接のメンバーになっているのは、旧ソ連諸国の中ではロシアのみが加盟している APEC だけである。日本は ODED-GUAM と BSEC とは公式の関係を持つてはいるが、近年は政策的な関与はほとんど聞かれなくなってしまった。もちろん、日本政府は、ユーラシア諸国との関係強化や地域の発展への貢献を続けているが、ユーラシア新興諸国に対するプライオリティが下がった感があるのは否めない。日本はそれらの国々や GUAM など小さい単位の地域統合のレベルアップに貢献できる潜在力を持っており、ひいては地域統合の進展にも間接的に協力できるはずだ。旧ソ連の地域統合は難しいが、日本が貢献できる余地は大きい。

日本人の旧ソ連諸国に対する関心は概して薄く、日本大使館が未だにない国もある。さらに、日本と旧ソ連諸国は地理的にも距離があり、日本がプレゼンスを示していくうえでは不利な条件が多い。だが、デメリットはメリットにもなり得る。まず、その距離の利点である。多くの旧ソ連諸国が、欧米とロシアの間のジレンマで苦しむ一方、日本は中立的位置を維持できる。それは、「価値の外交」を展開するうえで非常に有利である。

彼らの日本への関心は極めて高く、特に、日本文化、日本食、日本製品は強く支持されており、また日本に対する尊敬の声は極めて強い。旧ソ連諸国の多くは、民主化や経済のレベルが依然として低く、人権問題も深刻だ。そのような中で、日本が「価値の外交」を実践できれば、効果が期待できる。同時に、これまで行ってきた経済支援、技術支援、人材育成、民主化支援という既存の支援の拡充をより良い形で実践していくための随時の見直しも効果的であろう。それにより、旧ソ連諸国の自立的かつ持続的な経済発展を支えることができる。日常の生活の安定や安心がなければ、民主主義や人権などの概念を受け入れることは難しいからだ。このような支援は「価値の外交」との両立で相乗効果をもたらすはずだ。

また、多くの国が長期化した紛争を抱えている。これら紛争の解決を阻んでいる要因は複雑だが、欧米とロシアの関係が影を落としている要素も少なくない。そのため、中立的な立場にある日本の仲介を求める声は少なくない。ロシアとの関係もあり、日本が当地の紛争解決に関わることは容易ではないが、平和国家として、平和と安定への貢献についても積極的に検討していくべきだろう。

第7章 欧州連合（EU）の対域外諸国との FTA と日 EUFTA の展望

2013年3月に日EU首脳会談を電話で行い、日EUFTA交渉開始が正式決定され、同年4月に第1回交渉会合をブリュッセルで行った。BDRTにおける話し合いでEIAが提案されたのが2007年6月のことであるから、交渉開始までに実に6年余りをかけたことになる。それだけEU側の抵抗が強かったということであるが、それでも世界のGDPの約25%を占め、日本の約3倍に相当する経済規模のEUとのFTAが交渉されることの意義は大きい。しかも日本にとってEUは総輸出入額の10.5%を占める主要貿易相手で、中国（20.6%）、アメリカ（11.9%）に次いで3番目である。

EUはアメリカと並び国際社会の重要な一角を形成しており、民主主義、法の支配、基本的人権、市場経済といった普遍的価値を日本とも十全に共有している。アメリカとEUがTTIPに着手し、日本がTPPでアメリカとともにアジア太平洋地域でのレベルの高い自由貿易圏を形成しようとしている時に、日本がEUとFTAを構築できれば、日米・日EU・米EUと地域間のFTAがアジア・米州・欧州の各地域をつなぐ形でできることになる。これは、特にWTOのドーハ・ラウンドが停滞している最中であっては、重要な含蓄を持っている。なぜなら、これまでの二国間のFTAとは異なり、これらの地域間の広域FTAが、しかもほぼ同時にできれば、「地域統合の多国間化」が可能となり、新たな多国間体制の強化が期待できるからである。

そもそも日EUEIAは2007年6月のBDRTで提案された用語であるが、その後の議論の中でEU側が、関税撤廃が含まれるEIAは拒否するとの姿勢を貫いたため、次のステップをEIAとして推し進めることは余程強力な政治的イニシアチブがEU側から発揮されない限り現実的ではないと見られていた。そして、そのような強力な政治的イニシアチブが発揮されるきっかけは、EUに匹敵する日本の経済パートナーである米国とのEPAに日本が動き出した時以外には考えられない、と思われた。そこに日本のTPP参加問題が絡んできた。日本と米国との間でレベルの高い特恵的な経済取決めとしてのTPPが動き出した時に、EUはその重い腰を上げることになった。

TPPで意味のある参加をするためには、日本側にも農業市場の開放や農政の再構築など、相当の覚悟と準備が必要である。かかる準備が徐々に整えば、日EU間のFTA交渉にも新たなインプットが可能となる。日EU間で交渉される非関税障壁の問題も、TPP交渉の中では規制の収斂として重要になってくる。このように日EUFTAが、TPPおよびTTIPと並行して進捗することには、単にバイラテラルな意義があるだけでなく、マルチラテラルにも大きな意義があるといえる。

第8章 アフリカにおける地域統合—現状と課題—

アフリカにおける地域統合は、アフリカ各国の独立以前より、デュボワやガーヴェイらの初期のパンアフリカニストたちに主張されてきた究極の目標であり、経済発展戦略の一つとして、認識されてきた。植民地時代の国境線を引き継いだ形でのアフリカ各国独立の経緯や地理的に大小様々に分裂した状態が、地域統合の構想を正統化してきた。1957年にブラック・アフリカでは最初に独立を獲得したとされるガーナの建国の父、クワメ・エンクルマは、パン・アフリカニズムの思想の下で、アフリカを一つの国とするアフリカ合衆国（United States of Africa）設立構想を掲げていた。その構想自体は実現しなかったが、その精神の一部は1963年に樹立されたOAU（アフリカ統一機構）に引き継がれていった。

この伝統的なアフリカ地域統合構想は、現在も進行中であり、1991年のアブジャ条約の調印、2002年のOAUからAUへの改組発展の実現を経て、アフリカ諸国はAUの統合計画をアフリカ大陸発展のための共同戦略として適用してきた。近年、とりわけ2000年以降の目覚ましい経済成長率の上昇にも拘らず、アフリカ大陸が世界経済に占めるシェアは僅か3.2%に過ぎない。その主たる原因として、アフリカ域内での貿易及び域外諸国との貿易が活発ではないことなどが考えられてきた。アフリカの貿易の発展を妨げる障壁としては、とりわけ脆弱な輸送通信インフラ、金融市場の脆弱性及び域内経済の不自由性などが槍玉に挙げられてきた。そこで、域内の様々な障壁を取り除くことを可能にする地域統合の実現こそが、アフリカの経済停滞の解決策であるとこれまで考えられてきたのである。

AEC（アフリカ経済共同体）創設は、壮大なプロジェクトであり、その道のりは依然として険しい。しかし、アブジャ条約以来、各RECが積み重ねてきた多くの努力は確実に結実してきており、初期段階、萌芽期は過ぎていると考える。この気宇壮大な一大プロジェクトが実現した場合の政治的かつ経済的インパクトは計り知れない。2034年までに実現できるか否かは不明であるが、この人類史上最大のプロジェクトが実現できるよう日本を始めとした国際社会も積極的に支援を行っていかねばならないと考える。

第9章 中南米の地域統合の概観と今後の展望—アジアへ重心をシフトする中南米—

2000年代後半以降の安定した成長過程では、資源の大口需要国としての中国を始めとするアジアとの貿易が急速に拡大する中で、中南米でも太平洋地域への関心が大きく高まってきた。中南米にとっての太平洋地域との関わりの枠組みであるAPECは20年以上の歴史があり、メキシコ、チリ、ペルーはいずれも1990年代に参加している。中南米全般に経済状態が安定していない状況で、中南米側のAPECへの関心は必ずしも高いとは言えなかったが、近年はコロンビアがAPEC加盟への関心を示すなど、中南米におけるアジア太

平洋地域重視の潮流が顕著になっている。

また、メキシコ、チリ、ペルー、コロンビアの4カ国は、2012年に太平洋同盟を設立するなど、太平洋・アジア重視のスタンスを鮮明にしている。太平洋同盟は、中米からもアジアの重視の姿勢が顕著なパナマ・コスタリカがオブザーバーとして参加していることで、従来のサブリージョン的な括りを超えた枠組みに発展していくことが予想される。現時点でブラジルはメルコスールを中心に南米域内重視の姿勢を反映してTPPへの関心は現時点では高いとはいえない。しかしながら、米州地域全体で環太平洋地域重視の潮流が顕著になる中で、ブラジルやメルコスールとしてもTPPや太平洋同盟の動向を無視しえなくなっている。

日本のTPP参加を巡る議論では、中南米地域の動向にはさほど関心が向けられていないように思われるが、中南米地域におけるアジア重視の潮流を改めて認識すべきである。その一方で、CELAC（ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体）形成のような地域全体の政治的な自立度を高める動きや資源ナショナリズムの高まりの可能性も念頭に置きながら、日本の外交の選択肢を考えていく必要もある。

近年、中南米地域はアジアにとってビジネス拡大の大きな機会を提供している。工業製品輸出志向を強めてきたアジアにとって、2000年代は新興国を中心とした資源への旺盛な需要を背景として資源価格高騰が続く一方で、工業製品は競争激化による価格の伸び悩みもあって資源輸入国を中心に交易条件が悪化している。また最近ではバングラディシュ、カンボジア、ラオスといった国々が豊富な労働力・低賃金を梃子に新たな投資先として注目を集めるなど、アジア域内の競争はますます激化している。アジアの強みであった豊富な労働力は、将来的には人口増加の中で食糧・資源の制約に直面する可能性も高く、この点で中南米の資源の重要性は今後一層増してくる。従来はアジアとの比較で劣後する評価を受けることが多かった中南米だが、日本を含むアジア全体にとっても今後は中南米との相互補完・共存の視点が不可欠である。このような見方は、日本にとってTPPへの参加問題を考えるうえでも非常に重要である。

終章 WTO体制とアジア太平洋地域の地域統合

日本のEPA政策は一定の成果を収めたといえるが、他方で課題も残されている。その一つは、これまで発効した二国間EPAの貿易カバレッジが必ずしも大きくないことである。ASEAN全体で見ると日本の対外貿易の14%超をカバーするが、1国ベースで見るとタイの3.4%がトップで、発効しているEPAで最も少ないのはブルネイとのEPAで0.2%である。交渉してきた相手国の中で6.4%と最も大きな比率を占める韓国とは交渉が2004年11

月以降中断したままである。中国との EPA は日本の経済成長率を最も引き上げる効果を持っているし、韓国も 5 番目にその効果が大きい。中韓両国との EPA は日本経済の牽引役としても期待されるゆえんである。共に ASEAN の FTA パートナーであり、東アジア貿易圏の中核的存在である日中韓の FTA 形成は待ったなしで進めなければならない。

もう一つの課題はモノの貿易において必ずしも関税撤廃率が高くないことである。多くの場合で日本の方が相手国の関税撤廃率より低くなっているのは、日本側の農産品に関税がないしは関税割り当てが残っているか、コメのように全く自由化の対象外として「除外」されている品目があるからだ。このことは GATT 第 24 条に規定されている FTA 締結の条件としての「実質的に全ての貿易」がカバーされているかどうかを認定する際に考慮の対象となる。関税撤廃率はいわば FTA の「質」を決定づける重要な要素なのだ。このように日本にとってより重要性を持つ貿易相手国と EPA を交渉し締結すること、モノの貿易の分野で特に農業産品の自由化率を高めることが今後のわが国 EPA 政策の課題といえる。

日本はかつて「雁行」の先頭を飛んで、アジアの発展をリードしてきた。しかし、その日本は過去 20 年間低成長とデフレに悩まされてきている。この停滞と閉塞状況から抜け出すためにはもう一度世界市場に打って出ていくしかない。雁行の先頭を飛んでいた頃、我々は「日本は貿易立国」と教えられたが、今や日本の貿易依存度は OECD 加盟国 30 カ国の中で下から 2 番目だという。

日本の輸出の 76%、日本からの投資の 61%が集中している APEC 地域には、APEC 加盟国間での FTA である FTAAP やそれを目指す TPP という貿易自由化に向けたフレームワークが存在している。日本がこの地域における「自由貿易圏」作りに参加しないという選択肢は、日本の持続的な成長と繁栄の維持を考えればあり得ない。また、普遍的な価値を有した先進国並びに世界第 3 位の経済大国として、TPP のもとで新しい貿易のルール作りや国際経済秩序の形成に参加していくという責任も有している。TPP は万能薬ではないが、TPP 交渉を活用して農業を含む国内の経済社会を立て直し、外に向かって国内市場を開くと共に、海外市場に果敢にチャレンジしていくきっかけを提供している。そこに TPP の歴史的意義があると同時に東アジアの経済統合を牽引する日本の役割が見えてくる。

第1章 ASEANの地域統合 —ASEAN 経済共同体（AEC）への展開を中心に—

清水 一史

はじめに

ASEAN（東南アジア諸国連合）は従来東アジアで唯一の地域協力機構であり、1967年の設立以来、政治協力や経済協力など各種の協力を推進してきた。加盟国も設立当初のインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5カ国から、1984年にブルネイ、1995年にはベトナム、1997年にラオス、ミャンマー、1999年にカンボジアが加盟し10カ国へと拡大し、東南アジア全域を領域とすることとなった。域内経済協力も1976年から開始し、1992年からはASEAN自由貿易地域（AFTA）を目指し、2010年1月1日には原加盟6カ国により関税がほぼ撤廃された。現在は2015年を目標にASEAN経済共同体（AEC）を中心としてASEAN共同体（AC）の実現を目指している。

ASEAN諸国は急速に発展中であり、中間層の拡大とともに巨大な市場になっていくことが期待される。ASEANが10カ国によってAECを確立すると、中国やインドにも対抗する規模の経済になる可能性がある。更に、ASEANを核として東アジア大の地域経済協力が構築されつつある。東アジアにおけるFTA（自由貿易協定）もASEANを軸に構築されている。

そして世界金融危機後の変化の下で、世界経済におけるASEAN経済の重要性がより大きくなってきている。同時にASEAN地域統合の重要性も、より大きくなってきている。

日本にとってもASEANとの関係は、更に重要になってくるであろう。日本とASEANの交流は、1973年に設立された日・ASEAN合成ゴムフォーラムに始まり、今年2013年は、日本とASEANの交流開始から40周年の記念の年である。ASEAN地域は、これまで日系企業が生産ネットワークを構築し重要な生産基地・市場になってきている地域でもある。これまで構築してきた生産ネットワークを維持拡大し、ASEAN地域とともに繁栄することも、日本と日系企業にとって重要な課題である。

本稿では、ASEANの地域統合について、AECへ向けての展開を中心に、これまでのASEANの経験を振り返りながら分析していきたい。また最後に、それらの分析を踏まえて、今後のASEANと日本の関係についても若干述べることにしたい。

1. ASEAN 域内経済協力の展開

(1) 域内経済協力の開始と転換

ASEAN は、1967年8月8日の「ASEAN 設立宣言（バンコク宣言）」をもとに、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5カ国によって設立された。当初の政治協力に加え、1976年の第1回首脳会議とそこで出された「ASEAN 協和宣言」より域内経済協力を開始した。1976年からの域内経済協力は、国連に与えられた提言（『ASEAN 加盟国における経済協力』）を基に、外資に対する制限の上に企図された「集团的輸入代替重化学工業化戦略」によるものであった。しかしながら、各国間利害対立があり、政策の実践から見ても挫折に終わり、域内市場の相互依存性の創出という視点から見ても挫折に終わった¹。

だが、1987年第3回首脳会議を転換点として、従来の集团的輸入代替重化学工業化戦略は、1985年9月のプラザ合意を契機とする世界経済の構造変化を基に、新たな域内経済協力「集团的な外資依存輸出指向型工業化戦略」へと転換した。ASEAN 域内経済協力の基盤が、世界経済の構造変化を基に変化したからであった。プラザ合意以降、円高・ドル安を背景にアジア NIES そして ASEAN への日本からの直接投資の急増という形で多国籍企業の国際分業が急速に進行した。同時に ASEAN 各国は、構造変化に合わせて新たな発展・成長戦略、外資依存かつ輸出指向の発展成長戦略に転換し、外資政策もそれまでの直接投資規制的な外資政策を、直接投資を優遇する外資政策に逆転させた。ASEAN 域内経済協力の新たな域内経済協力「集团的な外資依存輸出指向型工業化戦略」は、1980年代後半からはじまった外資依存かつ輸出指向型の工業化を、ASEAN が集团的に支援達成するというものであった。この戦略のもとの協力を体現したのは、三菱自動車工業が ASEAN に提案して採用されたブランド別自動車部品相互補完流通計画（BBC スキーム）であった。

(2) 1990年代の構造変化と AFTA・AICO

更に、1991年から生じた ASEAN を取り巻く政治経済構造の歴史的諸変化、すなわちアジア冷戦構造の変化、中国の改革・開放に基づく急速な成長と中国における対内直接投資の急増、アジア太平洋経済協力（APEC）の制度化等から、集团的な外資依存輸出指向型工業化戦略の延長上での域内経済協力の深化と拡大が進められることとなった。諸変化の中では、特に冷戦構造の変化が大きな影響を与えた。これらの変化を受け、1992年第4回首脳会議からは AFTA が推進されてきた。また 1996年から BBC スキームの発展形態である ASEAN 産業協力（AICO）スキームが推進されてきた。そして冷戦構造の変化を契機に、

ASEAN はインドシナ諸国へ拡大し、1995年にはASEAN諸国と長年敵対関係にあったベトナムがインドシナ諸国で初めてASEAN加盟した。1997年にはラオス、ミャンマーが加盟、1999年にはカンボジアも加盟し、ASEANは東南アジア全域を領域とすることとなった。

(3) アジア経済危機後の構造変化と域内経済協力の深化

しかしながら1997年のタイのバース危機に始まったアジア通貨・経済危機は、ASEAN各国に多大な被害を与え、波及した東アジア各国にも甚大な影響を与えた。そして1997年のアジア通貨・経済危機を契機として、ASEAN域内経済協力は、更に新たな段階に入った。ASEANを取り巻く世界経済・東アジア経済の構造が、大きく変化してきたからであった。すなわち第1に中国の急成長と影響力の拡大である。中国は1997年以降も一貫して7パーセント以上の高成長を維持し、この成長の要因である貿易と対内投資が急拡大した。特に直接投資の受け入れ先としての中国の台頭は、ASEAN並びにASEAN各国にとって大きな圧力となった。第2に、世界貿易機関(WTO)による世界大での貿易自由化の停滞とFTAの興隆である。第3に中国を含めた形での東アジアの相互依存性の増大と東アジア大の経済協力基盤の形成・東アジア大の地域協力の形成である。ASEANにとっては、アジア経済危機以降の構造変化のもとで、更に大きな協力の深化が目標とされた。

2. ASEAN経済共同体(AEC)へ向けての展開

(1) 「第2ASEAN協和宣言」とASEAN経済共同体(AEC)

ASEAN域内経済協力は、2003年10月に開かれた第9回ASEAN首脳会議の「第2ASEAN協和宣言」を大きな転換点として、単一市場あるいは共同市場を目標とする新たな段階に入った²。「第2ASEAN協和宣言」は、ASEAN安全保障共同体(ASC、後にASEAN政治安全保障共同体:APSC)、AEC、ASEAN社会文化共同体(ASCC)から成るASEAN共同体(AC)の実現を打ち出した³。AECはASEAN共同体を構成する3つの共同体の中心であり、「第2ASEAN協和宣言」において、ASEAN共同体を構成する柱として宣言された。2020年までに、財・サービス・投資・熟練労働力の自由な移動に特徴付けられる、単一市場・生産基地を構築する構想である。尚、2020年までの期限は、2007年1月の第12回首脳会議において、5年前倒しして2015年と宣言された。

ところでAECにおいても依然直接投資の呼び込みは非常に重要な要因であった。セベリーノ元ASEAN事務総長が述べているように、2002年11月4日のプノンペンにおけるASEAN首脳会議において、シンガポールのゴー・チョクトン首相はAECを提案したが、

それは ASEAN 首脳達の ASEAN による直接投資を呼び込む能力への危惧によるものであった⁴。ASEAN 各国にとって依然として直接投資と輸出は発展のための切り札であった。しかし中国やインドのような強力な競争者が台頭し、そのような環境のもとでより直接投資を呼び込むために、各国首脳達は ASEAN としての協力・統合を求めたのであった。そして協力・統合の深化が目標とされるとともに、域内経済格差の是正も重要な目標とされるようになってきた。

(2) ASEAN 憲章の制定と ASEAN ブループリント

2007年1月の第12回 ASEAN 首脳会議では、ASEAN 共同体創設を5年前倒しして2015年とすることを宣言した。2007年11月の第13回首脳会議では、第1に、全加盟国によって「ASEAN 憲章」が署名され、第2に、AECの2015年までのロードマップである「AEC ブループリント」が発出された。

ASEAN では、共同体への歩みとともに憲章の制定が進められてきた⁵。共同体へ向けて ASEAN 協力の深化のために、目標の明確化と制度整備がより必要になってきたからである。ASEAN の設立の根拠はこれまで1967年の「バンコク宣言」にのみ拠っていたが、憲章の発効により、ASEAN の設立基盤が法に発展し設立基盤が強化された。ASEAN 憲章は ASEAN の目標、基本原則、ルールを明確化・成文化し、これまでの制度を整理し更に新たな制度を構築している。ただし意思決定におけるコンセンサス方式等のこれまでの主要な原則は維持されている。ASEAN 憲章は翌年12月には発効された。東アジアの地域協力において初の憲章でもあった。

「AEC ブループリント」は、3つの共同体の中で最初のブループリントであり、AECに関するそれぞれの分野毎の目標とスケジュールを定めた。「AEC ブループリント」は2015年までの ASEAN 経済共同体実現のための具体的な行動計画であり、4つの特徴（戦略目標）と17のコアエレメント（分野）が提示され、コアエレメント毎に具体目標と措置（行動）と戦略的スケジュールを示した。4つの特徴（戦略目標）とは、A.単一の市場と生産基地、B.競争力のある経済地域、C.公平な経済発展、D.グローバル経済への統合である。

「A.単一市場と生産基地」は、①財の自由な移動、②サービスの自由な移動、③投資の自由な移動、④資本の自由な移動、⑤熟練労働者の自由な移動を述べている⁶。

更に、現在、ブループリントを確実に実施させるために、スコアカード、事務局によるモニタリングを実施している。スコアカードは各国毎のブループリントの実施状況の点検評価リストである。こうして2015年までの ASEAN 経済共同体実現に向けて着実に行動が取られている。

2008年からは、ブループリントを確実に実施させるために、スコアカードと事務局によるモニタリングを実施している。スコアカードは各国ごとのブループリントの実施状況の点検評価リストである。また AFTA-CEPT 協定を大きく改定した ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) も 2010年5月に発効された。

(3) 「ASEAN 連結性マスタープラン」

2010年10月の第17回 ASEAN 首脳会議では、AECの確立と域内格差の是正を後押しするために「ASEAN 連結性マスタープラン」(“Master Plan on ASEAN Connectivity”)⁷が出された。「ASEAN 連結性マスタープラン」は、2015年の AEC 確立を確実にする意図を有する。ASEAN 域内で貿易手続きを一つの窓口を集約化する ASEAN シングル・ウィンドウ (ASW) の遅れや、非関税措置 (NTBs) 除去の遅れなど、AEC の実現へ向けての実行の遅れも、プラン策定の要因であった。

ASEAN の連結性については、①物的連結性、②制度的連結性、③人的連結性の3つの面で連結性を高めることが述べられた。①物的連結性に関しては、道路、鉄道、海路・港湾、デジタルインフラ、エネルギーインフラ等に言及し、物的に欠けている部分を繋ぐ必要を強調した。②制度的連結性では、非関税措置 (NTBs) の除去や基準の統一等を述べた。特に2015年までに ASW を実現するために各国のシングルウィンドウを実現することを強調した。また ASEAN 航空市場や ASEAN 海運市場等を実現することも述べている。③人的連結性に関しては、ASEAN 内の人の移動を拡大するために、ビザの緩和や相互認証協定 (MRAs) をより進めることを述べている。こうして ASEAN では、AEC の実現に向けて、着実に行動が取られてきている。

(4) ASEAN 域内経済協力の成果

これまでの域内経済協力の成果としては、例えば AFTA によって 1993年から関税引き下げが進められ、各国の域内関税率は大きく引き下げられてきた。2003年1月には、先行6カ国で関税が5パーセント以下の自由貿易地域が確立され、「第2ASEAN 協和宣言」からは AEC の柱の AFTA の確立も加速を迫られた。当初は各国が AFTA から除外してきた自動車と自動車部品も、組み入れられてきた。最後まで自動車を AFTA に組み入れることに反対していたマレーシアも、2004年1月に AFTA に組み入れ、実際に2007年1月に自動車関税を5パーセント以下に引き下げた。

2010年1月には先行加盟6カ国で関税が撤廃され AFTA が完成した。先行6カ国では品目ベースで99.65パーセントの関税が撤廃された。新規加盟4カ国においても、全品目の

98.96パーセントで関税が0～5パーセントとなった⁸。各国のAFTAの利用も大きく増加し、たとえばタイのASEAN向け輸出（一部を除きほぼすべてで関税が無税のシンガポール向けを除く）に占めるAFTAの利用率は、2000年の約10パーセント、2003年の約20パーセントから、2010年には38.4パーセントへと大きく拡大した。また2010年のタイの各国向けの輸出に占めるAFTA利用率は、インドネシア向け輸出で61.3パーセントへ、フィリピン向け輸出で55.9パーセントに達した⁹。

域内経済協力によって国際分業と国際生産ネットワークの確立も支援された。輸入代替産業として各国が保護してきた自動車産業においても、AFTAとAICOによって、日系を中心に外資による国際分業と生産ネットワークの確立が支援されてきた。この点については、次節の第3節で述べる。また、ASEANは東アジアの地域協力においても中心となってきた。この点については、第4節で述べる。

3. ASEAN域内経済協力と日系企業の生産ネットワーク

(1) ASEAN域内経済協力と自動車産業における生産ネットワーク形成

本節では、これまで述べてきたASEAN域内経済協力の深化と関連して、日系企業がASEANにおいて確固たる生産ネットワークを築いてきていること、その生産ネットワークの構築がASEANの域内経済協力によって支援されてきたこと、今後その生産ネットワークの拡大が更に重要になってきていることを述べたい。

ASEAN諸国は、これまでも重要な生産基地と市場であり、日系企業はASEAN地域において生産ネットワークを構築してきた。自動車や電機・電子産業において生産ネットワークが構築されていたが、ASEAN域内経済協力と生産ネットワーク構築の典型的な例は、自動車産業である¹⁰。

これまでのASEANの域内経済協力政策の中で、自動車部品補完は最も早くから着実に実践されてきた。また自動車産業は、ASEAN各国にとっても極めて重要な戦略産業と位置付けられてきており、ASEAN自動車産業において日系自動車メーカーの占める位置はきわめて大きく、ASEANは日本の自動車産業にとっても世界の最重要な生産・販売拠点の一つである。ASEAN市場の中で日系自動車メーカーのシェアは圧倒的であり、たとえば最大のタイ市場で90パーセント以上のシェアを占めてきた。

(2) BBC・AICO・AFTAと自動車生産ネットワーク形成

1988年からのBBCスキームは、日系を中心とした自動車メーカーのASEAN大での部品の集中生産と域内補完を大きく前進させた。BBCスキームは、特定の部品補完に関して、

関税の50パーセント削減や国産化認定などの特典を与える政策であった。BBCスキームは、三菱自動車工業、トヨタ自動車、日産自動車等により実践されてきた。

ASEANは1992年にはAFTAに合意し、1993年から関税の引き下げを開始した。またBBCスキームは、AFTAに対応して1996年4月の「AICOスキームに関する基本協定」を基に、AICOへと発展した。AICOでは、関税を0～5パーセントにするなど恩典と対象が大きく拡大した。

2003年の「第2ASEAN協和宣言」からは、AECの柱であるAFTAの確立も加速を迫られ、当初は各国がAFTAから除外してきた自動車と自動車部品も、徐々に対象品目(IL)に組み入れられてきた。またAFTAの関税率の引き下げとともに、AICOからAFTAへの切り換えが進められた。

以上のように、ASEAN域内経済協力政策であるBBC、AICO、AFTAによって、自動車産業のASEAN大の生産ネットワーク形成が支援されてきた。そして各社は、主要な部品補完を基に、ASEAN大での自動車生産を進めてきた。

(3) ASEAN地域経済協力とIMVプロジェクト

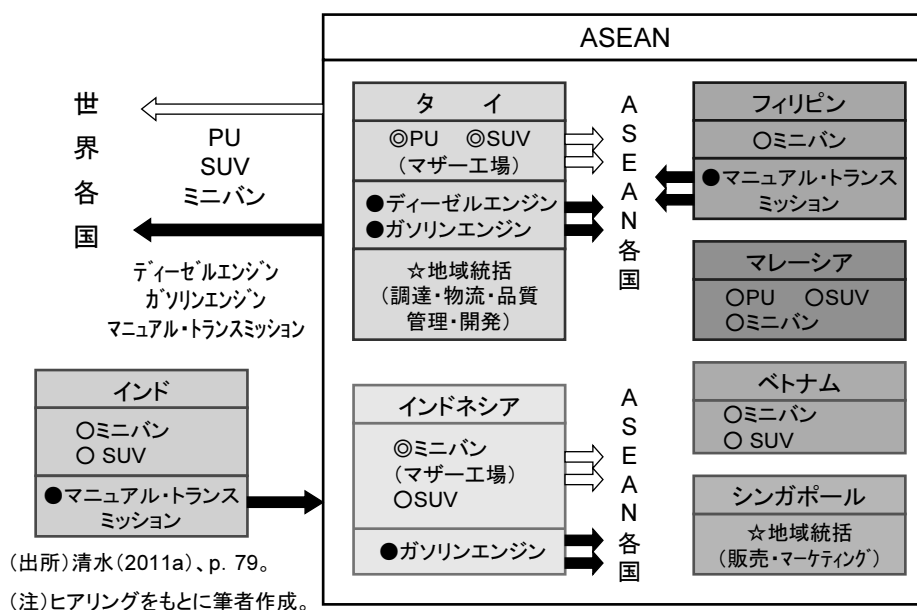
ASEAN域内経済協力と自動車部品補完・生産ネットワーク形成の典型的な例は、トヨタ自動車の革新的国際多目的車(IMV)プロジェクトである¹¹。IMVは、最初2004年8月にタイで生産開始した、1トン・ピックアップトラックベース車を部品調達から生産と輸出まで各地域内で対応するプロジェクトである。日本にベースとなる車種を持たず、日本製部品にほとんど頼らない。また生産の多くを輸出する。そしてこれまでの域内での部品の集中生産と補完を基に、域内分業と現地調達を大幅に拡大し、多くの部品をタイとASEAN各国で生産している。

トヨタ自動車は、これまでBBCスキームにはじまりASEAN域内経済協力スキームを利用して、ASEAN域内における主要部品の集中生産と補完による生産体制を構築してきた。1990年代に入りBBCスキームとAICOに支援されながら、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイのASEAN各国にそれぞれ主要部品の生産工場を設置し、更に部品の相互補完供給業務を統括するための会社をシンガポールに設置して、ASEAN域内で主要部品の集中生産と相互補完流通により生産を効率的に行ってきた。IMVにおける集中生産と補完は、これまでのそれらをより発展させたものである。

IMVの主要部品に関しては、ディーゼルエンジンをタイで、ガソリンエンジンをインドネシアで、マニュアルトランスミッションをフィリピンとインドで生産し補完している。同時に世界各国へも輸出している。また完成車も、コンプリート・ノックダウン(CKD)

を含めて ASEAN 域内で補完し、かつ世界各国へ輸出している（図1参照）。そして IMV に関する ASEAN 域内補完に関しては、従来は AICO と AFTA であったが、現在は AFTA を利用している。

図1 トヨタ自動車IMVの主要な自動車・部品補完の概念図



IMV プロジェクトは、トヨタ自動車の自動車と部品の集中生産と相互補完だけではなく、一次部品メーカーの代表であるデンソーの部品の集中生産と相互補完をも拡大し、一次部品メーカー、2次部品メーカーや素材メーカーを含め、ASEAN における重層的な生産ネットワークを拡大してきている。

ASEAN 域内経済協力と生産ネットワークから見ても、域内協力政策と企業の生産ネットワーク構築の合致であり大きな成果と言える。BBC スキームに始まる、自動車部品の相互補完の支援、ASEAN 大での生産の支援は ASEAN 域内経済協力の大きな特徴と成果であったが、それがより進められてきている。また ASEAN 内の生産の拡大や現地調達、技術向上も促進されてきている。

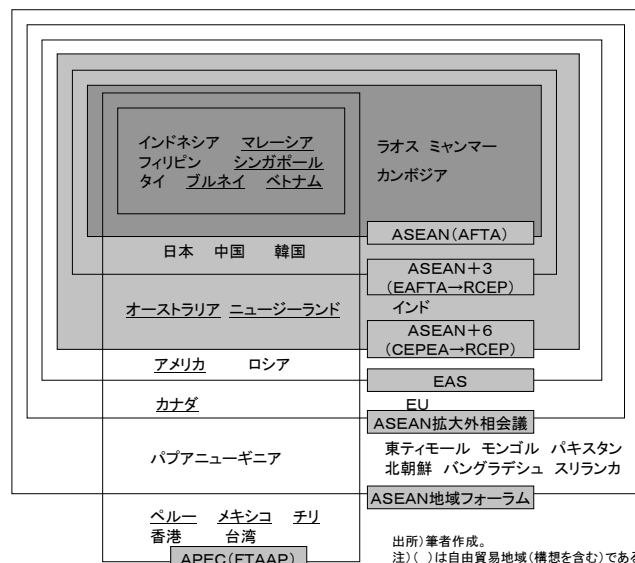
以上、ASEAN 域内経済協力と日系企業の生産ネットワーク構築の典型的な例の自動車の例を見てきた。ASEAN では更に、カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナムの CLMV 諸国の加盟により、生産ネットワークが CLMV 諸国・メコン諸国に拡大しようとしている。それは ASEAN の域内格差是正にも大いに資するであろう。ASEAN の地域経済協力・統合への協力が必要であり、その協力により更に生産ネットワーク構築が可能になるであろう。

4. 東アジアの地域協力と ASEAN

(1) 東アジアの地域協力と ASEAN

ASEAN は、東アジアの地域経済協力においても、中心となってきた（図2 参照）。

図2 ASEANを中心とする東アジアの地域協力枠組み



出所) 筆者作成。
注) () は自由貿易地域(構想を含む)である。
ASEAN: 東南アジア諸国連合、AFTA: ASEAN自由貿易地域、
EAFTA: 東アジア自由貿易地域、EAS: 東アジア首脳会議、
CEPEA: 東アジア包括的経済連携、RCEP: 東アジア地域包括的経済連携
APEC: アジア太平洋経済協力、FTAAP: アジア太平洋自由貿易地域。
下線は、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉参加国。

東アジアにおいては、アジア経済危機とその対策を契機に、ASEAN+3 の枠組みをはじめとして地域経済協力が重層的・多層的に展開してきた。それが東アジアの地域経済協力の特徴であるが、その中心は ASEAN である。ASEAN+3 協力枠組みは、アジア経済危機直後の 1997 年 12 月の第 1 回 ASEAN+3 首脳会議が基点であり、2000 年 5 月には ASEAN+3 財務相会議においてチェンマイ・イニシアチブ (CMI) が合意された。広域の FTA に関しても 13 カ国による東アジア自由貿易地域 (EAFTA) の確立へ向けて作業が進められた。

2005 年からは、ASEAN+6 の東アジア首脳会議 (EAS) も開催されてきた。参加国は ASEAN10 カ国、日本、中国、韓国に加えて、インド、オーストラリア、ニュージーランドの計 16 カ国であった。EAS はその後も毎年開催され、広域 FTA に関しても、2006 年の第 2 回 EAS で 16 カ国による東アジア包括的経済 (CEPEA) 構想が合意された。

東アジアにおいては、FTA も急速に展開してきた。その中でも ASEAN 中国自由貿易地域 (ACFTA)、ASEAN 日本包括的経済連携協定 (AJCEP)、ASEAN 韓国 FTA (AKFTA)、ASEAN インド FTA (AIFTA) など、ASEAN を中心とする ASEAN+1 の FTA が中心である。

2010年にはASEANとインドのFTA（AIFTA）、ASEANとオーストラリア・ニュージーランドのFTA（AANZFTA）も発効し、ASEANを中心とするFTA網が、東アジアを覆ってきている。

（2）ASEAN 域内経済協力の東アジアへの拡大

ASEANにおいては、域内経済協力が、その政策的特徴ゆえに東アジアを含めより広域の経済協力を求める。ASEAN 域内経済協力においては、発展のための資本の確保・市場の確保が常に不可欠であり、同時に、自らの協力・統合のための域外からの資金確保も肝要である。すなわち1987年からの集团的な外資依存輸出指向工業化の側面を有している。そしてこれらの要因から、東アジア地域協力を含めた広域な制度の整備やFTAの整備は不可避である。

ASEANにおいては、これまで域内経済協力と同時に域外経済協力が展開し、域外経済協力（対外経済共同アプローチ）に関して一貫して効果を上げてきた。域外経済協力は、そもそも1972年の対EC通商交渉、1973年の対日合成ゴム交渉以来の歴史を持つが、最近ではその延長に、東アジア地域協力において重要な位置を確保している。たとえば東アジアの地域協力においては、ASEANが交渉の場を提供している。ASEAN 拡大外相会議、ASEAN+3会議、EAS、ASEAN地域フォーラム（ARF）に見られるように、東アジア地域における交渉の「場」をASEANが提供し、自らのイニシアチブの獲得を実現してきた。またASEANを巡るFTA構築競争もこれらの会議の場を主要な舞台としてなされてきた。

更にASEAN 域内経済協力のルールが東アジアへ拡大してきていることも重要である。たとえば、ASEANスワップ協定（ASA）が、チェンマイ・イニシアチブ（CMI）として東アジアへ拡大した。また、AFTA原則が、ACFTAなどASEANを軸とするFTAに展開してきた。相互認証や基準認証等もASEANからはじめられている。更に、EASの参加基準もASEAN基準に基づくこととなった。この参加基準とは、ASEANの対話国、東南アジア友好協力条約（TAC）加盟、実質的な関係の三つの条件である。ASEAN憲章も、東アジア憲章や東アジア共同体を方向付けする可能性がある¹²。こうしてASEANの域内経済協力・統合の深化と方向が、東アジア地域協力を方向付けてきている。

5. 世界金融危機後の変化とASEAN

（1）世界金融危機後のASEANと東アジア

2008年の世界金融危機後の構造変化は、ASEANと東アジアに大きな転換を迫っている。ASEANにとっては、AECの実現がより求められてきた。世界金融危機は、アジア経済危

機から回復しその後発展を続けてきた ASEAN と東アジアの各国にとっても打撃となった。危機の影響の中でも、最終需要を提供するアメリカ市場の停滞と世界需要の停滞は、輸出指向の工業化を展開し最終財のアメリカへの輸出を発展の重要な基礎としてきた東アジア諸国の発展・成長にとって、大きな制約要因となった。

世界経済は新たな段階に入り、これまでのアメリカの過剰消費と金融的蓄積に基づいた東アジアと世界経済の成長の構造は転換を迫られてきた。すなわち 1982 年以來のネオ・リベラリズムの四半世紀の世界経済構造が転換を迫られているとも言える。そのような構造変化の中で、新たな世界大の経済管理と地域的な経済管理が求められている。現在、WTO による貿易自由化と経済管理の進展は困難であり、地域による貿易自由化と経済管理がより不可避となってきている。

ASEAN においては、アメリカやヨーロッパのような域外需要の確保とともに、ASEAN や東アジアの需要に基づく発展を支援することが、これまで以上に強く要請されている。ASEAN と東アジアは、他の地域に比較して世界金融危機からいち早く回復し、現在の世界経済における主要な生産基地並びに中間財の市場であるとともに、成長による所得上昇と巨大な人口により、主要な最終消費財市場になってきている。それゆえ、域外との地域経済協力・FTA の構築とともに、ASEAN や東アジアにおける貿易自由化や円滑化が一層必要なのである¹³。

一方、世界金融危機後のアメリカにおいては、過剰消費と金融的蓄積に基づく内需型成長の転換が迫られ、輸出を重要な成長の手段とすることとなった。主要な輸出目標は、世界金融危機からいち早く回復し成長を続ける東アジアである。オバマ大統領は 2010 年 1 月に輸出倍増計画を打ち出し、アジア太平洋にまたがる環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) への参加を表明した。この計画の主要な輸出先は成長を続ける東アジアであり、そのためにも TPP への参加が求められた。

TPP は、原則関税撤廃という高い水準の自由化を目標とし、また物品貿易やサービス貿易だけではなく、投資、競争、知的財産権、政府調達等の非関税分野を含み、更に新たな分野である環境、労働、分野横断的事項等を含む包括的協定となる。2006 年に P4 として発効した当初は 4 カ国による FTA にすぎなかったが、アメリカが参加を表明し、急速に大きな意味を持つようになった。以上のような状況は、ASEAN と東アジアにも影響を与え始めた。東アジアの需要と FTA を巡って競争が激しくなってきたのである。

(2) 2010 年からの FTA 構築の加速

世界金融危機後の変化の中で、2010 年は ASEAN と東アジアの地域経済協力にとって画

期となった。1月にAFTAが先行6カ国で完成し、対象品目の関税が撤廃された。同時に、ASEANと中国、韓国、日本とのASEAN+1のFTA網もほぼ完成し、ASEANとインドとのFTA、ASEANとオーストラリア・ニュージーランドとのFTAも発効した。6月には中国と台湾との間で、経済協力枠組み協定（ECFA）が締結された。TPPにはアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムも加わり、2010年3月に8カ国で交渉が開始された。更に10月にはマレーシアも交渉に加わり、交渉参加国は9カ国となった。

2011年11月にはASEANと東アジアの地域協力を左右する重要な2つの会議が開催された。11月12-13日のハワイでのAPEC首脳会議の際に、TPPに既に参加している9カ国はTPPの大枠合意を結んだ。APECに合わせて、日本は遂にTPP交渉参加へ向けて関係国と協議に入ることを表明した。カナダとメキシコも参加を表明し、TPPは東アジアとアジア太平洋の地域協力を大きな影響を与え始めた。TPPへのアメリカの参加とともに、日本のTPPへの接近が、ASEANと東アジアの地域経済協力の推進に向けて大きな加速圧力をかけた。

2011年11月17-19日には、バリでASEAN首脳会議、ASEAN+3首脳会議、EAS等が開催された。ASEAN首脳会議は、ASEAN共同体構築に向けて努力することを確認し、マンマの2014年のASEAN議長国を承認した。またASEANは、これまでのEAFTAとCEPEA、ASEAN+1のFTAの延長に、ASEANを中心とする東アジアのFTAである東アジア地域包括的経済連携（RCEP）を提案した。RCEPはその後、東アジアの広域FTAとして確立に向けて急速に動き出すこととなった。

一連の会議では、ASEAN域外からのASEAN連結性の強化への一層の協力も表明された。日本も、ASEANの連結性強化等に2兆円規模の協力をすることを表明した。EASでは、「ASEAN連結性に関する首脳宣言」も発せられ、ASEANの連結性の実現とAECの構築を、EAS参加国全体で支援することが確認された。また一連の会議では、ASEAN提案のRCEPを推進することが表明された。EASはこの会議からアメリカとロシアが加わり18カ国体制となり、東アジアのFTAを一層推進することとともに、海洋安保についても話し合われた。オバマ大統領は、APEC首脳会議に続いてアジア重視を強調した。中国は、日本のTPPへの接近の影響により、一連の会議で東アジアの地域協力を強く支持するようになり、同時に北東アジアの日中韓のFTA構築の加速を表明した。

RCEPに関しては、2012年4月のASEAN首脳会議で、11月までにRCEPの交渉開始を目指すことに合意し、2012年8月には第1回のASEAN+FTAパートナーズ大臣会合が開催された。第1回のASEAN+FTAパートナーズ大臣会合では、ASEAN10カ国並びにASEANのFTAパートナーである6カ国が集まり、16カ国がRCEPを推進することに合意

した¹⁴。同時に RCEP 交渉の目的と原則を示した「交渉の基本指針」をまとめた。「交渉の基本指針」では、既存の ASEAN+1 を上回る FTA を目指すことを述べた¹⁵。

2012年11月6日にはオバマ大統領が再選され、アメリカのアジア重視と TPP 推進の政策が続けられることとなった。11月18日からはプノンペンで第21回 ASEAN 首脳会議と関連首脳会議が開催され、FTA に関しては11月20日の第7回 EAS において、2013年の早期に RCEP の交渉を開始することが合意された。東アジア広域の FTA が遂に実際に交渉されることとなった。また同日には、日中韓の経済貿易相によって2013年に日中韓の FTA の交渉を開始することも合意された。12月3日からはオークランドで第15回 TPP 交渉会議が開催され、初めてカナダとメキシコが参加し、TPP の交渉参加国は11カ国に拡大した。こうして TPP 交渉が更に進められるとともに、RCEP と日中韓 FTA の交渉も開始されることとなった。

世界金融危機後の変化は、ASEAN と東アジアの経済統合の実現を追い立てる。世界金融危機後のアメリカの状況の変化は、対東アジア輸出の促進とともに、TPP への参加を促した。更にアメリカを含めた TPP 構築の動きは、ASEAN による RCEP の提案にもつながり、AEC と ASEAN の経済統合の実現を更に追い立てることとなった。そして東アジア地域協力の核でありつづけることも、一層求められるようになってきた。

おわりに—ASEAN の地域統合と日本—

ASEAN は、世界経済の構造変化の下で1976年から域内経済協力を進め、現在は2015年の AEC の完成を目指している。ASEAN 域内経済協力は、着実な成果を上げてきた。また生産ネットワーク構築の支援も行ってきた。同時に、東アジアの地域協力と FTA においても ASEAN が中心となってきた。そして世界金融危機後の変化は、世界経済における ASEAN の重要性を増すとともに、AEC の実現を追い立てることとなった。同時に東アジア地域協力の核でありつづけることも、一層求められるようになってきた。

ただし、ASEAN においては、現在においても各国の状況の違いがあり、依然いくつかの統合への遠心力を抱えている。長年 ASEAN 統合の遠心力になっていたミャンマーの民主化は進展してきた。しかし各国の政治の不安定、各国間政治対立、発展格差、各国の自由貿易へのスタンスの違いがあり、南沙諸島を巡る各国の立場の違い、それにも関連する各国の中国との関係の違いが、統合の遠心力となっている。南沙諸島を巡る各国の立場の違いと、各国の中国との関係の違いは、ASEAN 統合に更に緊張を与える可能性がある。

しかし ASEAN にとっては、中国やインドなどに対抗して発展するためにも、AEC の確立と統合の深化が不可避である。同時に、東アジアの地域協力や経済統合においてイニシ

アチブを握り続けることも肝要である。

最後に、これまでのASEANの地域統合とAECへ向けての展開の分析を踏まえて、今後の日本とASEANの関係、日本のASEANへの協力についても、いくつか考えてみたい。それらは既に進められているものも多いが、更に協力が必要と考える。まずは、AECの目標である「統合の深化」と「域内格差是正」に向けた協力を述べたい¹⁶。「統合の深化」に向けた協力としては、第1に、ASEANの統合の阻害要因の検討と解決への協力をあげたい。ASEANは、単一市場と単一生産基地になることを目標としている。ASEAN大で生産ネットワークを構築している日系企業からの視点で阻害要因を洗い出し、ASEANに提示することが重要である。たとえば、2008年から毎年開催しているASEAN事務総長と在ASEAN日本人商工会連合会との対話(FJCCIA)も、有益であろう。第2に、ASEANにおける物流円滑化への支援である。AECの目標である財の移動の自由化という点では、物流円滑化への支援が重要である。特に、ASEANが進めるASEANシングル・ウィンドウ(ASW)へ向けての支援が必要である。第3に、ルール整備の協力も重要と考える。環境ルール、安全ルール、知的財産権ルールなどの整備への協力である。

「域内格差是正」に向けた協力としては、第1に、物流インフラ整備へ協力である。域内格差の是正は、ASEAN統合の主要な目標であり、日本に対する期待も大きいといえる。とりわけ新規加盟国諸国が、ASEAN先行加盟国と東アジアの生産ネットワークに参加できる環境整備のために、物流インフラ整備が必要である。第2に、統合のネガティブな影響を受ける各国への技術人材育成、裾野産業などへの支援も考えられる。物流分野に限らず、新規加盟国など経済統合によるネガティブな影響が懸念される諸国では、産業競争力強化のための技術人材育成、裾野産業支援などの協力も期待されるであろう。

ASEANとの関係においては、ASEANが提案して進めているRCEPの実現に向けても協力が必要である。RCEPは、これまで実現できなかった東アジア全体のFTAである。RCEPにおいては、ASEANを中心としながら共に東アジアのFTAを構築していくこと、その際に日本には、RCEPをより水準の高いFTAとする役割が期待される。東アジアのFTAは、日系企業の生産ネットワーク構築にとっても大変有益である。

経済連携においては、現在、東アジアのFTAとアジア太平洋のFTAが同時に構築されつつある中で、日本とASEANの関係強化がより重要となるであろう。東アジアのFTAとアジア太平洋のFTAを連結させる役割も、日本に期待されるであろう。RCEPとTPPを連結させる役割である。ただし、日本がTPP交渉に参加しなければ、話は始まらない。TPPに関しては、一刻も早く交渉に参加しなければならない。

ASEANとの関係は、今後の東アジアの国際関係において、対中国との関係においてバ

ランスを取るためにも重要であろう。対中国との関係においては、更に、日本と ASEAN とアメリカとの関係の強化も必要になると考える。

日本にとっては、ASEAN との関係強化が政治的にも経済的にも不可欠である。ASEAN は、日本にとっても最重要なパートナーのひとつである。これまでの長期の良好な関係の蓄積の上に不可欠である。安倍首相は、就任後初の外国訪問先として 2013 年 1 月にベトナム、タイ、インドネシアを訪問し、ASEAN 重視を示した。今年 2013 年は、日本 ASEAN 友好協力 40 周年の記念の年でもある。日本は、ASEAN とより緊密な関係を築いていかなければならない。

－注－

- 1 以下、本節の内容に関して詳細は、清水（1998、2008）参照。
- 2 以下、本節の内容に関して詳細は、清水（2008、2008）参照。
- 3 “Declaration of ASEAN Concord,” <http://www.aseansec.org/15159.htm>. AEC に関しては、石川・清水・助川（2009）を参照されたい。
- 4 Severino (2006), pp. 342-343.
- 5 “Charter of the Association of Southeast Asian Nations,” <http://www.aseansec.org/21069.pdf>.
- 6 “ASEAN Economic Community Blueprint,” <http://www.aseansec.org/21083.pdf>. AEC ブループリントに関しては、石川（2009）参照。
- 7 “Master Plan on ASEAN Connectivity,” <http://www.aseansec.org/documents/MPAC.pdf>.
- 8 “Joint Media Statement of the 42nd ASEAN Economic Ministers’ (AEM) Meeting,” <http://www.aseansec.org/25051.htm>.
- 9 『通商弘報』2011 年 4 月 30 日号。
- 10 本節の ASEAN 域内経済協力・経済統合と自動車産業に関して詳細は、清水（2010、2011）を参照されたい。
- 11 ASEAN 域内経済協力・経済統合と IMV プロジェクトに関して詳細は、清水（2010、2011）を参照。
- 12 清水（2008）参照。
- 13 清水（2012b）参照。
- 14 “First ASEAN Economic Ministers Plus ASEAN FTA Partners Consultations, 30 August 2012, Siem Reap, Cambodia,” [http://www.aseansec.org/documents/AEM-AFP%20JMS%20\(FINAL\).pdf](http://www.aseansec.org/documents/AEM-AFP%20JMS%20(FINAL).pdf).
- 15 “Guiding Principles and Objectives for Negotiating the Regional Comprehensive Economic Partnership,” <http://www.asean.org/images/2012/documents/Guiding%20Principles%20and%20Objectives%20for%20Negotiating%20the%20Regional%20Comprehensive%20Economic%20Partnership.pdf>.
- 16 AEC に向けての協力に関しては、石川・清水・助川編（2009）の終章「経済共同体に向けた日本の協力」も参照されたい。

主要参考文献

- ASEAN Secretariat, *ASEAN Documents Series*, annually, Jakarta.
- ASEAN Secretariat, *ASEAN Annual Report*, annually, Jakarta.
- ASEAN Secretariat (2008a), *ASEAN Charter*, Jakarta.
- ASEAN Secretariat (2008b), *ASEAN Economic Community Blueprint*, Jakarta.
- ASEAN Secretariat (2010), *Master Plan on ASEAN Connectivity*, Jakarta.

- ASEAN Secretariat (2012), *ASEAN Economic Community Scorecard*, Jakarta.
- Economic Research Institute for ASEAN and East Asia (ERIA) (2012), *Mid-Term Review of the Implementation of AEC Blueprint: Executive Summary*, Jakarta.
- Severino, R. C. (2006), *Southeast Asia in Search of an ASEAN Community*, ISEAS, Singapore.
- Shimizu, K. (2009), "East Asian Regional Economic Cooperation and FTA," in Nakamura, T. (ed.) (2009), *East Asian Regionalism from a Legal Perspective*, Routledge, London.
- 石川幸一 (2009) 「ASEAN 経済共同体とブループリント」、石川・清水・助川 (2009)。
- 石川幸一 (2012) 「ASEAN 経済共同体創設の現況—スコアカードによる評価—」『国際貿易と投資』(ITI)、90号。
- 石川幸一・清水一史・助川成也編 (2009) 『ASEAN 経済共同体—東アジア統合の核となりうるか』日本貿易振興機構 (JETRO)。
- 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編 (2012) 『日本の TPP 戦略 課題と展望』文眞堂。
- 助川成也 (2009) 「経済統合の牽引役 AFTA とその活用」、石川・清水・助川 (2009)。
- 山影進 (1991) 『ASEAN: シンボルからシステムへ』東京大学出版会。
- 山影進 (1997) 『ASEAN パワー』東京大学出版会。
- 山影進編 (2012) 『新しい ASEAN—地域共同体とアジアの中心性を目指して—』アジア経済研究所。
- 山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編 (2012) 『通商政策の潮流と日本—FTA 戦略と TPP—』勁草書房。
- 清水一史 (1998) 『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房。
- 清水一史 (2008) 「東アジアの地域経済協力と FTA」、高原明生・田村慶子・佐藤幸人編・アジア政経学会監修 (2008) 『現代アジア研究 1:越境』慶応義塾大学出版会。
- 清水一史 (2010) 「ASEAN 域内経済協力と生産ネットワーク」、日本貿易振興機構 (JETRO) 『世界経済危機後のアジア生産ネットワーク—東アジア新興市場開拓に向けて—』。
- 清水一史 (2011a) 「ASEAN 域内経済協力と自動車部品補完—BBC・AICO・AFTA と IMV プロジェクトを中心に—」、『産業学会研究年報』、26号。
- 清水一史 (2011b) 「アジア経済危機とその後の ASEAN・東アジア—地域経済協力の展開を中心に—」、『岩波講座 東アジア近現代通史』第10巻、岩波書店。
- 清水一史 (2012a) 「東アジアの経済統合—世界金融危機後の課題—」、『アジア研究』(アジア政経学会)、57巻3号。
- 清水一史 (2012b) 「ASEAN の経済統合と経済共同体 (AEC) —域内経済協力の深化と世界金融危機後の課題—」、山澤・馬田・国際貿易投資研究会 (2012)。
- 清水一史・田村慶子・横山豪史編 (2010) 『東南アジア現代政治入門』ミネルヴァ書房。

第2章 南アジア地域統合の現在と将来

畑佐 伸英

1. はじめに

本章は、南アジアにおける地域統合の現状、および将来的展望を概説することを目的としている。その上で、まずは南アジア地域協力連合（South Asian Association for Regional Cooperation；以下 SAARC）の背景と協定の内容を述べ、その有効性と課題並びに経済統合への展望を考察する。そして、最後に、この地域の統合に向けた日本の支援と役割を考察し、有効な政策提言を提起することにした。

南アジア地域に含まれる国家の定義については、世界銀行にならい、アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、およびスリランカが含まれることとした¹。南アジア地域は、毎年6%という強い経済成長を達成しているものの、未だに貧困が集中している地域となっており、人口16億5600万人のうち、500万人以上の住人が1日1.25ドル以下の生活を送っている²。本地域の中で、インドは最も大きな影響力を及ぼしており、人口、国土面積、GDPにおいて優位を占めている（図表1）。インドは地理的にも優位にあり、最も海港に近くかつ各国と国境を共有している。

図表1 SAARC メンバー各国の経済指標

指標	アフガニスタン	バングラデシュ	ブータン	インド	モルディブ	ネパール	パキスタン	スリランカ
人口 (百万人)	35.32	150.50	0.74	1241.00	0.32	30.49	176.70	20.87
国土面積 (km ²)	652,230	130,170	38,390	2,973,190	300	143,350	770,880	62,710
GDP (10億USドル)	20.34	110.60	1.69	1848.00	2.05	18.88	211.10	59.17
GDP 成長率 (%)	8.2	6.1	7.4	9.6	5.7	4.8	4.1	8.0
一人当たり GDP (USドル)	576	735	2,288	1,489	6,404	619	1,195	2,835

注：GDP 成長率は2010年、それ以外は2011年のデータである。

出所：世界銀行データ指標 <<http://data.worldbank.org/indicator>>

全世界の人口の5分の1以上が南アジアに住んでいることに伴い、地域統合は莫大な利益をもたらすと予想される。地域統合によって、人的交流と貿易が活発化され経済が成長し、社会の安定性が増幅される可能性がある。地域統合は貧困の緩和、生活水準の向上を促進するだけでなく、南アジアにおける政治的、安全保障上の環境をも改善させるであろう。経済協力の促進は、紛争の削減と不均衡の是正、相互発展に大きく寄与することができる。地域協力機構の存在は、地域統合の取り組みを支援するために非常に重要であり、こうした組織による定期的な協議を通じて、南アジア各国間での協力関係の促進と友好的な相互依存関係が構築されるのである³。

2. SAARC—南アジア地域協力連合 (South Asian Association of Regional Cooperation)

南アジア地域協力連合とは、地域統合およびメンバー国家間の協力促進を追求している、南アジア内における地域組織である。SAARC はバングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカの7カ国の国家首脳、及び政府により創設された正式な憲章の合意に基づき、1985年12月に設立された。2007年にニューデリーで行われた年次総会において、アフガニスタンが8番目のメンバーとしてSAARCに加わった。事務局はネパールのカトマンズに設置されている。

歴史的背景

南アジア地域はかつては比較的統一の機運が保たれていたが、1947年のインド独立、また、その後の周辺国の分離独立から劇的に変化した。1948年の域内貿易は貿易全体の19%を占めていたが、1967年までにわずか2%にまで減少している⁴。地域的な緊張は、インドとその他南アジア隣国との間で存在しており、分割以来、根深いイデオロギーの不一致がインドとパキスタンの間にある。パキスタン国内ではイスラム教徒が多くを占めており、一方でインド人の約85%はヒンズー教徒である。三度の戦争を経験したインドとパキスタンの間では、未だ解決されていないカシミール問題もあり、現在も突発的に戦闘が行われており、敵対的な関係は解消されないままである。

このような紛争の絶えない南アジアにおける地域統合の必要性は、長い間認識されていた。第二次世界大戦後、1980年に当時のジアウル・ラーマン (Ziaur Rahman) バングラデシュ大統領による提唱をはじめとして、様々な国際会議においても南アジア地域統合の必要性は議論されてきた⁵。当時の政治的、経済的状況からも、南アジア地域協力は紛争解決と経済発展に向けた重要な選択肢となっていた。既存の域内の不安定さに加えて、1979年にソ連がアフガニスタンに侵攻したことで、南アジア域内の安全保障に対する関心が高ま

り、域内の協調的な動きが活発化されると共に、対話の促進と域内関係の向上が図られることとなった⁶。1971年のインド・パキスタン戦争以降は大きな地域紛争はほとんど起こらず、SAARCへと繋がる議論を醸成させる環境が整いつつあった⁷。1979年のオイルショック後の国際収支バランスの悪化や世界経済の見通しの悪さと失業の増加によって台頭した保護主義に、本地域が直面していたという経済的要因もまた、域内統合への道筋を拓く糧となった⁸。

SAARC 憲章

SAARC 憲章の目的は、メンバー国の経済、社会、文化の発展を促進し、それにより南アジア地域の人々の生活の質と福祉を向上させることである。憲章では、自律性、相互信頼、共同作業および協力的なアプローチを通じてこれらの目的の達成を追求することを謳っている。SAARC の目的や地域協力に向けたプロセスは、当地域の政治および安全保障上の歴史と環境を鑑みて、政治的な係争がある部分を敢えて避けた形で構成されている⁹。

憲章の条項1に挙げられている SAARC の目的は以下の通りである。

- a) 南アジア諸国の国民の福祉増進と生活の質的向上を図る。
- b) 地域における経済成長、社会的進歩、文化の発展を促進し、すべての人に尊厳ある生活と自己実現を得る機会を提供する。
- c) 南アジア諸国の集団的自立を促進し強化する。
- d) 諸問題に関して相互に信頼と理解、認識を深めることに貢献する。
- e) 社会、経済、文化、科学技術の分野における積極的な協力と相互支援を促進する。
- f) 他の発展途上国との協力を強化する。
- g) 共通の利益を有する問題については、国際会議等においてメンバー国内の結束を強化する。
- h) 類似する目標と目的を持つ他の国際機関、地域協力機関と協力する。

SAARC 協定

SAARC 憲章の目的の達成と地域の統合、協力と連携を深める意図で、様々な協定やスキームが SAARC メンバー諸国により採択された。創設以来、SAARC 協定、機構、およびその機能は継続的に変化し発展してきている¹⁰。SAARC における2つの重要な協定は、南アジア特惠貿易協定(South Asian Preferential Trading Arrangement、以下 SAPTA)と南アジア自由貿易圏(South Asian Free Trade Area、以下 SAFTA)である。

SAPTA は 1993 年に域内貿易と経済協力の促進のために合意された。SAARC メンバー諸

国間で特恵的な権利を取り交わすことで、わずかな域内貿易を増幅させることをその第一の目的としていた。SAPTA の利益が全てのメンバー諸国に平等に行き渡るよう、その指針の中には互惠主義や相互利益という概念が含まれていた。公正な貿易の自由化の目標は、詳細にわたる交渉と、定期的な改良と見直しを通じて、一步ずつ詰められていった。全ての物品と商品が含まれると共に、LDCs (Least Developed Countries) の認定の必要性も認められ、限定的な特恵措置についても合意された¹¹。また関税のみならずその他の非関税措置についても取り扱っている。

1995 年末に運用を開始した SAPTA は、2006 年 SAFTA に取って代わられた。SAFTA は 2004 年イスラマバードでの首脳会議で制定された貿易の拡大と経済協力を目指した協定である。SAPTA の後継の貿易協定として、SAARC メンバー諸国間での自由貿易範囲の拡大を目指して 2006 年に発効された。その目的は、国境を越える貿易に対する関税の撤廃と、自由貿易を通して公正な競争環境と共通の利益を生み出す事である。メンバー諸国間での物品の自由な動きは SAFTA の原則であり、互惠主義や相互利益を追求するとともに後発開発途上国への配慮もなされている。漸進的なルールの調和もさらに一步踏み込んだ原則として盛り込まれている。

SAFTA では、貿易自由化プログラム (TLP)、原産地規則、制度調整、紛争解決の手段、および緊急輸入制限措置に関する規定も創設された。後発開発途上国と非後発開発途上国では扱いに違いがあるが、TLP では、工程表や特定品目の関税削減を規定することで、貿易数量制限や関税の大部分を撤廃することを提案している。一方で TLP はセンシティブ品目リストに含まれる物品の関税削減については例外を容認している。これらのリストに含まれる品目の数を徐々に少なくしていくことを目指してはいるものの、センシティブ品目の削減実施については強制できないことになっている。非関税障壁は見直しのため毎年報告され、撤廃方法については専門家委員会による助言を受けることになっている。基準認証、税関措置や人の移動、通信や輸送施設なども含めた広い範囲での貿易促進措置は、SAFTA でも同様に検討されたが、安全保障上の事項については SAFTA の規定から排除されている。SAFTA 閣僚理事会が SAFTA 内で最も強い権限を持っており、最低年一度は総会が開かれている。

2005 年に締結された関税に関する協定 (SAARC Agreement on Mutual Administrative Assistance in Customs Matters) は、関税法の適切な運用と適用のために、メンバー諸国の税関が情報の共有と運営上の協力をしていく取り決めであり、域内貿易の活性化を通して SAFTA を促進していくことを重要な目的としている。また同じ 2005 年には、二重課税の回避に関する協定 (SAARC Limited Multilateral Agreement on Avoidance of Double Taxation

and Mutual Administrative Assistance in Tax Matters) や SAARC 調停委員会の設立に関する協定 (Agreement for Establishment of SAARC Arbitration Council) も締結された。後者は、SAARC メンバー諸国の域内投資促進を目的に創設された紛争解決のためのフォーラムであり、SAARC 調停委員会は、商取引や投資に関わる紛争仲裁のための枠組みや施策を整備、創設する権限を有している。

2007年にはSAARC食料バンク設立に関する協定 (Agreement on Establishing the SAARC Food Bank) が締結された。この協定により、地域の食糧安全保障を高め、起こりうる食料不足と戦うため、SAARC食料バンク評議会と地域的な食料バンクが創設された。食糧安全保障に関する基金を設立することや、地域の食糧安全保障に対する取り組みを支援することも重要な役割の1つである。メンバー諸国は備蓄する小麦や米の量を指定され、食糧危機の際には備蓄を機能的に取り崩す仕組みが決定される。

2008年には南アジア開発基金 (SDF) 憲章 (Charter of the SAARC Development Fund) が結ばれた。SDF設立の主な狙いは、SAARC憲章の目的達成に必要なプロジェクトやプログラムのための財政基盤を確立することで、メンバー諸国により出資された資金をもとに、貸出や補助が行われる。社会、経済またはインフラの分野から、それぞれ各国の事情に応じた適切なプロジェクトが見極められ、承認、出資されることになる。社会分野のプロジェクトは、貧困緩和、健康、教育と人的資源開発を含む、人材と福祉に焦点が当てられ、経済分野のプロジェクトでは、貿易と産業の発展、農業、サービス部門、科学技術を含む分野でインフラを伴わない事業が対象となる。インフラ分野のプロジェクトは、エネルギー、交通、通信、環境、観光などにターゲットを絞っている。

2008年に結ばれた南アジア地域標準機構 (SARSO) 設立に関する協定 (Agreement on the Establishment of South Asian Regional Standards Organisation) により、SARSOが設立された。SARSOの事務局は、SAARCメンバー諸国の各国国家標準化機構のトップで構成される理事会と共に、バングラデシュのダッカに置かれている。当機構の目的は、域内で生産される物品の国家基準を調和、発展、啓蒙させることで、世界市場へのアクセスを改善させ、貿易に係る技術的障壁を削減させることにある。また、域内の情報交換や能力開発を促進したり、国際標準の適切な採択について助言したり、国際標準化機構に対する域内の関心を高める活動なども行っている。

2010年に締結されたサービス貿易に関するSAARC協定 (SAARC Agreement on Trade in Services, SATIS) は、サービス分野における域内貿易の自由化と促進を目指している。SAFTAには含まれていないサービス貿易は、経済開発と成長の重要な要素であり、SATISによってサービス分野における域内貿易を増加させることができれば、計り知れないほど大きな

潜在的な経済利益を獲得することも可能である。

1992年に開始した SAARC ビザ免除計画 (SAARC Visa Exemption Scheme) は、域内の人々の国境を越える移動と交流を増加させる狙いがあり、今日まで拡大し続けている。この計画には高官や公務員、ビジネスマンなどの種別が含まれており、最近では SAARC 地域をビザフリーにするという最終的な目標に向けて、更なる人の移動の自由化が提起されている¹²。

3. SAARC の評価

SAARC が南アジア地域統合の促進に果たす役割について、その効果は限定的であると主張する論者は決して少なくない¹³、¹⁴、¹⁵。SAARC 創設から約四半世紀が経過し、多くの協定が結ばれ進むべき方向性や目標が設定されてはいるものの、具体的な進展は僅かしか見られない。2007年の世界銀行報告書では、「南アジアは世界で最も統合が進んでいない」と述べられている¹⁶。

欧州連合 (EU) や、東南アジア諸国連合 (ASEAN) など他の地域協力機構と比較して、SAARC の実質的な業績は限られているが¹⁷、SAARC の出発点を鑑みると、SAARC を ASEAN などの他の地域経済機構と比較することは適切でないという見方もある。SAARC は大変に難しい状況で設立されており、地域情勢や政治的な状況において、その他の類似する地域組織とは基本的に異なる。これらの違いには以下の視点が含まれると考えられる。

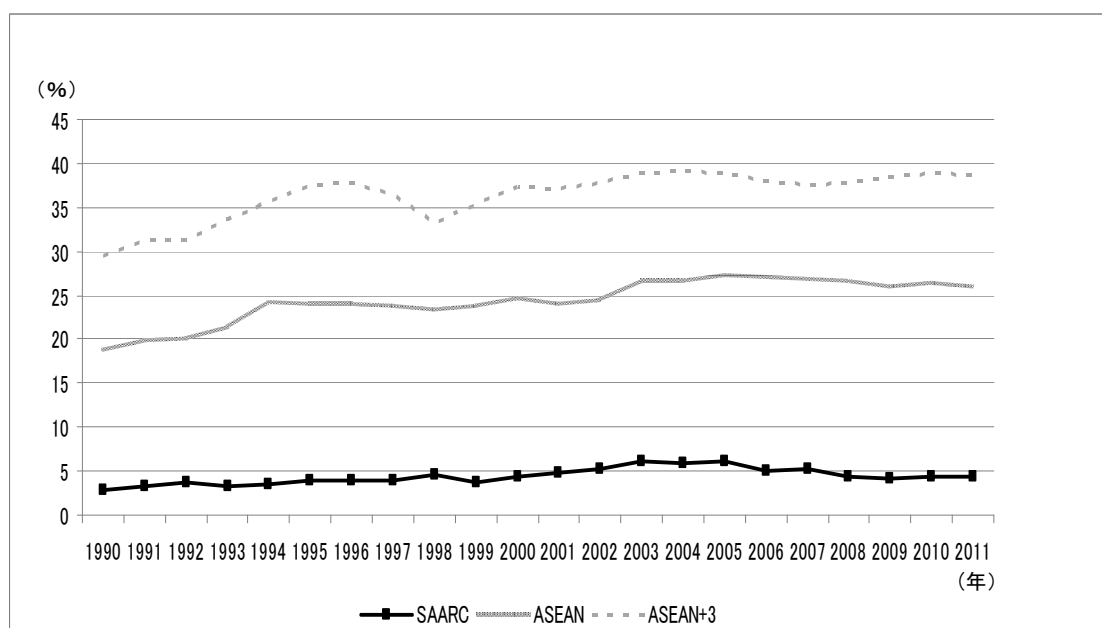
- 域内の経済発展のレベルが異なること、そして、GDP、人口、軍事力、国際的な影響力、地理的利便性などにおいて、南アジアの他国と比較してインドが非常に大きな優位を保っていること。これらの要素によって域内には多大な不均衡が存在しており、このことは SAARC 特有の現象と言ってよい¹⁸。
- 当地域には紛争の歴史が深く現在も続いていること。
- 東南アジア諸国連合地域フォーラム (ARF) のように、首脳会談とは別に重要な外交対話を進めるための実務的な地域外交フォーラムが、SAARC 内に存在していないこと¹⁹。

SAARC の大部分の業績は漠然としたものではあるが、実在しているのは確かである。SAARC は議論を深めるための価値的で戦略的なフォーラムを提供してきたし、域内の経済関係の改善にも貢献してきた。また、南アジア地域の各首脳に、問題を協議し相互理解を深めるための対話の機会を提供してきた²⁰。2008年には、初の南アジア経済首脳会議が開かれ、SAFTA についての情報共有とより進んだ対話を行う機会を得て、地域経済統合の今後の発展の可能性についてより前向きな姿勢を示すことができた²¹。

1995年の開始以来10年間、SAPTAのもとでは限られた範囲の物品のみが対象となって

いたため、南アジアの域内貿易を十分に増加させることはできなかった²²。貿易自由化交渉において、関税譲許は物品ごとに取り交わされ、1998年11月の第3回交渉後には、6000品目中およそ4700品目で合意に達した。しかし、関税譲許品目の多くは域内貿易との関連性はなく、また、SAPTAの焦点は、取り交わされた品目の数であり、自由化される貿易量は考慮されていない²³。

図表2 地域内貿易比率



出所：IMF Directions of Trade Statistics.

2006年に施行されたSAFTAも、その本来の目標である域内貿易レベルの向上という点において、具体的な成果はあまり出ていない。図表2によると、2011年におけるSAARC地域での域内貿易比率は南アジア貿易全体のほんの4.3%であり、SAFTA開始以来わずかに減少したにすぎない。一方で、2011年のASEANの域内貿易は、25.9%とより高い数値を示しており、ASEAN自由貿易圏の相対的な成功を反映していると言えよう²⁴。

南アジア域内の関税はある程度削減されているにもかかわらず、それが域内貿易の比率の増加へと至ってはいない。そのことは、貿易の非関税障壁こそが、地域経済統合にとって深刻な課題となっていることを示唆している²⁵。これらの障壁には以下のような、不十分な貿易円滑化措置²⁶とインフラの欠如があると考えられる。

- 税関手続きの時間が長く非効率的である²⁷、²⁸。
- 受入可能な車両に関する基準が国境ごとに異なるといったような地域的な連結性が欠如

している²⁹。

- 倉庫や検査施設の不足、道路の未整備、国境地点における駐車場の欠如など、物理的なインフラが不足している。
- 査証発給が制限的であり、取得が難しい³⁰。

SAFTA の狙いは関税の大幅な削減であり、撤廃ではない。そのことから、SAFTA は自由貿易圏ではなく、特惠関税協定だと批判的な論評をする人もいる³¹。いずれにしても、2006年に施行されたSAFTAでは、10年間で関税を削減するというスケジュールを掲げていることから³²、本協定の全体的な有効性について、結論的な評価を下すことは時期尚早と言えるかも知れない。

SAARC 査証免除計画は、国境を越えた移動を促進するため1988年に提案され1992年から開始された。一定の要件を満たした高官や公務員は、1カ月間有効の制限無し査証を取得し、限定された都市を訪問することが可能となっている。本計画によって交流が促進されたことは確かであるが、さらに民間セクターの統合を深め南アジアでのビジネス環境の改善を図っていくには、この計画をさらに広げていく必要がある³³。

本スキームの対象となるカテゴリーも増え、現在ビザは通常1年間有効であるが³⁴、依然として査証免除計画の権利はかなりのエリート層にのみ与えられており、大部分のビジネスマンは排除されたままである。各SAARCメンバー諸国に割り当てられる査証免除の権利はわずか100ほどであり、それが大きな障害となっている。その枠を超えて権利を与えられていない専門家等にとっては、結局のところ待機者リストに掲載され査証の取得は大幅に遅れてしまう。査証免除期間や承認都市が限られていることで、域内のビジネス環境の改善にはあまり貢献していないという指摘もある³⁵。

最近の前向きな動きとしては、パキスタンとインド間での制限の緩和と査証の種類を追加に関して、合意がなされたことである³⁶。査証制限が存在することで、各国間の移動やビジネスの機会は抑制されてしまう。査証免除の取得可能性が拡大され、適用可能な種類の数が増えれば、新たなビジネスチャンスやパートナーシップ開拓に向けた調査並びにネットワークの拡大等を見込んだ、クロスボーダーな商業活動が活性化され、南アジア内での商業的繋がりは大きく拡大するであろう³⁷。

4. SAARC の課題

今日までSAARCの功績はかなり限定的であったと言えよう。南アジアの地域関係には、協力よりもむしろ紛争の歴史が横たわっている。域内には様々な紛争の火種があり、それらには歴史的な社会、宗教問題に起因した緊張、領土紛争、インドの優位性、地政学的な

要因、エネルギーや水などの資源不足、などが含まれている。極度の貧困と不平等が蔓延しており、それが不安定な政治情勢をさらに悪化させている。

SAARC メンバー諸国内での二国間紛争や不協和音によって、地域の統合という目標は色あせ、その有効性には影が潜み、相互不信が宿ってしまうのである³⁸。これにより、「SAARC の枠組みでの具体的協力に向けた動きに対する躓き石」³⁹が形成されることとなる。地域的な緊張以外にも、SAARC の機能や権限に関する課題や、貿易投資における障壁など、SAARC の成功を妨げる多くの要因を挙げることができる。

地域内におけるインドの優位性

南アジア地域でのインドの支配的な地位は、紛争を勃発させるような勢力不均衡を形成していると言える⁴⁰。インドは南アジア地域の、面積の 64%、人口の 75%、および GDP の 81%を占めている⁴¹。本地域ではインドが中心に位置しており、その他のメンバー諸国間では国境を共有していない（アフガニスタンとパキスタンはこの限りではない）。そのため、インドは国境貿易の経路を占有することになり、地域貿易にはインドの協力を仰がなくてはならない⁴²。

このような勢力的な不均衡に起因する様々な懸念は、SAARC メンバー諸国内で共有されつつある。インド自身もそのような懸念には警戒しており、他の南アジア諸国がまとまって域内の関心事項についてインドに敵対してくることを憂慮している⁴³。SAARC メンバー内の小さな国々は、インドの力強さが貿易拡大に向けた大きな可能性をもたらしてくれると認識しつつも、不均衡な関係に対しては決して前向きな態度を示していない⁴⁴。過去のインドによる隣国に対する内政干渉は覇権的であると見られており、このような昔のイメージが、現在も大きく影響していると考えられる⁴⁵、⁴⁶。

インド・パキスタン関係

SAARC の成功を阻む最大の障壁は、恐らく SAARC 内で最も大きい2つのメンバー国である、インドとパキスタンの関係であろう。両国はともに核保有国であり、長い国境を共有し、その一部は嚴重な軍の警戒下にある⁴⁷。両国は 1947 年に独立を獲得して以来、三度の戦争を経験しており、頻発する紛争を繰り返してきた最強のライバルと言ってよい。根本的な要因はカシミール地方における未解決の領土紛争であり、本地域には 1949 年から今日まで停戦ラインを監視する国連の部隊が駐留している⁴⁸。

カシミール地方での長期にわたる係争は、SAARC の発展を阻む深刻な問題である⁴⁹。事実パキスタンは当初、西アジアとの関係改善に向けた動きが妨げられることや、インドは

SAARC を地域覇権の確立のために利用するのではという懸念を抱き、SAARC 参加には前向きではなかった⁵⁰。

エネルギーと水資源

急速にエネルギー需要が伸びているにもかかわらず供給が不足していることで、南アジアの貧困削減と経済成長には大きな制約が課せられている⁵¹。そして、それはまた、今後エネルギー危機をもたらす恐れも示唆していると言える⁵²。堅調な経済成長と共に急速に発展、増加している都市の人口により、前例がないような急激なエネルギー需要の上昇がもたらされている。エネルギー獲得の可否が、更なる成長への障壁となる。世界銀行の試算では、約7億の南アジアの人々が電気へのアクセスを欠き⁵³、この地域で貧困状態にある人の大多数が、未だにバイオマスを主要燃料として利用している⁵⁴。

エネルギー不足はそれぞれ特有な地域の事情に起因しており、インフラ投資の欠如、制度的な欠陥、国内資源の不足、国内の資源生産に関する問題、エネルギー価格に対する補助金などがその要因として挙げられる⁵⁵、⁵⁶。さらに、エネルギー供給の40%を超える量が盗用されており、これは公共部門の電力管理の水準の低さに起因するものである⁵⁷。

水問題は長い間、南アジアで議論されてきた課題であり、相互不信と争いの要因でもあった⁵⁸。通常水資源は国境を越えて動いていくことから、時に国際的な緊張をもたらす。水不足とインドが地理的に優位であることから、特にインドと隣国のパキスタン並びにバングラデシュの間で、国境を越えて流れる水を巡る争いが勃発している⁵⁹。

約7億人の人々がインダス川、ガンジス川、ブラマプトラ川から水の供給を受けており⁶⁰、南アジアの一人当たりの水資源は世界で最も少ない量となっている⁶¹。降雨量が目まぐるしく変化し時に集中することにより、この地域には洪水や干ばつなどの災害が起りやすく、何百万人もの人々が移転を余儀なくされている⁶²。

パキスタンは、年平均降雨量がわずか250ミリと決定的に不足しており、世界で最も水資源に苦しむ国の1つである。この問題は、水資源の需要の急増によって際立つようになってきており、人口増加と水質汚染の悪化と共にさらに深刻化すると予想されている⁶³。パキスタンでは、毎年約25万人の子どもたちが水に関する病気で命を落としている。地下水は飲料水として多くの国民の間で利用されており、過度に採取されることで、塩分濃度が高まっていく⁶⁴。

パキスタンにとって主要な真水の源泉は、係争地のカシミール地方を流れるインダス川であり、パキスタンの農業に必要な水の90%をそこから得ている⁶⁵。パキスタン上流の川をせき止めるというインドの水力発電計画は、川の流れに悪影響を与えると懸念されてお

り、二国間の緊張の原因となっている⁶⁶。

水は生活必需品であるだけでなく、経済活動にとっても必要最低限の資源である。本地域にとって重要な繊維産業や農業では水を多く利用する⁶⁷。水の需要が供給限度を超えると、直接費用が上昇し、効率性が下がり、生産が限定されることで、ビジネスコストは上昇に転じる⁶⁸。水資源の問題は経済発展を阻害し、今後の地域の安定を深刻に脅かすことにもなる⁶⁹。

SAARC の機能と権限

SAARC は緊張した政治的情勢の中で成立した。その結果、憲章では、意思決定については満場一致の合意を必要とすることと、SAARC の会議では二国間の紛争事項は扱わないことが示されている。これらの規定が、域内紛争を解決、仲裁する機能を SAARC から奪い取っていると見ることもできる⁷⁰。

第 16 回 SAARC 閣僚会談において閣僚たち自身が述べたように、SAARC の目的を南アジアの人々の真の利益とするためには、より行動に重点を置いたアプローチが必要である。宣言の実施と手段を実行に移すためには、確固とした時間的な枠組みが必要である⁷¹。

SAARC 活動の多くは膨大な範囲と分野に及び、また、複雑なまでに多くの委員会と組織が存在しており、これらの活動や運営を有効に行うには資源が希薄すぎるのが指摘されている⁷²。そのことから、SAARC は経済協力や域内貿易の促進に、資源をより集中させていくことが、組織の利益確保のためには重要であろう⁷³。

貿易投資に関する障壁

2007 年の世界銀行報告書は、南アジアは輸出関税を大幅に削減したものの、世界で最も貿易コストが高い地域であると述べている⁷⁴。最近のインドによる関税障壁の削減や、パキスタンがインドに対して最恵国待遇を与える決定をしたことは、SAARC の貿易障害をさらに削減していく上で重要な動きである。しかしながら、SAFTA が有効に機能しないのは、関税譲許から除外された広範囲にわたるセンシティブ品目であり、これらは域内輸出貿易の 53%を占めている⁷⁵。センシティブ品目の削減を目指した定期的なレビューは貿易自由化プログラムの一環として行われてはいるが、拘束義務がないため、それは各国の判断に委ねられた単なる選択の 1 つに過ぎない⁷⁶。

非関税障壁は貿易を抑制し、商業活動を妨げる。このような障壁には、輸送インフラ設備の不整備と不足、そして、査証に絡む問題が含まれる⁷⁷。地域内の貿易円滑化に向けた環境は未だ整備されていないのが現状である。特に海に面していない国々との貿易には、高い物流コストがかかる。非効率的な港湾や、不透明で複雑な税関手続きなどは、貿易コ

ストの上昇に貢献する重要な要素となっている⁷⁸。非関税障壁と高い物流コストが商業投資のインセンティブを減退させ、投資はより快適なビジネス環境を伴う他国へとシフトしていく。

当初 SAFTA は、サービス貿易や投資など、より広範囲な経済協力を謳う事項をカバーしていなかった⁷⁹。The South Asian Trade and Investment Network (SATIN) は、域内の貿易、投資、ビジネス交流を促進する目的で設立された⁸⁰。しかしながら、南アジアにおける地域統合のプロセスにおいて、未だ投資の問題は組み入れられておらず、海外直接投資 (FDI) は制限されたままである。特定の部門への投資は認められておらず、投資の規模や形態に関する制限を含む様々な要求が課されている⁸¹。このような域内統合の未熟さと相まって、域内における海外直接投資および域外からの直接投資の流入は、潜在レベル以下に留まっている⁸²。

南アジアのサービス部門は巨大であり、地域経済にとって極めて重要である。インドだけでも、サービス産業は多くの雇用と所得を生み出している。サービス部門の貿易促進には、通信と電力の充足と、高いレベルの技術を提供するために必要な十分な教育が欠かせない⁸³。SAARC の発足当初から、通信における協力は注視すべき分野であると認識されてきた⁸⁴。ようやく最近になって、サービス貿易についての SAARC 協定が 2010 年に調印された際に、サービスは地域統合のプロセスに含まれることとなった。

5. 南アジアの地域統合の今後

南アジアが真に統合された地域となるためには、地域的緊張の解決に向けた、継続的で建設的そして協力的な努力が必要である⁸⁵。SAARC メンバー諸国間の不信感を緩和させていくことが、地域統合を促進していくためには大変に重要である。パキスタンがインドに最恵国待遇を与える決定をしたことは、良好な貿易関係構築に向けた重要な一歩であったと言ってよい⁸⁶。

地域の緊張と不信のもととなっている複雑かつ歴史的な要因を取り除いていくには、重要な関係国や多くの利害関係者を交えて、多面的な問題に関与していかなければならず、極めて困難で長期にわたるプロセスを経なければならない。紛争と緊張に直接関与することは政治的にも難しいため、貿易を阻害し、地域統合を阻み、摩擦を生みだしている現実的な問題を取り扱うことのほうが、地域支援のためには今後の可能性も含めて意義ある選択肢と言える。

南アジアにおけるインド特有のステータスは、協力の促進と相互不信の緩和という点において、リーダーシップを発揮するには好都合と言って良いだろう。南アジア内でのその

地位を利用して、インド自身の地域的、国際的な野心を実現していくこともできるし、他のメンバー諸国の国内成長と発展を促す機会を提供することも可能である。このことが全ての SAARC メンバー諸国に真に理解され受け入れられれば、地域統合を大きく支援することに繋がるだろう⁸⁷。

水とエネルギーの確保は主要な現実的課題であり、地域の発展にとっても極めて重要である。人口成長と貧困レベルを鑑みると、今後の南アジアの安定と地域統合は、これら 2 つの根本的な課題を改善していくことにかかっている⁸⁸。今後の南アジアの平和と安定、そして、経済成長と地域統合は、水問題にかかっていると警告する知識人は多い^{89、90、91}。気候変動によって季節ごとの水量が変化しており、また、海面が上昇してきていることで、水問題はさらに深刻になってきている。水を必要とする農業にとっては深刻な意味をもち、また、土地の侵食や壊滅的な洪水など既に地域が直面している自然災害も挙げられる。海面の上昇は飲料水の確保に悪影響を与え、移住を余儀なくされる人たちが出てくることも考えられる⁹²。人口成長と都市化の進行で、既に不十分な水の供給体制に、更なる負荷がのしかかってくるだろう⁹³。

インドは、一人当たりの年間水供給量が 1545 立方メートルであり、既に水不足を抱えている国である（水の使用可能量が一人当たり年間 1700 立方メートル以下である場合、水不足が存在していると定義される）^{94、95}。気候変動と 2050 年までに 16 億まで増えると推計されている人口により、水不足はさらに悪化する見込みである。パキスタンは既に深刻な水不足を抱えており、今後も状況は悪化していくと見られる。人口の増加、資源の枯渇、供給の不足という問題以外にも、パキスタンでは国内の 98% の真水を農業目的で使用していることから、一人当たりの食料生産量が徐々に不足していくという課題も抱えている⁹⁶。水不足が進行するにつれ、人口が過密している河川の流域や、国境沿いのそれらの係争地域では、摩擦が起こりやすくなるだろう。

同じ水資源に頼っていることと地域統合が進んでいないことを考えると、地域の水資源管理に関連して緊急に行動を起こす必要があると考えられる。水資源管理については争いのない改善策を見いだすことも可能である。このことは、域内の緊張を緩和させ、南アジアの発展を促し、経済成長と統合を促進させることにも貢献するであろう。

SAFTA 共通の目的を達成していくためには、貿易円滑化策の調整と物流のさらなる効率化が必要である。輸送インフラを含む国家間の物質的な結合を改善していくことで、地域統合の展望は開けていく。物理的な統合を高めていくことで、メンバー国間での貿易や地域の安定性は増し、相互依存関係も深まっていく。特に、後れを取っている国境地域での繋がりを強め、市場へのアクセスを保つことが必要である。陸上輸送コストの高さ、国境

を越えるポイントの不足、インフラの未整備が非効率を引き起こし、域内貿易を阻害している。貿易を促進する政策と連携させながら、輸送システムと関連施設を地域で統一した形で改善していけば、国内外の両方で市場へのアクセスが容易になり、内陸で地理的にも不利な南アジア地域を活性化させることが可能であろう⁹⁷。これらの分野で改善がみられれば、不平等の緩和と地域内外での摩擦の軽減にも資すると考えられる。

南アジア諸国は繊維・衣類産業で比較優位がある。繊維産業は重要な製造業であり外貨獲得源にもなっている。また、直接、間接ともに重要な地域の雇用を支えている。しかし、本産業における域内の統合は進んでいない⁹⁸。南アジアでは、その中間財を主に地域内からではなく、東アジアの供給者を通して得ている。南アジア諸国では類似した製品を生産しているものの、わずかではあるが補完的なバリエーションが存在している。よりよい貿易円滑化措置が実施されれば、地域間での調達の促進は可能であろう。繊維と織物の純輸入国であるバングラデシュとスリランカは、インドやパキスタン等の純輸出国から、財を調達することも可能である。こうした貿易を増加させ、地域統合を推進していくことも有用である⁹⁹。

南アジアには、1996年にSAARCメンバー間（バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール）での経済協力を促進するために創設された、The South Asian Growth Quadrangle（SAGQ）という枠組みも存在している¹⁰⁰。SAGQでは、国際競争において比較優位を得るために、サブリージョンにおける地理上の近接性と文化的な類似性を活用していくことを進めており、市場の統合よりもむしろ、多様な分野での協力を基本としたプロジェクトに焦点をおいている。このグループはSAARCの枠外で活動することで、インド・パキスタン間の政治的な緊張を排除している¹⁰¹。The South Asia Subregional Economic Cooperation（SASEC）プログラムは、SAGQの重要な新しい取組みであり、アジア開発銀行（ADB）からの支援を受けて行われている。

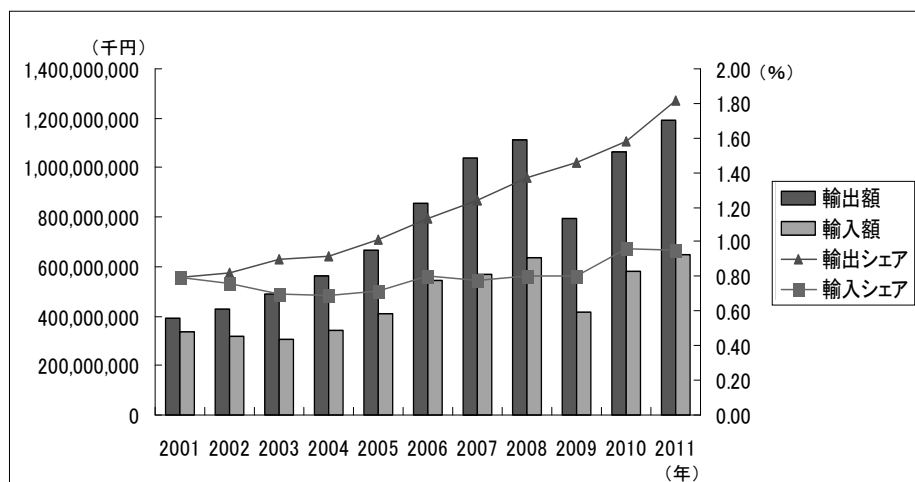
さらに、SAARCメンバー5カ国を含む、The Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation（BIMSTEC）という、サブリージョナルなグループもある。1997年にバングラデシュ・スリランカ・タイ経済協力（BIST-EC）として設立され、後にミャンマー、ブータン、ネパールを含めて、現在の名称へと変更された。このグループの注目すべき特色は、南アジアと南東アジアを繋げている点である。BIMSTECは2004年、物品とサービス貿易、投資、経済協力を含んだ自由貿易協定に調印した¹⁰²。BIMSTECには、インド・パキスタン間に存在する政治的な摩擦がないため、地域統合実現の可能性はより高いと指摘する声も聞かれる¹⁰³。こうした地域協力に向けた多角的な取組みを進めることで、他のアジア地域のグループよりも早く統合を実現させることができるかもしれない¹⁰⁴。

6. 南アジア地域統合と日本の役割

南アジアと協力的な関係を構築していくことと本地域の安定を確保していくことは、日本の国益にとっても重要である¹⁰⁵。南アジアは、歴史上日本と良好な関係を持ち、固有の価値も共有している¹⁰⁶。急成長を成し遂げ巨大な経済的潜在能力を有している本地域の重要性は、国際的にも高まっている。南アジアは、日本と中東間の物資輸送にとっては地理的に重要であり、戦略的な要所と言える¹⁰⁷。湾岸地域からの日本への石油の輸入は、インド洋を通る海上交通路に依存している¹⁰⁸。

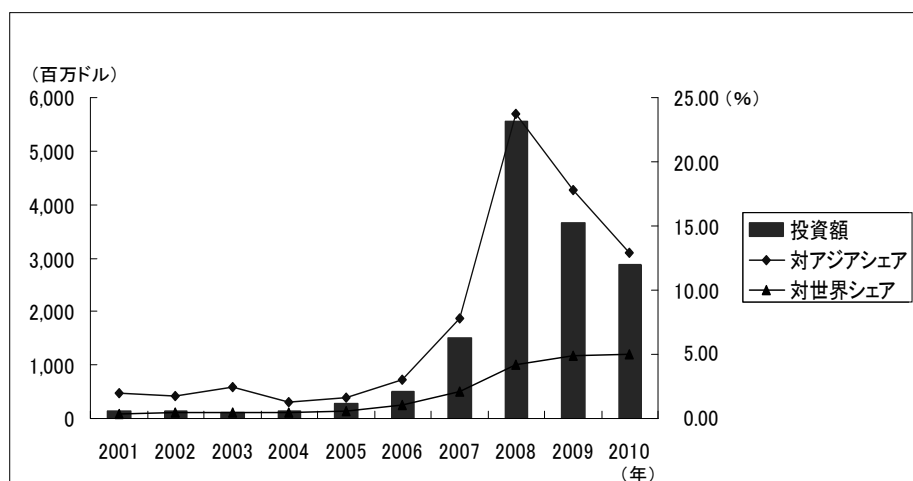
特に世界一巨大な民主主義国家であるインドの発展は、地域にとっては重要な魅力となりつつある。図表3は日本の対インド貿易の推移を示したグラフである。今世紀に入り特にインドへの輸出が堅調に増加しているのがわかる。輸出シェアも同様に増えてきていることから、相対的に日本にとってインド需要の重要性が増していることが窺える。また、投資についても2000年半ばからインドへの額が急増しており、それ以降日本の対外直接投資におけるインドのシェアは着実に増加している（図表4）。

図表3 日本の対インド貿易



出所：財務省貿易統計。

図表4 日本の対インド投資



出所：JETRO <http://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi/data/country1_cy11.xls>

国際協力銀行 (JBIC) の調査によると、現在、日本の製造業界による長期投資において、最も有望な投資先はインドである¹⁰⁹。中期的には、インドは中国に続き二番目に有望なビジネス上魅力的な国であり、調査に回答した会社の47%がインドのインフラの未発達を最大の課題としてあげている。インドで活動している日系企業は2006-07年の約100社から、2009-10年には300社へと3倍に増えている¹¹⁰。

この地域の情勢は、国際社会にとってもまた重要である。南アジアの安全保障、安定性、地域内でのテロ、インドとパキスタンの核武装は、「日本を含む国際社会にとって大きな懸念事項」である¹¹¹。

1993年、SAARC同盟は当地域の発展と安定を促進する可能性を有していることから、日本政府によって、日本・SAARC特別基金が創設された。日本・SAARC特別基金はSAARCにとって重要な外部資金源であり、日本は2005年11月にSAARCのオブザーバーとして認定された。

2007年、日本の麻生太郎内閣総理大臣は、SAARCへの支持を表明し、特定の開発分野への支援に乗り出した。支援は原則として政府開発援助 (ODA) による円借款と無償資金協力という形で行われている。2011年11月の日本の外務省による報告では、迅速に始められた日本の財政支援は、2012年までに総額150億米ドルにのぼる¹¹²。支援は次の3つの分野において行われている。

1. 南アジアの持続可能な発展に向けた支援
 - A. 気候変動と環境保護への支援
 - B. インフラ開発に向けた支援

C. 地域災害リスク削減と災害管理への支援

2. 人材交流の促進

3. 民主化と平和構築に向けた支援

2011年11月の外務省による報告¹¹³では、日本によって支援されているプロジェクトは下記に要約されている通りである。

目標 1.A 気候変動と環境保護への支援が計画され、現行のODA借款での援助は15億7800万米ドル、無償資金協力は5500万米ドルである。この援助は、広く下記の重要な分野へと配分されている：

- 電力開発と供給、クリーンエネルギーと省エネを含むエネルギープロジェクトには、11億7200万米ドルのODA借款、および3600万米ドルの供与が行われた。
- 生物多様性と森林保護プロジェクトには、2億2900万米ドルのODA借款と、600万米ドルの供与が行われた。
- 洪水調査、水供給インフラとサービスを含む水プロジェクトには1億7600万米ドルの借款が割り当てられた。

目標 1.B 道路、鉄道、エネルギー施設を含むインフラ開発への援助には、41億9200万米ドルのODA借款と1億3100万米ドルの供与が割り当てられ、地域の連結性を促進することを目指す。

目標 1.C 地域災害リスクの削減と災害管理への支援基金は、3億7200万米ドルのODA借款と、7800万米ドルの供与からなる。これは災害に強いコミュニティの建設と、災害管理と対応において地域協力を強めていくことを目的としている。これらの基金のうち、5300万米ドルのODA借款と、1100万米ドルの供与は、水に特化したプロジェクトに割り当てられる。

目標 2. 人材交流の促進は、団結と将来ビジョン共有の促進を目指すものである。日本とSAARCメンバー諸国との若手交流プログラムが導入されている。

目標 3. 民主化と平和構築へ向けた支援では、平和構築、ガバナンス、安全保障とその他のプロジェクトを通じて、これらの目標へ向けてSAARCメンバー諸国を支援している。原則的に受益者はアフガニスタンであり、パキスタン、ネパール、スリランカ、ブータンもまた支援を受けている。

2011年11月の報告にもあるように、南アジアに対する150億米ドルの支援計画のもとで、60億米ドルを超えるODA借款と2億6400万米ドルの無償資金協力を含め、日本は多くの詳細なプロジェクトに対して支援をしてきた。資金供与と貸与の大部分は、輸送インフラとエネルギープロジェクトに充てられてきた。日本の支援は多額であり、当該地域に

対して重大な関心を示していることが窺える。

SAARC に対する現在の日本の援助は多分野にわたっており、また、当地域には多くの競合する資金の需要がある。現行の資金援助は輸送インフラとエネルギーを基本としたプロジェクトに焦点が置かれており、これらは地域の経済や雇用情勢の改善にとって重要な分野であるが、今後は、水資源をベースとしたプロジェクトへの支援を拡大させ、南アジアにおける水資源の安定性と協力を促進していくことを個別の目標として掲げていくことが望まれる。

現在、日本からの支援による水管理プロジェクトは、その新しい目標へと吸収されてよいだろう。日本が提供出来るであろう資源を最善の方向へ持っていくために、南アジアの水資源管理プロジェクトのさらなる調査が必要である。政策面で提言しうる例としては、以下の項目が挙げられる。

- インドでは、水資源インフラへの投資と、ガバナンスの改善が必要である。水漏れによる損失に対処するだけで、供給可能量を大幅に増やすことが可能である¹¹⁴。
- パキスタンには十分な水を貯蔵する能力が無く、これは明らかに取り組むべき課題である¹¹⁵。
- 地下水は、広く過剰使用され、環境悪化が原因で多くの地域で汚染されている。地下水資源の塩度は南アジアで深刻な問題となりつつある¹¹⁶。
- 水と肥料を大量に使用する農業慣行、排水の管理が行き届いていないこと、自然保護に対する認識不足は、改善の余地がある分野である。
- 地域協力においては、データ、知識、責任の共有に向けて積極的に行動していくことが必要である¹¹⁷。

南アジアにおける水資源の安定性と協力を促進していくという目標に対して、追加的なプロジェクトを行っていくにあたっては、資金援助の手法においていくつか選択肢がある。

- 個々の重要なプロジェクトについては、二国間の調整により、日本から直接資金を支援する。
- 資金は、SAARC により運営される現行および将来のプロジェクトに割り当てられる。この支援にはプロジェクトの早期実現を支援するための管理上の資源も含まれている。
- 当地域で現在同じ目的で活動しているその他の団体と関わりを持っていく。

南アジアにおける水管理を既にターゲットとしている団体の例は South Asia Water Initiative (以下、SAWI) である。2008 年に世界銀行の団体として設立され、南アジア地域での水資源管理と国境を跨ぐ水資源に対する協力を促進することを目標としている¹¹⁸。SAWI は新しい知識の創出、対話促進、行動と投資の促進によって、これらの目標を達成しようと努

めている¹¹⁹。中長期的な目標を掲げて、世界銀行によるマネージメントと当該分野の専門家を活用している。SAWI は世界銀行によって出資され、イギリス、オーストラリア、ノルウェーを含む数カ国の支援を受けている。まだ日の浅いプログラムで、比較的小規模な財源で行っており、2011年までの出資金はわずか1000万ドル以下である¹²⁰。

現在の日本の南アジア地域に対する力強い支援に見合った形で、日本からSAWIに支援が行われれば、SAWIのプロジェクト遂行能力は大いに改善されるであろう。選択される援助手法がどうであれ、水管理と協力に対する日本の貢献は、地域統合の将来展望を進展させ、物質的には南アジアの何百万もの人々の生活とその将来性を改善させることであろう。

日本は既に、輸送インフラへのODAを通じ、地域内貿易の促進のために、大規模な援助を提供している。現行の支援と並んで、貿易円滑化措置をさらに拡大させる方向で援助ができればよいだろう。この分野で改善が見られるような日本の支援が得られれば、地域統合の促進において重要な糧となるだろう¹²¹。

日本はODAを、地域連結性の促進を目指した道路、鉄道、エネルギーにおけるインフラ開発プロジェクトのために供給している。この支援を実質的に拡大させ、国境付近で倉庫、検査施設、駐車場を十分に確保していくことが求められる。税関手続きは対処がより難しい分野であるが、それでもなお、地域間の情報共有と協調的な行動を支援するプロジェクトによって改善が可能である。車両の通過に関しては、地域を跨ぐ基準が策定されるよう推進していく援助が有効である。

7. おわりに

南アジアは、全世界の5分の1の人口を抱えていると共に、世界で最も貧困レベルが高い地域である。またその一方で、大きな経済成長の可能性も秘めている。南アジア地域統合の潜在的利益は計り知れないが、その成功には多くの障害が横たわっている。

SAARCは地域統合と協調的な発展を追求する目的で創設された。2つの鍵となる協定はSAPTAとSAFTAで、両者共、域内貿易と経済協力を促進するものである。SAPTA協定では原則として品目ごとにメンバー間で特惠関税の取り決めを行った。貿易障壁の削減を通してメンバー諸国間での貿易の自由化と財の自由な動きを達成していくとして、SAFTAは2006年にSAPTAへと引き継がれた。

SAARCのもとでは多くの協定が結ばれ素晴らしい目的が謳われたが、具体的な成果を生み出すことはあまりなかった。SAPTAの貿易自由化に向けた10年におよぶ協議のもとでは、実質的に南アジアの域内貿易を増やすことはできず、同様にSAFTAの成果も今日まで目立ったものはない。南アジアはその他のエリアにある地域協力に比べ、統合の程度

は不十分なままである。この地域の不均衡な構造と政治的に困難な情勢を鑑みると、これは恐らく驚くことではないだろう。しかし、それでも、南アジアの首脳間の対話と協議を行うための価値ある場を、SAARC が提供していることは確かである。

SAARC が相対的に有効に機能しない要因は、地域の軋轢から地政学的あるいは制度的な問題まで、幅広い範囲にわたる。インド・パキスタン間の張り詰めた関係と同様に、この地域におけるインドの優位性は緊張を高めている。水とエネルギー資源の問題は、経済成長を直接妨げ地域的な摩擦を作り出す要因となっている。SAARC が活動的でないことと、組織と活動の範囲が広すぎることも大きな問題である。関税障壁は多少削減された一方、長いセンシティブリストは手つかずのままである。また、非関税障壁は貿易と地域統合を阻む大きな障害となっている。

南アジアで統合を成功させるには、これらの問題を解決する動きが必要である。特に、SAARC メンバー諸国内での地域的な緊張と不信感を除去することに焦点を当てる必要があり、そうすることで、より協力的な関係を構築することが可能となるであろう。インドはこれらの努力に向けて指導的役割を果たす立場にある。

南アジアの統合の達成に向けた地域外の援助国からの支援は、問題が政治的であるがゆえに複雑になりうる。そのため、地域紛争の緩和を手助けするような係争のない実用的な援助が適切であろう。エネルギーと水資源管理の改善、あるいは高価な貿易関連コストへの対処などが、可能性のある有益なプロジェクトの例である。

日本は既に SAARC に対して、日本・SAARC 基金を通じ、地域の発展と安定を支援するため、広範囲にわたる援助を行っている。150 億米ドルを超える支援は広い分野で実施または計画され、基金は主に輸送とエネルギー部門に充てられてきた。

本稿では、その援助の焦点を水資源にもあて、そのための独自の目標を掲げることを提案したい。水資源管理は、地域の経済発展、地域環境の維持、人間開発にとって極めて重要である。また、物流や国境インフラに関するプロジェクトを含む貿易円滑化策を促進していくことや、情報共有や標準化に関するプロジェクトを通して関税手続きの効率化を支援することも、今後の日本の援助のあり方として有効であると考ええる。

—注—

¹ The World Bank, “The World Bank | South Asia.”

² Ibid.

³ Dash, “The Political Economy of Regional Cooperation in South Asia,” 1.

⁴ Kumar, R and Singh, M, India’s Role in South Asia Trade and Investment Integration.

- 5 Dash, 1.
6 Dash, 2.
7 Khan, S et al., *Regional Integration, Trade and Conflict in South Asia*, 11.
8 MOFA, “Efforts to Solve Global Economic Issues and Other Multilateral Problems.”
9 Dash, 2.
10 Dash, 3.
11 LDCs とは国連により定義された国であり、南アジアではアフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブとネパールが含まれる。United Nations, “LDC Regional Membership.”
12 SAARC Secretary General quoted in the *Bhutan Observer*, July 2011, “Saarc Visa Exemption Scheme Expanded.”
13 *The Economist*, “SAARC Chasm.”
14 Pattanaik, S, *Making Sense of Regional Cooperation: SAARC at Twenty. SAARC: An Impasse?*.
15 Ahmed, S and Ghani, E, “South Asia’s Growth and Regional Integration An Overview,” 4.
17 Delinić, T, *SAARC-25 Years of Regional Integration in South Asia*, 7.
18 *Ibid.*, 7.
19 Choquier, *ASEAN and SAARC: Resolving Intra Regional Disputes*.
20 Spachis, “SAARC: Towards Meaningful Cooperation.”
21 The Commonwealth, “Commonwealth Secretariat - Commonwealth Supports First South Asian Economic Summit.”
22 Baysan, T, Panagariya, A, and Pitigala, N, *Preferential Trading in South Asia*, 8.
23 Weerakoon, D, *Globalization and South Asia: The Role of Foreign Direct Investment in Economic Development*, 13,14.
24 Bhattacharyay, *Benefits and Challenges of Integrating South and Southeast Asia*, 10.
25 De, Chaturvedi, S, and Khan, A, “Transit and Border Trade Barriers in South Asia,” 140.
26 ADB/AusAID, *Study on Intra-regional Trade and Investment in South Asia*.
27 Taylor, B and Wilson, J, *As SAFTA Gains New Momentum, Trade Facilitation Should Remain Key Priority*.
28 Roy, J and Banerjee, P, “Connecting South Asia The Centrality of Trade Facilitation for Regional Economic Integration.”
29 Asian Development Bank / Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry, *Key Proposals for Harnessing Business Opportunities in South Asia*, 6–7.
30 *Ibid.*, 4.
31 United Nations, *South-South Trade in Asia: The Role of Regional Trade Agreements*, 69.
32 SAARC, “Agreement on South Asian Free Trade Area (SAFTA),” Article 7.
33 Asian Development Bank / Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry, *Key Proposals for Harnessing Business Opportunities in South Asia*, 4.
34 SAARC, “SAARC Visa Exemption Scheme.”
35 Asian Development Bank / Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry, *Key Proposals for Harnessing Business Opportunities in South Asia*, 4.
36 Reuters, “Pakistan and India Agree to Ease Visa Restrictions.”
37 Alwis, R, “Promoting Tourism in South Asia,” 273.
38 Pattanaik, S, “Indo-Pak Relations and the SAARC Summits,” 427.
39 Sabur, A and Kabir, M, *Conflict Management and Sub-regional Co-operation in ASEAN: Relevance for SAARC*, 79.
40 Thapar, R, “SAARC: Ineffective in Promoting Economic Cooperation in South Asia.”
41 The World Bank, “The World Bank | South Asia.”
42 Delinić, 10.
43 *Ibid.*
44 Thapar, R, “SAARC: Ineffective in Promoting Economic Cooperation in South Asia.”
45 Sridharan, *Regional Organisations And Conflict Management: Comparing ASEAN and SAARC*, 9.
46 Bhasin, *India’s Role in South Asia – Perceived Hegemony or Reluctant Leadership?*, Vol. 3 No. 4:2.
47 Reuters, “FEATURE-Thirsty South Asia’s River Rifts Threaten Water Wars.”
48 United Nations, “United Nations Military Observer Group in India and Pakistan (UNMOGIP).”
49 Pattanaik, S, “Indo-Pak Relations and the SAARC Summits,” 429.

- 50 Behera, *SAARC & Beyond - Civil Society and Regional Integration in South Asia*, 1.
- 51 Sankar, *Regional Energy Security For South Asia*, ES1–2, ES4.
- 52 “Energy and Security in South Asia: Cooperation or Conflict?”.
- 53 The World Bank, “Energy - Electricity Access.”
- 54 Sankar, 2–1.
- 55 The World Bank, “The World Bank | South Asia.”
- 56 “Energy and Security in South Asia: Cooperation or Conflict?”.
- 57 USAID, *South Asian Free Trade Area: Opportunities and Challenges*, 24.
- 58 Singh, R, *Trans-Boundary Water Politics and Conflicts In South Asia: Towards “Water for Peace.”* 10.
- 59 Ibid.
- 60 Langton, N and Prasai, S, “Will Conflicts over Water Scarcity Shape South Asia’s Future?”.
- 61 Asian Development Bank, “Water for All: The Water Policy of the Asian Development Bank,” 3.
- 62 Langton, N and Prasai, S, “Will Conflicts over Water Scarcity Shape South Asia’s Future?”.
- 63 The World Bank, *Pakistan Strategic Country Environmental Assessment*, 7.
- 64 WWF, *Pakistan’s Waters at Risk*.
- 65 Wheeler, W, “India and Pakistan at Odds Over Shrinking Indus River.”
- 66 Ibid.
- 67 Ibid.
- 68 ADB/AusAID, *Study on Intra-regional Trade and Investment in South Asia*, 83.
- 69 Wilson, J, “Water Security in South Asia: Issues and Policy Recommendations.”
- 70 Delinić, 11.
- 71 Abdin, “Commitments of SAARC Summits--an Analysis.”
- 72 Delinić, 14.
- 73 Ibid., 17.
- 74 Ahmed, S and Ghani, E, “Growth and Regional Integration,” 31.
- 75 Taneja, N et al., *Enhancing Intra-SAARC Trade: Pruning India’s Sensitive List Under SAFTA*, 1.
- 76 Ibid.
- 77 Delinić, 15.
- 78 Wilson and Ostuki, “Cutting Trade Costs and Improved Business Facilitation in South Asia,” 240.
- 79 ADB/AusAID, *Study on Intra-regional Trade and Investment in South Asia*.
- 80 Commonwealth Business Council, “South Asia Trade and Investment Network.”
- 81 Asian Development Bank / Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry, *Key Proposals for Harnessing Business Opportunities in South Asia*, 14.
- 82 UNCTAD, *World Investment Report 2012*, 47.
- 83 Ghani, E, “Is Service-led Growth a Miracle for South Asia?,” 95.
- 84 Cecot, C, “Telecommunication Development and the Role of Regional Cooperation,” 335.
- 85 Harshe, R, “South Asian Regional Co-operation: Problems and Prospects,” 1100.
- 86 BBC News, “Pakistan Grants India ‘Most Favoured’ Trade Status.”
- 87 Kumar, R and Singh, M, *India’s Role in South Asia Trade and Investment Integration*.
- 88 Babel, M and Wahid, S, *Freshwater Under Threat: South Asia*, 9.
- 89 Langton, N and Prasai, S, “Will Conflicts over Water Scarcity Shape South Asia’s Future?”.
- 90 Wilson, J, “Water Security in South Asia: Issues and Policy Recommendations,” 1.
- 91 The Economist, “South Asia’s Water: Unquenchable Thirst | The Economist.”
- 92 Asian Development Bank, *Climate Change in South Asia: Strong Responses for Building a Sustainable Future*.
- 93 Langton, N and Prasai, S, “Will Conflicts over Water Scarcity Shape South Asia’s Future?”.
- 94 UNDESA, “International Decade for Action ‘Water for Life’ 2005-2015. Focus Areas: Water Scarcity.”
- 95 Ministry of Water Resources, “Press Information Bureau, Government of India.”
- 96 Ahmed, S et al., *Meeting Future Food Demands of Pakistan Under Scarce Water Situations*, 239.
- 97 Ahmed, S and Ghani, E, “South Asia’s Growth and Regional Integration An Overview,” 6.
- 98 ADB/AusAID, *Study on Intra-regional Trade and Investment in South Asia*.
- 99 Tewari, M, *Deepening Intra-regional Trade and Investment in South Asia The Case of the Textiles and Clothing Industry*, 5–8.
- 100 ADB, “South Asia Subregional Economic Cooperation.”
- 101 Ahluwalia, I.J., “Economic Cooperation in South Asia,” 321.

- 102 BIMSTEC, “Bimstec Energy Centre.”
- 103 Kumar, R and Singh, M, 26.
- 104 Nag, B and De, D, *Asian Integration Process and BIMSTEC*, 8.
- 105 MOFA, “Regional Diplomacy.”
- 106 MOFA, “The South Asian Association for Regional Cooperation (SAARC) and Japan.”
- 107 MOFA, *Japan’s ODA White Paper 2008 “Japan’s International Cooperation,”* 105.
- 108 Moni, M, *Japan and South Asia: Toward a Strengthened Economic Cooperation*, 5.
- 109 Japan Bank for International Cooperation, *Survey Report on Overseas Business Operations by Japanese Manufacturing Companies.*
- 110 “IBEF:: India and Japan.”
- 111 MOFA, *Japan’s ODA White Paper 2008 “Japan’s International Cooperation,”* 105.
- 112 MOFA, *Japan’s Support to SAARC*, 2.
- 113 MOFA, *Japan’s Support to SAARC.*
- 114 Misra, S and Kingdom, W, *INDIA: Improving Urban Water Supply and Sanitation Services.*
- 115 Ahmed, S et al., *Meeting Future Food Demands of Pakistan Under Scarce Water Situations*, 246.
- 116 Wilson, J, “Water Security in South Asia: Issues and Policy Recommendations,” 4–5.
- 117 Wilson, J, “Water Security in South Asia: Issues and Policy Recommendations.”
- 118 World Bank, *Annual Report 2011: The South Asia Water Initiative*, 7.
- 119 Ibid., 8.
- 120 Ibid., 54.
- 121 Asian Development Bank / Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry, *Key Proposals for Harnessing Business Opportunities in South Asia*, 6–7, 11.

参考文献

- Abdin, Md. Joynal, *Commitments of SAARC Summits--an Analysis* (Dhaka, Bangladesh 2010).
- ADB, *South Asia Subregional Economic Cooperation*<<http://www.adb.org/countries/subregional-programs/sasec>>
- ADB/AusAID, *Study on Intraregional Trade and Investment in South Asia* (2009).
- Ahluwalia, I. J, “Economic Cooperation in South Asia,” *Development Assistance Strategies in the 21st Century: Global and Regional Issues*, Indian Council for Research on International Economic Relations / Japan Bank for International Cooperation, 2002.<<http://www.jbic.go.jp/en/research/report/research-paper/>>
- Ahmed, S, Alam, N, Shakoor, A, and Ullah, M, “Meeting Future Food Demands of Pakistan under Scarce Water Situations,” Paper No. 667, Pakistan Engineering Congress, *70th Annual Session Proceedings, 2007.*
<<http://pecongress.org.pk/images/upload/books/Paper667.pdf>>
- Ahmed, S, and Ghani, E, “Growth and Regional Integration,” *South Asia Growth and Regional Integration*, New Delhi: The International Bank for Reconstruction and Development / The World Bank, MacMillan India Ltd, (2007).
- , “South Asia’s Growth and Regional Integration An Overview,” *South Asia Growth and Regional Integration*, New Delhi: The International Bank for Reconstruction and Development / The World Bank, MacMillan India Ltd,(2007).
- Alwis, R, “Promoting Tourism in South Asia,” *Promoting Economic Cooperation in South Asia: Beyond SAFTA*, SAGE Publications India Pvt Ltd (2010).
- Asian Development Bank / Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry, *Key Proposals for Harnessing Business Opportunities in South Asia* (2010).
- Asian Development Bank, *Climate Change in South Asia: Strong Responses for Building a Sustainable Future*(Asian Development Bank, 2010).
- , *Water for All: The Water Policy of the Asian Development Bank* (Asian Development Bank, 2001).
- Babel, M, and Wahid, S, *Freshwater Under Threat: South Asia* (UNEP, Asian Institute of Technology, 2008).
- Baysan, T, Panagariya, A, and Pitigala, N, Preferential Trading in South Asia. *World Bank Policy Research Working Paper* 3813, 2006.
- BBC News, “Pakistan Grants India ‘Most Favoured’ Trade Status,” *News Asia*,
<<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-15553636>>

- Behera, N, "SAARC & Beyond - Civil Society and Regional Integration in South Asia," *SACEPS Paper* 19. Kathmandu, Nepal: South Asia Centre for Policy Studies (SACEPS)(2008).
- Bhasin, M, "India's Role in South Asia – Perceived Hegemony or Reluctant Leadership?" *Indian Foreign Affairs Journal*, Vol. 3, No. 4(2008).
- Bhattacharyay, B, "Benefits and Challenges of Integrating South and Southeast Asia," *CESIFO Working Paper* No. 3819, CESIFO / Asian Development Bank, 2012. <<http://www.CESifo-group.org/wp>>
- BIMSTEC, *Bimstec Energy Centre*. <http://www.bimstecenergycentre.org/about_bimstec.html>
- Brookings Institution, "Energy and Security in South Asia: Cooperation or Conflict?," November 2011. <<http://www.brookings.edu/events/2011/11/02-south-asia-energy>>
- Cecot, C, "Telecommunication Development and the Role of Regional Cooperation," *The Service Revolution in South Asia*, World Bank: Oxford University Press, New Delhi(2010).
- Choquier, C, "ASEAN and SAARC: Resolving Intra Regional Disputes," *Southeast Asia - Articles # 3135*. Institute of Peace and Conflict Studies, 2010. <<http://www.ipcs.org/article/southeast-asia/asean-and-saarc-resolving-intra-regional-disputes-3135.html>>
- Commonwealth Business Council, South Asia Trade and Investment Network. <<http://www.cbcbglobal.org/programmes/details/south-asia-trade-and-investment-network-satin>>
- Dash, Kishore C, "The Political Economy of Regional Cooperation in South Asia," *Pacific Affairs*, Vol. 69, No.2(Summer 1996).
- De, P, Chaturvedi, S, and Khan, A, "Transit and Border Trade Barriers in South Asia," *Promoting Economic Cooperation in South Asia: Beyond SAFTA*, SAGE Publications India Pvt Ltd(2010).
- Delinić, T, "SAARC-25 Years of Regional Integration in South Asia," *KAS International Reports*(2011).
- Ghani, E, "Is Service-led Growth a Miracle for South Asia?" *The Service Revolution In South Asia*, World Bank: Oxford University Press, New Delhi(2010).
- Harshe, R, "South Asian Regional Co-operation: Problems and Prospects," *Economic and Political Weekly* Vol. 34, No. 19(1999), pp. 1100-1105.
- IBEF:: India and Japan<http://www.ibef.org/Archives/ViewArticles.aspx?art_id=26337&cat_id=556>
- Japan Bank for International Cooperation, *Survey Report on Overseas Business Operations by Japanese Manufacturing Companies*(December 2010).
- Khan, S, Shaheen, F, Yusuf, M, and Tanveer, A, *Regional Integration, Trade and Conflict in South Asia*(Islamabad, Pakistan: Sustainable Development Policy Institute, 2007).
- Kumar, R, and Singh, M, "India's Role in South Asia Trade and Investment Integration," *ADB Working Paper Series on Regional Economic Integration*, No. 32, Asian Development Bank(2009).
- Langton, N, and Prasai, S, "Will Conflicts over Water Scarcity Shape South Asia's Future?" *Centre for Strategic and International Studies*, Vol. 2, Issue 1(2012).
- Ministry of Water Resources, Press Information Bureau, Government of India, 2012. <<http://pib.nic.in/newsite/erelease.aspx?relid=82676>>
- Misra, S, and Kingdom, W, *INDIA: Improving Urban Water Supply and Sanitation Services*(The World Bank / Ministry of Urban Development, Government of India, 2012).
- MOFA, "Efforts to Solve Global Economic Issues and Other Multilateral Problems," *Diplomatic Bluebook 1981 Edition*, 1981. <<http://www.mofa.go.jp/policy/other/bluebook/1981/1981-contents.html>>
- , "Japan's International Cooperation," *Japan's ODA White Paper 2008*, 2009, <<http://www.mofa.go.jp/policy/oda/white/2008/html/oda2008/html/honpen/hp302030200.htm>>
- , *Japan's Support to SAARC*, 2011.<<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/saarc/pdfs/support1111.pdf>>
- , "Regional Diplomacy," *Diplomatic Bluebook 2010 (Summary)*, 2010. <http://www.mofa.go.jp/policy/other/bluebook/2010/html/h2/h2_01.html>
- , "The South Asian Association for Regional Cooperation (SAARC) and Japan," June 2009. <<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/saarc/overview.html>>
- Moni, M, *Japan and South Asia: Toward a Strengthened Economic Cooperation*(Dhaka, Bangladesh: University of Dhaka, 2007).
- Nag, B, and De, D, *Asian Integration Process and BIMSTEC*(Kolkata: Centre for Studies in International Relations and Development, 2007)
- Pattanaik, S, "Indo-Pak Relations and the SAARC Summits," Institute for Defense Studies and Analyses, *Strategic Analysis*, Vol. 28, No. 3(2004).
- , "Making Sense of Regional Cooperation: SAARC at Twenty," Institute for Defense Studies and Analyses,

- Strategic Analysis*, Vol. 30, No. 1(2006).
- Reuters, “FEATURE-Thirsty South Asia’s River Rifts Threaten Water Wars,” 2012.
<<http://af.reuters.com/article/energyOilNews/idAFL3E8I42PW20120723?pageNumber=1&virtualBrandChannel=0>>
- , “Pakistan and India Agree to Ease Visa Restrictions,” 2012.
<<http://in.mobile.reuters.com/article/southAsiaNews/idINDEE88705020120908>>
- Roy, J, and Banerjee, P, “Connecting South Asia The Centrality of Trade Facilitation for Regional Economic Integration,” *Promoting Economic Cooperation in South Asia: Beyond SAFTA*, SAGE Publications India Pvt Ltd(2010).
- SAARC, “Agreement on South Asian Free Trade Area (SAFTA),” 12th SAARC summit, Islamabad, Pakistan(2004).
- , “SAARC Visa Exemption Scheme,” 2009.<<http://www.saarc-sec.org/SAARC-Visa-Exemption-Scheme/100>>.
- SAARC Secretary General, “Saarc Visa Exemption Scheme Expanded,” *Bhutan Observer*(July 22, 2011).
<<http://www.bhutanobserver.bt/saarc-visa-exemption-scheme-expanded>>
- SAARC: An Impasse?.
- Sabur, A, and Kabir, M, *Conflict Management and Sub-regional Co-operation in ASEAN: Relevance for SAARC*(Academic Press and Publishers in Association with Bangladesh Institute of International and Strategic Studies, 2000).
- Sankar, T. et al, *Regional Energy Security for South Asia*(South Asia Initiative for Energy – USAID).
- Singh, R, *Trans-Boundary Water Politics and Conflicts in South Asia: Towards “Water for Peace”*(Centre for Democracy and Social Action).
- Spachis, Alexander, “SAARC: Towards Meaningful Cooperation,” presented at the SAARC Regional Conference, Kathmandu, Nepal, March 12, 2012.
<http://www.eeas.europa.eu/delegations/nepal/documents/more_info/2012.03.28_en.pdf>
- Sridharan, K, “Regional Organisations and Conflict Management: Comparing ASEAN and SAARC,” *Regional and Global Axes of Conflict, Working Paper*, 33. National University of Singapore(2008).
- Taneja, N, Ray, S, Kaushal, N, and Chowdhury, D, “Enhancing Intra-SAARC Trade: Pruning India’s Sensitive List under SAFTA,” *Indian Council for Research on International Economic Relations, Working Paper*, 255(2011).
- Taylor, B, and Wilson, J, “As SAFTA Gains New Momentum, Trade Facilitation Should Remain Key Priority,” *Research at the World Bank*(April 2009).
- Tewari, M, “Deepening Intraregional Trade and Investment in South Asia - The Case of the Textiles and Clothing Industry,” *Indian Council for Research on International Economic Relations Working Paper*, No. 213(2008).
- Thapar, R, “SAARC: Ineffective in Promoting Economic Cooperation in South Asia,” *Stanford Journal of International Relations*(2006). <http://www.stanford.edu/group/sjir/7.1.03_thapar.html>
- The Commonwealth, Commonwealth Secretariat - Commonwealth Supports First South Asian Economic Summit(2008).<<http://www.thecommonwealth.org/news/34580/34581/182838/260808economicssummit.htm>>
- The Economist, SAARC Chasm(Asia View, July 30, 2008).<<http://www.economist.com/node/11832475>>
- , “South Asia’s Water: Unquenchable Thirst | The Economist,”< <http://www.economist.com/node/21538687>>
- The World Bank, Energy - Electricity Access,
<<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTENERGY2/0,,contentMDK:22505004~menuPK:4140673~pagePK:148956~piPK:216618~theSitePK:4114200,00.html>>
- , Pakistan Strategic Country Environmental Assessment, Vol. 1: Main Report. South Asia Environment and Social Development Unit(2006).
- , “The World Bank | South Asia,”
<<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/SOUTHASIAEXT/0,,pagePK:158889~piPK:146815~theSitePK:223547,00.html>>
- UNCTAD, World Investment Report 2012, United Nations(2012).
- UNDESA, “International Decade for Action ‘Water for Life’ 2005-2015,” Focus Areas: Water Scarcity.
<<http://www.un.org/waterforlifedecade/scarcity.shtml>>
- United Nations, “LDC Regional Membership,” UN Office of the High Representative, 2012.
<<http://www.un.org/special-rep/ohrlls/ldc/regionalmembership.htm>>
- , *South-South Trade in Asia: The Role of Regional Trade Agreements*, UNCTAD / JETRO, 2008.
- , “United Nations Military Observer Group in India and Pakistan (UNMOGIP) 2012.
<<http://www.un.org/en/peacekeeping/missions/unmogip>>

USAID, South Asian Free Trade Area: Opportunities and Challenges, 2005.

<http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PNADE563.pdf>

Weerakoon, D, “Globalization and South Asia: The Role of Foreign Direct Investment in Economic Development,” South Asian Survey, Vol. 11, No. 1(2004).

Wheeler, W, “India and Pakistan at Odds over Shrinking Indus River,” National Geographic.

<<http://news.nationalgeographic.com/news/2011/10/111012-india-pakistan-indus-river-water>>

Wilson, J, and T Ostuki, “Cutting Trade Costs and Improved Business Facilitation in South Asia,” *South Asia Growth and Regional Integration*, New Delhi: The International Bank for Reconstruction and Development / The World Bank, MacMillan India Ltd(2007).

Wilson, J, “Water Security in South Asia: Issues and Policy Recommendations,” Observer Research Foundation, *ORF Issue Brief*, No. 26(February 2011).

World Bank, *Annual Report 2011: The South Asia Water Initiative (SAWI)*, 2011.

WWF, *Pakistan's Waters at Risk: Water and Health Related Issues in Pakistan and Key Recommendations*(World Wildlife Fund, February 2007).

第3章 東アジアのFTA—現状と課題

石川 幸一

はじめに

20世紀末の東アジアでは、ASEAN自由貿易地域（AFTA）が唯一のFTAであり、FTAの空白地帯と呼ばれていた。しかし、現在は豪州、ニュージーランド、インドを巻き込み、2国間FTA、ASEANとその相手国とのFTAが数多く締結されている。2010年1月には、AFTA、ACFTA（ASEAN-中国）、AKFTA（ASEAN-韓国）がほぼ実現した。同時期にAIFTA（ASEAN-インド）、AANZFTA（ASEAN-豪州 ニュージーランド）が発効し、AJCEP（ASEAN-日本）を含め、ASEANをハブとする5つのFTAネットワークが形成された。これは、21世紀の最初の10年間の大きな成果である。しかし、5つのFTAは内容やルールが異なるため、東アジアのシームレスな自由貿易圏は形成されていない。FTAを利用する民間企業のコストや負担も大きく利便性はよくない。そのため、広域FTAの創設が現在の大きな課題となっている。

広域FTAには、EAFTA、CEPEA、FTAAPの3つの構想があったが、すべて研究段階だった。この状況を一変させたのが2010年に交渉が始まったTPPである。TPPの交渉開始と参加国の拡大というTPP効果により、EAFTAとCEPEAを統合したRCEPと2003年以降研究が続けられてきた日中韓FTAが2013年より交渉に入ることになった。域外とのFTAではEUとのFTAが重要である。TPPとEUとのFTAは、高い自由化率を目標にしており、ルール形成の重視（TPP）、非関税障壁の撤廃（EUとのFTA）など従来の東アジアのFTAの限界を突破するものであり、東アジアのFTAを質的に変化させる可能性が大きい。

このような観点により、本章では東アジアのFTAの現状を検討し、課題を論じている。なお、AFTAとASEAN経済共同体（AEC）は第2章、TPPは第4章で詳論されているので、本章では説明を行っていない。

1. 東アジアのFTAの現状

（1）東アジアのFTA

東アジアでは、21世紀に入りFTAが急増した。1990年代に入ると、世界でFTAが増加し始めたが、東アジアでは特惠貿易協定を除くと1992年に合意したAFTAが唯一のFTAだった。しかし、現在はアジア太平洋域内で40を超えるFTAが締結されている。東アジアのFTAは、①AFTAおよびASEANが締結したFTA（ASEAN+1FTA）、②2国間FTA、

③広域FTA、④域外とのFTA、に分けられる。

(AFTA および ASEAN+1 FTA)

20世紀の最初の10年間の成果は、AFTAの実現とASEANとアジア太平洋地域の主要国との間のFTAの締結である。2010年1月にASEAN6が関税を撤廃しAFTAはほぼ実現した（CLMVの関税撤廃は2015年）。ASEANは現在、サービス、投資の自由化、域内輸送ネットワークの形成など経済共同体の実現を進めている（第2章参照）。2010年1月にはASEAN6と中国、韓国との間で関税が撤廃され、ASEANとインド、豪州・ニュージーランドとのFTAが発効した。日本とは2008年にAJCEP（包括的経済連携協定）が発効しており7カ国は2国間FTAを締結している。ASEANは、アジア太平洋地域の主要国からのアプローチによりASEANを中核にするFTAネットワークを構築することができた。ASEANプラスという形で東アジアの広域FTA構想が検討されるようになりASEANは「運転席に座る」ことができた。

(2 国間 FTA)

2国間FTAは、①ASEAN加盟国との2国間FTA、②ASEAN+1FTAの相手国間のFTA、③香港、マカオ、台湾とのFTA、④その他のFTA、などである。日本はASEANとの2国間FTAを先に締結しており、現在ASEANの7カ国と2国間FTAが発効している。シンガポールはASEAN全体との協定と重複する形で日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インドと2国間FTAを締結している。ASEAN全体との協定がありながら2国間で締結するのは、自由化率を高め、対象分野を拡大するなどの目的のためである。③は、中国が香港、マカオとCEPA（経済・貿易緊密化協定）、台湾とECFA（海峡兩岸経済協力枠組み協定）を締結している。台湾は中国の反対により東アジア諸国とFTAを交渉できなかったが、EFTA締結以降、中国がFTAを締結している国との交渉が出来るようになり、シンガポールと交渉を開始し、インドネシアとも検討を始めた。

図表1 ASEANとFTAパートナーズとの2国間FTA

	日本	中国	韓国	インド	豪州	NZ
インドネシア	◎			△		
マレーシア	◎			◎	◎	◎
フィリピン	◎					
シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎
タイ	◎			◎	◎	◎
ベトナム	◎		△			

(注) ◎は締結、○は交渉、△は交渉合意あるいは研究・検討。

(出所) ジェトロ資料により作成。

ASEANのFTA相手国（パートナーズ）間では、日本と中国、日本と韓国（交渉中断）を除き、FTAが締結あるいは交渉されている。日中韓は2013年に交渉が開始されるので、全てのASEANのFTAパートナーズ諸国間でFTAが締結あるいは交渉されることになる。

図表2 ASEANのFTAパートナーズ間の2国間FTA

	日本	中国	韓国	インド	豪州	NZ
日本		△	△	◎	○	
中国	△		○	○	○	◎
韓国	△	○		○	○	○
インド	◎	○	○		○	○
豪州	○	○	○	○		
NZ		◎	○	○	◎	

(注) ◎は締結、○は交渉、△は交渉合意あるいは研究・検討。

(出所) ジェトロ資料により作成。

(広域FTA)

③の広域FTA構想には、東アジアFTA（EAFTA：ASEANプラス日・中・韓）と東アジア包括的経済連携（CEPEA：ASEANプラス日・中・韓・印・豪・NZ）、アジア太平洋FTA（FTAAP）の3つの構想があったが、全て研究の段階であり交渉には入っていなかった。この状況に劇的な変化をもたらしたのが2010年3月に交渉が開始された環太平洋経済連携

協定（TPP）である。2013年は、EAFTAとCEPEAを統合するRCEPと日中韓FTA（CJK）の交渉開始が予定されている（後述）。

（域外とのFTA）

④の域外とのFTAでは、米国およびEUが相手国として重要である。米国、EUとFTAを締結したのは韓国であり、シンガポールは米国とFTAを締結、EUとは2012年12月に交渉が合意に至った。EUは、2006年発表の通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」で、韓国などとのFTA推進を明確に打ち出した。韓国とは2010年にFTAを締結し、ASEANとは各国別の交渉に切り替え、シンガポールとの交渉は2012年12月に合意に達した。また、マレーシア、ベトナム、インドと交渉を始め、タイとは交渉開始に合意している。米国は、シンガポール、韓国とFTAを締結しているが、2009年のマレーシアとのFTA交渉の途中でASEANとは2国間交渉よりもTPPを優先することを決めている。

図表3 広域FTAおよび米国・EUとのFTA

	RCEP	TPP	米国	EU
インドネシア	◎			
マレーシア	◎	◎		○
フィリピン	◎			
シンガポール	◎	◎	◎	○
タイ	◎			△
ベトナム	◎	◎		○
日本	◎	△		△
中国	◎			
韓国	◎		◎	◎
インド	◎			○
豪州	◎	◎		
NZ	◎	◎		

（注）◎は締結、○は交渉、△は交渉合意あるいは研究・検討・事前協議。

EUとシンガポールは妥結。

（出所）ジェトロ資料により作成。

(連動する FTA 締結の動き)

東アジアでは、日本とシンガポールの FTA 交渉が中国と ASEAN の FTA 交渉を誘発し、ASEAN と中国の FTA が日本などその他 5 カ国を ASEAN との交渉へ促した。中国と台湾の FTA は韓国に中国との FTA 交渉入りを決断させる誘因となった。日本の TPP 交渉参加の検討を契機に、日本との FTA に消極的だった EU は姿勢を積極的なものに変え、EU と韓国の FTA は日本に EU との FTA の必要性を強く感じさせた。こうした FTA の連動が起き、FTA 交渉が加速度的に増加した。このことは、貿易転換効果によるネガティブな影響の回避という理由で説明できる¹。FTA の経済効果には、貿易創出効果（貿易障壁の撤廃により FTA 締結国間で貿易が創出される）と貿易転換効果（FTA により効率的な FTA 非締結国からの輸入が非効率的な締結国からの輸入に転換する）が知られている²。FTA を締結していないことにより FTA を締結した競合国の製品に市場が奪われる事態を避けるために、東アジアの主要国は ASEAN を初め域内各国との FTA に取組まざるを得なくなった。

(2) FTA 不参加の大きな不利益

東アジア各国の関税は多国間の貿易自由化や構造調整のための自由化により全体に低減されてきているが、比較的高い関税が残されている国や品目があるし、特定品目には高関税が維持されている。アジア太平洋の主要国で単純平均実行税率が 5%以下の国は、0%のシンガポールをはじめ、ブルネイ、豪州、ニュージーランドの 4 カ国である（図表 4）。5-10%は、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、日本、中国の 6 カ国であり、10%以上の国は、カンボジア、韓国、インドである。

農産物の単純平均実行税率は、シンガポール、ブルネイ、豪州、ニュージーランドを除き各国とも高い。最も高いのは韓国で 48.6%、続いてインドが 31.4%、日本が 23.3%となっており、農産物輸出国のタイが 22.0%となっている。その他の国を含めタリフピーク（関税率 15%以上）品目の比率が高い国が多い。非農産物の単純平均実行税率は全般に低いが、カンボジアは 10%を超えインドも 10%近い税率である。タリフピーク品目比率は、ベトナムが 23.9%と最も高く、10-20%の国はブルネイ、マレーシア、タイ、中国である。各国の個別品目をみると、数 10%から 100%を超える極めて高い税率の品目が残っている³。コスト競争が極めて厳しくなっていることから、実行税率の高い品目では自国が FTA を締結しているかが価格競争力に大きな影響を与える。そのため、自国が FTA を締結していない場合、FTA を利用できる国に生産拠点を移す、あるいは新設することが企業の立地の選択の要因になってきている。とくに、広域あるいは多国間 FTA に参加しない国は生産ネットワークに参加できない可能性がある。

図表4 東アジアの関税障壁の現状（2011年）（単位：％）

国名	全品目	農産物			非農産物		
	単純平均 実行税率	単純平均 実行税率	ゼロ関税 品目比率	タリフ ピーク 品目比率	単純平均 実行税率	ゼロ関税 品目比率	タリフ ピーク 品目比率
ブルネイ	2.5	0.1	98.3	0.0	2.9	78.7	11.0
インドネシア	7.0	8.1	9.5	4.9	6.9	10.9	1.2
マレーシア	6.5	10.8	74.7	8.2	5.8	63.2	17.2
フィリピン	6.1	8.7	0.3	10.2	5.7	3.6	1.6
シンガポール	0.0	0.2	99.8	0.2	0.0	100.0	0.0
タイ	9.8	22.0	5.0	58.0	8.0	24.2	17.4
カンボジア	10.9	15.2	13.5	26.5	10.3	16.0	6.4
ベトナム	9.8	17.0	16.0	44.5	8.7	40.2	23.9
日本	5.3	23.3	34.9	23.1	2.6	57.1	0.8
中国	9.6	15.6	5.9	34.6	8.7	7.8	11.6
韓国	12.1	48.6	6.1	51.6	6.6	17.1	1.8
インド	12.6	31.4	5.9	81.4	9.8	3.1	6.7
豪州	2.8	1.4	74.9	0.5	3.1	44.9	0.0
ニュージーランド	2.0	1.4	72.6	0.0	2.1	63.5	0.0

（注）年次はマレーシア、ベトナム、インドが2010年でその他は2011年である。非農産物は鉱工業品と水産物である。タリフピークとは15%以上の関税を指す。なお、ミャンマーは実行税率はデータがないが、単純平均譲許税率は農産物83.4%、非農産物23.0%、全品目では83.4%である。

（出所）WTO（2012）World Tariff Profile 2012。

2. ASEAN+1 FTA の概要と課題

（1）一様でない FTA の内容

AFTA および「ASEAN+1」FTA はほぼ完成したが、対象範囲、自由化レベルやルールが様々である。ACFTA、AKFTA、AIFTA は AFTA 型の協定であり、AFTA 同様に物品貿易協定をまず締結し、その後、サービス貿易協定、投資協定を交渉している。関税削減・撤廃方式も自由化対象品目（IL）とセンシティブ品目（SL）に分けて段階的に行う AFTA をモデルとしている。

ASEAN と日本の 2 国間 EPA は、極めて広範な分野を対象とする包括的な協定である。また、特定分野での人の移動（日本での就労）と日本からの産業分野への協力、エネルギー

資源の安定供給、ビジネス環境整備など他の「ASEAN+1 FTA」にない分野を含んでいる。

自由化のレベルは、AFTA、AANZFTA が最も高く、AIFTA が最も低い。AANZFTA は、タリフラインで、豪州、NZ、シンガポールは 100%自由化し、ASEAN6 は 90%以上を自由化する。中でもブルネイ、タイは 100%近い自由化率である。一方、AIFTA の関税削減・撤廃は、ノーマル・トラック 1、ノーマル・トラック 2、センシティブ・トラック、特殊品目、高度センシティブ・リスト、除外品目に分けられ極めて複雑である。ノーマル・トラックは品目数で 80%、輸入額で 75%を占めており、ノーマル・トラックは 1 と 2 に分けられている⁴。

他の 3 つの協定はその中間に位置する。ACFTA の例外品目は、農産品・食品、輸送機械、電気機械などに多く、乗用車、トラック、バス、オートバイ、テレビなど家電製品の多くは、自由化されていない。AKFTA は北朝鮮の開城工業団地^{ケソン}産品を韓国製と認め、自由化の対象としている。日本と ASEAN の FTA の自由化率は、貿易額ベースでは 90%を超えているが、タリフラインでは 80%台と低い。

原産地規則は、40%付加価値基準あるいは 4 桁の関税番号変更基準の選択方式が広く採用されているが、AIFTA は、35%付加価値基準と関税番号変更基準の双方を満たす必要があり最も厳しい。ASEAN と中国の投資規定は自由化レベルが極めて低く、投資前の内国民待遇は認められていないし、パフォーマンス要求の禁止は全く規定されていない。自由化の約束分野を示す約束表あるいは自由化を留保する分野を示す留保リストについての言及がなく、投資保護協定というべき内容である。

(2) 大きな企業の負担

FTA のユーザーである企業は、5 つの協定の並立により次のような問題に直面している。まず、①手続きの煩雑さである。原産地証明など書類は同一ではないし、ルールも異なる。次に、②自由化スケジュール（ステーキング）が FTA により異なっている。たとえば、日本と ASEAN では、AJCEP と 2 国間 FTA で自由化スケジュールが違っている。このような手続きやルールの違いと複雑さは、FTA を利用する企業の負担（時間、コスト、労力など）を大きくしている。③5 つの FTA が連結されていないため原産地規則により FTA が利用できないケースが生じる。たとえば、日本からマレーシアに部品を輸出し、マレーシアで完成品とし豪州に輸出する場合、日本での付加価値が高いとマレーシアでの付加価値が低くなり、AANZFTA を使えない可能性がある。こうした状況はサプライ・チェーン形成を企図する企業には極めて不都合であり、部品製造企業が日本から ASEAN に製造拠点を移す誘因となる。これらの問題は広域 FTA を形成し、日本が参加することにより解決できる。

図表5 AFTA および「ASEAN+1」FTA の概要

	FTA目標年	自由化率	原産地規則	特徴
AFTA	2010年 (2015年)	99.7%(ASEAN6)	付加価値基準40%と関税番号変更基準(HS4桁)の選択	自由化率を段階的に高め原産地規則も改善、日本企業が最も良く使う第三国間FTA
ACFTA	2010年 (2015年)	92.0%	付加価値基準40%	AFTA型協定、自動車、オートバイ、家電製品などを例外とする国が大半
AKFTA	2010年 (2015年)	91.6%	付加価値基準40%と関税番号変更基準(HS4桁)の選択	AFTA型協定、北朝鮮の開城工業団地の生産品を対象
AJCEP	2018年— 2026年	89.1%	付加価値基準40%と関税番号変更基準の選択	7カ国とは包括的な2国間協定を併せて締結、サービス貿易協定と投資協定は交渉中
AIFTA	2013年、 2018年	76.5%	付加価値基準35%および関税番号変更基準(HS6桁)	AFTA型協定、関税削減・撤廃制度は複雑、サービス貿易協定と投資協定は交渉中
AANZFTA	2020年— 2025年	94.6%	付加価値基準40%と関税番号変更基準(HS4桁)の選択	自由化率が最も高い、包括的(政府調達を含まない)

(注) 概況を示すものであり詳細は協定を参照。日本とのEPAは2国間協定のほうが自由化水準が高い。
目標年次のカッコ内は新規加盟国の目標年。

(出所) 各協定から作成。自由化率はAFTAを除きERIA久野新氏による。

3. 課題となる広域FTA

(1) 3つの広域FTA構想を研究

ASEAN+1 FTAのネットワークがほぼ実現し、2国間FTAも締結あるいは交渉が進展し、現在の課題はアジアあるいはアジア太平洋地域の広域FTAの創設となっている。東アジアの広域FTA構想が初めて打ち出されたのは2001年であり、民間有識者で構成される東アジアビジョングループ(EAVG)が2001年の第6回ASEAN+3首脳会議に提出した報告書の中で東アジア自由貿易地域の創設を提言した。2002年の首脳会議には政府関係者から構成される東アジアスタディグループ(EASG)が報告書を提出し、東アジア自由貿易地域(EAFTA)の創設を中長期的措置として提言している。中国は2003年の首脳会議でEAFTAの可能性の検討を行うべきと発言し、2004年の第8回首脳会議で中国の提案を受けてEAFTAの民間研究に合意した。2005年以降専門家グループの検討が続けられ2006年に報告書がASEAN+3経済相会議に提出された。日本は2006年8月の経済大臣会合でCEPEAの専門家による研究会を提案し、2007年から研究が開始された。

2006年11月にベトナムで開催されたAPEC首脳会議で米国はAPEC・FTA(FTAAP)を提案し、長期的な展望として地域経済統合促進の方法を研究し、2007年のAPEC首脳会議で報告することになった。EAFTA、CEPEAとも米国を含んでいなかったが、米国を含むFTA構想が初めて登場した。

EAFTAは2005年から2009年まで、そしてCEPEAは2007年から2009年まで民間研究が行われ、2009年の経済大臣会合で4分野(原産地規則、関税品目表、税関手続き、経済

協力)について政府間検討に合意し、ワーキンググループ(APWG)により EAFTA、CEPEA、5つの ASEAN プラス FTA についての比較検討などが行われてきた。2011年8月には日本と中国が「EAFTA および CEPEA 構築を加速させるためのイニシアチブ」により、物品貿易、サービス貿易、投資の自由化についての作業部会設置を ASEAN 側に共同提案し、11月の東アジアサミット時の立ち上げに合意した。

(2) ASEAN が RCEP を提案

今まで対立していた日中の共同提案に対し、ASEAN は地域包括的経済連携の枠組み(ASEAN Framework for Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP)を提案、東アジアの地域統合における ASEAN の中心的な役割(Centrality)を強調した。2011年11月の東アジアサミットでは、ASEAN 首脳会議で RCEP が採択されたことに留意し、8月の日中共同提案を踏まえ、物品貿易、サービス貿易、投資の3つの作業部会を立ち上げることに合意した。2012年4月の ASEAN 首脳会議では年末までの交渉開始を目指すという議長声明を出し、作業部会の可及的速やかな立ち上げを歓迎した。物品貿易の作業部会は FTA パートナース諸国を含めて2012年6月、8月、10月に、投資作業部会は10月に開催されている。

2012年8月の ASEAN+FTA パートナース諸国経済大臣会議で「交渉の基本指針と目的」が採択された。RCEP は、①自由化レベルが高く(既存の ASEAN+1FTA より相当程度改善)、②包括的(物品貿易、サービス貿易、投資、経済・技術協力、知的財産、競争、紛争解決その他を含む)、③後発開発途上国への特別かつ異なる待遇、④その他の ASEAN の FTA パートナー国の参加が可能、などが指針と目標になっている。サービスでは全分野と提供形態を対象とし、投資では促進、保護、円滑化、自由化を4つの柱とする。交渉は2013年の早期に開始し2015年末までの完了を目指すとしている。RCEP は2012年11月の首脳会議の機会に ASEAN および FTA パートナース諸国の首脳により交渉立ち上げが宣言された。

2001年に構想が打ち出された東アジアの広域 FTA 構想は永らく研究から交渉には進まなかった。しかし、2011年以降、EAFTA と CEPEA は RCEP に収斂され研究段階から交渉に進むことが決まった。こうした変化をもたらしたのが環太平洋経済連携協定(TPP)である。TPP 交渉の進展と日本の参加検討の影響を受けて、ASEAN の中心性を維持できる構想として、5つの ASEAN プラス 1、EAFTA と CEPEA および APWG の成果を総合する RCEP 構想が出てきた。米国が交渉に積極的な TPP では ASEAN は運転席に座れないことと米国主導の地域統合に反発する中国が EAFTA への固執から柔軟な姿勢に転じたことが

RCEPの迅速な交渉合意をもたらした。TPPは、2010年3月に8カ国で交渉が始まり、2013年中の合意を目指して現在11カ国で交渉中である。日中韓FTAは、2003年から2009年まで民間研究、2010年から2011年末まで産官学共同研究を実施し、2012年3月に共同報告書を発表した。2012年5月の日中韓首脳会議で年内の交渉開始に合意、事務レベル会合を経て11月の日中韓経済大臣会合で交渉開始を宣言し、2013年の早期に第1回交渉を行うことを決定した。日中韓FTAは2012年中に共同研究を終える予定だったが、2011年5月の首脳会議で1年前倒し11月の首脳会議で2012年中の交渉開始で合意した背景には、中国が早期締結を提案するなど日中韓FTAに積極的になったことがある。その背景にはTPPの交渉開始と日本の参加検討があったことが指摘されている⁵。

図表6 TPPとRCEPの概要

	TPP	RCEP
参加国	米、豪、NZ、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナム（11カ国）、タイが参加意思表明	ASEAN、日、中、韓、印、豪、NZ（16カ国）。 他のASEANのFTA相手国は参加可能
交渉の主導権	21世紀のFTAと位置づける米国が積極的	ASEAN中心性を維持
経緯	P4をベースとする	日中共同提案を契機にASEANが提案、EAFTA、CEPEA、5つのASEAN+1FTAを総合
特徴	高い自由化レベル、極めて包括的（21分野）、ルール重視、国営企業の規制など国の市場への関与を牽制する傾向	既存のASEAN+1FTAより高い自由化レベル、包括的（7分野+）、米国を含まない
交渉状況	2010年3月から交渉、2013年妥結を目指す	2015年妥結を目指し2013年から交渉

（出所）筆者が作成。

4. 東アジアFTAの限界を打破する域外とのFTA

東アジアでは5つのASEAN+1FTAネットワークが形成され、2国間FTAも主要国間で締結あるいは交渉されており、広域FTAはTPPに加えてRCEPが2013年に交渉が開始される。複数国に跨る生産ネットワークを利用した生産体制で原産地規則の制約によりFTAが使えないという問題は広域FTAにより解決できる。しかし、東アジアのFTAの課題はこれだけではない。代表的なものとして①自由化率の向上、②非関税障壁の撤廃、があげられる。

自由化率の低さの典型的な例は日本のEPAであり、輸入額ベースでは90%を超えているもののタリフラインでは80%台である⁶。日本のEPAでは、関税撤廃をしたことがない品目が940品目とほぼ1割あり、うち850品目が農林水産物である。ACFTAでは、大半の国が自動車、オートバイ、テレビなど家電製品、米などを高度センシティブ品目としている。AIFTAの自由化率は75%程度と極めて低い。一方、米国が東アジアの国と締結した

FTA では自由化率が 90%台の後半である⁷。EU の締結した FTA の自由化率も高く、EU 韓国 FTA では、タリフラインでは EU99.6%、韓国 98.1%、輸入額ベースでは EU100%、韓国 99.5%と極めて高い。東アジアの FTA は、一部を除き自由化率が低く、GATT24 条の規定を満たしていない協定もあり、汚い FTA (ダーティ FTA) という批判は的外れではない。特に東アジアの先進国であり経済大国である日本の EPA の自由化率の低さは残念である。こうした状況に変化をもたらす可能性が大きいのは TPP である。TPP は高い自由化率を目標にして交渉を行っており、例外なき自由化は難しいものの 90%台後半の自由化率になるものとの見方が多い⁸。日本が TPP 交渉に参加した場合、若干の例外品目は認められる可能性はあるが、今まで例外扱いとなってきた 940 品目の大半は自由化を求められるであろう⁹。日本が例外品目を大幅に削減すれば相手国も例外品目を削減することになり、自由化率の大幅な上昇が可能になる。

非関税障壁の削減撤廃は東アジアの FTA で規定されているが実効性は乏しかった。たとえば、ASEAN では 1992 年の AFTA のための共通効果特惠関税協定 (CEPT 協定) で、非関税障壁を 5 年以内に撤廃すると規定し、2007 年 11 月に採択された ASEAN 経済共同体ブループリントでは、ASEAN5 は 2010 年、フィリピンは 2012 年、CLMV は 2015 年 (一部 2018 年) に撤廃するとしているが、全く計画通りに進んでいない。

日本の EPA では、非関税措置は物品貿易章で、①WTO 協定に基づく義務に適合しない非関税措置を新設または維持してはならない、②WTO 協定で認められた非関税障壁の透明性の確保と義務の完全な遵守、と規定されており、削減・撤廃を目指していない。非関税障壁は文字通り関税以外の貿易障壁であり、数量制限をはじめ非常に幅広い貿易障壁を含むが、米国や EU が問題にしているのは物品の貿易では規格・認証 (TBT) と衛生植物検疫措置 (SPS) である。

非関税障壁を重視しているのは EU であり、新通商戦略で FTA の目標の一つとして位置づけている。EU 韓国 FTA は、特定セクターを対象に非関税障壁についての規定を設けた EU 初の FTA であり、電気電子機器、自動車、医薬品、化学品について付属書で規定している¹⁰。EU は、韓国との FTA が今後交渉する FTA のベンチマークになるとしている。EU は日本との FTA 交渉では、非関税障壁の除去を優先事項とすることを繰り返し表明しており、交渉開始から 1 年後に非関税障壁の撤廃の約束を守らない場合は交渉を中止する方針である¹¹。日本政府は EU の指摘する問題点を規制・制度改革の枠組みで改善に取り組んでおり、EU との EPA により日本の非関税障壁の削減撤廃は大幅に進むと見込まれる。

従来の東アジアの FTA では、既得権に守られた非効率で競争力の弱い産業は温存され、資源配分の非効率性の改善と構造改革を促進しない、改革効果の小さな FTA が多かった。

しかし、TPP、米国およびEUとのFTAは東アジアのFTAでは打破できなかった壁を突き破る可能性が大きく、こうした改革効果の大きなFTAの成否が東アジア各国の競争力に大きな影響を与えることになる。

ほかにも、東アジアのFTAでは対象外になることが多かった政府調達についてもTPPとEUのFTAは重視している。たとえば、ASEAN経済共同体構想では政府調達は自由化の対象外だが、TPPに参加しているASEANのうちシンガポールを除く3カ国は政府調達の開放を求められることになる¹²。ほかにも、サービス貿易、知的財産権、競争政策、投資、環境、労働、規制の調和などTPPが交渉している分野は東アジアのFTA交渉に影響を与えるであろう。

おわりに

東アジアのFTAの現在の課題は広域FTAの創設である。永らく研究段階だった広域FTAはTPP交渉の開始とともに研究から交渉の段階に移行した。TPPは2013年の妥結を目指し交渉中であり、RCEP、日中韓FTAは2013年に交渉が始まる。米国とのFTAはTPP交渉参加という形で交渉が行われ、EUとのFTA交渉も数カ国で開始されている。TPPとEUとのFTAは、東アジアのFTAの質的な変化（高いレベルの自由化、非関税障壁撤廃やサービスの自由化、対象分野の拡大とルール形成）をもたらしつつある。

TPPの交渉の詳細は公表されていないが、2011年の大枠合意や報道などから判断すると、高い自由化を目標としながらもセンシティブな分野や途上国に配慮するとしていることや交渉参加国の対立などから最終的には現実的な妥協を選択する可能性がある。一方、東アジアのFTAでは従来どおり10%程度の例外が認められるという見方があるが、RCEPも高い自由化を目指している。TPP参加国の中では、シンガポールや豪州のように極めて高い自由化レベルを目指す国があるとともにインドのように高い自由化には抵抗する国もある。交渉次第だが交渉の基本指針をみる限りは従来の東アジアのFTAより高い自由化を目指すものとなるようである。このようにTPPは自由化率が当初の構想よりも低くなり（それでも98%以上と思われる）、RCEPは予想より高い自由化となる可能性がある。FTAAPを名実ともに実現するには、TPPとRCEPの融合が課題になる。TPPとRCEPに重複して参加している6カ国に加え、日本がイニシアティブを取ってRCEPを高いレベルの自由化をもつFTAとすることが望まれる。そのためには日本のTPP参加が不可欠である。

日中、日韓の政治的な緊張が高まっている中で日中韓FTAの交渉開始が決まったことは賢明な決定である¹³。政治的な緊張・対立があってもFTA交渉を持続すれば対話のパイプが維持できる。ASEANではタイとカンボジアがプレア・ヴィヒア寺院周辺領域の帰属を

巡って銃撃を交わした時期でも ASEAN 経済共同体創設に向けての協議は維持されていた。

TPP、RCEP、EU との FTA、日中韓 FTA など交渉が始まる FTA は、交渉のモメンタム、自由化のレベルやルールなど相互に影響を与えることは、これまでの経緯からも確実である。日本は、RCEP、EU との EPA、日中韓 FTA の交渉に取り組むことになる。TPP 交渉への参加がこれらの交渉を有利に進めることを認識し、TPP 交渉への参加を早期に決断するべきである。

—注—

- 1 ミレヤ・ソリース、片田さおり（2011）では、FTA の拡散の要因として模倣と競争という 2 つのメカニズムを重視しているが、東アジアでは貿易転換効果による影響を回避するという動機で多くの FTA への取組みを説明できる。
- 2 貿易創出効果、貿易転換効果および交易条件効果が静態的效果であり、動態的效果として市場拡大効果、競争促進効果などがあげられる。
- 3 たとえば、インドネシアでは化学品に関税率 150% の品目があり、ベトナムでは輸送機械の最高税率は 85%、繊維は 100% である。その他の国でも最高税率は 50% 前後が多い。
- 4 品目数などはマレーシア貿易産業省の資料による。
- 5 馬田啓一（2012）25 - 27 頁。
- 6 東アジア各国との EPA における輸入額ベースの日本側自由化率は次の通り。シンガポール 94%、マレーシア 94.1%、フィリピン 91.6%、タイ 91.6%、ブルネイ 99.99%、インドネシア 93.2%、ASEAN 93.2%、ベトナム 94.9%、インド 97.5%。タリフラインでは、フィリピン 88.4%、タイ 87.2%、マレーシア 86.8%、インドネシア 86.6%、シンガポール 84.4%、ベトナム 86.5%、ブルネイ 84.6% となっている。
- 7 米豪 FTA は米国 96.0%、豪州 99.9%、米韓 FTA は米国 99.2%、韓国 98.2% である。
- 8 TPP の詳細については、馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成『日本の TPP 戦略』（文眞堂、2012 年）石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純（2013）『TPP と日本の決断「決められない政治からの脱却」』（文眞堂、2013 年）を参照。
- 9 自由化は段階的な自由化（10 年あるいはそれ以上）であり、農家への直接支払いは認められる。
- 10 牧野直史（2011）51 - 65 ページ。
- 11 European Commission, EU-Japan Free Trade Agreement: Commissioner De Gucht welcomes Member State' green light to start negotiations. <<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=847>>
- 12 シンガポールは WTO の政府調達協定に参加している。
- 13 ただし、韓国は 2012 年 5 月に交渉が始まった中国との FTA を優先するとしている。

参考文献

- 阿部一知「日中韓 FTA：経過と課題」馬田啓一・山澤逸平編著『通商戦略の潮流と日本』（勁草書房、2012 年）。
- 石川幸一（2013）「TPP と東アジアの FTA のダイナミズム」石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純（2013）『TPP と日本の決断 決められない政治からの脱却』（文眞堂、2013 年）。
- 石川幸一（2013）「ASEAN のアジア太平洋・FTA 戦略」小寺彰編著『アジア太平洋における FTA の在り方』（日本機械輸出組合、2013 年）。
- 馬田啓一（2012）「経済連携の潮流：TPP と東アジア統合」馬田啓一・木村福成『国際経済の論点』（文眞堂、2012 年）。
- 梅島修（2013）「法的観点からみた TPP 物品市場アクセス」石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純（2013）

- 『TPPと日本の決断 決められない政治からの脱却』(文眞堂、2013年)。
- 浦田秀次郎(2011)「東アジアにおける排除の恐怖と競争的地域主義」ミレヤ・ソリース、バーバラ・スターリングス、片田さおり『アジア太平洋のFTA競争』(勁草書房、2011年)。
- 浦田秀次郎(2011)「東アジアにおける地域経済統合」浦田秀次郎・金ゼンマ『グローバル化とアジア地域統合』(勁草書房、2011年)。
- 木村福成(2012)「日本の対東アジア通商戦略」浦田秀次郎・21世紀政策研究所編著『日本経済の復活と成長へのロードマップ』(文眞堂、2012年)。
- 清水一史「東アジアの経済統合—世界金融危機後の課題」『アジア研究』57巻3号(アジア政経学会、2012年)。
- 清水一史「TPPとASEAN統合」石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純『TPPと日本の決断 決められない政治からの脱却』(文眞堂、2013年)。
- 助川成也「東アジア広域経済圏構築の動きとその課題」馬田啓一・山澤逸平編著『通商戦略の潮流と日本』(勁草書房、2012年)。
- 寺田貴「錯綜する広域経済統合とASEAN」浦田秀次郎編『ASEAN経済と企業戦略』(日本経済研究センター、2012年)。
- 寺田貴「東アジアFTAのドミノ論とドミノ停止論」蟻川靖浩・浦田秀次郎・谷内正太郎・柳井俊二編著『変容するアジアと日米関係』(東洋経済新報社、2012年)。
- 深川由紀子「東アジア経済統合の新段階：日中韓経済連携の制度的収斂を求めて」浦田秀次郎・21世紀政策研究所編著『日本経済の復活と成長へのロードマップ』(文眞堂、2012年)。
- 牧野直史『EU韓国FTAの概要と解説』(日本貿易振興機構、2011年)。
- ミレヤ・ソリース、片田さおり「FTA急増のメカニズム：政策拡散理論による分析」
- ミレヤ・ソリース、バーバラ・スターリングス、片田さおり『アジア太平洋のFTA競争』(勁草書房、2011年)。
- 渡邊頼純「WTOとアジア太平洋における経済統合」馬田啓一・山澤逸平編著『通商戦略の潮流と日本』(勁草書房、2012年)。

Findlay, Christopher and Shujiro Urata “Free Trade Agreements in the Asia Pacific,” *World Scientific*, Singapore, 2011.

Dent, Christopher M, *New Free Trade Agreements in the Asia-Pacific* (Palgrave Macmillan, New York, 2006).

Asian Development Bank, *Emerging Asian Regionalism* (Asian Development Bank, Manila, 2008).

第4章 錯綜するアジア太平洋地域統合と日本

寺田 貴

はじめに

2010年以降、アジア太平洋地域は、地域統合枠組みが複数設立されるものの、それぞれの統合枠組みの内容やルール、参加国数は異なるといった、地域統合の錯綜時代を迎えている。その意味で2012年11月、カンボジアで開催された一連の東南アジア諸国連合（Association of South-East Asian Nations: ASEAN）の会議は、アジア太平洋の地域統合において分水嶺的な会合となった。まず日中韓貿易大臣会合において、北東アジア3か国の自由貿易協定（FTA）の次年度からの交渉開始が発表された。日中間の尖閣諸島、日韓間の竹島を巡る2国間関係の悪化により、定例化している日中韓首脳会合は開催されなかったものの、翌年から3か国FTAの交渉開始を決めたのは、政経分離のアプローチが北東アジアで根付きつつあることを示している。さらに東アジア首脳会議（East Asia Summit: EAS）において、東アジアの地域統合枠組みである包括的地域経済連携協定（Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP）の交渉開始に向けての合意もなされた。RCEPはASEAN10か国と日中韓の枠組みであるASEAN+3に加えて、インド、豪州、ニュージーランドが加わったASEAN+6を構成する16か国による地域統合イニシアチブである。元来は別々に統合を目指した2つの東アジアの枠組みは、後述のように、日中のイニシアチブを経て、16か国によるRCEPにほぼ統一されつつある。さらに2010年に交渉が始まった環太平洋経済連携協定（Trans-Pacific Partnership: TPP）は9か国で交渉が進められてきたが、2012年に入りメキシコとカナダの参加が決まったほか、同年11月オバマ大統領の訪問の際にタイが参加の表明を行うなど、非参加国に影響を与え得る「クリティカル・マス」が形成されつつある。これで2015年の経済共同体形成を目指すASEANを加え、日中韓、RCEP、TPPと2013年に入り、4つの地域統合枠組みが交渉を行うことになる。本論ではこのような錯綜する地域統合枠組みに焦点を当て、特に米中が互いに意識する形で統合案を進める「ドミノ競争」にその要因を見だし、その舞台が2国間から多国間へと移行してきた経緯を説明する。そしてその過程における日本の果たした役割を明確にしなが、今後の外交指針を展開する。

1. アジア太平洋地域のFTA：2国間ドミノ連鎖

地域統合構想が錯綜する以前、つまり米国のTPP参加による正式交渉が開始する2010

年までのアジア太平洋の地域統合の動きは、2 国間 FTA の拡散によって特徴づけられる。それは以下の4つのグループ分けが可能である。①日本を中心とした東南アジア各国との2 国間 FTA、②ASEAN を中心とした ASEAN+1FTA（日本、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランドの5つ）、③中国を中心とした北東アジアでの FTA、④韓国が引き起こす東アジアを超えた欧米との FTA、である。これら4つのタイプの FTA ではそれぞれ中心国（地域）が存在するが、いずれもドミノ仮説によって説明できる。

FTA 拡散要因でよく使用されるドミノ仮説は、FTA の排他性に基づいた貿易転換効果に注目したものである。つまり関税撤廃など FTA が締結相手国にもたらす利益は締結していない第3 国の犠牲を伴うが、それらは品質や価格の面で競争力のある第3 国の製品が、FTA 締結により競争力の低い FTA 締結国内製品にとって代われ、締結国の消費者の不利が生じると共に、第3 国から FTA 締結国への輸出が排除され減少することを意味する¹。FTA 締結国の企業には無関税特権が与えられる一方、第3 国の企業は FTA 締結国企業との競争で不利な状況に置かれるため、ビジネス界や利益団体は FTA を締結するよう政府に対し影響力を行使、その結果、FTA 交渉が開始され、FTA の拡散が「ドミノ現象」のように引き起こされるとする²。

この仮説で重要な点は FTA 交渉国間の力の差である。ジャグディーシュ・バグワティ（Jagdish Bhagwati）も指摘するように、全ての国のパワーは平等ではなく、片方の国が大国である、影響力が大きい、あるいは安全保障を提供しているなど、覇権国家を中心に進むパターンが多く見られる³。大国が締結する FTA の場合、その市場の大きさから第3 国が抱く貿易転換効果への懸念は増大し、その国は同じ大国と FTA を締結する動機が生じることになる。その意味で中小国同士が FTA を結んだとしても、貿易転換の懸念が必ずしも生じるわけではなく、特に経済大国が疎外された第3 国となっても、その対抗措置として同様の FTA を結ぶ動機はほとんどない。つまり FTA のドミノ現象は起こらない。FTA 拡散の構造における FTA 相手国の選択は、それ以前にどれだけ緊密な経済、ビジネス関係が築かれているかに依存することが多い。国家は、経済関係を強化する手段としては、交渉が妥結しにくい地域またはグローバルなアプローチよりも2 国間 FTA を通して2 国間の経済利益と商取引を促進し、貿易、投資を拡大する方がはるかに効果的だと考える傾向が強い。この意味で、FTA 拡散に作用した以下の状況を考えれば、日本の2 国間 FTA 推進への関心は東南アジアでの FTA 急増に重要な役割を果たしたといえる。

それらは、(1) 日本は多くの ASEAN メンバーにとって最大の貿易相手国、投資、技術、援助の提供国であり、すでに緊密な2 国間経済、ビジネス関係を築いていたこと、(2) 従って中国、韓国を含む東南アジア域外国のなかで、日本が最も熱心に東南アジアで2 国間

FTA を追求していたこと、(3) すべての ASEAN 加盟国が中国、韓国との 2 国間 FTA に関心を持っていたわけではなかったこと、である。その結果、ASEAN が日本の 2 国間 FTA アプローチを批判していたにもかかわらず、日本はほとんどの ASEAN 加盟国の最初の 2 国間 FTA 相手国となり、現在のところインドネシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナムにとっては唯一の 2 国間 FTA 相手国である⁴。

2 番目の ASEAN+1 の FTA の起源は 1998 年に日本と韓国が、翌年に日本とシンガポールがそれぞれ 2 国間 FTA の締結に向けて正式な接触を開始したことで孤立感を深めた中国が、ASEAN に FTA 締結を提案する 2000 年にさかのぼることができる⁵。日本と韓国は、逆にこの中国の提案に刺激を受ける形で ASEAN+1FTA を 2005 年に交渉を開始、インドや豪州・ニュージーランドも同様に 2004 年、05 年にそれぞれ交渉を開始するなど、現在ではこれら 5 つの ASEAN+1FTA が存在している。日本はそれまで ASEAN を 1 つの経済単位としてみなさなかつた。しかし中国の拡大する巨大市場、ASEAN への積極的な経済外交を鑑み、個々の ASEAN 加盟国との 2 国間 FTA を交渉しつつも ASEAN+1FTA を追求し始めることが必要と認識するようになる。

3 番目の北東アジアの FTA は、中国がドミノの中心プレーヤーの役割を果たしつつある。そのカバーする品目の少なさから FTA とは呼べないものの台湾と締結した経済協力枠組み協定 (Economic Cooperation Framework Agreement: ECFA)、そして現在交渉中の韓国との FTA が存在する。それまで慎重な姿勢を貫いてきた中国との FTA を韓国が 2010 年になって真剣に検討し始めた理由は、電子機器などで競合関係にある台湾が中国と ECFA を締結したことにあつた。つまり膨大な中国市場において台湾企業との競争で不利な状況が、ECFA によって生じることを食い止める防止策として中国と FTA を結ぶ大きな動機の 1 つであつた⁶。ただ、日韓 FTA は 1998 年にその起源をたどることができるものの、小泉純一郎首相 (当時) の靖国参拝、対日貿易赤字の拡大などに対する韓国の懸念などのため 2004 年以来、交渉は凍結されている。日本は東南アジアとは対照的に北東アジアにおいては、FTA を締結はおろか交渉さえも現在行っていない状況である。歴史や領土に関する対立関係の存在がこの状況に大きな影響を与えていると言える。

最後に韓国が引き起こしたアジア地域を越えた 2 国間 FTA のドミノの動きは、韓国が米国、欧州連合 (EU) という巨大市場と FTA を締結する動きによって、特に自動車や電化製品などの主要輸出品で競合する日本が追従しなければならない状況を生み出した。韓国は輸出が GDP に占める割合が 5 割近く、1998 年のアジア通貨危機以降、割安感のあるウォンを活かし輸出主導の経済成長戦略を立ててきたが、米欧を含む「45 か国と FTA を結ぶ韓国の経済領土は世界一」と李明博大統領が述べるように⁷、FTA はとりわけ重要な通商政

策であった。「同時多発的 FTA 交渉」というスローガンを掲げる李政権は、巨大経済圏や主要貿易国との FTA に高い優先順位を置いている。その FTA が日本にもたらす影響は、市場規模の大きさ、関税率の高さ、共通関税の存在、日本企業の現地生産があまり進んでおらず輸出への依存度が高いことなどから、米国よりも EU の方がはるかに大きい。そのため、2007年5月に韓・EUのFTAの交渉が始まると、翌月には経団連が日・EUのEPAの実現を働きかけ始めている⁸。しかしEU側は日本とのFTAはEUにとって有利でないとの判断から日本の呼び掛けに長く応じてこなかった。例えば2009年にEUに輸出された外国車のうち韓国車が12%であるのに比べて日本車は36%、さらにハイブリッドなどの環境対応が進んだ日本車の輸入関税が撤廃されると欧州車への脅威となるとみなされていた。またEUの対日貿易赤字（2008年は328億ユーロ、2009年は199億ユーロ）が常態化する中、EUの対日輸出の約7割がすでに無関税であることから、EUは日本とFTAを結ぶ利点が小さいとみていたのである⁹。

しかし、日本が米韓FTAを超える形で米国を含むTPPへの関心を強めるにつれ、EUも態度を変え始めた。EUの関心は日本への投資が少ないことや、政府調達に入札できないことなどに見られる日本の非関税分野の規制緩和にあった。EUは米国が主導するTPPには国内の規制を緩和・撤廃することが1つの主要課題と判断し、日本のTPP参加への動きによってEUも日本とFTA交渉を行うことで、輸出や投資を促進させるための非関税障壁の撤廃を交渉のテーブルに乗せることができると考えた。実際EUは、TPPに参加したシンガポール、マレーシア、ベトナム、そして対米FTAを締結した韓国との間ではFTA交渉を行うか、もしくは事前折衝を行っているなど、EUのFTA戦略は対米追従の特徴がみられる¹⁰。従って、日本のTPP参加は、米国そしてEUとのFTAへの道を開き、それによって「同時多発的FTA交渉」を進めてきた韓国に追いつくといった日本の輸出業界の要請に応えることを意味した。さらに重要なことは、このドミノ現象はEUや米国がASEANとのFTAに関心を示すことにも繋がっており、その関心の大きな障害であったミャンマーの人権問題が改善し始めたことも、欧米とASEANの経済連携の可能性を示すことになっている。

以上のようにアジア太平洋地域でのFTAは欧州を巻き込みながら、様々な2国間FTAがドミノのように、次々と締結され、または締結が予定されている。その一方でこうした状況下では、拡散するFTAの間で関税撤廃品目の範囲や自由化期限にずれが生じ、FTA利用者である多国籍企業がどの2国間FTAが最も費用削減に効果的かを判断することを難しくしている。特に東南アジアでは、同一品目に異なるルールが適用される「スパゲティボウル」現象¹¹が最も顕著に見られる地域の1つであり、このFTAの「線」を「面」へと変

化させること、つまり地域統合を進めることがこれらの問題解決に有効なアプローチであった。

2. 米国と地域統合ドミノ

最初に示したように、このアジア太平洋地域の FTA はその「線」から「面」の状況へ移行し、地域統合枠組みが錯綜している。そしてこの段階でも、その原動力はドミノ作用であった。2 国間 FTA のドミノ現象では日中韓が重要な役割をそれぞれ担ってきたが、多国間ドミノ現象では、米国がその趨勢に影響を与える国として登場してきたことが特筆される。その米国の関心をアジア統合に導いたのは中国であった。地域統合をめぐる米中の相克は、日本がどの枠組みに入るかという意味で、その役割の重要性が増しており、日本通商外交にとって重要な局面を迎えている。以下その状況が浮上した要因を概説したい。

米国はオバマ政権になり、「アジア回帰」政策を取り、その外交政策の重点をアジア太平洋に移行しつつあるが、特に TPP はその貿易面での主要な政策として重要視している¹²。クリントン国務長官はこのことについて、米国はアジア太平洋地域における戦略的リーダーシップを維持するため経済的リーダーシップも強化していくことにした、と述べたが¹³、それは TPP への関与を強め、そこにできるだけ多くの参加国を入れることで、自らの望む経済秩序を構築することへの決意を意味した。米国の有力政治コンサルティング会社であるユーラシアグループを率いるイアン・ブレマー (Ian Bremmer) は「日本は米国と手を携え TPP を新たな WTO に育てることに力を尽くすべきだ。TPP が強力な存在になれば、いずれ中国もそのルールに従わざるを得なくなる」と述べている¹⁴。この発言は WTO の自由化交渉がこう着して進まない現在、貿易と投資の自由化促進制度としての主要な役割を TPP に負わせる考えが米国に存在することを示す一方で、経済的リーダーシップを米国が進めようとする意志は中国の存在によるところが大きいことをも教えてくれる。

例えばオバマ政権になってブッシュ政権時に進めてきた韓国やコロンビア、パナマとの FTA の批准を行うことを決定したことについて、カーク通商代表は「アジア太平洋地域では米国を排除した貿易協定が拡大し、米国の企業と労働者が貴重な機会から締め出されている」と述べている¹⁵。米国政府の中には、中国が「低質の」FTA を東南アジアで推進していることは「スパゲティボウル」現象に拍車をかけ、ビジネスでの取引コストを引き上げかねず、たとえ東アジア地域統合がなし得なくても東アジアで常にその話が取り上げられることは米国の「周辺化」を助長することになると考える層が存在した。そして、それならいっそのこと批判したりするのではなく、そのトレンドに合わせて自らの地域統合策を打ち上げることのほうが得策だと考えた。この点についてある国家安全保障会議 (NSC)

の幹部は「もし他国が絵空事 (pie-in-the-sky) な FTA で評判を勝ち取るのであれば、我々も同じ絵空事の FTA 提案でポイントを稼ごうとした」と述べるなど¹⁶、2006年に米国が推進すると発表した APEC を使ったアジア太平洋自由貿易協定 (FTAAP) が現実的な構想だとは米国でさえも考えられておらず、あくまで象徴的な構想であったことが窺える。

その一方で米国企業が東アジアの FTA の動きから切り離されていることへの批判にこたえる必要性もあった。例えば、全米製造業者協会や全米商工会議所などの業界団体は、東アジア地域主義の台頭の結果として、米国が排除されることを危惧する声明を相次いで発表している¹⁷。この関心が、FTAAP 推進、そして 2008年にブッシュ大統領 (当時) により参加表明がなされる P4、後の TPP への参加であった。

その TPP の特徴は、新たな地域統合を最初から作るのではなく、あらかじめ存在する統合枠組みに参加し、事前交渉など初期コストの低い戦術で TPP を進めている。その既存の統合枠組みは P4 と称される、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ 4 か国の市場規模は 3 千万人にも満たない小さなものであった。従って米国が P4 に参加する主な動機は輸出先市場を確保することではなかった。実際、2010年に TPP 交渉の最初のテーブルに着いた 8 か国が米国の環太平洋地域での貿易に占める割合は 17%で、世界全体との貿易に占める割合は 6%にとどまっていた。米国通商代表部のカトラー代表補は、米国が P4 に目を付けた最大の理由は全品目の関税を 2015 年までに撤廃するなどといったその質の高さで、それゆえ「FTAAP のひな型」になると考えていた。質は高いが参加メンバーの数と規模は小さい。そのため米国は TPP の参加国拡大に関心を示すようになる。例えば、メルボルンでの第 1 回 TPP 交渉においてニュージーランドのティム・グローサー貿易大臣は、TPP がアジア太平洋の統合ゲームに米国が関与するための主要媒体であることを示すとともに、米国にとって TPP の付加価値は参加国が増えればさらに高まると述べている。つまりより多くの APEC メンバーが入ることで、「クリティカル・マス」が形成され、それ以外のメンバーにとって不参加であることのコストが高くなり、結果としてさらに参加国数が増えるという戦略を米国は取り始めていた。米国は、自らが追求する「WTO プラス」の FTA にできるだけ多くの国の参加を募り、東アジアで進む地域統合プランへの対抗手段を構築したと言える。実際、米国の参加を受け、豪州、ペルー、ベトナムが同調、後にマレーシアも参加するなど、一挙に参加国が増大している。

米国の TPP への直接的関心の一つは雇用確保にある。2009年 11 月、東京を含む初のアジア諸国歴訪から帰国後、オバマ大統領はアジア市場の重要性を強調し、リーマンショック以降長期化する景気後退の中、アジア市場に 5%輸出を増やせば米国内で数万人という雇用を作れると訴えているが、その意味で米国にとって最大の市場である中国は TPP に

における「陰の交渉相手」として意識されている。例えば2011年4月、6つの業界団体はカーク通商代表に民間企業の経済活動を不当に妨げる海外国営企業に対し、法的拘束力のある罰則義務事項を設けることを要請する書状を送っている。国営企業は自由化の進んだシンガポールのような国にも存在するが、米国企業関係者は「TPPを通して国営企業への補助とビジネス慣習に対する制限をかけることは、アジア市場における中国企業の行動に対する重石となり、将来的には、中国との2国間や地域、グローバルレベルでの貿易交渉において基礎をなす政策枠組みを提供する」と述べる。つまりTPPには自由資本主義的ではないビジネス慣習を進める中国に対して、法的な足かせを課す手段となる期待感が米国国内で存在することが理解できる。同じ社会主義国で国営企業が跋扈するベトナムのTPP参加は、米国にとって仮想中国の役割を担うことが想定されている¹⁸。

この動きに懸念を覚え、TPP以外の地域統合枠組みを進める行動をとったのが中国であった。このような国有企業活動への規制を強めるTPPへの中国の参加はそれほど容易ではなく、そのTPPが参加国を増やしながらか交渉が進展するのは、中国にとっては望ましい状況ではない。実際、2011年にTPPの交渉が進み日本の参加の可能性が高まる中、中国は地域統合に関して従来の主張を覆し、日本に対し妥協を繰り返す形で、日本との市場統合の可能性を探ってきた。

例えば日中韓FTAは最初に提案された2002年以来、長くこう着状態にあったが、最初に示した通り、2013年より交渉開始の合意に至っている。このこう着状況を生んだ最大の要因の一つは、国内企業と税制面や入札手続きで同等の扱いを受ける「内国民待遇」や、他国の進出企業より不利な扱いを受けない「最恵国待遇」といった内容を含む投資協定を先に締結すべきだという日韓に対し、中国が政治的に困難な国内法的整備を強いられる同協定に難色を示した点にある。日本の投資協定や2国間FTAに含まれる投資章では、ローカルコンテンツ要求や出資規制などを禁止し、知的財産権保護も含んでいたため、中国外交部の崔天凱アジア局長（当時）は「まずは貿易自由化、それから投資協定というのが通常の流れだ」と述べ、FTAを先に進める姿勢を維持していた¹⁹。この状況に変化が生じるのは、2011年に米国が主導し中国が排除されているTPPへ日本が参加表明をしたことに影響を受け、中国が歩み寄りを見せてからである。同年、北京での日中外相会談では日中韓FTA締結に向けて、日本が前提条件としていた3か国投資協定の実質合意を年内に目指すことで意見を一致させたが、これにより日中韓FTA交渉への道が開けたことになる。

日本の北東アジア外交はこれまで順調には展開されてこず、特に2国間関係の悪化は統合推進の阻害要因であった。例えば日中の指導者や政府関係者が参加する2国間会合や交渉では、これらの問題解決に向けた話し合いが主になされることが多く、そのため日中韓

や東アジア地域における両国の協力の可能性が重要議題にのぼることはあまりない。さらに、日本は中国にとって3番目の貿易相手国（最大の輸入先、5番目の輸出先）、中国は輸出入ともに日本の最大の貿易相手国であり、極めて緊密な経済相互依存関係を構築しているが、2国間 FTA を梃子にパートナーシップを形成し地域統合を進めるという機運さえうかがえないのは、相互依存関係の進展が地域統合の推進要因とする説を覆す重要な例証となっている。日韓 FTA は、金大中大統領（当時）が未来志向の新たな日韓関係構築の象徴として 1998 年に共同研究を提案したのを契機に交渉が始まったが、小泉首相（当時）の靖国神社参拝を契機に 2004 年以降、政府間交渉が中断しており、さらに日本の農産物自由化と韓国の恒常的な対日赤字問題をどう克服するかといった問題も絡み、交渉再開の目途も立っていない。加えて 2012 年 8 月の李大統領による竹島（韓国名独島）訪問や天皇謝罪要求発言を機に日韓関係は大きく悪化し、日本の財務省は韓国と前年締結した、ウォンの急落を防ぐ目的の通貨スワップ協定の延長をしない決定を行うなど、2 国間 FTA を進展させる政治状況ではない。

このような状況下で経済連携の強化が日中韓という枠組みで進むのは、低迷する日中、日韓関係を鑑みて、改善のための対話の機会を政策レベルで維持する、増やすという意味で日本にとって重要な政治的機能を持つ。それをもたらした米国の TPP 推進、同協定への日本の参加意思表示は、ドミノ効果として北東アジア地域統合にも大きな影響を及ぼしているのが、錯綜する地域統合時代の一つの特徴である。

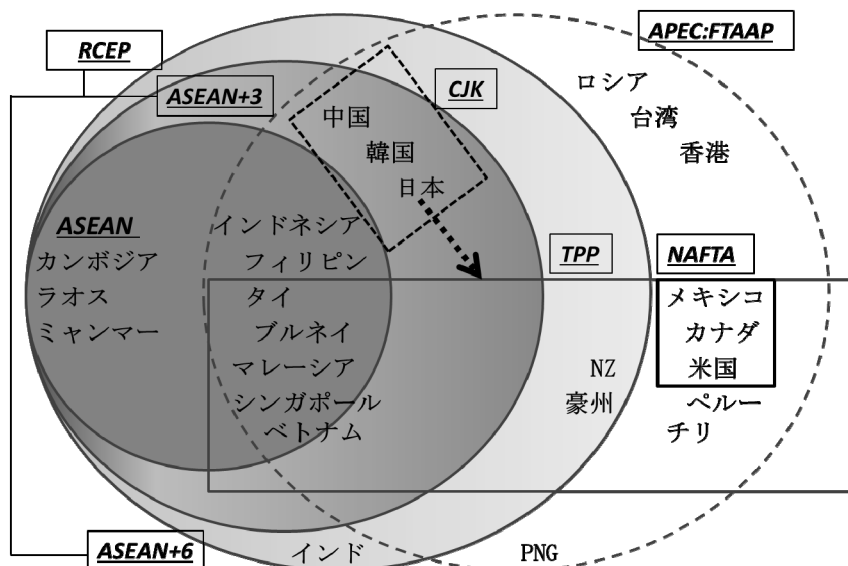
3. 多国間ドミノと RCEP

上に述べたように、地域統合の錯綜時代をもたらした最大の要因は、米中という世界第 1 位と第 2 位の経済大国がお互いの影響力拡大を意識し、競争する形で自らが望む地域統合構想を進めている点である。つまり米中は通商構造の変化をもたらす国としての役割を担ってきたことになる。さらに世界第 3 位の経済大国である日本がどちらに加わるのか、あるいはどちらに先に加わるのかといった問題はその統合の規模の拡大につながるから、先に述べた中国の譲歩や、EC の日本との FTA への関心に見られるように、錯綜する地域統合の行方に影響を与えるバランスーとしての役割が見いだせよう。つまり、世界の経済大国達が自らの国益をぶつけ合い、互いの望む地域統合を進めようとしていることが、アジア太平洋地域の地域統合の錯綜を招いた要因だと指摘できる。

ここで図を参照しながら、この大国間競争による地域統合枠組みの錯綜をより詳しく見てみたい。これまでは ASEAN を中心にした同心円的統合枠組みの拡大、すなわち ASEAN から ASEAN+3、そして ASEAN+6 へと参加国を拡大させながら、それぞれ首脳会合を持

つ（ASEAN+6 の場合は東アジアサミット（EAS））別個の地域制度を設立してきたことの特徴は、ASEAN がその中心に位置付けられていることである。ただ、この中心という言葉は誤解を招きやすい。なぜなら、これは ASEAN が貿易や投資の自由化を積極的に推進し地域統合を推進していることを意味しているのではなく、ましてや日中韓など域外大国を含んだ地域統合構想や工程表を作っているわけでもない。首脳会合の主催など、会合の機会を提供するのが ASEAN 中心性の主要な機能となっている。特に 2011 年以降、EAS に参加するため米国大統領は東南アジアを年に一度は確実に訪れることとなったことで、米中両国の首脳トップが多国間の場に参加する機会を提供する機能を ASEAN は維持している。

図1 アジア太平洋の地域統合の枠組み（13年1月段階）



資料：筆者作成。

この地域統合構想の同心円の問題は、ASEAN が動かないと域外大国を含んだ ASEAN+3 も ASEAN+6 の統合も動かない点である。かつてシンガポールのゴー・チョクトン首相（当時）は、WTO や APEC など自由化を進めようとしても、それは「最小公約数 (lowest common denominator)」ベースとなり、自由化を望まない国々のために自由化志向の国々の行動が縛られることになる」と述べた。それは最も消極的な国が貿易自由化のペースを抑えることとなり、地域統合推進の大きな障害となる²⁰。一方的に自由化をしてしまうと、輸入品の参入に対するハードルを高くしておきながら、輸出品はハードルを下げた他国の

市場にほぼ自由に出せるという、フリーライダー問題が生じるからだ。特に競合品である場合は、雇用を脅かすため国内政治問題化する可能性を秘める。この点から、5つの ASEAN+1 の FTA が発効されながら、それを収斂する形で東アジア統合の交渉がこれまで開始されなかったのは、ハブとしての役割が減じられることになるため ASEAN が消極的であるところが大きかった。2011年8月、それまで東アジア統合の枠組みは ASEAN+3 か ASEAN+6 で競い合っていた日中が互いに矛を収める形で、EAFTA (ASEAN+3)、CEPEA (ASEAN+6) とともに貿易・投資自由化を議論する作業部会の設置を共同で提案したのも、TPP の交渉は進むものの、ASEAN に任じている東アジアの統合枠組みが進まないことを日中両国が懸念したことに起因している²¹。

しかし、先述のように日中韓が ASEAN+3 から独立した形で FTA 交渉開始に合意したのは、排他された ASEAN にとって懸念する動きとなった。3か国間で GDP の合計が 7540 億ドル (11年) の大規模な市場の統一化への交渉が動き出したことは、直接投資をひきつける巨大マグネットが ASEAN の近くに出現することを意味し、自らが海外からの投資に陰りを投げかけ、辺境化する可能性も出てきた。これが ASEAN 統合を急ぎ、直接投資のマグネットの威力を強める意思を ASEAN が強める要因であった²²。その方策は ASEAN+1 を結んだ 6か国との間にある FTA という「線」を解消し、16か国という東アジア地域統合という「面」による自由貿易協定、すなわち RCEP という東アジア地域統合を目指す決定を行ったことである。さらに重要なことは、ASEAN+1 の殻を打ち破り、域外大国との統合を進めるために、ASEAN 経済共同体 (AEC) の構築を急ぎ、6億人の統一市場を形成し、域内の経済活動をほぼ自由に行える環境を創出することであった。ただ日中韓はこのような ASEAN の日中韓 FTA に対する懸念をよく理解しており、中国の陳徳銘商務部長は FTA 交渉開始の発表の場を ASEAN が開催する EAS にするとし、日中韓 FTA は開かれたものとして交渉する点を強調、韓国の朴泰鎬通商交渉本部長もその内容などを ASEAN 側と情報共有することを示している²³。このような「線」から「面」への変化によって重要な点は、「面」となる広域統合では、「線」によってそれぞれ異なる原産地規則が統一されることである。これは累積原産対象国の拡大を意味し、無関税が適用される製品の数が増え、そのためのルールが簡素化され、最終的に輸出拡大に貢献するという利点があり、日本の経済産業省も、この点を強調している²⁴。

ASEAN にとって市場を 1 つにする必要性をより強く駆り立てられることになった他方の要因は、現実には交渉が進む TPP である。図が示すように TPP は ASEAN を中心とした同心円を串刺す形で ASEAN を分断している状況である。タイが 2013 年の参加の意向を示したため、ASEAN からの参加国はシンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシアの 4 か

国から5か国になる可能性が高まった。これにより東南アジアで最も開発が遅れるインドシナ3か国（ミャンマー、ラオス、カンボジア）、保護主義への動きを強めるインドネシアやフィリピンが参加しない中、TPPに参加する国々は自由化の果実と米国との関係発展といった問題を、ASEAN中心性の維持より優先させたこととなり、ASEANの分裂の印象を強める結果となった。インドネシアのギタ貿易相は「TPPはASEANにとって脅威ではない。双方が発展するのは良いことで各国がどの枠組みを選ぶかは国情によって違う」と述べるものの、TPPは「自由化品目の割合が非常に高く、対象になった品目の関税撤廃を一気に進める」ため、インドネシアにとっては「課題が多く……参加予定はない」とした²⁵。この発言はTPPの出現により、ASEAN内で高度な自由化と国内制度改革を進める意思のある国だけが参加することを示し、自由化の最小公倍数アプローチがもはや適用されないことを示している。

4. 錯綜する地域統合と日本外交

これまで見てきたように、錯綜するアジア太平洋の地域統合の動きでは、米中が進める互いに排他的な統合アプローチであるTPPと日中韓FTA、RCEPが存在し、中韓がTPPへの参加意思を占めていない中、日本はいずれの枠組みの交渉に参加する唯一の国である。この3つの統合枠組みの交渉は、ほぼ同時並行的に進むものの、質の高さについては差異があり、TPP、日中韓、RCEPの順で広範かつ深い統合になると思われる。しかし高付加価値品目に特化しつつある輸出品、サービスや投資の自由化への高い関心を寄せる企業群、アジア太平洋地域の広範に展開される生産ネットワーク拠点、平均関税3%以下に示される競争力の高い鉱工業品と開かれた国内市場など、中国や多くのASEANメンバーとは、その市場や輸出品の性質において大きく異なる。しかしながら、例えばサービス分野の自由化などは、RCEPや日中韓FTAでは進まない可能性が高い。その意味で、不参加であることのコストが高くなり、結果としてさらに参加国が増える「クリティカル・マス」を形成しつつあるTPPへの参加決定は、自らの貿易と投資に最も大きな利益をもたらすという意味で重要であった。

その反面、中国、韓国、インド、インドネシアなどの主要なアジア諸国はTPPに参加していない。しかし日本はこれらの国々との貿易量が多く、多くの日系企業も進出しており、さらに保護指向も強い（例えば中国は自動車に25%関税を課している）ことから、日中韓FTAやRCEPも日本に利益をもたらすのは明確である。日本にとってこのような地域統合の錯綜時代は、まさに日本経済とビジネスにとって好機であり、それを活かすためにも、これら3つの統合枠組みを別々にとらえるのではなく、一つの大きな通商戦略としてくく

り、それぞれ扱う内容をできるだけ連携させながら、RCEP や日中韓 FTA の質を高める方策を考えることである。例えば TPP での自由化の交渉を踏まえて、RCEP と日中韓 FTA の3つの交渉内容と進捗状況を把握することができるようになるため、国営企業の扱い、地財、政府調達、競争政策、環境・労働など TPP で進む「WTO プラス」項目の中で、何が後の2つの FTA において交渉可能なのかを精査し、両 FTA が高い質の統合内容に持っていく上でイニシアティブが取るのが重要である。その意味で3つの統合枠組みの交渉担当者の密な連絡が不可欠となる。さらに3つの交渉を統括できる司令塔の存在も必要となるため、現在進む NSC 設置の議論に加え、経済外交の効果的推進のため、縦割り行政組織に基づく交渉体制の見直しも急務と言える。

ただ、これまでもそうであったように、日本の FTA の最大のアキレス腱である農業は、地域統合を進めるに当たり、自由化を要求される分野である。コメをはじめ、粗糖や乳製品など、国がまず買い上げるこれら輸入品の国内価格は日本市場に入ると高騰し、関税に換算すると 300 から 800%と世界に例を見ない高さである。これら農産物は TPP だけではなく、農産物輸出国を多く含む RCEP や日中韓でも自由化の要求が必至なため、農業従事者の若返り、一人あたりの耕地面積の拡大、専業と兼業のバランスといった農産物の構造改革と一体になって進める必要がある。これら農産物は FTA では実際に関税が引き下げられる、または撤廃されるまで 10 年以上、あるいはさらに長い期間が設けられる可能性がある。さらに、いわゆる「ねじれ現象」にある米国議会の状況では、TPP の発効も遅れる可能性も否定できず²⁶、その時間的猶予を活用し、先に挙げたような農業改革に取り組むべきであろう。

高い質の地域統合を RCEP で達成するには、ASEAN の統合支援が急務である。ASEAN の統合の度合いは RCEP のそれを決めるため、高い質の統合を RCEP が目指すのであれば、ASEAN 統合もそうなる必要がある。ASEAN の特徴は国際経済法上では途上国の集まりとみなされ、政治、文化上でも一体感を欠いていることから、「アセアンウェイ」と呼ばれる緩やかなルールを適用し、法的拘束力をできるだけ避けた自主性を重んじる形で地域協力を運営してきたことにある。従って関税撤廃といった地域の決めごとにも、不履行に対して罰則が実際に適用されたことはないし、そのため例外措置を各々が求める素地が確立されている。

例えばインドネシアに見られる輸入制限、国産品販売の義務付けといった非関税障壁の問題の多くが ASEAN では手つかずで、各国が維持する貿易と投資に対する規制ルールの撤廃・緩和に対する統一的なメカニズムを欠く状態にある。このためビジネス界では、ASEAN とは、10 か国が 10 通りの違った経済ルールを持つ緩やかな集まりとの認識も存在

する²⁷。RCEP の内容に関してもシンガポールやマレーシアは物品だけでなくサービス・投資も含めた広範囲の自由化を要求する一方、自国に安価な中国製品が流入し対中貿易赤字が膨らむことを懸念するインドネシアは高い自由化率の FTA には反対の立場をとるなど、その大枠を決めるにおいても、ASEAN はまとまっていない。これは TPP などの例外措置を極力省き、製造に関する労働や環境基準の設定を含む、極めて高いレベルでの協力、統合プログラムへの参加が難しいことを示す。このため「アセアンウェイ」からの脱却の必要性を訴える声も聞こえ始めており、例えば2012年末に5年間の任期を終えたスリン・ピッスワン事務総長は「強力な中央集権メカニズムがなければ、重大事に成り得る問題のすべてを調整し、調査することは極めて困難だ」²⁸として、欧州のような事務局の権限を強め、参加メンバーへの縛りを強化する必要性を訴えている。日本は ERIA や ADB などにおいて強いイニシアチブをとってきており、その知見を活かしながら、これらの国際機関事務局との連携を通して、ASEAN の事務局強化の支援を果たすことができよう。

このように ASEAN が単体の経済アクターとして発展するには様々なハードルを乗り越えなければならないが、日本の取りうる政策は、メコン河流域の流通システムの構築など、自由化、円滑化、開発・経済援助といった、APEC で進めた3つの柱を使って、包括的な ASEAN 統合の推進を図ること、そして排他的にならずに中韓豪などの域外大国との連携を図ること、最後にその施政が日本の利益になることを明確に示すことが肝要である。

—注—

- 1 Viner 1950, Ethier 1988.
- 2 Baldwin 1996, Solis, Katada & Stalings 2009.
- 3 Bhagwati 2008, pp.43-47.
- 4 寺田 2010。
- 5 寺田 2012。
- 6 『日本経済新聞』2010年4月20日。
- 7 『日本経済新聞』2010年12月31日。
- 8 日本経団連 2007。
- 9 『日本経済新聞』2010年11月29日。
- 10 Heydon and Woolcock 2009, p.165.
- 11 Bhagwati 2008.
- 12 Fergusson, *et. al.*, 2013.
- 13 *Bangkok Post*, 17 November 2012.
- 14 『日本経済新聞』2012年10月22日。
- 15 Kirk 2009.
- 16 Searight 2011, pp.59-60.
- 17 『時事通信』2008年2月5日。
- 18 Solis 2011.
- 19 『日本経済新聞』2004年12月1日。
- 20 Terada 2005.
- 21 筆者インタビュー、経済産業省担当官、2011年12月26日、東京。

- ²² Ministry of Foreign Affairs (Singapore), 2012.
²³ http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001118/asean_economics_minister_meeting.pdf
²⁴ 経済産業省 2012 年。ベトナムは繊維製品の原料となる生糸などのほとんどを中国から輸入しているが、これでは、例えば ASEAN インド FTA における原産地ルールを満たすことができなかった。しかし、RCEP が発効すれば、この問題を解決できるであろうとの観測がなされている。
²⁵ 『日本経済新聞』2011 年 11 月 20 日。
²⁶ 2007 年 5 月 10 日にブッシュ政権と民主党が多数を占めていた当時の議会が合意した FTA に課す規定には、団体交渉、結社の自由、強制労働・児童就労の禁止、雇用差別などに関する国際労働機構 (ILO) の労働基準の遵守を義務づける点で、これまでの米国の FTA に比べて厳しい条項である。民主党政権を支える労働組合と下院民主党は、TPP において法的強制力のある ILO 労働条約の実施を強く求めているが、共和党は反対しており、両党の見解の相違はいまだ大きい。またオバマ政権は米韓 FTA 関連で失職した労働者を財政的に支援する貿易調整援助 (TAA) プログラムを盛り込もうとした際、財政負担の増加を招く上、雇用創出の効果が見込めないと共和党議員が反発したため、米韓に加え、コロンビア、パナマと前政権時に調印した FTA の批准に至るまで 3 年以上を要することとなった経験をしている。この経験は、政治的困難な割には経済的利益の少ない 2 国間 FTA に米国が関心を示さなくなった要因となっている。
²⁷ Hutagalung 2010.
²⁸ 「ロイター」、2012 年 8 月 1 日。

参考文献

- 経済産業省『通商白書 2012』
日本経団連 (2007)「日 EU 経済連携協定に関する共同研究の開始を求める」、6 月 12 日。
寺田貴 (2010)「東南アジア域内外の競争的地域主義：シンガポールと ASEAN の役割」ミレヤ・ソリース他編『アジア太平洋の FTA 競争』(勁草書房)、(2012)「東アジア FTA のドミノ論とドミノ停止論」浦田・谷内・蟻川・柳井編『変容するアジアと日米関係』(東洋経済新報社)
Baldwin, Richard (2006) “Multilateralising Regionalism: Spaghetti Bowls as Building Blocs on the Path to Global Free Trade”, *The World Economy*, Vol.29 (11), pp.1451-1518.
Bhagwati, Jagdish (2008) *Termites in the Trading System: How Preferential Agreements Undermine Free Trade* (Oxford University Press, Oxford).
Fergusson, Cooper, William H., Jurenas, Remy and Williams, Borck R., (2013)“The Trans-Pacific Partnership Negotiations and Issues for Congress”, *CRS Report* .
Heydon, Kenneth and Woolcock, Stephen (2009) *The Rise of Bilateralism: Comparing American, European and Asian Approaches to Preferential Trade Agreements* (United Nations University Press, Tokyo).
Hutagalung, Martin (2010) “ASEAN: An Integrated Market?” in S. Tiwari (ed.) ASEAN: Life after the Charter Institute of Southeast Asian Studies, Singapore), pp.141-144.
Kirk, Ronald (2009)“Letters to Speaker of the House Nancy Pelosi and Senate President Pro Tempore Robert Byrd”14 December.
Ministry of Foreign Affairs (Singapore) (2012) “MFA Press Statement: Prime Minister Lee Hsien Loong's Attendance at the 21st ASEAN Summit and Related Meetings, Phnom Penh, Cambodia”, 18 November 2012
Searight, Amy (2011) The United States and Asian Economic Regionalism: On the Outside Looking In?" in Mark Borthwick and Tadashi Yamamoto (eds.), *A Pacific Nation: Perspectives on the US Role in an East Asia Community* (Japan Center for International Exchange, Tokyo).
Solís, Mireya (2011) “Last train for Asia-Pacific Integration?: U.S. Objectives in the TPP Negotiations”, *WOJUSS Working Paper Series* (No.2. Waseda University).
_____, Katada, S. and Starlings, B. (2009) (eds.) *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim*, Palgrave Macmillan, 2009.
Terada, Takashi (2005) “The Japan-Australia Partnership in the Era of the East Asian Community: Can They Advance Together?” *Pacific Economic Papers*, No.352 (2005).
Viner, J. (1950) *The Customs Union Issues*, Carnegie Endowment for International Peace, New York.

第5章 中東諸国をめぐる地域統合 —GCC 統合への諸課題—

田中 浩一郎

はじめに

中東・北アフリカ（MENA）地域で多数派を形成するアラブ諸国は、その民族的同一性を背景として、エジプトのナーセル大統領に代表される一部の指導者が汎アラブ主義（pan-Arab unity）を標榜し、アラブ世界の「統一」「統合」を熱く語った時代があった。だが、現実にはそれぞれの国家利益が優先的に追求された結果、アラブ諸国をひとつの政体にまとめあげようとする構想は、エジプトとシリアの連合の失敗を経て、1960年代に早くも頓挫してしまう。ナーセルの後継を自認したリビアのカッダーフィ大佐も、自らが考える理想と理念に則って動かすことができないアラブ統一事業に嫌気がさし、やがて関心の対象をアフリカに移してしまった。

だが、MENA 地域における何かしらの統合の枠組みについては、先人の熱意や意欲が現代にも受け継がれ、その必要性和メリットについては多くの政治指導者の間で共有されている。そして、緩やかな統合状態にとどまりながらも、現在では複数の枠組みが成立するに至っている。一方、世界の各地域における経済的・政治的統合が試行されている今日、MENA 諸国は、「アラブの春」と一般に称される民衆運動にもさらされるという、新たな環境への対応を求められる最中にある。

MENA 関係国をめぐる統合の現状と未来を考察するうえで、わが国との間でエネルギー貿易面での関係の深さはもちろんのこと、FTA 締結交渉が執り行われてきた観点から、湾岸協力会議（GCC）に着目し、その統合の進捗状況、さらには GCC が直面する課題と将来展望について論ずることは、わが国と GCC との関係の発展のうえでもけっして無益な研究ではないはずである。

1. MENA 地域における地域統合の現状

当該地域における統合の枠組みは、湾岸6カ国（サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、UAE、オマーン）によって1981年に結成されたGCCが唯一の事例ではない。だが、GCCは、その成立の経緯からして、他の枠組みとは明らかに一線を画している。それは、統一市場の形成に向けた、経済・通商面での諸々のプロセスの進行にもかかわらず、GCCが本質的に集団安全保障体制の構築を出発点とする、特異性を持ち合わせている

ためである。当該地域におけるほかの統合と異なるこの特性については、第2節にて改めて触れる。

GCC 以外では、より広大な地理的概念の下で 2005 年に成立した、大アラブ自由貿易地域 (GAFTA) がある。東はイラクおよび GCC にはじまり、西はモロッコに至るまで、MENA 地域のいわゆるアラブ諸国を網羅しており、17 の構成国を誇る地域自由貿易協定としての GAFTA は、アラブ諸国の経済発展に貢献することを目的としている¹。また、アガディール協定 (Agadir Agreement) のように、域外圏との自由貿易構想を推進するうえで、域内国による自由貿易協定が成立しているケースもある。本協定は、やはり後述する EU 地中海諸国協力協定 (通称バルセロナ・プロセス) の一翼として機能するため、ヨルダン、チュニジア、エジプト、モロッコの地中海沿岸国 4 カ国で構成されており、2007 年に発効している。

このほか、GCC から漏れた近隣のアラブ諸国同士が組織した、アラブ協力会議 (ACC) なる集合体が短期間ながら過去に存在したこともある。イラク、(北) イエメン、エジプト、ヨルダンからなるこの枠組みは、1989 年に設立されたものの、1990 年には湾岸危機の発生によって短期間のうちに瓦解するという憂き目に遭った。

一方、上記とは別個に、域外諸国との連携を主眼とする統合の枠組みが存在する²。その代表的なものとして、EU 地中海諸国協力協定、EU・GCC 協力協定、経済協力機構 (ECO)、イスラーム開発協力会議 (D8) などをあげることができるが、中でも目を引くのが EU と地域諸国による枠組みの設定である。その背景に関しては、2 つの重要な要因を指摘することができる。まず、1970 年代初頭まで湾岸諸国の一部を保護下においてきた英国を例外とすれば、欧州諸国にとっての戦略的関心は、地中海沿岸国にあった。すなわち、バルセロナ・プロセスの対象国である。次に、欧州諸国の関心が次第に東にも向けられるようになったオイルショック以降、湾岸諸国との関係強化が急速に進み、これが EU・GCC 協力協定 (1989 年) の締結と、翌 90 年からの FTA 締結交渉の開始につながるのである。

なお、ECO とは、1964 年にトルコ、イラン、パキスタンによって発足した地域開発協力機構 (RCD) を前身とし、ソ連崩壊後にはコーカサス、中央アジアなどに拡大した組織である。そして、D8 は、BRICS に「次ぐ」エマージング・マーケットを自負するイスラーム国によって構成され、ECO と同様に関税協定を締結するに至っている。

このように、MENA 地域における連携や統合が進行しているが、その下で関係国は、メリットとデメリットをどのように評価しているのだろうか。肯定的要素に関しては、規模のメリットとして語られることが突出していると言える。MENA 全体では、2020 年に人口が 4 億 3000 万人に達すると予想されており、巨大な統一市場や生産工場としてのポテン

シャルをそこに認めることができる。対外的なバーゲニング・パワーを確保するうえでも、統合にメリットを感じるだろう。だが、一方で、産油国同士や、あるいは非産油国同士が、それぞれに社会・産業構造の近似性が高いがゆえに、近隣国との間で相互補完や分業体制を構築することが、実は、容易なことではないという現実もある。

また、統合を進めていくうえでの障害も少なくない。近隣国同士の「横」の連携が希薄であることも多く、いまでも旧宗主国との関係のほうが濃密である。さらに、域内での政治的覇権を目指すうえで、熾烈な競合関係に陥ることもあり、いまなお「アラブの統一」のような統合は夢物語に終わりがねない状況にある。

加えて、経済統合を進めるうえで不可欠となる、統合体や共同体を運営する制度基盤の欠如が指摘されており、特に、統計データの未整備について言えるところである³。すなわち、統合に向けた意志が共有されていたとしても、その実現に要する時間と労力は並大抵のものでは済まないのである。

2. GCC「統合」の経緯

さて、ここからはGCCの内的統合⁴に焦点を当てる。すでに、MENA全体のスケール・メリットの追求に関する動機付けに触れたが、GCCも例外ではない。むしろ、産油国・産ガス国によって構成されているだけに、GCCに限った場合のほうが、一人当たりGDPは突出して高い数値を示すことになる（図表1参照）。

図表1 GCCの「統合」市場規模とエンブレム

- 総面積 2,423,300 km²
- 総人口 4590 万人
- 総 GDP 1 兆 3700 万ドル
- 一人当たり GDP 2 万 9900ドル



出所：GCC事務局（データは2011年時点）。

しかしながら、ここで留意しなければならないことは、GCCの中にあってサウジアラビアが総面積の約9割、総人口の半分強、総GDPの約50%を占める巨人であり、同様に域内に流入する海外直接投資（FDI）の過半（ストック、フローとも）を占有しているという事実である。それゆえに、他の5カ国においては、サウジアラビアに対する警戒心もけっして小さくないのである。

GCCは、イランおよびイラクからの脅威に集団で対抗するために1981年に結成されて

以来、そのような構造的なひずみを内在しながらも、時には一進一退や停滞を見せつつ、これまでに「統合」に向けて歩を進めてきた。それでも GCC は、創設時から、その軸足は集団安全保障に置かれてきたことを忘れてはならない。

GCC は、2003 年に関税同盟を発足させ、共通市場創設を経て、次の目標として通貨統合の完成を 2010 年に目指した（図表 2 参照）。ほとんどの構成国の通貨が米ドル・ペッグであることから、統一通貨の導入にかかわるコスト⁵が低くて済むと考えられるところであるが、一方、GCC 域内での交易が限定的であるために、享受できるメリットが必ずしも大きくはないものと見られた。その通貨統合は、思わぬ形で頓挫することになった。

政治的なライバル意識が拭いきれない GCC において、強国サウジアラビアへの一極集中⁶に反発する UAE（とりわけ、アブダビ首長国）が 2009 年に通貨統一構想からの離脱を表明したことによって、以後、GCC の経済共同体としての強化を目指す動きに対して、一定の歯止めが生じた。その後、オマーン、クウェートの離反も続き、現状において、通貨統一⁷は、頓挫した模様である。昨今のユーロ危機の影響の広がりも、GCC 構成国に早期での通貨統合を再考する機会を提供したと言えよう。

図表 2 GCC「統合」に向けた歩み

	イベント	備考
1981	GCC結成	安全保障問題が牽引役
1983	自由貿易地域合意	域内貿易の関税撤廃
2003	関税同盟発足	域外との統一関税の導入
2008	共通市場成立	域内投資などの自由化
2010	通貨統合完成 ⇒ 未達成	通貨評議会が発足(UAE不参加)
2011	GCC拡大論の浮上	ヨルダンおよびモロッコの加盟論
2012	サウジアラビアとバーレーンの統合論の審議	継続協議として取扱い
?	経済共同体の出現?	ユーロ危機の影響?
?	政治同盟への昇華?	EUの成否が参考材料?

出所：各種報道を元に、筆者作成。

ちなみに、EU は、通貨統一にかかわる作業や制度設計に対する協力と支援を、長年にわたりユーロの経験を伝えるという名目の下⁸で実施してきた経緯がある。

さて、経済統合の面では思わぬ停滞を余儀なくされた GCC であるが、創設時からの関心事である安全保障の面では、青天の霹靂のごとく降ってきた「アラブの春」によって、原点回帰を果たし、従来に見られなかった発展を遂げる事態となっている。民衆運動に対する警戒感に、対岸のイランから発せられる脅威も加わることで、王国および首長国によ

る「軍事同盟」としての GCC の側面がいつそう注目を集めている。

チュニジアやエジプトを飲み込んだ「アラブの春」による王制ドミノ倒しを警戒する GCC は、加盟国の中で財政的に窮しているバーレーンおよびオマーンを資金面で支援⁹するかたわら、2011年5月にはモロッコおよびヨルダンという、残る2つのアラブの王制国家に対して、GCC 加盟への打診を行ったのである。また、民衆運動が王制打倒運動の色彩を帯び、宗派対立の様相も激化したバーレーンに対しては、GCC 創設以来、初めてのこととなる加盟国への「半島の盾」軍の派遣¹⁰を行い、対岸のイランからの影響力排除にも動くことで、集団安全保障体制としての機能を示した。さらに、同年12月の GCC 年次首脳会議では、GCC 加盟国間の協力から「統合」へ踏み出すことが宣言され、翌年5月の諮問サミットではサウジアラビアとバーレーンの統合が議題となったことから明らかなように、軍事同盟さえも超える、GCC の完全統合を目指す目標が浮上したのである。

ただし、こうした統合論については、加盟国の間で依然として慎重姿勢も強く、構想に特段の進展は見られない。

3. GCC の課題と将来展望

GCC は、経済統合の分野では EU をひとつのモデルとして眺め、EU からの支援を受けてきた。特に、通貨統一に関しては、ユーロ導入に成功したユーロ圏（≒EU）からノウハウの伝授を受けたことにとどまらず、現状ではユーロ加盟国の財政破綻を横目に見ながら、ある意味で反面教師として捉えている可能性もたぶんに認められる。短期的には、加盟国同士の相互不信も手伝って通貨統一は凍結されたが、同時に、ユーロ創設時から現在に至るまでの EU 統合の状態が提示する限界や問題点について、自らの統合の現況と今後を問い直す過程に入ったのである。

仮に、ユーロ圏が通貨同盟にとどまり、政治同盟に至っていなかったことが、圏内の各国政府に財政規律を徹底させ得なかったとの分析¹¹に立つのであれば、GCC は、いたずらにこの先の通貨統一を急ぐのではなく、GCC の将来像としての政治同盟、あるいは、GCC 統一政府の下でのアラビア半島の是非を自問することになるだろう。ユーロ圏の欠陥を踏まえて、EU ですらなし得なかった、政治統合を前段に据えた通貨統一に果敢に挑戦し、それを成功させることによって先駆者を凌駕する地位を築くときが到来するのであろうか。GCC 通貨統一は、このような難関・難問を乗り越えてこそ、新たなモメンタムを得ることができる。

もちろん、技術的に通貨統一を果たし、その下で財政と経済を運営していくためには、諸々の統計情報の整備が徹底的に行われなければならない、それは依然として自助努力だけ

では覚束ないはずである。こうしたデータ整備は、通貨統一の必要条件であり、けっして軽んじることがあってはならない。

次に、進捗が芳しくないわが国と GCC との自由貿易協定交渉のような、GCC と域外国との連携と統合の先行きについて考察を加えてみよう。産消対話が存在するように、エネルギー資源をめぐる立場が正反対である現状に鑑みれば、双方の間で利害が対立する分野は少ないはずであるが、産油国・産ガス国が主体の GCC が精力的に進めようとしている産業多角化構想がここで両立（win-win）を難しくする主因として浮上してくる。

GCC（湾岸6カ国）は、交渉においてサウジアラビアが最も主導的な役割で湾岸諸国を率いていた。そのサウジアラビアが、石油産業の下流部門であるプラスチック産業やアルミ製造など種々の産業の育成にとどまらず、自動車産業まで誘致したいという政策を打ち出し、FTA を結んで自動車を含めた工業品が無税で輸入されれば自国産業の育成が阻止されるとの懸念を示した。¹²

この状況は、エネルギー消費国たる先進工業国が産油国・産ガス国社会の安定化に寄与する方策として、若年労働人口の吸収のために産業育成を支援し、協力を推進してきたことと照らし合わせると、皮肉にさえ思えてくる。したがって、域外国との広範な FTA 成立にまで、いまなお時間を要するものと考えるのが妥当な線であろう。

そして、最後に、「アラブの春」をめぐる対応でいっそう重みが増した、内外から発せられる喫緊の脅威に対抗するうえで有用な、GCC に備わった古くて新しい機能がある。いまでも続くバーレーンの社会不安を改めて指摘するまでもなく、集団安全保障体制としての GCC の存在は、ますます重要になってくるはずである。当然のことながら、その能力の質的向上と量的充足は、域外の同盟国たる米欧からの協力を仰ぎながら進められる。その一方で、加盟国間の対抗意識やわだかまりも残っており、急速に政治同盟への進化や、GCC 統一政府の創設への同意が得られるはずもなさそうである。

以上の諸点を踏まえると、すでに共通市場を達成している GCC が、現状以上の経済統合を急ぐことで生じる不確実性がむしろ高いことから、しばらくの間は安全保障面での対応に重心が置かれることとなり、その成功を通じた加盟国間の信頼関係の強化を経て、政治同盟としての発展を遂げた後、改めて通貨統一などの経済面での統合にまい進するものと考えることができる。

—注—

- ¹ http://mof.gov.ae/wto/index.php?option=com_content&view=article&id=57&Itemid=25&lang=en
- ² 中東・北アフリカ諸国を含む、地域および世界の経済統合の事例と関連情報については、日本貿易振興機構編纂による『世界と日本のFTA一覧』による取りまとめがある。
http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001093/fta_ichiran_2012.pdf
- ³ 金子寿太郎「GCCにおける金融・経済統計—通貨統合の観点からみた制度的問題—」『イスラーム世界研究』第5巻1-2号、121-146頁。
- ⁴ これに対して、GCCと域外国との連携や統合に向けた交渉も進められており、相手としてはオーストラリア、インド、日本、シンガポール（2008年）、韓国、中国、ニュージーランド（2009年）、EFTA（2009年）がある。ちなみに、GCC構成国は、米国との間で個別交渉を行い、バハレーン（2005年）とオマーン（2009年）がそれぞれ自由貿易協定を締結している。
- ⁵ Ahmed Alkholifey and Al Alreshan, “GCC monetary union,” *IFC Bulletin* No 32, p.23, Bank for International Settlements, 2010.
- ⁶ 既存のGCC事務局に加え、新たに創設される「GCC中央銀行」がサウジアラビアの首都リヤドに設置されることが計画された。これはGCCの金融センターとなるべく投資を続けてきたUAEにとって看過できない動きとみなされた。
- ⁷ 想定上の統一通貨の名称として、Khalij（「湾」の意味）、Dinar（中世から現代まで使われている、この地域固有の通貨名）が検討されていた模様である。
- ⁸ EUがGCC加盟国の経済多角化を支援することを謳ったEU・GCC協力協定にはじまり、2010—2013 Joint Action Programme の下で通貨統合支援が提供されてきた。
- ⁹ 2011年3月、加盟国が抛出する200億米ドル規模の国家財政健全化GCCファンドを設立することで危機の収束に対応した。
- ¹⁰ サウジアラビアが軍部隊、UAEが警察部隊、そしてクウェートが海軍部隊を派遣した。
- ¹¹ Gideon Rachman, “Time to plan a velvet divorce for the euro,” *Financial Times*, 21 May 2012.
- ¹² 中村滋「わが国のFTA・EPAの取り組み状況」『日本貿易会 月報』2010年10月号 No.685, 50-51頁。

第6章 ユーラシア統合の理想と現実 — 思惑が交錯する中でのナショナリズムとリージョナリズムの相克 —

廣瀬 陽子

はじめに

ユーラシアとは、ヨーロッパとアジアをあわせた地域 (Eurasia=Europe+Asia) を指す。ユーラシアという言葉が広まったのは、ハルフォード・マッキンダーが地政学の古典として知られる『デモクラシーの理想と現実 (Democratic Ideals and Reality)』 (Mackinder 1919) の中でユーラシアの「ハートランド」と「リムランド」を論じたことが¹、大きな契機となっている。

他方、ソビエト連邦崩壊後、ロシアを中心とする旧ソ連諸国は、旧ソ連地域をユーラシアと表現する傾向が強く見られている。後述するように、ロシアを中核とした地域統合の試みには「ユーラシア」という地域名称が付されているケースもある。

実際、グローバル化の影響もあり、同地域の地域統合の範囲が拡大している傾向がある。そのようなことから、本稿で具体的に扱うのは、旧ソ連地域の地域統合であるが、ユーラシアという地域枠組みを意識していきたいと考えている。

だが、当該地域の統合は多くの障害により、なかなか容易には進まない。第一に、当該地域は広大な領域を含む一方、その歴史的、文化的、民族的背景は極めて多様だからだ。第二に、当該地域内の経済格差が大きい。とりわけ、資源保有状況や地政学的位置に大きな影響を受ける。第三に、この地域に依然として影を落とす「冷戦的」状況である。当該地域の諸国は、欧米とロシアの狭間でその外交志向のジレンマに陥る。

このようなことから、統合の試みの多くは大きな成果を出せていないが、今後の発展が望める試みもある。そこで本稿では、旧ソ連地域の統合の前提を確認しつつ、これまでに着手された試みを概観し、その中から、ロシアのウラディミール・プーチン大統領が推進しようとしており、今後、発展可能性を秘めている「ユーラシア連合」およびその前段階だとされる「関税同盟」に焦点を当てて分析をし、最後に日本が取り得る政策について考えていきたい。

1. 旧ソ連の地域統合を見る目

旧ソ連の地域統合を考える場合、いくつかの前提を考慮する必要がある。まず、1917～

91年にソビエト社会主義共和国連邦という国家を形成していたこと、そしてその関係は現在の当該地域の政治、とりわけ国際政治に大きな影響を及ぼしているということだ。

特に、当該地域の「長兄」と自らを位置づけていたロシアの影響力は大きく、ロシアは旧ソ連諸国を現在でも「近い外国」と位置づけ、強い影響力下に置くことに必死であり、そのために、政治、経済、紛争、エネルギー問題を外交カードとして利用してきた（廣瀬2008）。ロシアから距離を取ろうとする国、そして、ロシアから距離を取る国の多くは欧米に接近する傾向にある国はロシアを苛立たせ、ロシアにそれら外交カードを切られる。結果、ロシアとの関係はより緊張することから、域内の統合には大きな影響を与えることになるのだ。

加えて、旧ソ連諸国はそれ全体で1つの有機体を形成していたため、ソ連解体直後は重要インフラが新たな国境で断ち切られることになり、「一国で生きていけない」小国が多く生まれた。特に、資源などを持たない小国は多くの困難に直面することになった。

そのため、ロシアの地域覇権がある中、ロシアが旧ソ連諸国との関係に取り得る政策の幅はかなり広い一方、ソ連から独立した小国の戦略的選択肢は以下の4つに限定される²。

- ① バランスを取る（より弱者に好まれる） 例）バルト三国
- ② バンドワゴン 例）カザフスタン
- ③ 日和見（様子を見ながらより自律性を維持） 例）アゼルバイジャン
- ④ 隠避（中立維持） 例）トルクメニスタン

このような前提により、旧ソ連諸国は、多くの地域機構を形成しているが、直接の利害関係よりも戦略的意義を持つ性格の地域機構のほうが目立つ。特に、その背後には、旧ソ連諸国の親口か親欧米かという外交路線のジレンマがある³。特に、欧米が支援する地域統合や地域グループもある⁴。

また、後述のように旧ソ連には多くの地域グループや統合の試みがあるが、それらには「有名無実」化しているものも少なくない。また、国際情勢や指導者の政策などの状況により、多くのことが変わる傾向がある。

このように旧ソ連の地域統合には多くの考慮すべき前提がある。

2. 旧ソ連の地域統合の実態

前述のように、旧ソ連地域には多くの地域統合の試みがあるが、それらは親口的性格や親欧米的性格に分類できるものが少なくなく（ただし、そのような志向性を持たないものも多い）、また、それぞれに目的によって方向性が変わってくるだけでなく、その統合の強度も多様である。

表1は、旧ソ連諸国が関わる地域統合の試みを、政治的、経済的、軍事的性格、ならびに機構的協力体であるか（Integration 志向）、緩やかな協力体であるか（Cooperation 志向）というような性格に基づいて分類したものである。紙幅の関係があるため、以下に記した試みの概略については、本稿の末尾に掲載した参考資料「旧ソ連地域の協力体の概略」を参照されたい。なお、表1に関し、それぞれの性格はもちろん画一的ではなく、様々な性格を帯びているものも少なくないが、便宜的に分類を試みた。さらに、有名無実化しているものについては取り消し線を付記すると共に、構想段階のものは斜体にしてある。

表1 旧ソ連地域の協力体制の性格による分類

	機構的な協力体 (Integration)	緩やかな協力体 (Cooperation)
政治的	<ul style="list-style-type: none"> ・CIS◆ ・ロシア・ベラルーシ連合国家◆ ・SCO(経済的、軍事的要素も)◆ ・ODED-GUAM(経済的要素も)▼ ・APEC ・ユーラシア連合◆ 	<ul style="list-style-type: none"> ・GUAM(旧。経済的要素、軍事的要素も)▼ ・CDC▼ ・CICA ・コーカサス安定協定▼ ・コーカサス4◆ ・CSCP
経済的	<ul style="list-style-type: none"> ・関税同盟(1995)◆ →EAECないしEurAsEC◆ →関税同盟(2010)◆ EAP◆ →経済同盟(ニューラシア連合)◆ 	<ul style="list-style-type: none"> ・BSEC ・ECO ・CIS自由貿易地域条約◆ ・CAREC ・BRICS
軍事的	<ul style="list-style-type: none"> ・CSTO(CIS安全保障条約機構)◆ 	

出所：筆者作成

注：一番強く出ている性格を基に分類。各協力体の名称、概略については本稿末尾の資料参照。

取り消し線はほとんど機能していないか「有名無実化」；斜体は「構想」

特に親日的性格のものには◆、特に親欧米的性格のものには▼を付記。

末尾の参考資料とあわせ、表1のように整理してみると、旧ソ連地域で創設された、ないし構想されている統合の試みは非常に多い一方、あまり活発に活動していないもの、参加国が少ないもの、また有名無実化しているものも多いことに気がつく。これらを全て同じレベルで分析することはあまり意味がなさそうである。

他方、旧ソ連圏の統合で比較的成功裏に発展を遂げているものは、ロシアが主導しているもの、ないし、欧米が強く関与しているものであり、かつ経済活動が主目的である統合の試みである傾向が強いと言える。経済関係の統合の試みはとて多く、かつ段階的に発展していく様子が見て取れる。特に、ロシアの思い入れが強いプロジェクトほど、成功可

能性は高まる傾向が見て取れる。

そこで、本稿ではこれらの条件を最も満たす統合の試みとして、「ユーラシア連合」・「関税同盟」を旧ソ連のケースとして分析する。

3. 「ユーラシア連合」・「関税同盟」に見る旧ソ連の地域統合の実績と展望

3.1 「ユーラシア連合」構想

「ユーラシア連合（同盟）：Евразийский Союз」は、現在はまだ構想中であるが、ロシアのプーチン大統領が就任前の2011年10月4日に『イズベスチャ』紙に掲載した「ユーラシアにとっての新たな統合プロジェクト — 今日生まれる未来 —」と題する論文⁵で創設を発表した試みである。ここで、旧ソ連圏を含む「ユーラシア」が新政権の外交のプライオリティに置かれることが明らかになった。具体的には、これまでの欧州重視政策に加え、アジア重視の色合いを濃くする一方、「近い外国」との関係強化を進める方針が提示されたわけである。

「ユーラシア連合」は旧ソ連地域を中心とした地域の多面的な統合を進め、EU とアジアを結ぶ架け橋になることを目指すものである。その発足には段階的な発展が想定されている。当面はロシア、カザフスタン、ベラルーシという関税同盟、および統一経済圏を維持している国に主眼が置かれている。なお、その3ヶ国の他にも、現段階でキルギスとタジキスタンが関心を示している。そして、次第に共通通貨の発行や就労の自由化を検討しながら、2015年までに「ユーラシア経済同盟」の発足を目指し、経済的なつながりを基盤としながら、政治や社会の面でも統合を進めていく予定である。2012年3月19日に、メドベージェフ大統領（当時）も EAEC 首脳会議の折りに、「ユーラシア連合」に関する包括条約が、2015年1月1日までに署名されると表明した。

しかし、プーチンがソ連解体を「20世紀最悪の地政学的惨事」だと主張していることもあり、旧ソ連諸国、中国・欧米の多くは、本構想を「ソ連復活の試み」だとして警戒している。同構想には形を変えた帝国主義というイメージがついて回っているのである。

それに対し、プーチンは「歴史に葬られたものを復活させる試みは無邪気すぎる」とし、帝国主義的野心を否定しつつ、EU とアジアを結ぶ架け橋を作り、グローバル化に貢献する意向を強調している。「ユーラシア連合」のイメージは、EU 的な地域機構であり、国際的な影響力を強めたいとも主張している。

だが、計画実現は容易ではない。特に「ユーラシア連合」に一番似ている CIS が失敗例とされていることも、計画実現への懸念を高めている。CIS はバルト三国以外の旧ソ連諸国で構成されていたが、グルジアが脱退し、正式加盟していない国も多く、その軍事協力

体である CSTO への加盟国はロシアの友好国だけである。このような懸念の声に対し、プーチンは、ユーラシア連合と CIS を対比させるのは間違いと主張している。ロシアとしては、友好国以外の CIS 諸国とも関係を深化させることで旧ソ連諸国との関係を底上げしたいのである。

他方、各国は主権が侵害されることを恐れており、統合で特に障害となるのは政治の側面である。そこで、ロシアは「関税同盟」を基盤とし、それを発展させることで「ユーラシア連合」を実現させていくプロセスを進めようとしている。

3.2 「関税同盟」

ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3ヶ国は、2010年1月1日に関税同盟を発足させた。末尾の資料にあるように、「現在の」関税同盟が結成されるまでには、自由貿易地域や別の関税同盟などいくつかの類似の試みが着手されてきたが、うまく機能してこなかった経緯がある。現在の関税同盟は、それらの経験と反省を活かす形で、着実な発展深化を目指している。

そして、2010年7月1日には、関税同盟としての関税行政や通関手続き全般について包括的に定めた「税関基本法」が施行され、翌11年7月1日には3ヶ国の国境税関が撤廃され、さらに2012年1月1日には、3ヶ国首脳が「共通経済空間」（後述）創設を発表するなど、関税同盟の発展と更なる新しい段階への移行が見て取れる。

関税同盟発足後、3ヶ国による域外国からの輸入については、カザフスタンへの例外措置⁶と個人輸入⁷を除き、全関税分類品目1万1000品目の輸入関税率を定めた「共通輸入関税率」（全品目平均10%⁸）が適用されている。共通輸入関税率の変更は、「センシティブ品目リスト」に記載されている8000品目については、関税同盟委員会の事実上の全会一致によって決定されるが、その他の品目については、同委員会の3分の2以上の賛成で決定される。これまでいくつかの変更があったが、すべて微修正であり、関税率水準はほとんど変わっていない。

そして、2011年7月1日からは、関税同盟参加国間の国境（ロシア・ベラルーシ間、およびロシア・カザフスタン間）における税関が撤廃された。なお、ロシア・ベラルーシ間ではかつて1995年7月に国境税関が撤廃されていたが、当時は諸外国からの輸入関税率が統一されていなかったため、輸入関税率が相対的に低いベラルーシ経由で自動車等がロシア市場に大量流入する問題（「ベラルーシ回廊」問題）が生まれた。その対策として、1998年8月から、ベラルーシ経由でロシアに持ち込まれる物品について税関検査を行うことを目的とする税関ポスト（PPU）が再導入されていたが、それが再撤廃されたのである。他

方、ロシア・カザフスタン間では、2010年7月1日から、両国のどちらかを原産地とする物品については通関手続きが不要となったが、その後も税関ポスト(PP)は存続していた。だが、それも2011年7月1日に撤廃されたのである。こうして、2011年7月以降は、3ヶ国間の物品移動はほぼ完全に自由化され、域外国からの関税同盟参加国へのモノの流れは、すべて諸外国との国境税関で管理されることとなった。

この関税同盟参加国の国境税関撤廃には、重要な2つの背景がある。

第一に、域外国からの輸入関税率の統一化の必要があった。つまり、ベラルーシ回廊問題に見られたように、国境税関の撤廃にとって、域外国からの輸入関税率を3ヶ国で統一することは不可欠だった。そして、2010年の共通輸入関税率の導入とその後のカザフスタンへの例外適用の段階的縮小、個人輸入規制の統一化によって、輸入関税率の統一化が真の形で実現されつつあることで、国境税関の撤廃が可能になった。

第二に、2010年9月1日から輸入関税収入の統一的な配分メカニズムが導入されたことがある。3ヶ国間の国境税関が撤廃されると、域外国からの輸入に関し、最終仕向国の判別が困難となるため、輸入関税収入の3ヶ国への配分方法を策定しておく必要がある。そこで、3ヶ国の2007~08年の品目別輸入実績と共通輸入関税率に基づき、ロシア87.9%、ベラルーシ4.7%、カザフスタン7.33%と決められ、各国の中央銀行口座には毎営業日の翌日に、各国の公定レートに基づいてドル建てで送金されることになったのである。

3.3 「共通経済空間」

ロシア、ベラルーシ、カザフスタンは、2012年1月1日に「共通経済空間」形成に関する17条約(表2)を発効させた。これらは全て、2009年12月に承認された「3ヶ国による共通経済空間の形成のための行動計画」に掲げられていたものであり、その発効により共通経済空間が機能し始めるとされていたのである。また、それらの条約の発効に先立ち、2011年11月には関税同盟の最高意思決定機関であった「ユーラシア経済共同体国家間評議会」が「ユーラシア経済最高評議会」に、さらに常設調整機関の「関税同盟委員会」が「ユーラシア経済委員会」へと改称された。

「共通経済空間」は最終的に、関税同盟よりももっと高度な経済統合の段階に位置づけられる「経済同盟」を目指している。だが、「共通経済空間」形成に関する17条約の多くは、今後の大まかな方向性をまとめたものに過ぎず、それらの発効を「経済同盟」の実現とみなすのは時期尚早である。そして、「経済同盟」の実現のために、「共通経済空間を形成する諸条約の実現に関する措置計画」や「共通経済空間を形成する諸条約の実現のための文書策定スケジュール」により、より詳細な実施計画や追加的な政策文書の策定計画が

立てられた。これら計画は複雑であり、紙幅の関係から割愛するが、これらのことから、共通経済空間の形成に関する17条約が発効したとはいえ、3ヶ国の経済統合は、未だ「関税同盟」の段階の域を出ていないことは明らかである。今後、「経済同盟」が実態ある「経済同盟」に発展する可能性も排除できないが、それは早くても2017年以降になろう（金野2012）。

表2 「共通経済空間」形成に関する条約のリスト

条約タイトル		締結日
【共通経済政策】		
1	マクロ経済政策の協調	2010年12月9日
2	競争に関する共通の原則及び規則	2010年12月9日
3	工業補助金の供与に関する共通規則	2010年12月9日
4	農業に対する国家補助の共通原則	2010年12月9日
5	政府調達	2010年12月9日
6	共通経済空間参加国におけるサービス貿易および投資	2010年12月9日
7	知的財産権の保護分野における規則の共通原則	2010年12月9日
【資本移動の自由・通貨政策】		
8	金融市場における資本の自由移動を保証するための条件の創設	2010年12月9日
9	通貨政策の協調原則	2010年12月9日
【労働力移動の自由】		
10	域外国からの不法労働移民の取り締まりに関する協力	2010年11月19日
11	労働移民およびその家族の法的地位	2010年11月19日
【自然独占分野の政策協調】		
12	自然独占体の活動に関する規則の共通の原則および規則	2010年12月9日
13	原油および石油製品の共同市場の組織・管理・機能・発展の方法	2010年12月9日
14	鉄道輸送サービスへのアクセスに関する規則（料金政策を含む）	2010年12月9日
15	ガス輸送システムによるガス輸送分野における自然独占サービスへのアクセスに関する規則（価格形成および料金政策を含む）	2010年12月9日
16	電力分野における自然独占サービスへのアクセスの保証（価格形成および料金政策を含む）	2010年12月9日
【技術規制（強制規格・認証手続）】		
17	技術規制に関する共通の原則および規則	2010年11月18日

（注）条約の分類は、ロシア経済発展省による。

出所：金野（2012）、5頁。

3.4 「ユーラシア連合」・「関税同盟」加盟問題の各国の事情と今後の展開

既述のように、「ユーラシア連合」として、すでにロシアとベラルーシ、カザフスタンの3ヶ国は「関税同盟」「統一経済圏」を結成し、3ヶ国間の無関税化なども実施している。そして、「関税同盟」には、キルギス、タジキスタン、アルメニアも参加を検討していると言われ、最近ではウクライナの加盟可能性が出てきたことも報じられるようになったが、実質的な主権喪失につながる可能性を危惧し、それら諸国は慎重に検討を重ねている状況だ。簡単にまとめると、加盟に前向きなのがキルギス、タジキスタン、欧米とロシアの間

で揺れている国がアルメニア、ウクライナ、モルドバ、加盟の可能性が極めて少ないのがアゼルバイジャン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、加盟が全く想定できないのがグルジアである。

以下では、最終的には「ユーラシア連合」に発展させることをロシア首脳陣が目指している「関税同盟」の拡大可能性について検討する。

関税同盟加盟の障害には、主権保持の課題や親欧米・反ロシア的政治路線など政治的問題のほか、WTO（世界貿易機関）の加盟国である場合の制度的問題もある⁹。具体的には、旧ソ連のWTO加盟国が、WTO加盟に際して約束した輸入関税率の上限（譲許税率）は関税同盟の共通輸入関税率の全品目平均である10%を大幅に下回っているのである（たとえばキルギスは7.5%、ウクライナは5.8%、アルメニアは8.5%、モルドバは7.0%である）。つまり、それらの国々が関税同盟に加盟しようとする、域外国に対する輸入関税率を大幅かつ一般的に引き上げる必要が出てくるが、それは関税同盟参加後の関税率が全体として参加前よりも高くなってはならないとするWTO協定への違反となってしまう。そのため、現時点では、現WTO加盟国が関税同盟に参加することはほぼ不可能と言ってよい（金野 2012 6-7頁）。

このような条件下にあっても、「関税同盟」への次期加盟可能性が最も高いのは、キルギスである。まず、2011年10月19日のユーラシア経済共同体国家間評議会でキルギスの関税同盟の参加に関する作業グループの設置が決定されるなど具体的な進展も見られる。さらに、2011年12月に妥結したロシアのWTO加盟交渉の合意内容によれば、今後、共通関税率の全品目平均は現在の10%から7～8年のうちに7.8%にまで引き下げられることが決まっており、実現すれば、キルギスとの譲許税率との平均は0.3%程度にまで縮まり、キルギスがWTO協定に従って他の加盟国間と補償的調整を行えば、関税同盟への加盟は可能となる。つまり、2010年頃には関税同盟加盟の可能性が現実的になるのである（金野 2012）。

なお、タジキスタンは加盟に前向きであるものの、関税同盟加盟国と国境を接しておらず、関税同盟加盟のメリットがあまりないため、タジキスタンが真剣に加盟を検討する意味が出てくるのは、キルギス加盟後であると考えられている。ただし、タジキスタンがロシアやカザフスタンと貿易を行う際には、主にウズベキスタンが経由されており、ウズベキスタンが閉鎖的かつ保護主義的であり、かつタジキスタンに敵対的な通商政策をとっている現在、ウズベキスタンとの問題を改善しない限り、タジキスタンの関税同盟加盟のメリットはないという厳しい見解もある（服部 2012）。

一方、「ユーラシア連合」の成功可能性は、ソ連時代と同様に、ロシア人、ベラルーシ

人、ウクライナ人などのスラブ系民族の国家の参加にかかっていると見られており、ウクライナの取り込みが重要課題となっている。だが、ウクライナは「関税同盟」加盟には慎重だ。何故なら、「関税同盟」加盟は、ウクライナの主権の維持にとって脅威であり、欧米と築いてきた関係を喪失することを意味するからだ。特に、ウクライナと EU は長い交渉を経て、2011年に「連合協定」の諸条件で合意していたが、それは、ウクライナが欧州との経済統合を強化するための包括的な自由貿易協定に向けた重要な第一歩であった。だが、本稿では詳述を避けるが、ウクライナの民主化は顕著に後退しており、EU はそれを懸念して、同協定は1年以上棚上げにされているのである。ウクライナが「関税同盟」に加盟すれば、この EU との関係強化の動きは完全に頓挫すると思われる。他方、ロシアはウクライナと西側との関係悪化を好機ととらえ、その間に「関税同盟」に引きずり込もうと躍起だ。ロシアのラブロフ外相は「関税同盟」加盟は、ウクライナの EU への接近の障害とはなりえないとも主張している。

また、関税同盟はロシア、ベラルーシ、カザフスタンの大統領達的一种独特なクラブであり、三権分立の原則からすれば、どの国にとっても憲法違反となる。ウクライナが関税同盟に加盟するためには、憲法第4条の改正と国民投票が必要となる。さらにウクライナからすると関税同盟には「意思決定の不平等性」という問題もある。ロシアの議決権が57%であるのに対し、カザフスタンとベラルーシはそれぞれ21.5%であり、かつ議事の可決には全体の3分の2の評決が必要であることから、ロシアがほぼ独占的に意思決定をできることは明らかだ。

このようなことから、ウクライナのヴィクトル・ヤヌコビッチ大統領は最近まで「関税同盟」加盟の可能性を否定し、しかしロシアにも配慮して、「3+1方式」という協力モデルを提案してきた。これによれば、ウクライナは関税同盟条約の多くの条項について、プラグマティズムと互恵的協力の点から受け入れ可能なものを選択できるとされているが、関税同盟側は例外を認めていない。さらに、本稿では詳細には触れないが、関税同盟に参加した場合の経済的問題も大きい。だが、結局は、経済ファクターより、政治ファクターがやはり大きな問題となっており、ウクライナ特有の地域差もあるが、国民世論からも関税同盟より EU を志向する声が多く聞かれる（エマルコヴァ 2012）。

だが、ヤヌコビッチ大統領は、2012年半ばころから、態度を軟化させ、加盟可能性をにおわせるようになっていった。そして、2012年12月18日に関税同盟や天然ガス価格問題についてプーチン大統領と協議する予定だったが、当日、訪露をキャンセルした。ウクライナ側は、訪露キャンセルの理由を、関税同盟との協力や、ガス価格をめぐる妥協について用意ができていないためだとしたが、プーチン大統領は21日の記者会見で、「極めて大

きな、戦略的な過ちを犯した」とウクライナを激しく批判している。なお、ウクライナが「関税同盟」加盟についてあいまいな態度をとっている理由について、ロシアに対して「時間稼ぎ」をしつつ、ウクライナをロシアにとられるかもしれないという危機感を欧米に募らせ、かつ、民主化の遅れを大目に見てもらうためだと説明する研究者もいる(Pifer 2013)。

アルメニアは CIS 安全保障条約機構に加盟しており、また、アゼルバイジャンとのナゴルノ・カラバフ問題でもロシアの支援を得て、現在においても軍事的、エネルギー的、経済的にロシアの支援を受け続けていることなどから、南コーカサス唯一のロシアの同盟国であるとして知られてきた。だが、関税同盟への参加に対しては、アルメニアは極めて慎重である。2011年6月8日には、ティグラン・サルキシヤン首相が、アルメニアは2003年にWTOに加盟し、リベラルな税制、貿易制度を実施しており、もし関税同盟に参加するとすれば、関税率を全て関税同盟加盟国に合わせなければならないことから、経済構造への打撃が大きいことに加え、同国は関税同盟参加国と国境を接しておらず、共通の国境を有さない国同士が関税同盟を結成した前例はないとして、アルメニアが関税同盟に加盟することは無意味だと主張している(Armenpress 2011)。その一方で、ロシアとの関係も重視するアルメニアは、関税同盟にも関心を示し続けてきた。そのような状況に対し、EU側はアルメニアが関税同盟とEUとの貿易自由協定を両立させることはできないと断言しており、そのこともアルメニアにとっては難問である。

モルドバでは、政治指導者の主流派は親欧米志向である一方、一部のエリートや市民の中には旧ソ連的枠組みをより志向する者もいる。大統領の空位が3年近く続いた後、2012年3月16日に久しぶりに大統領に選出されたニコライ・ティモフティ大統領は、欧州との統合を推進する立場にあり、現状では、関税同盟への参加は考えづらい。ただ、モルドバの2012年1月の世論調査では、関税同盟への参加を支持する方が大勢を占め、また同国内の未承認国家である沿ドニエストルや広範な自治を獲得しているガガウス自治区が関税同盟への参加を支持していることなど、欧州統合路線にも不安定要素が多い(服部 2012)。

このように、ウクライナ、アルメニア、モルドバは欧米とロシアの間で同様のジレンマを抱えているが、このような状況下では、まずは政権の外交ポジションが重要なカギとなる。そのため、2013年2月のアルメニアの大統領選挙、2015年のウクライナの大統領選挙、2014年のモルドバの議会選挙の動向は、関税同盟の拡大の推移に大きな影響を与えうると言える(Coalson 2013)。

最後に加盟に否定的ないし可能性が極めて少ないアゼルバイジャン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、グルジアであるが、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、グルジアは反ロシア的といわれた GUAM のメンバー(ウズベキスタンは一時)で独立志向が強く、

またトルクメニスタンは中立志向で、国際的枠組への参加を基本的に避けてきた経緯があり、概してロシアとの関係が緊密でないという共通点がある。特に、アゼルバイジャン、トルクメニスタンはエネルギー産出国であり、経済的な強みがある。ウズベキスタン、トルクメニスタンについては、内外の政治環境が大きく変わらない限り、関税同盟への加盟は極めて考えにくい。また、グルジアは2012年の議会選挙で政権交代が起こり、新首相がロシアとの関係改善に動き出してはいるものの、まだ同国が関税同盟加盟を考える段階にはほど遠い。なお、アゼルバイジャンが関税同盟に加盟することは同国にとって有益で、不可避だとする分析すらあるものの、ロシアがアゼルバイジャンの領土保全を認め、同国のナゴルノ・カラバフ問題においてアルメニアの撤兵を要求しない限り、アゼルバイジャンの旧ソ連の統合への参加はあり得ないとする見方もある（服部 2012）。

以上見てきたように、関税同盟の拡大の前提として、WTO との齟齬の解消に加え、経済的利益の保証、多面的な政治的課題の解決を成し遂げるのは、容易ではない。ひいては「ユーラシア連合」創設も現状では極めて難しいと言える。

4. 日本の旧ソ連の地域統合に対する政策

以上、旧ソ連諸国の地域統合の試みについて論じてきたが、現在において、それらと日本の関係は決して深いとは言えない。日本が直接のメンバーになっているのは、旧ソ連諸国の中ではロシアのみが加盟している APEC だけである。他方、日本は ODED-GUAM（以下、GUAM と略記）と BSEC とは公式の関係を持っている。

日本は、GUAM と 3 回の「GUAM+日本」会合を開催し（アゼルバイジャンでの 2007 年 6 月の会合、東京での 2007 年 12 月の会合、グルジアでの 2008 年 7 月の会合）、外相級会合（ヘルシンキで 2008 年 12 月に開催）にも参加している。

また BSEC に対し、日本は 2010 年 3 月に、分野別対話パートナーとして地位の申請を行い、同年 5 月にブルガリアで行われた BSEC 外相級会合において、7 月 1 日から 2 年の間、分野を特定しない分野別対話パートナーとなることが決まった。

その背景となったのが、2006 年に発表され、当時の麻生太郎外務大臣が推進した「自由と繁栄の弧」¹⁰という外交方針である。「価値の外交」という新機軸の外交方針を、「自由と繁栄の弧」という新造語のもと、ユーラシア大陸の外周に位置する、特に冷戦解体後に生まれた新興諸国に対して推進していくというものだ。日本の外交の基本が、日米同盟の強化と近隣諸国との関係強化にあることは自明のこととして、さらに外交路線の新機軸を生み出した。まず、民主主義、自由、人権、法の支配、市場経済といった「普遍的価値」を重視した外交を進めることが「価値の外交」であり、次に、ユーラシア大陸の外周に成

長してきた新興民主主義国家を帯のようにつないで「自由と繁栄の弧」を作るというのがその骨子である。

そしてそのような政策を背景に、上述のように、GUAMやBSECとの関係強化が実現したが、残念ながら、麻生外相の退任後、同政策はほとんど聞かれなくなってしまった。もちろん、日本政府は、ユーラシア諸国との関係強化や地域の発展への貢献を続けているものの、ユーラシア新興諸国に対するプライオリティが下がった感があるのは否めない。

日本人の旧ソ連諸国に対する関心は概して薄く、日本大使館が未だにない国もある。さらに、日本と旧ソ連諸国は地理的にも距離があり、日本がプレゼンスを示していく上では不利な条件が多い。加えて、日本はロシアとの間に北方領土問題を抱えており、それは、ロシアと特に長期化した紛争を抱えた国との付き合い方を難しくする。

だが、デメリットはメリットにもなりうる。

まず、その距離の利点である。多くの旧ソ連諸国が、欧米とロシアの間のジレンマで苦しむ一方、日本は中立的な位置を維持できる。それは、「価値の外交」を展開する上で非常に有利である。一方、彼らの日本への関心は極めて高く、特に、日本文化、日本食、日本製品は強く支持されており、また日本に対する尊敬の声は極めて強い。旧ソ連諸国の多くは、民主化や経済のレベルが依然として低く、人権問題も深刻だ。そのような中で、日本が「価値の外交」を実践できれば、効果が期待できる。

同時に、これまで行ってきた経済支援、技術支援、人材育成、民主化支援という既存の支援の拡充とより良い形で実践していくための随時の見直しも効果的であろう。それにより、旧ソ連諸国の自立かつ持続的な経済発展を支えることができる。日常の生活の安定や安心がなければ、民主主義や人権などの概念を受け入れることは難しいからだ。このような支援は「価値の外交」との両立で相乗効果をもたらすはずだ。

最後に、また、多くの国が長期化した紛争（Prolonged Conflict、ないし Protracted conflict）¹¹を抱えている。これら紛争の解決を阻んでいる要因は複雑だが、欧米とロシアの関係が影を落としている要素も少なくない。そのため、中立的な立場である日本の仲介を求める声は少なくない。前述のように、ロシアとの関係もあり、日本が当地の紛争解決に関わることは容易ではないが、平和国家として、平和と安定への貢献についても積極的に検討していくべきだろう。

むすびにかえて：旧ソ連の地域統合～今後の展望

これまで述べてきたように、旧ソ連の地域統合は、ロシアの政策に多くを依存している。2012年に大統領に返り咲いたプーチン大統領が、就任前から「ユーラシア連合」を掲げる

など、「近い外国」との外交を重視するとともに、地域統合の深化を目指しているのは明らかであり、同時に、アジア重視の外交方針を表明してきた。就任直後にロシアで行われたAPECの諸会議に対する熱意は、それら政策の表れともいえる。

だが、旧ソ連の地域統合は容易ではない。まず、域内の紛争の多さである。たとえば、2012年11月にも、モルドバ領内の未承認国家であり、ロシアと深い関係を持つ「沿ドニエストル」に「ユーラシア経済地域」を創設する構想をロシアが発表し、EUの動きを牽制した。この背景には、モルドバとEUが最近関係を強化していることがあるとみられる。また、ロシアおよびロシアと関係の深い3、4ヶ国によって独立を承認されている「アブハジア」と「南オセチア」の問題を巡り、ロシアとグルジアの関係は依然として緊張している¹²。

そもそも、旧ソ連諸国が主権国家としての独立性を保ちたいと考えている中、特に、グルジアなど反ロ、親欧米諸国はロシア主導の地域統合には警戒心を隠さず、そのことは旧ソ連の地域統合の障害となりうる。ロシアは反ロ、親欧米諸国に対しては脅迫的行為を躊躇せず行使してきたが、脅しによる統合がポジティブな結果を生むとは考えにくい。

このように旧ソ連諸国は、これまでロシアと欧米の間でジレンマに陥っていたが、近年、中国の旧ソ連地域への進出が顕著となっており、特に中央アジアではエネルギー協力などを基盤に中国の影響力が増している。今後、特に中央アジア諸国がロシアと中国の間での選択をますます迫られていく可能性も高い。

他方で、旧ソ連域内、特にロシアと他の旧ソ連諸国間の貿易の割合が依然として高いことから、旧ソ連圏の深い経済関係が継続していることは明らかであり、地域統合の利点が多いことも疑いない。

このように考えると、旧ソ連諸国にとって地域統合はデメリットも大きい一方、メリットも大きいと言える。ロシアが力を見せることで、ある程度は統合の動きに参加させ、それを維持することは可能であるが、各諸国が自主的にメリットを感じるような地域統合体でなければ将来的な発展は望めないだろう。

地域統合を成功させるためには、やはり旧ソ連各国のレベルアップが必要であり、それぞれの国が自主的にメリットを感じて統合に参加していくことが前提となる。

また、旧ソ連には多くの地域統合の試みがあることは何度も述べているが、それらは相互排他的ではない。ローカライズされた各プロジェクトを発展させ、また重なるプロジェクトを再ネットワーク化することで、地域統合が何重にも網掛けされることになり、より深い統合が実現できるはずだ。つまり、小さな地域統合の発展はより大きな地域統合の成功につながると考えられる。

日本はそれらの国々や GUAM など小さい単位の地域統合のレベルアップに貢献できる潜在力を持っており、ひいては地域統合の進展にも間接的に協力できるはずだ。旧ソ連の地域統合は難しいが、日本が貢献できる余地は大きい。

なお、本稿では紙幅の問題より、インフラストラクチャーやエネルギー協力の側面については言及を避けたが、それらも旧ソ連の統合には大きな役割を果たしうる¹³。インフラストラクチャーやエネルギー協力は、旧ソ連域内のみならず、欧州やアジアとも密接につながっており、まさにユーラシアの統合の鍵を握っているとも言える。それらを併せて統合を有機的に高めていくことが重要だろう。

—注—

- ¹ 最初はユーラシア大陸の中核地域を中軸地帯と呼んでいたが、後にハートランドと改められ「ハートランド理論」などとも言われる。
- ² ただし、リアリスト的アプローチによれば、旧ソ連の小国が取り得る選択肢は①か②のみとなる。また、グルジアは1991年の情勢によって③、④の選択肢を喪失し、①か②しか選べない状況になった。ただ、実際にはグルジアとロシアの関係は構造的に敵対関係に固定されているわけではなく、政策・プロセス・指導者のパーソナリティーなどの推移によって変化しうる。
- ³ たとえば、親口的なものとしては CIS 安全保障条約、EAEC、親欧米的なものとしては GUAM およびその発展形の ODED-GUAM、CDC などがある。また、後者の加盟国である親欧米的な諸国は、NATO や EU への加盟を目指す傾向が強い（アゼルバイジャンは例外）。
- ⁴ たとえば、GUAM、ODED-GUAM、CDC など。
- ⁵ 'Новый интеграционный проект для Евразии — будущее, которое рождается сегодня' (2011).
- ⁶ 初期に導入された共通輸入関税率は、基本的にロシアの関税率を踏襲するものだったため、ロシアと比して低い輸入関税率が適用されていたカザフスタンにとっては、共通輸入関税率が導入されると、多品目で関税率が大幅に引き上げられ、国内需要者が多大な不利益を被るとして、同国に対しては、全11,000品目中、約400品目について共通輸入関税率の適用を一定期間猶予する例外措置が取られた。だが、カザフスタンにおいても当初の予定より早く、全面的な共通輸入関税率の導入へのプロセスが進んでいるという（詳細は金野（2012）、2-3頁参照）。
- ⁷ 2010年1月時点では共通輸入関税率とは別途、各国で個人が自己利用の目的で域外国から自由に物品を持ち込む際の特別規則が定められており、特にロシアとベラルーシの間でその内容が大きく乖離していた。しかし、同年7月の税関基本法発効と時を同じくして、個人輸入規則も3ヶ国で統一された（詳細は同上、3頁）。
- ⁸ そのうち農産品：13.2%、工業製品：9.5%であり、商業グループ別にみると、乳製品：19.8%、穀物：15.1%、油脂：9.0%、化学品：6.5%、自動車：15.5%、電気機器：8.4%、木材・紙：13.4%。
- ⁹ そのため長年 WTO 加盟交渉を行ってきたロシアは、結局は2012年に一国で WTO に新規加盟を果たしたが、2009年頃には一時、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンでの「集団 WTO 加盟」を目指したほどである。
- ¹⁰ 麻生外務大臣演説『「自由と繁栄の弧」をつくる』（2006）、麻生（2007）等を参照。
- ¹¹ かつては凍結された紛争（Frozen Conflict）と呼ばれていたが、停戦状況であるものの、度々軍事衝突や小競り合いが起きており、とりわけ2008年には「グルジア紛争」も発生したことで、長期化した紛争と呼ばれるようになっていく。詳細は廣瀬（2006）、および廣瀬（2008）を参照されたい。長期化した紛争の解決は、人身売買、メディア自由化という課題とともに、OSCE の優先課題とされることが、2013年の議長国であるウクライナによって発表されている。
- ¹² ただし、前述のように2012年10月にグルジアで、ロシアとの関係改善を掲げる新政権が発足し、直接交渉や農産品の貿易が再開されるなど、部分的に関係改善の兆しが見えてきている。
- ¹³ インフラストラクチャーやエネルギー協力によるユーラシア統合については、Vinokurov and Libman

(2012) PartIII (p.93-138) に詳しい。

主要参考文献

<日本語文献>

- ・麻生外務大臣演説『「自由と繁栄の弧」をつくる』、平成 18 年 11 月 18 日、
〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/18/easo_1130.html〉 2013 年 1 月 25 日アクセス。
- ・麻生太郎『自由と繁栄の弧』幻冬舎、2007 年。
- ・O.エマルコヴァ 「欧州と関税同盟の間で揺れるウクライナ」『ロシア NIS 調査月報』2012 年 4 月号、34-43 頁。
- ・小泉悠「ロシア、カザフスタン、ベラルーシの経済統合—関税同盟条約を中心に—」『外国の立法』250 (2011.12)、183-192 頁。
- ・金野雄五「ロシア・ベラルーシ・カザフスタン関税同盟の現状と展望—統合の現段階と「共通経済空間」が目指すもの—」 社団法人ロシア NIS 貿易会 ロシア NIS 経済研究所『ロシア・ベラルーシ・カザフスタン関税同盟に関する調査』2012 年 3 月、1-9 頁。
- ・田畑伸一郎「CIS の枠組みにおける自由貿易地域創設の歩み」社団法人ロシア NIS 貿易会 ロシア NIS 経済研究所『ロシア・ベラルーシ・カザフスタン関税同盟に関する調査』2012 年 3 月、10-17 頁。
- ・田畑伸一郎・末澤恵美編『C I S : 旧ソ連空間の再構成』国際書院 (2004 年)。
- ・服部倫卓「3 国以外の国が関税同盟／共通経済空間に参加する可能性」社団法人ロシア NIS 貿易会 ロシア NIS 経済研究所『ロシア・ベラルーシ・カザフスタン関税同盟に関する調査』2012 年 3 月、82-90 頁。
- ・廣瀬陽子「プーチン大統領外遊で明らかになったロシアの対米姿勢」『ウェッジ・インフィニティ』(2012 年 6 月 8 日)。〈<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/1970>〉 2013 年 1 月 25 日アクセス。
- ・廣瀬陽子「旧ソ連復活? ユーラシア同盟構想に見るプーチン新外交」 『ウェッジ・インフィニティ』 (2011 年 10 月 28 日)。〈<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/1558>〉 2013 年 1 月 25 日アクセス。
- ・廣瀬陽子「プーチン政権再来とその対外政策の展望」『朝日 WEB RONZA』(2011 年 10 月 13 日)。
〈<http://webronza.asahi.com/synodos/2011101300002.html>〉 2013 年 1 月 25 日アクセス。
- ・廣瀬陽子「EU とコーカサス・中央アジア」羽場久美子・溝端佐登史編著『ロシア・拡大 EU』ミネルヴァ書店、2011 年 4 月、243-264 頁。
- ・廣瀬陽子『コーカサス 国際関係の十字路』集英社新書、2008 年。
- ・廣瀬陽子「CIS 内サブ・リージョナル・グループの動向—GUUAM の盛衰を事例に」(田畑伸一郎・末

澤恵美編『C I S : 旧ソ連空間の再構成』 国際書院、2004 年所収)、133-157 頁。

- ・ 廣瀬陽子「南コーカサス地域の安全保障 — 「コーカサス 4」の試みを中心に—」スラブ研究センター研究報告シリーズ No.83 『CIS の安全保障問題』札幌、北海道大学スラブ研究センター、2002 年、12-38 頁。
- ・ 廣瀬陽子「コーカサス地域の視点から捉えるグルジア紛争とその影響」『ロシア・ユーラシア経済』2009 年 3 月号 (特集: ロシア・グルジア紛争の検証)、2-19 頁。

<外国語文献>

- ・ Coalson, Robert, “Invigorated Customs Union Presents Russia's Neighbors With Stark Choice,” RFE/RL,
 〈 <http://www.rferl.org/content/customs-union-present-russias-neighbours-with-stark-choice/24818232.html> 〉
2013 年 1 月 24 日アクセス。 .
- ・ Dragneva, Rilka and Kataryna Wolczuk, “Russia, the Eurasian Customs Union and the EU: Cooperation, Stagnation or Rivalry?,” Briefing Paper REP BP 2012/01, Chatham House, Russia and Eurasia Programme, August 2012.
- ・ MacFarlane, S. Neil, “Georgia: National Security Concept versus National Security,” Russia and Eurasia Programme Paper REP PP 2012/01, Chatham House, 2012.
- ・ Mackinder, Halford John, *Democratic Ideals and Reality: A Study in the Politics of Reconstruction*, Constable, 1919 (邦訳: 曾村保信訳 『マッキンダーの地政学 デモクラシーの理想と現実』原書房、2008 年、初版 1985 年) .
- ・ Pifer, Steven, “Ukraine is bluffing over Russia’s offer, ” *Financial Times*, 14 January 2013,
 〈<http://www.ft.com/intl/cms/s/0/8ca9307c-5e49-11e2-a771-00144feab49a.html#axzz2Imi5HvZ8>〉 2013 年 1 月 20 日アクセス。 .
- ・ Trenin, Dmitri V., *Post-Imperium: A Eurasian Story*, Carnegie Endowment for International Peace, 2011 (邦訳: ドミートリー・トレーニン著、河東哲夫、湯浅剛、小泉悠訳 『ロシア新戦略—ユーラシアの大変動を読み解く—』作品社、2012 年)。
- ・ Vinokurov, Evgeny and Alexander Libman, *Eurasian Integration: Challenges of Transcontinental Regionalism*, Palgrave Macmillan, 2012.
- ・ WTO, World Tariff Profiles 2012, 2012, 〈http://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles12_e.pdf 〉
2013 年 1 月 20 日アクセス。 .
- ・ “Tigran Sargsyan says absence of civil society brings to corruption,” Armenpress, 9 June 2011,
 〈<http://armenpress.am/eng/print/655068/>〉 2013 年 1 月 15 日アクセス。

- ・ “Новый интеграционный проект для Евразии – будущее, которое рождается сегодня,” Известия, 3 октября 2011, <<http://www.izvestia.ru/news/502761>> 2013年1月10日アクセス。【邦訳：「プーチンのユーラシア連合構想」社団法人ロシアNIS貿易会 ロシアNIS経済研究所『ロシア・ベラルーシ・カザフスタン関税同盟に関する調査』2012年3月、110-115頁）。

参考資料：旧ソ連地域の協力体の概略（表1に記載したもの）

※正式名称がロシア語であるものも多いが、ここでは通用度を考え、英語ないし日本語名を基調とする。

CIS（Commonwealth of Independent States：独立国家共同体）

- ・ 1991年にバルト三国以外の旧ソ連構成諸国を対象にペロヴェーシ合意により創設。盟主はロシア。
- ・ 正式加盟国はロシア、ベラルーシ、アルメニア、アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン、準加盟はトルクメニスタン、ウクライナ、モルドバ。グルジアは2009年に脱退。

CSTO（Collective Security Treaty Organization：集団安全保障条約機構）

- ・ 1992年にCIS加盟国を対象に、ロシアのイニシアティブで創設。
- ・ 加盟国はロシア、アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン（ウズベキスタンは旧加盟国であり、一時脱退後、再加盟したが、2012年6月に再脱退を通告）。
- ・ 加盟国は親ロシア的傾向が強い。

ロシア・ベラルーシ連合国家（Union State of Russia and Belarus）

- ・ 1999年にベラルーシのイニシアティブで1999年に「ベラルーシ・ロシア連合国家条約」が締結され、2000年にベラルーシのルカシェンコ大統領が最高指導者となるはずだったが、ロシアのエリツィン元大統領の後継者であったプーチン大統領がそれを許さず、進展せず。
- ・ 特に2011年のベラルーシの未曾有の経済危機を契機に完全に機能不全に陥る。

SCO（Shanghai Cooperation Organization：上海協力機構）

- ・ 1994年に創設された上海ファイブを前身として（2000年にウズベキスタンがオブザーバー参加）、2001年に創設。
- ・ 正式加盟国はロシア、中国、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタンで、その他、オブザーバー5ヶ国、対話パートナー3ヶ国、客員参加1ヶ国・2組織が参加。

- ・テロ対策、政治・経済・防衛等の分野における地域協力推進など多面的活動。サミットや外相レベルなどの会合のみならず軍事演習等も活発に行われる。
- ・ロシアと中国の覇権争いも見られる一方、NATO 撤退後のアフガニスタンでの活動など、今後の展開が期待される。

CICA (Conference on Interaction and Confidence-Building Measures in Asia : アジア相互協力信頼醸成措置会議 (アルマトゥイ会議))

- ・カザフスタンのナザルバエフが提唱し、1992年に創設。
- ・ロシア、中央アジア、南アジア、中東という地域の相互協力と信頼醸成目的の首脳会議。
- ・加盟国・組織はアゼルバイジャン、アフガニスタン、エジプト、インド、イラン、イスラエル、カザフスタン、中国、キルギス、モンゴル、パキスタン、ロシア、タジキスタン、トルコ、ウズベキスタン、パレスチナ自治政府。

GUAM

- ・1997年にグルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバが創設。GUAMは加盟国の頭文字を取ったもの(1999-2005年のみウズベキスタンも加盟し、その間はGUUAMに)。
- ・多面的な地域協力を目的として掲げていたが、加盟国がロシアと微妙な関係にあり、親欧米的であるだけでなく、欧米が支援していたことから「反口的」グループと見なされていた。

ODED-GUAM (Organization for Democracy and Economic Development - GUAM : 民主主義と経済発展のための機構 GUAM)

- ・2006年にグルジア、ウクライナが主導してGUAMが発展・改組。ウクライナの首都キエフに常駐事務所も設置。
- ・親欧米路線、欧米からの支援が強いことはGUAM時代と変わらず。
- ・2008年のグルジア紛争後、弱体化が懸念されたが、経済協力(特に、自由貿易圏(FTA: Free Trade Zone)創設・拡大)を中心に現在も活動が続く。アゼルバイジャンは非協力的。

CDC (Community of Democratic Choice : 民主的選択共同体)

- ・2005年にグルジア、ウクライナ、リトアニア、ルーマニアの主導で創設。
- ・旧ソ連、東欧諸国が民主化の推進と欧米との関係緊密化を目指す試みだが、現在は有名無実化。
- ・GUAMと似ているが、無関係とされる。

- ・加盟国はグルジア、ウクライナ、リトアニア、ルーマニア、エストニア、グルジア、ラトビア、マケドニア、モルドバ、スロヴェニア、オブザーバー国・組織はアゼルバイジャン、ブルガリア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、米国、EU、OECE。

BSEC (Organization of the Black Sea Economic Cooperation : 黒海経済協力機構)

- ・1992年にトルコが主導して設立。
- ・加盟国はアルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ブルガリア、グルジア、ギリシャ、モルドバ、ルーマニア、ロシア、セルビア、トルコ、ウクライナの12ヶ国。事務局はトルコのイスタンブールに常設。
- ・黒海沿岸及びその近隣諸国の経済面を中心とする地域的な経済協力機構で、活動分野は18分野とかなり多面的で、EUとの関係強化も狙う。
- ・域内のエネルギー問題での対立や紛争なども関係の発展の障害になっている。

ECO (Economic Cooperation Organization : 経済協力機構)

- ・1985年に、1962～79年に活動していたRCD (Regional Cooperation for Development : 地域協力開発機構)の事業を継承してイラン、トルコ、パキスタンが設立。
- ・1992年に旧ソ連諸国とアフガニスタンが加盟。
- ・加盟国は、イラン、トルコ、パキスタン、アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、アフガニスタンの10ヶ国。本部はイランのテヘランに所在。また、経済局はトルコ、科学局はパキスタン、文化局はイランに分割して置かれている。
- ・域内での投資や通商拡大、経済成長、文化交流の促進を目的とし、中東および中央アジアの非アラブ・イスラム諸国から成る国際組織。

APEC (Asia Pacific Economic Cooperation : アジア太平洋経済協力)

- ・1989年にオーストラリアのホーク首相の提唱で、日本・アメリカ合衆国・カナダ・韓国・オーストラリア・ニュージーランド及び当時の東南アジア諸国連合 (ASEAN) 加盟6ヶ国の計12ヶ国で発足。
- ・ロシアは1998年に加盟。旧ソ連諸国でのAPEC加盟はロシアのみ。
- ・アジアを重視する最近のロシア外交において、SCOと並び、その戦略的重要性を高めている。
- ・2012年には、APECの一連の会議がロシアで行われた。

自由貿易地域創設協定

- ・1994年4月に、CISの全12ヶ国（当時）が調印。
- ・1993年9月に締結された「経済同盟創設条約」では、CIS諸国間の経済的統合を3段階で深化させていくことが規定されていたが、本協定はその第一段階と位置付けられる。
- ・メンバー国の主権問題とその課税原則が問題となり自然に形骸化。
- ・ロシアはより小規模な単位の協定を志向するように。

別添・表1 CISの枠組みにおける自由貿易地域創設にかかわる協定など一覧
【調印国(◎は批准国)】

名称	調印年月日	ロシア	ウクライナ	ベラルーシ	モルドバ	カザフスタン	キルギス	ウズベキスタン	トルクメニスタン	タジキスタン	アゼルバイジャン	アルメニア	グルジア
自由貿易地域創設協定	1994.4.15	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎
上記協定への修正・増補 (議定書)	1999.4.2	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
CIS加盟諸国の相互貿易に おける制限の段階的廃止 (議定書)	2005.6.3	◎		◎		○	◎			◎	○	◎	○
自由貿易地域条約	2011.10.18	○	○	○	○	○	○			○		○	

出所:田畑(2012)、11頁。

関税同盟(1)

- ・1995年1月にロシア、ベラルーシ、カザフスタンが関税同盟を設立。
- ・自由貿易地域創設協定の失敗を受け、ロシアはCISすべてを包摂した自由貿易地域ではなく、限られた国でのそれを志向するようになったことが背景に。
- ・加盟国の域内では関税を廃止して自由貿易を行う一方、対外的には関税率を統一して1つの経済圏を形成する構想。
- ・1996年にキルギス、99年にタジキスタンも加盟して5ヶ国体制に。
- ・キルギス、カザフスタン、タジキスタンが仕向地主義を主張して自由貿易地域創設協定にも批准済みであったのに、ロシアとベラルーシが反対し、対外関税率の統一が行えず、結局機能不全に。
- ・ロシアは①石油・天然ガスについては原産地主義を維持、②「連合国家創設条約」を締結しているベラ

ルーシについては国内扱いとし、全面的に原産地主義を適用、③鉱物資源は自由貿易の例外とする、という3条件を定め、その他の貿易については仕向地主義に移行とする方針を打ち出していた。

EAEC ないし EurAsEC (The Eurasian Economic Community : ユーラシア経済共同体)

※略称が2つあるが、本文中では EAEC で統一。

- ・1999年2月、関税同盟(95年に設立したもの)の加盟5ヶ国(ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン)が「関税同盟および共通経済空間に関する条約」に調印し、関税同盟では実現できなかった共通関税の形成や、労働力および資本の自由移動による共同市場の実現を目指すことで合意。
- ・2000年10月、「EAEC条約」が調印され、2001年5月に正式に発足。
- ・正式加盟国の5ヶ国に加え、アルメニア、アルメニア、モルドバ、ウクライナがオブザーバー参加。ウズベキスタンは2006年に一度加盟したが、2008年に脱退通告。

関税同盟(2)

- ・2010年1月1日に、ロシア、カザフスタン、ベラルーシが新たな関税同盟の設立条約に調印。
- ・2007年に、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンが EAEC および EEP の創設の試みに際して掲げられた経済統合の目標を達成するために結成を試み始め、実を結んだ。

※詳細は本文へ。

EEP (共通経済空間)

※英語の名称は Common Economic Space、United Economic Zone、Unified Economic Space など定訳がないが、EEP はロシア語の Единое экономическое пространство (Edinoe ekonomicheskoe prostranstvo) の略称。

- ・2010年12月に、ロシア、カザフスタン、ベラルーシが正式に発足を宣言。
- ・2003年に、ロシア、カザフスタン、ベラルーシ、ウクライナが経済統合を深化させる EEP の設立に向けた動きが始まるも、2004年のオレンジ革命後、ウクライナは EEP 構想から距離を置くようになり、残りの3国が計画を進めた。
- ・結果的には、新たな関税同盟より後の発足となったが、その試みは新・関税同盟に先んじて進められた。関税同盟と密接に関係。
- ・関税同盟ともリンクする形で2012年1月1日からは3ヶ国で共通経済空間の形成に関する17の条約が発効(2009年12月に承認された「3ヶ国による共通経済空間の形成のための行動計画」に挙げられて

いたもの)。

※詳細は本文へ。

CIS 自由貿易地域条約

- ・2011年10月、統一経済地域を形成していたロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3ヶ国にウクライナ、キルギス、モルドバ、タジキスタン、アルメニアを加えた8ヶ国が自由貿易地域を創設する条約に調印。
- ・域外共通関税を伴う関税同盟への移行段階と位置づけられており、ロシアは2015年頃に共通の経済・通貨政策をとる「ユーラシア連合」を発足させたい考え。
- ・加盟のインセンティブとしては域内障壁の撤廃で市場規模が拡大することの効果を認識し始めたことがある(依然として、旧ソ連域内の経済活動が活発である証拠)。

CAREC (Central Asia Regional Economic Cooperation : 中央アジア地域経済協力)

- ・1997年からアジア開発銀行の事業の一つとして開始される。
- ・参加国は、カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、中国の新疆ウイグル自治区、モンゴル、タジキスタン、アゼルバイジャン、アフガニスタン。

BRICS

- ・経済発展が著しいブラジル、ロシア、インド、中国の頭文字を取り、投資銀行ゴールドマン・サックスのエコノミスト、ジム・オニール執筆の2001年11月30日の投資家向けレポート『Building Better Global Economic BRICs』で初めて用いられ、広まる。
- ・2011年4月13日に北京でサミットに南アフリカ共和国が招待され、BRICsはBRICSに拡大。
- ・完全に部外者が恣意的にはめた枠組みだったが、関係国が利用するように。
- ・当初、ロシアはBRICsという枠組みに反発したものの、それを利用することになり、2009年6月16日にエカテリンブルグで初サミットを開催。以後サミットが定期的で開催されている。
- ・2011年頃から中国の動きが目立つように。

コーカサス安定協定 (A Stability Pact for the Caucasus)

- ・2000年頃に欧州諸国(特に、CEPS-The Centre for European Policy Studies)が主導した、紛争が多い南北コーカサス4ヶ国(アゼルバイジャン、アルメニア、グルジア、ロシア)を対象にする、コーカサスを安定化させる試み。
- ・ロシアの反発もあり、自然消滅。

コーカサス4 (Caucasus 4)

- ・2000年頃に南コーカサス3国と北コーカサス(ロシア)を対象にしたロシア主導の試み。
- ・「コーカサス安定協定」に対抗した試みと考えられるが自然消滅。

CSCP (Caucasus Stability and Cooperation Platform : コーカサス安定・協力プラットフォーム)

- ・2008年8月の「グルジア紛争」後に、ロシアの依頼でトルコが着手したコーカサス全体の安定と協力を目指す試み。
- ・アルメニアとトルコの一時的関係改善などの成果はあったが、数ヶ月で自然消滅。

ユーラシア連合

- ・2011年10月4日に、イズベスチャ紙でロシアのプーチン首相(当時、現・大統領)が、「ユーラシア連合(同盟): Евразийский Союз」の創設を宣言。
- ・当面はロシア、カザフスタン、ベラルーシという関税同盟、および統一経済圏を維持している国をターゲットとする(他の可能性としては、キルギスとタジキスタンが関心を示している)。
- ・次第に共通通貨の発行や就労の自由化を検討しながら、2015年までに「ユーラシア経済同盟」の発足を目指し、経済的なつながりを基盤としながら、政治や社会の面でも統合を進める構想。
- ・旧ソ連諸国、中国・欧米では「ソ連復活の試み」として警戒されている。

第7章 欧州連合（EU）の対域外諸国とのFTAと日EUFTAの展望

渡邊 頼純

1. EC/EUの「深化」と「拡大」

EU（欧州連合）は地域経済統合の最も進化した形態と言える。1952年のECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）の創設に始まり、1958年に誕生したEEC（欧州経済共同体）は関税同盟としてスタートし、経済統合のモデルを世界に提示した。その後、1987年に発効した「欧州単一議定書」（Single European Act）を法的根拠として1993年からは単一市場（the Single Market）を構築、モノの貿易における関税撤廃のみならず、基準認証の調和や貿易に対する技術的障壁（Technical Barriers to Trade）の除去、サービス貿易の促進を奨励した。

1993年にマーストリヒト条約が発効すると、EC（欧州共同体）は「3本の柱」構造でEUに変容するプロセスを開始する。「3本の柱」とは、①経済通貨同盟（Economic and Monetary Union=EMU）、②共通外交安全保障政策（Common Foreign and Security Policy=CFSP）、③司法・内務協力（Cooperation in Justice and Home Affairs）の3要素である。この中でマーストリヒト条約においては、①のEMUのみが「共同体事項」と規定され、単一市場に加えて通貨統合への道筋も盛り込まれた。

その後のアムステルダム条約並びにニース条約は前述の②と③について共同体事項の範囲を徐々に拡大し、「改革条約」と呼ばれる「リスボン条約」の発効（2009年12月）をもってこの「3本の柱」構造は消滅し、正式にEUが誕生することになる。

現在のEUは累次の拡大を経て¹、27か国、人口約5億人の経済主体となっており、GDPの合計は12.6兆ユーロ（2011年）で、これは日本の約3倍、米国の約1.2倍に相当する。一人当たりGDPは2.5万ユーロ（2011年、EUROSTAT）でこれは世界的に見ても最も高い水準にある。

このようにEUはこれまで「深化」と「拡大」の両局面で地域統合を進めてきたが、そのプロセスの中で域外国との自由貿易協定（Free Trade Agreement=FTA）は常に重要な役割を演じてきた。

以下では、EU（ないしはEC）の対域外FTA政策の展開を見ることとする。

2. EC/EUのFTAの種類と戦略

EC/EUはFTAをどのように位置づけてきたのだろうか。過去の経緯を振り返るとそこには以下の3つのパターンがあることに気付く。1つは、拡大ないしは新規加盟を念頭に置

いた周辺諸国との FTA である。これらは通常「連合条約」(Association Agreement) と呼ばれる域外国との国際協定をベースに交渉・締結され、新規加盟への「準備段階」として位置づけられることが多い。冷戦崩壊後に EC と中東欧諸国との間で締結された「欧州協定」(Europe Agreement) もこの連合条約のカテゴリーに入るもので、欧州協定の要素の 1 つとして FTA が規定されており、これに従って中東欧諸国は「加盟候補国」としての準備を整えていった。古くは 1967 年発効のトルコと EC との連合条約もトルコの EC 加盟を理屈上は想定したものであり、トルコに EC 加盟の可能性を提示しつつ、トルコに市場経済への傾斜と人権問題などでの「西欧化」(あるいは「近代化」)を奨励する形になっている²。

また、このカテゴリーの中には EFTA(欧州自由貿易連合、European Free Trade Association) 諸国との FTA も加えるべきであろう。早くも 1973 年にはスイスとリヒテンシュタイン(この両国は関税同盟を形成)との FTA ならびにアイスランド、ノルウェーとの FTA を発効させている。その後、スイス以外の EFTA 諸国とは 1994 年に「欧州経済領域」(European Economic Area=EEA)を発効させている。

近年には、マケドニア(2004年)、クロアチア(2005年)、アルバニア(2006年)、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ(2008年)、セルビア(2010年)とそれぞれ FTA を発効させている。

第2のカテゴリーは、EU加盟国の旧植民地や海外領土との関係強化の手段としての FTA である。この中には、チュニジア(1998年発効)、南アフリカ モロッコ(2000年発効)、エジプト(2004年)、アルジェリア(2005年発効)など2国間 FTA がある。さらに広域・包括的な取り組みとして、「アフリカ・カリブ海・太平洋諸国」(ACP 諸国)との枠組みが存在している。これは従来からの「ロメ協定」(1975年以來随時改訂)を継承し、2003年4月に発効した「コトヌ協定」(途上国77か国を包摂する経済協力の枠組み)の中で2020年までの FTA 設立を目指している。同協定では ACP 諸国を6つの地域に分け、一部地域(カリブ海諸国)では2008年にすでに暫定発効している³。

従来は2国間ベース(いわゆるバイの FTA)で行っていた FTA をより包括的にいくつかのパートナー国を束ねて交渉する傾向も見られた。それが2006年に開始された「欧州地中海地域」(いわゆる EUROMED)構想で、これはモロッコ、エジプト、チュニジア、ヨルダン、イスラエル、レバノンと分野別に交渉している。これらの諸国のうち、シリアとは1977年に、イスラエルとは2000年に、ヨルダンとは2002年に、レバノンとは2003年にそれぞれバイの FTA を発効させている。また、GCC(湾岸協力会議諸国)とはいったん1990年に交渉を開始したものの中断があり、2002年に交渉を再開している。

第3のカテゴリーは従来「最恵国待遇」(Most-Favoured Nation=MFN)ベースで貿易を行っ

ていた域外諸国、特に地理的に遠方にある域外国とのFTAである。

スペインやポルトガルを介して歴史的関係が深い中南米諸国を見ると、メキシコとは2000年に、チリとは2003年にそれぞれFTAを締結している。また、南米南部共同市場（MERCOSUR）とはこれまで何度か交渉を行ってきたが、2010年5月に交渉再開したものの再び停滞している。アンデス諸国とは2008年6月に交渉をいったん休止し、これら諸国のうちコロンビアおよびペルーとの個別交渉を2009年1月にスタートさせている。また、中米共同市場とは2010年5月にFTA交渉を終了している。

北米地域では、カナダとも2009年10月にFTA交渉を開始し、WTOのドーハ・ラウンド交渉が終了するまでは着手しないとしていたOECD（経済協力開発機構）諸国とのFTAに乗り出した。2013年に入ると、アメリカとの「大西洋横断貿易投資連携協定」（Trans-Atlantic Trade and Investment Partnership Agreement=TTIP）について事前協議を開始するに至った。

さらにアジアに目を転じると、ASEAN（東南アジア諸国連合）とのFTA交渉を2007年に開始したものの、2009年3月には休止し、シンガポールやマレーシア（2010年）、ベトナム（2012年）との個別交渉をそれぞれ開始している。インドとは2007年6月に交渉を開始したが、交渉は停滞している。この第3の категорияで最も成功裏に交渉が終結したのが韓国とのFTAである。2011年7月に暫定発効にこぎつけている⁴。

EU韓国FTAは、物品貿易についてEUが最大5年間で、韓国は最長7年以内で全ての鉱工業品の関税を撤廃することを約束している。また、非関税障壁については、自動車や電気電子機器の基準や認証制度などで合意している。具体的には、自動車分野では韓国側が国連欧州経済委員会（UNECE）の基準を受け入れると共に国際基準との更なる調和を図ることとなった。また、この分野では迅速な紛争解決手続きを導入することも合意されている。電気電子機器ならびに家電分野では、第三者認証や試験によらない「供給者適合宣言」が導入されることとなっている。

農業分野では、韓国側はコメの除外を勝ち取り、貿易額ベースで91.3%相当を10年以内に撤廃するほか、水産品についても84.4%を10年以内に撤廃する。また、EU側はコメを除く全ての農産品・水産品について5年以内に関税撤廃するとしている。これにより、EUが貿易額ベースで5年以内に100%の関税撤廃、韓国側も10年以内で99.5%の関税撤廃と双方向で極めてレベルの高い市場アクセスが達成されたことになる。

2013年4月に交渉が開始された日本とのFTA（ないしはEPA）もこのcategoryに入るものである。以下ではこの日本EU間の取り組みについてその経緯を見ることとする。

3. 日 EUFTA の位置付け

2008年7月4日、日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）⁵の佐々木元（NEC 会長）、ジャコブス（UCB 会長）両共同議長による BDRT 提言の両政府首脳への手交式が総理官邸で行われた。その機会に、日 EU 経済統合協定（EIA）に関する日・EU 各タスクフォースの大川三千男、ベルジュラン両座長から EIA についての合同報告書が提出され、両タスクフォースによる作業について報告が行われた。

こうして約1年に及ぶ EIA についての検討プロセスはとりあえず収束した。そもそものきっかけは 2007 年 6 月にベルリンで開催された BDRT でこの EIA についてその実現可能性について調査研究するためにタスクフォースの設立が提言されたことにその起源がある。

そもそも何故「EIA」という名称が使われることになったのか。自由貿易の枠組みを語るときにより一般的な FTA、あるいは日本の FTA に当たる EPA という表現が使われなかった点にまず注目すべきだろう。そこには EU 側として自動車を中心に関税を撤廃することに抵抗する勢力が EU 域内に存在し、日本の自動車輸入関税が既にゼロであったことから、10%の対外共通関税を輸入自動車に課している EU としてはそう易々と日本との FTA 交渉のテーブルに着けないとの事情があった。GATT 第 24 条に従えば、FTA 交渉は「実質的に全ての貿易」（substantially all the trade）について関税撤廃を実施する義務がある。自動車だけではなく、プラズマ・テレビなどでも日本側は関税ゼロであるのに対し、EU 側は 14%と圧倒的に高い関税率を維持していた。このため FTA 交渉をするとその結果は工業品関税については圧倒的に日本に有利な結果になることが懸念されていたわけである。そのような背景から FTA や EPA といったより一般的な表現を避け、「経済統合協定」というあまり馴染みのない表現をとることになったのである。

以下では EIA 検討に至る経緯について概観する。

（1）日欧経済関係の展開：摩擦から協調へ

日 EU 関係は 1970 年代後半から 1990 年代初頭まで激しい貿易摩擦を経験した。1973 年秋の石油ショックで世界経済は 1974-75 年に戦後初めてのマイナス成長を記録、エネルギー供給サイドからの締め付けは消費者に省資源・省エネルギー型の耐久消費財への志向を促した。時代は「重厚長大型産業」から「軽薄短小型産業」へのシフトを求め、欧米諸国でも家電から自動車までエネルギー効率の優れた日本製品に人気が集まるようになる。その結果日本側の大幅輸出超過、米国や EU の大幅対日輸入超過となり、経済問題は「政治問題化」し貿易摩擦が頻発した（表一1 参照）。

このような対立の歴史に大きな転換点となったのが 1991 年 7 月にオランダのハーグで

採択された「日 EC 共同宣言」であった。これは日 EC 間で対話と協力を推進していくための初めての包括的な枠組みを提供するものであった。その 10 年後、2001 年 12 月には「日・EU 協力のための行動計画」（以下、「行動計画」）が小泉首相とプロディ欧州委員会委員長のもとで採択され、2010 年までの 10 年間を「日欧協力の 10 年」として政治・経済両面を含む幅広い分野での協力と対話を促進させることが合意された。

（2）再活性化を模索する日欧関係

こうして日 EU 関係は「摩擦」から「協力と対話」に大きく転換し、通商紛争はすっかり沈静化する。もちろん通商を巡る問題が消えてなくなったわけではないが、日 EU 間バイ協定の枠組みや WTO の紛争解決メカニズムを活用することにより通商問題が「政治化」する前に解決を見出すことができるようになった。このように日 EU 関係は「成熟した関係」に発展していったが、他方では「問題ないことが問題」と言われるような状況も生じた。貿易摩擦という嵐が過ぎ去ったあと、やっと順風満帆で沖に出たヨットがすっかり風の吹かない「風」状態に遭遇したようなイメージである。貿易不均衡が主因で「日本叩き」（ジャパン・バッシング）が横行した 1980 年代に対して、1990 年代は「日本問題」（the Japan Problem）が影を潜めた一方で、中国の台頭が世界の注目を集めたことで欧米の関心は「日本通過」（ジャパン・パッシング）の傾向を強めた。その後バブル崩壊後の長期的景気後退で「日本、恐れるに足らず」（ジャパン・ナッシング）という声さえ聞こえるようになった。

このような日 EU 関係を再活性化しようとする動きがまさに 2001 年 12 月の「行動計画」であり、民間レベルの BDRT 発足であった。そして現在、日 EU 双方は 2010 年以降の「次の 10 年」に向けて新たな関係強化の枠組みを模索し始めている。その一つが本節で取り上げている EIA である。では、この EIA について検討する日欧双方のタスクフォースはどのような議論をしたのだろうか。

4. 日 EUEIA を巡る議論

（1）野心的だった日本側

2007 年 6 月の BDRT の提言を受けて日本側の動きは速かった。同年 10 月には東レ顧問の大川座長を筆頭に産業界を中心に 13 名の委員から成る日本側タスクフォースが立ち上がり、事務局機能はジェトロによって提供されることとなった。筆者もこのチームの末席に加えて頂いたことはたいへん光栄なことだったと感じている。日本側は 2008 年 2 月までに 5 回の会合を開き「中間報告」をまとめた。同報告は EIA についてその基本的理念を次のように謳っている。

- ① 日本と EU は自由、民主主義、法の支配、市場経済など「共通の価値観」を有しており、共に開放的な国際経済システムの維持強化に貢献すべき重要なパートナーであって、双方の産業界は大きな責任を負っている
- ② 日本が欧米と、また、EU がアジアとの経済連携強化を打ち出している今日、日 EU 経済関係を、世界経済への貢献も視野に入れつつ、より緊密な次の段階に押し進める時期が来たと確信している
- ③ 日本、EU とともにイノベーションを軸に国際競争力の強化を目指しており、日 EU 間の経済統合推進は双方の国際競争力向上に資するものであり、アジアをはじめとする第三国市場での関係強化に寄与する
- ④ 日 EU/EIA は、モノとサービスの貿易における高度な自由化を WTO ルールに準拠して達成しようとするものであるが、それに留まらず、WTO でカバーされていない分野での新制度の共同構築などを通じて、環境対策をはじめとするグローバルな課題への取り組みについても世界のモデルとなるような貢献を行うべきである

以上のような考え方にに基づき、日 EU/EIA の柱として次の 4 項目を提示し、日 EU 両政府当局にその検討を求めた。

- ① **世界最高峰のイノベティブ社会の共同構築**：特許制度改革、知的財産権保護の執行強化、著作権補償金制度の見直しと適正化、イノベーション促進のための技術標準化に向けた協力、次世代ネットワークに関する協力、人的交流の拡大、異分野技術交流における協力等。
- ② **新次元の環境親和社会の共同構築**：環境規制ならびに環境関連ルール策定・調和に向けた協力、環境親和性物品の関税撤廃、化学物質の管理における相互協力、気候変動・環境対策における相互協力等。
- ③ **安全な社会インフラの共同整備**：貿易の安全確保、相互承認の対象範囲拡大、生活用品・食品安全についての規則の共通化および協力、電子商取引における個人情報保護等。
- ④ **相互の貿易投資環境の改善**：関税撤廃、反ダンピング措置運用の適正化、投資交流の更なる促進、EU 域内での安定した法制度環境の実現、日 EU 間の国境を越えた事業再編の容易化、公正かつ自由な競争の促進、資本市場インフラの整備、租税協定ならびに社会保障協定の締結等。

このように日本側タスクフォースは EIA を構成する要素について極めて野心的であり、日 EU 間の経済関係に存在するあらゆる問題を包括的に EIA の中に盛り込もうとした。上

記4本柱の内、④は租税協定や社会保障協定を除けばFTA（自由貿易協定）や我が国が進めて来ているEPA（経済連携協定）の範疇に収まるイシューであるが、①から③まではそれを超える「共同作業」が必要とされる分野であり、まさに伝統的なFTAやEPAさえも超える「経済統合協定」（Economic Integration Agreement = EIA）の名に値する内容を提案していたといっても過言ではなかった。

（2）EU側タスクフォースの立場

全般的に作業が迅速かつ順調であった日本側に比べ、欧州側の動きは初動の段階から遅れがちであった。2008年の早い段階で「中間報告」の素案が出来上がっていた日本側に比べ、欧州側はそもそもタスクフォースのメンバーリストさえ提出できない状況であった。座長についてはルノーのベルジュラン氏が就任するとの情報に接していたもののタスクフォースの全体像については2月初旬になってもはっきりしていなかった。そしてこの座長の人選は既にEIAの多難な道のりを暗示するものであった。ベルジュラン氏は欧州自動車工業会（ACEA）の要職を占める人であり、ACEAはEUの10%という自動車関税の撤廃に強く抵抗していたからである。

自動車のほかにもプラズマ・テレビの14%という高関税、本来ITA対象製品であるため関税ゼロになるべき複合機能プリンターなどへの関税賦課等、EUには保護主義的な関税措置が散見される。日本に対する関税撤廃はあり得ないというのがEU側の立場であった。関税を含めないことの論拠としてEU側が主張したのは、WTOのドーハ開発アジェンダ（いわゆる「ドーハ・ラウンド」）が重要な局面を迎えている中、EU・日本という2つの貿易大国が多国間の交渉をさておいて二国間の関税譲許を行うことはドーハ・ラウンドに悪影響を及ぼすという理屈であった。

関税撤廃を頑なに拒む一方で、3月末にブリュッセルで開催された日本側タスクフォースとの第1回合同会合にEU側が提出したポジションペーパーには、農産品に関する日本側の輸入制限の削減、サービス貿易拡大のための規制緩和、政府調達市場の更なる開放などドーハ・ラウンドと大いに関係を有するイシューを盛り込んできた。この合同会合で日本側タスクフォースからはこの矛盾を指摘するとともに、モノの分野で日EUが進んで関税撤廃を行うことはドーハ・ラウンドに対してもポジティブなインプットになりうると反論したが、議論は平行線を辿った。

（3）新たな協議メカニズムを提案したEU側

EU側はEIAの実現可能性を検討することがタスクフォースの主たる任務であるはず

もかかわらず、EIA については明示的な言及を避け、“BETTER REGULATION, BETTER INTEGRATION”（より良い規制、更なる統合）といったスローガンで産業協力や環境協力などを呼びかけてきた。EU 側は更なる関係強化のために閣僚級の「経済連携評議会」（Economic Partnership Council）を提案してきた。この提案は日 EU 両タスクフォースの合同報告書にも盛り込まれており、かかる新たな閣僚級協議体を設置するかどうかはまさに両政府当局の交渉に委ねられることになった。

（4）タスクフォースの「合同報告書」

以上の議論から明らかなように、従来型 FTA・EPA を超える EIA を目指す日本と、関税撤廃という FTA の大前提を排除した「統合」を志向する EU 側とのあいだには大きな認識の相違が存在したと言わざるを得ない。その意味で「合同」報告書を作成するプロセスはたいへん困難なものであったことは想像に難くない。

最終的には表-2 のような構成になったが、あくまでも日 EU 双方が合意した分野を短・中期的な取り組み課題と位置づけ、そこから議論を始めることになっている。関税問題は「長期的課題」と位置づけられ、日本側が一方的に将来取り上げる余地があるとの理解を示すに終わっている。今後どのような形式の「統合に向けた枠組み」にするかについては閣僚級の協議体で議論するというので、いわば政治的イニシアチブに「丸投げ」された形になった。

他方で短・中期的な課題については「拘束力のある」ルールを策定していくとあり、民間セクター間の協力という「拘束力」には必ずしも馴染まないことをどのように実施していくのか、細心の注意を払いながらの議論が続けられることになった。

5. 動き出した政府間の取り組み：「スコーピング作業」

2008 年 7 月に共同研究の結果が福田首相（当時）とバローゾ欧州委員会委員長に提出され、その後は政府間の折衝に委ねられる形となった。2009 年 5 月の日 EU 定期首脳協議では、日 EU 経済の統合の強化に向けて、日 EU 間で「短期間で成果の出ることが期待されるいくつかの特定の非関税障壁に焦点を当てる」ことで意見の一致を見た。この頃から日本が求める EU の工業品関税撤廃と引き換えに日本の非関税障壁削減や政府調達市場の開放を要求する EU の姿勢が明確になる。

さらに 2010 年 4 月の日 EU 定期首脳協議では政府間で「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日 EU 経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同検討作業」の開始に合意、日 EU 双方が関心を有する関税・非関税分野を含めた全ての課題を取扱い、翌 2011 年の首

脳協議で次のステップを決定することとなった。

その2011年5月の日EU定期首脳協議では以下の3点が合意された。①EPA/EIAの「交渉のためのプロセス」を開始する、②交渉の範囲及び「野心のレベル」を確定する「スコーピング作業」(scoping exercise)を可能な限り早期に実施する、③欧州委員会は成功裡に進められるスコーピングに基づき、EPA/EIAの交渉に必要な権限(mandate)を獲得するよう努力する。このようにして、正式交渉が始まる前の「予備交渉」としての色彩が濃厚な「スコーピング作業」が開始され、約1年をかけて特に日本側がどこまで非関税障壁や政府調達、さらには農業市場を開放するかを見極める協議が続けられることとなった。2012年5月にはこの「スコーピング作業」の成果を欧州委員会が「貿易に関する外務理事会」に報告、加盟国の一部には不満も残るものの、概ね満足できる結果を得たとして、同年7月18日の欧州委員会の閣議において次のように決定した旨公表した。「本日、欧州委員会は加盟国に対して日本との自由貿易協定の交渉開始を求めることを決定した。…(中略)…今後20年間の成長がアジアからもたらされるのであるならば、日本を見過ごすことは我々の貿易戦略の重大な誤りとなるだろう。…(中略)…我々の議論における優先事項は、日本市場における非関税措置への取り組みであり、例えば、自動車分野及び日本の政府調達市場へ欧州企業を参入させることである。…(中略)…日本との自由貿易協定はEU経済を0.8%押し上げ、日本への輸出を32.7%増加させうるものであり、…(中略)…EU域内に追加的に42万人の雇用を創出させることが予想される」(2012年7月18日欧州委員会プレスリリースから抜粋)

こうして欧州委員会は正式に交渉権限を求める手続きを開始、2012年11月の「貿易に関する外務理事会」でこの権限が認められるに至る。かくして、いよいよ2013年から日本とのFTA交渉が正式に開始される運びとなった。

このプロセスにはEUの政策決定の中で民主主義的なコントロールを担う欧州議会の関与も看過できない。欧州議会の権限はマーストリヒト条約以降、累次のEU設立条約の中で強化されてきているが、FTAのような通商協定についても加盟各国の議会での批准に加えて、欧州議会の承認が必要とされている。欧州議会には「国際貿易委員会」(議長はポルトガル選出のモレーノ議員)があり、この委員会も調査団を日本に送り、事前調査を行っている。また、2012年9月19日にはブリュッセルの欧州議会において「EU日本FTAに関するワークショップ」を開催し、推進派を代表する形で筆者を、また、反対派を代表する形でケルン経済研究所のマティアス経済調査部長を登壇させて議論させると共に関係諸団体からの意見聴取を行った。その後、ストラスブールで開催された2012年10月の欧州議会本会議で同議会としてEUと日本とのFTA交渉を支持する旨決議し、日本側関係者を

ほっとさせた。

6. 日 EUFTA 正式交渉開始とその展望

以上の経緯を受けて、2013年3月には日 EU 首脳会談を電話で行い、交渉開始を決定、同年4月には第1回交渉会合をブリュッセルで行った。BDRTにおける話し合いで EIA が提案されたのが2007年6月のことであるから、交渉開始までに実に6年余りをかけたことになる。それだけ EU 側の抵抗が強かったということであろうが、それでも世界の GDP の約25%を占め、日本の約3倍に相当する経済規模の EU との FTA が交渉されることの意義は大きい。しかも日本にとって EU は総輸出入額の10.5%を占める主要貿易相手で、中国（20.6%）、アメリカ（11.9%）に次いで3番目である。

EU はアメリカと並び国際社会の重要な一角を形成しており、民主主義、法の支配、基本的人権、市場経済といった普遍的価値を日本とも十全に共有している。アメリカと EU が TTIP に着手し、日本が TPP でアメリカとともにアジア太平洋地域でのレベルの高い自由貿易圏を形成しようとしている時に、日本が EU と FTA を構築できれば、日米・日 EU ・米 EU と地域間の FTA がアジア・米州・欧州の各地域をつなぐ形でできることになる。これは特に WTO のドーハ・ラウンドが停滞している最中であっては重要な含蓄を持っている。なぜなら、これまでの二国間の FTA とは異なり、これらの地域間の広域 FTA が、しかもほぼ同時にできれば、「地域統合の多国間化」(multilateralizing regional integrations) が可能となり、新たな多国間体制の強化が期待できるからである（図-1参照）。

そもそも日 EUEIA は2007年6月の BDRT で提案された用語であるが、その後の議論の中で EU 側が関税撤廃が含まれる EIA は拒否するとの姿勢を貫いたため、次のステップを EIA として推し進めることは余程強力な政治的イニシアチブが EU 側から発揮されない限り現実的ではないと見られていた。そして、そのような強力な政治的イニシアチブが発揮されるきっかけは、EU に匹敵する日本の経済パートナーである米国との EPA に日本が動き出した時以外には考えられない、と思われた。そこに日本の TPP 参加問題が絡んできた。日本と米国との間でレベルの高い特恵的な経済取決めとしての TPP が動き出した時に EU はその重い腰を上げることになった。TPP で意味のある参加をするためには日本側にも農業市場の開放や農政の再構築など相当の覚悟と準備が必要である。かかる準備が徐々に整えば、日 EU 間の FTA 交渉にも新たなインプットが可能となる。日 EU 間で交渉される非関税障壁の問題も TPP 交渉の中では規制の収斂 (regulatory coherence) として重要になってくる。このように日 EUFTA が TPP および TTIP と並行して進捗することには単にバイラテラルな意義があるだけでなく、マルチラテラルにも大きな意義があると言えるのでは

ないだろうか。

表－1. <年表 日EU経済関係の展開>

1955年	日本、GATTに加盟。英仏など西欧諸国、GATT第35条を援用し、GATT原則の対日不適用を宣言
1961－62年	英仏など対日数量制限を日本との通商条約に規定することでGATT第35条の援用を撤回
1976年	土光経団連ミッション訪欧。各地で貿易不均衡を批判される。
1986年	日米半導体協定、日本の酒税問題などで欧州委員会がGATT提訴（EC勝訴）
1988年	ECの反ダンピング迂回措置について日本がGATT提訴（日本勝訴）
1991年	「日・EC共同宣言」
1995年	WTO協定発効、対日数量制限、自動車の自主規制等終了 酒税問題再びWTO提訴
1999年	「日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル」（BDRT）発足
2001年	「日・EU行動計画」
2010年	「日欧協力の10年」終了予定
2011年5月	日EU定期首脳協議でFTA/EPA交渉の大枠を決める「スコーピング作業」の開始に合意
2012年7月	「スコーピング作業」終了。欧州委員会として交渉権限を加盟国に求めることを正式決定
2012年11月	EU外相理事会で交渉権限が採択される
2013年3月	日EU首脳、電話会談で交渉開始を決定
2013年4月	第1回交渉会合開催

表-2

「日本・EU EIA検討タスクフォース」合同報告の構成と内容(1)

1. 背景 (Background)

日本・EU EIA検討タスクフォースは2007年6月のBDRT提言を受け、EIAのフィージビリティ検討を目的に設立された。

2. 報告書の構成 (Structure of the report)

短期的・中期的に具体的な、実現を義務付ける目標に焦点を当て、長期的課題については協議を継続することを提言。

3. 合同報告 (Joint report)

a) 日本とEUの貿易関係

日本とEUは共通の課題に直面しているとの認識に立ち、これらに効果的に取り組んでいくために、規制面での協力、イノベーション、環境、安全性、貿易・投資環境の改善の分野での協力強化を提言。

b) 日本・EU双方の関心課題【詳細は次ページ】

- | | |
|------------|------------|
| I. イノベーション | V. 規制面での協力 |
| II. 環境 | VI. 人の移動 |
| III. 投資 | VII. 安全確保 |
| IV. サービス | VIII. 公共調達 |

c) 貿易交渉

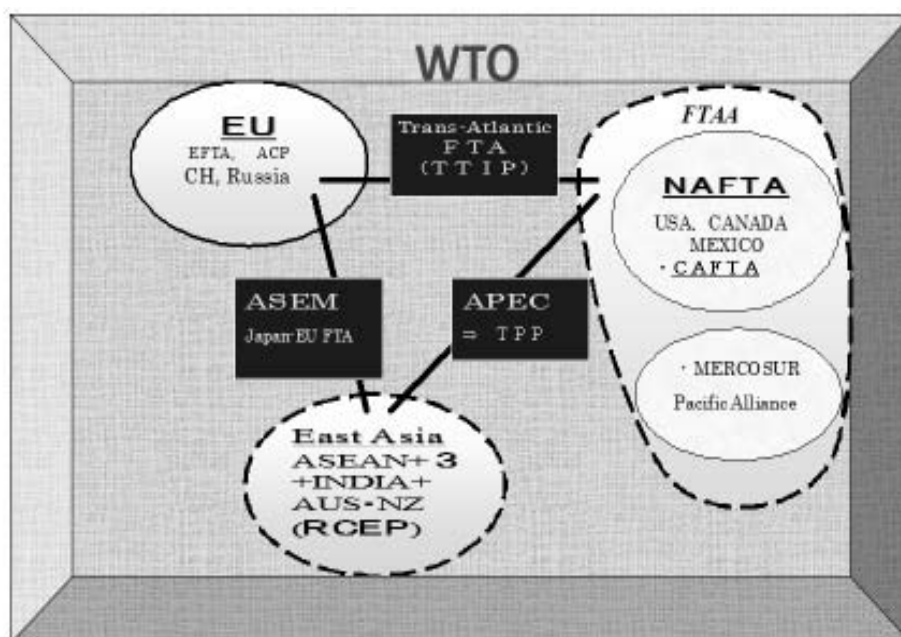
日・EU双方は、WTOドーハ開発ラウンドを成功させるために、継続的な支援を行うことを確認。二国間の関税撤廃については双方が異なる見解を持つことを認識。非関税障壁 (NTB) に関しては、上述の関心課題に関する協力を強化することが、多大な利益を生む。

4. 次のステップ (Next step)

・双方の閣僚レベルが主導し、関係政府当局と経済団体が参画する協議体を設立することを提言。日本・EU当局に対し、長期的な課題を念頭に置きつつ、上記3.b)に挙げた、短期的・中期的に成果を実現し得る課題から着手することを要請。

・毎年のBDRT総会で進捗を検証する機会を設けることを提案。

図-1 WTO体制と3つのメガ・リージョン



—注—

- ¹ ECSC/EECはドイツ・フランス・イタリア・ベネルクス経済共同体（1948年、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）の6か国でスタートした。その後、1973年に英国、デンマーク、アイルランドが加盟。1980年代は「南欧」に拡大、ギリシャ（1981年）、スペイン、ポルトガル（1986年）が加盟した。さらに「ベルリンの壁」崩壊（1989年）を受けて、冷戦時代は中立国であったスウェーデン、オーストリア、さらにはフィンランドが1995年に加盟した。2004年には「鉄のカーテン」の東側にいた中東欧諸国（ハンガリー、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニア、バルト三国のエストニア、ラトビア、リトアニア）に加えて、マルタとサイプラスの10か国が加盟した。2007年には加盟交渉が遅れていたブルガリアとルーマニアも加盟し、27か国となった。2013年7月にはクロアチアが加盟することがほぼ確実となっている。
- ² 近代トルコの父として敬愛されるケマル・アタチュルク以来の伝統である「政教分離」や「西欧化」路線の集大成としてのEC加盟を目指してきたトルコであるが、クルド対策などで妥協したり、死刑制度を凍結するなど様々な努力をしてきたにもかかわらず、なかなか加盟交渉が進展しないことに業を煮やし、近年ではEUへの加盟に後ろ向きの傾向も見られるようになってきている。ちなみに、ECとトルコは1995年に関税同盟を形成するに至っている。トルコは「加盟候補国」にはなっているが、交渉は停滞している。
- ³ コトヌ協定の6つの地域とは、①カリブ海諸国地域、②南東部アフリカ地域（11/16か国が署名済み）、③西部アフリカ地域（2/16か国署名済み）、④中部アフリカ地域（1/8か国署名済み）、⑤南部アフリカ地域（9/10か国署名済み）、⑥太平洋地域（2/15か国署名済み）出典：経済産業省資料『欧州連合（EU）と日本』（平成24年9月）16頁。
- ⁴ 2009年10月に仮署名、2010年に正式署名。EUの全加盟国の議会と欧州議会による批准が必要なため、正式の発効には時間がかかるため、暫定発効という形式をとっている。
- ⁵ BDRTは、1999年6月に「日欧産業界ラウンド・テーブル」と「日・EUビジネスフォーラム」が合併して発足した。1999年10月から2007年7月までに10回、東京とブリュッセルで交互に本会合（plenary）を開催してきた。日欧財界トップ約50人で構成し、政策立案に効果的な提案を行うことを目的とし、討議の結果を踏まえて「共同提言書」を日欧首脳に提出することが慣例となっている。

第8章 アフリカにおける地域統合 —現状と課題—

片岡 貞治

はじめに

アフリカにおける地域統合は、アフリカ各国の独立以前より、デュボワやガーヴェイらの初期のパンアフリカニストたちに主張されてきた究極の目標¹であり、経済発展戦略の一つとして、認識されてきた。植民地時代の国境線を引き継いだ形でのアフリカ各国独立の経緯や地理的に大小様々に分裂した状態が、地域統合の構想を正統化してきた。

1957年にサブサハラ・アフリカでは最初に独立を達成したとされるガーナ²の建国の父、クワメ・エンクルマは、パン・アフリカニズム³の思想の下で、アフリカを一つの国とするアフリカ合衆国（United States of Africa）設立構想を掲げていた⁴。その構想自体は実現しなかったが、その精神の一部は1963年に樹立されたOAU（アフリカ統一機構）（Organisation of African Unity）に引き継がれていった。それ故、地域統合は、1963年OAUの創設以来、常にアフリカ諸国の主要な目的の一つであり、また政治統合の前提として考えられていたのである。地域統合と政治統合は、エンクルマの憧れた夢であり、アフリカ諸国の夢であり、最終目標となった。とりわけ、この地域統合の実現の必要性は、アフリカ諸国の独立後の経済的停滞によって、「解決策」としても期待され、強調された。

この伝統的なアフリカ地域統合構想は、2002年のOAUからAU（アフリカ連合）（African Union）への改組発展の実現を経て、アフリカ諸国はアフリカ統合計画をアフリカ大陸発展の為の共同戦略として適用してきた。近年、取り分け2000年以降の目覚ましい経済成長率の上昇にも拘らず、アフリカ大陸が世界経済に占めるシェアは僅か3.2%に過ぎない。その主たる原因として、アフリカ域内での貿易が活発ではないことなどが考えられてきた。アフリカの貿易の発展を妨げる障壁としては、とりわけ脆弱な輸送通信インフラ、金融市場の脆弱性及び域内経済の不自由性などが槍玉に挙げられてきた。こうした障壁により、アフリカ大陸内の貿易、大陸内の地域横断型の貿易はそれ程活発ではなく、アフリカ地域間貿易は全体の10%以下に過ぎなかったそこで、域内の様々な障壁を取り除くことを可能にする地域統合の実現こそが、アフリカの経済停滞の解決策であるとこれまで考えられてきたのである。

EU（欧州連合）モデルの地域統合理論、スピルオーバーの統合論が、アフリカ大陸に実際に適用され得るか否かという問題は別途検討する必要があるが、本稿では、こうしたア

フリカにおける地域統合の意義と現状及び課題を明らかにすることを目的とする。

1. モンロビア宣言とラゴス行動計画

独立後 10 年のアフリカ諸国の開発戦略の結果が全くの期待外れのものであり、1970 年代に、アフリカ諸国の首脳多くは、アフリカ大陸を経済的に解放する為の処方箋の模索や経済発展を妨害する植民地時代から抱える制約を払拭することを目的として、多くのブレインストーミングを繰り返した。1979 年 7 月にリベリアのモンロビアで行われた会議は、こうしたブレインストーミングの結果であり、アフリカ諸国の「経済的独立」に焦点を当てたものであった。モンロビア会議に先立つブレインストーミングにおいては、アフリカが半永久的に貧困や困窮から解放される為には、アフリカ諸国自身の能力に期待しなければならず、その為のアフリカの self-reliance が謳われ、強調された。これこそが、1973 年にアディス・アベバで行われた OAU 創設 10 周年首脳会議でのアフリカ諸国の首脳声明の骨子であった。同声明は、特に、「国際社会が、アフリカの発展に有利な条件を作り出し得ていないこと」を殊更に強く訴えた。

モンロビア宣言は、新たな国際経済秩序の形成の中で、アフリカの将来のビジョンとシナリオを明示したものであり、「開発計画の策定」「Self-reliance」（アフリカ諸国の自立と独立）及び「経済統合」の三大基本原則が強調された⁵。このモンロビア宣言を基軸とし、且つそれを包含する形で 1980 年 4 月、ECA（Economic Commission for Africa）と OAU のイニシアティブの下で、アフリカ経済発展のためのラゴス行動計画（Lagos Plan of Action）（以下 LPA）が採択された。LPA はアフリカ大陸全体を視野にいたした最初の包括的な開発計画であり、先進諸国への依存からの脱却を目指したアフリカの将来の具体的な開発計画実施の為のガイドラインであった。LPA が目指した枠組みは、長期的な視点に基づくアフリカ大陸の経済、文化、社会統合の実現であった。アフリカ経済統合の為の地域協力機構の役割の重要性が繰り返し主張され、2000 年までに、EC（European Community）に範を取った AEC（African Economic Community）（アフリカ経済共同体）の創設が目標として掲げられた。最終計画を採択し、アフリカ諸国の首脳は、以下の二点の目標を明確化した。

- ①加盟諸国の集団的で、スピーディで、地域に根差し、且つ自立した開発を奨励すること。
- ②加盟諸国間の協力と経済、社会、文化における統合を奨励すること。

LPA とラゴス最終計画書では、特に農業政策重視の立場を取りつつ、アフリカ大陸全体の集団的な自立（self-reliance）と自給自足経済の確立、経済的統合の実現を強調したのであった。

2. アブジャ条約と AEC

地域統合の実施に然したる進展がない中で、冷戦後のグローバリゼーションの中におけるアフリカ諸国のマージナル化が共通認識とされた 1990 年代にも、この地域統合の必要性は強調された。それは EU 統合の深化と拡大とその影響により、各地域全体が、経済統合に舵を取り始めていた時代でもあったからでもある。国際社会はグローバリゼーションと新たなリージョナリズムの時代に突入していたのである。

こうした中で 1991 年 6 月、アフリカ諸国の首脳は、アブジャで行われた OAU 首脳会議において、アブジャ条約を調印し、2028 年までに AEC の形成（アブジャ条約第 88 条）、そして単一通貨アフロの導入やアフリカ中央銀行等の創設にコミットした。アブジャ条約は 1994 年 5 月 12 日に発効した。同アブジャ条約は、AEC 創設の基軸であり、地域レベルでの統合計画の推進の原則を示している。先駆者である EU のモットーである四つの移動の自由（人・モノ・サービス・資本の移動の自由）を掲げている。

アフリカの統合計画は、ベラ・バラッサの『経済統合の理論』に大きく影響を受けている。バラッサは、経済統合の発展過程を五段階に分けて、①自由貿易圏、②関税同盟、③共同市場、④経済同盟、⑤完全なる経済統合という段階を経て進んでいくと整理し、分析した⁶。自由貿易圏では、加盟国の関税および貿易制限が撤廃される。関税同盟では、非加盟国に対して加盟国が域外共通関税を導入して、共通の関税政策をとる。共同市場では、貿易障壁が撤廃され、人・モノ・サービス・資本の移動の自由（四つの自由）が保障される。経済同盟は加盟国の経済政策の調整及び法整備を可能にする。最終形態の「完全なる経済統合」では、金融政策、財政政策を一体化し、超国家的機関を設立する。

このように、経済統合は、加盟国間の経済同盟であり、域外に対する関税の共通化から、様々な経済政策の共通化を必要とする為、各国の政策調整と意思調整がカギを握るのである。最終的には、超国家的機関が設立され、その超国家的機関が共通の経済政策に関する意思決定を行うこととなるが、アフリカの場合は最終形態の AEC の権限や AU との関係性については、まだ曖昧である。

図1 バラッサの統合理論

段階	分類	内容
1	自由貿易協定	自由貿易圏
2	関税同盟	非加盟諸国域外に対する共通関税
3	共同市場	人、モノ、資本、サービスなどの移動の自由化
4	経済同盟	経済政策、法整備の調整
5	完全経済統合	超国家的経済政策の策定。超国家機関の設置。

アフリカ各国は、各々の RECs (Regional Economic Communities) を基盤として、34年の間で54カ国の経済統合が可能になり、通貨統合を実現し、いわゆる四つの移動の自由(人・モノ・サービス・資本の移動の自由)を可能にするよう、各RECを強化する努力を各国が行うことにコミットメントしている。具体的には、段階的な経済統合の為に各国の政策の協調、調整を速やかに実施することである。34年という期間は以下の六段階に分けられている。

第一段階(1991年から1996年までの5年間)は、既存のRECを強化し、RECが存在しない地域においては、新たなサブ・リージョナル機関を創設すること。

第二段階(1997年から2004年までの8年間)は、夫々のREC内における強化、関税権の自由化、非関税障壁の撤廃、税の調整を目指し、特に、サブ・リージョナルレベル、大陸レベルでの、貿易、農業、通貨、財政、運輸、通信、産業開発、エネルギーなどの各分野別政策の統合の強化を目標とした。

第三段階(2005年から2014年の10年間)は、夫々のRECに自由貿易地域を設置し、域外共通関税と共通関税地域に基づく関税同盟の実現を目指している。2013年現在、アブジャ条約の規定によれば、各RECの状態は、概ねこの第三段階に到達すべきであるとされている。

第四段階(2015年から2016年の2年間)は、各RECのタリフラインや非関税障壁を調整し、大陸ベースでの関税同盟を創設することを目標としている。

第五段階(2017年から2020年までの4年間)は、アフリカ共同市場を創設することを目指している。

第六段階は(2021年から2025年までの5年間)では、アフリカ通貨統合と汎アフリカ議会を包含したアフリカ経済共同体の創設を目指した。

表1 アブジャ条約の六段階

段階	分類	内容
1	ブロック経済	サブ・リージョナルな経済圏（REC）の創設（1999年まで）
2	経済統合の強化	各REC内の統合の強化とREC間の調整（2007年まで）
3	自由貿易協定	自由貿易圏の創設、各REC内における関税同盟の設置（2017年まで）
4	関税同盟	各REC内における関税システム、非関税障壁の調整と大陸レベルでの関税同盟の創設（2019年まで）
5	共通市場	アフリカ大陸共通市場の創設（2023年まで）
6	経済統合	アフリカ大陸経済通貨同盟の創設と汎アフリカ議会の設置。（2028年まで）

なお、最終的なデッドラインは、条約発効（1994年）から40年以上を超えてはならないと条約では規定されており、遅くとも2034年までのAEC創設をアフリカ諸国は目指している。

この六段階に分けられた計画の言外の意図は、まず、各地域ごとの経済統合を強化し、各RECを統合し、最終的にはその統合されたRECを結合させ、大陸レベルのAEC（アフリカ経済共同体）を創設するというにあった。それ故、各RECが、将来のAECの一部を構成しつつ、統合推進の最も重要なアクターともなっているのである。これがアフリカ地域統合の特徴であり、仏独がタンデムとなり、6カ国（フランス、西ドイツ、イタリア、ベネルクス三カ国）のECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）から徐々に拡大していったEUの統合プロセスとは大きく異なる。

3. カダフィ大佐とアフリカ地域統合

こうしたアフリカ地域統合の動きの発展と推進にリビアのカダフィ大佐が大きく関与した事実について言及しなければならない。

カダフィ大佐は、1997年頃より、アラブ諸国に背を向け、アフリカ大陸に関与し始める。カダフィ大佐は、古くは70年代にウガンダのアミン大統領やチャドのウエデイ大統領を支援し、失敗し、辛酸をなめていたが、97年以降、アフリカに再び足場を築き始める。

アフリカを舞台にしたリビアの外交攻勢は、攻撃的なものであった⁷。1997年にカダフィ大佐及びリビア政府は、積極的な対アフリカ政策に舵を切ることを決めた。恐らく、リビアに対する国連制裁の解除においてアフリカ諸国が大きな役割を演じたことに対する感謝の意を表して、開始したものと考えられる。この決定に基づき、CEN-SAD（サヘル・サハラ諸国共同体）（The Community of Sahel-Saharan States）⁸首脳会議が1998年に行われることになった。

更に、1999年8月30日にはトリポリでのOAU特別首脳会議が開催され、9月にはシルテで第二回特別OAU首脳会議が開催された。このシルテ会合の中で、OAUをAUに改組し、発展させるというカダフィ提案が議論された。このカダフィ構想の影の立案者はアリ・トリッキ（Ali Treki）であった。トリッキは、駐仏大使などを歴任した後、1999年5月から2003年6月まで、アフリカの地域統合を促進するために、カダフィ大佐からアフリカ担当大臣に任命される。外相ポストや国連総会議長を歴任した老獪なキャリアの持ち主であるトリッキは、持ち前の外交イニシアティブを発揮し、アフリカ諸国の首脳に対してカダフィ構想への理解を説いて回った。結果、2000年7月のロメにおける第36回OAU首脳会議において、33カ国のアフリカ諸国の首脳は、シルテの特別首脳会議で打ち出されたアフリカ連合設立計画を採択したのである。カダフィ大佐こそがAUの生みの親であったのである。

リビアの対アフリカ外交は、それだけでは飽き足らず、アフリカ投資銀行（AIB: African Investment Bank）（於：トリポリ）、アフリカ中央銀行（ACB: African Central Bank）（於：アブジャ）、アフリカ通貨基金（AMF: African Monetary Fund）（於：ヤウンデ）の三つのAU管轄の財政機関を創設する提案を行った。この提案は、アブジャ条約において規定されている2028年に向けた通貨同盟の実現をより早めるために行ったものであった。しかし、何れの銀行の設立も各国の条約批准が条件づけられており、未だに日の目を見るに至っていない。カダフィ政権が崩壊した現状では、銀行が創設される可能性は低い。また、カダフィはAU委員会のAU Authority 或いはAU政府への格上げ及び制度化を提案したが、他のアフリカ諸国の首脳は拒否した。

4. AU と地域統合

（1）AU のコミットメント

2000年7月のロメ首脳会議において、アフリカ諸国の首脳は、AU 制定法を採択した。AU 制定法は、規定通りの批准国数に達し、2001年5月26日に発効した。2002年7月のダーバンでのOAU首脳会議を経て、AUは正式に発足した。AU制定法（AU Constitutive Act）

第三条（C）項では、AUの目的の一つとして、アフリカ大陸の政治社会経済統合を促進することが規定されている。また、第三条（I）項でも、アフリカ連合の究極の目的を達成する為の各RECの政策の調整の推進も同様に目的として規定されている。

アブジャ条約の発効後の後進のAU制定法の成立とAUの創設により、アフリカ大陸における統合プロセスは加速された。アブジャ条約では2028年に予定されていた汎アフリカ議会は、全アフリカ議会（PAP）として2004年に南アフリカに設置された。

アフリカにおける地域統合は、EU統合プロセスにおけるスピルオーバー理論とは異なり、各RECが域内の加盟各国間で統合に向けた調整を行い、域内の経済統合を実現した後、統合した各RECを融合させるという特殊なものである。法的枠組みが確立したものの、それは飽くまで条約上の話であって、通貨同盟や関税同盟への具体的な措置の実施には至っていなかった。

そこで、AU委員会及び経済統合、地域統合担当の閣僚は、AU設立以降の停滞状況に危機感を抱き、関係閣僚を集めた数度の閣僚会議を通じて議論を積み重ねてきた。とりわけ、2006年以降の約四年間にわたる議論がターニングポイントとなった。2006年3月30-31日のブルキナ・ファソのワガドゥグ、2007年6月26-27日のルワンダのキガリ、2008年の5月19-23日のコートジヴォワールのアビジャン、2009年5月4-8日のカメルーンのヤウンデでの、4年に亘るAU地域統合担当閣僚会議において、統合を具体的かつ迅速に進めていくための具体的な政策提言がAUに対してなされた。同閣僚両会合の共通のテーマは「アフリカにおけるパートナーシップと地域統合」であった。

具体的な提言とは、以下の通りであった。

- ①AU委員会は、他の関係機関（AfDB（アフリカ開発銀行）など）と緊密な協力体制を敷き、シルテ宣言の内容を尊重しつつ、アブジャ条約の評価を実施しなければならない。
- ②AU委員会は、各RECと協力して、地域統合の為の具体的で且つ実施しやすいプログラム、MIP（Minimum Integration Programme）（ミニマム統合計画）（以下MIP）の策定を行わなければならない。
- ③AU委員会は、統合計画安定化のプロセスを有効にするための重要な戦略として、各RECの活動や政策、プログラムを総合的に調整しなければならない。
- ④AU委員会は、大陸レベルでの統合の促進を加速させる目的で、全てのREC域内及び全REC域外における、いわゆる四つの移動の自由、人・モノ・サービス・資本の移動の自由を奨励し、促進して行かなければならない。

こうした要請を受けて、AU委員会は各RECの地域統合の進捗状況をAU首脳会議の場

で報告することとなり、これまで三回の報告がなされている⁹。

(2) MIP

MIPとは、各RECの統合と各REC間の収斂を活性化させるためのメカニズムであり、AU委員会によって2008年にセットアップされたものである。主たる目的は、以下の通りである¹⁰。

- ①各地域の地域レベルの優先プログラム及び大陸レベルの優先プログラムを策定すること。その実施の所掌は、相互補完性の原則によって、加盟国或いはRECに属する。
- ②各REC間の経済協力に関して進行中のイニシアティブを強化しつつ、選択された優先分野において統合の加速化を可能にし得る政策を策定すること。
- ③統合プロセスに関して各RECで成功してきた経験を再活用すること。それを他のRECに適用すること。例えば、SADC、EAC、COMESA三機関の自由貿易圏及び関税同盟が実現した場合、それを他の地域に導入することなどが考えられる。
- ④アブジャ条約第6条に規定された統合の段階を各RECがクリアできるよう、各RECが優先的活動を策定し、実施できるよう支援すること。各RECがAUの行程表に則りMIPを実施できるよう支援すること。

実現可能なプログラムの実施を促進することが、MIPの趣旨であるが、MIP実施段階の主要な障壁は、調整の問題、各国の国内政策とRECの政策との間に整合性がない場合、国内のアプローチとサブ・リージョナルのアプローチの間の差違、そして各RECの重複したメンバーシップの問題などで挙げられる。それ故、加盟国の国家主権とRECに移譲した権限との均衡が必要であり、AU委員会が長期的視野に立って適切に調和を構築していかなければならないであろう。また、MIPを実施するに当たっての財政問題も存在する。AU各国からの供出金だけでは、不十分で、AU内の金融機関やドナー諸国からの財政的貢献も必要となってくるであろう。何れにせよ、AUが全体の統合プロセスを所掌しなければならず、各RECは各段階に則って、統合を推し進め、各加盟国はこのプロセスを支えて行くという構図になる。

5. 各 REC の現状

(1) COMESA

COMESA（東南部アフリカ市場共同体）は、1994年12月8日に設立した地域機関である。東南部アフリカ諸国を中心に19カ国が加盟している。本部はルサカにある。COMESA自由貿易協定には次の14カ国（エジプト、ジブチ、スーダン、ケニア、ブルンジ、ルワンダ、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ザンビア、ジンバブエ、コモロ、リビア、セيشェル）が加盟した。2009年6月に、関税同盟への移行が宣言されたものの、現実には移行していない。

COMESAは、域内統合の礎として、関税同盟の設立を推進してきた。既に述べたように発足したものの、まだ実施には至っていない。EACが適用した域外関税として適用した率（原材料及び一次産品0%、中間財10%、最終財25%）を採択することになっているが、同質性が高く加盟国数の少ないEACと比較して、26カ国を収斂する関税同盟が実現するか否かが注目されている。

他方で、COMESAは、2014年までに通貨財政税務政策の調整を行い、2018年までに通貨統合の実現、2025年までに関税・非関税障壁などの四つの移動の自由への障害を完全に除去し、共同市場を実現するという目標を掲げている。更に、他のRECの統合プログラムとの調整の加速化も目指している。

域内貿易に関しては、COMESAは大きく進歩している。COMESA内の貿易は、2009年に127億ドルであった数値が、翌2010年には172億ドルと飛躍的に増大している。COMESAはまた加工製品の市場として外国の投資家を魅了しており、中国、インド、マレーシア、トルコ及びGCC諸国からの直接投資が近年増加している¹¹。

(2) EAC

EAC（東アフリカ共同体）は、1996年に本格的な活動を開始して以来目覚ましい発展を遂げてきた。1997年には、ケニア、ウガンダ、タンザニア三か国のシリングを互換可能にしたり、地域統合のための政策調整を積極的に行ったりするなどの弛まない努力を重ねてきた。別添にある二つの表を参照しても、域内貿易が他のRECより活発であることが確認できる。EACはアフリカ経済統合のロールモデルとなりつつある。

EACは域内経済統合の促進を高速化する為に、2005年に関税同盟への移行を開始した。2007年に新に加盟したルワンダとブルンディも、2009年7月に関税同盟に参加した。2010年1月には、域内関税が撤廃され、域外共通関税（原材料及び一次産品0%、中間財10%、最終財25%）の導入、域内共通の原産地規則の導入を実現した。共通市場への移行も開始

した。更に、EAC は、2010 年に、共通市場を発足させた。これにより、域内各国の経済社会政策の調整は容易になり、人・モノ・サービス・資本の移動の自由や事業設立、居住の権利などが保障されることになる。2012 年を目途に、通貨統合を目指していた¹²。原産地規則の適用等に関する非関税障壁は依然として除去されていないが、域内外の民間セクターは、域内のビジネス環境は改善傾向にあると考えており、EAC の成長市場としての潜在力を期待している状況である。

政治統合、政治連邦の実現を目指した準備も着々と進んでいる。しかし、通貨統合及び政治統合を加速化させるには、各国の財政的なコミットメント及び首脳の強固なコミットメントが必要になってくるであろう。関税同盟に関しても、例外品目が多く自由度はそれほど高くはない。

域内インフラに関しては、Mombasa-Katuna（北回廊）と Dar es-Salaam-Mutukula（中央回廊）が開通され、Arusha-Namanga-Athi 回廊も建設中で、交通インフラ問題の解消に尽力している¹³。

人の移動の自由に関しても、大きく進展し、EAC パスポートは 1999 年より既に導入されており、加盟国またパートナー諸国の国民は、ビザなしで域内を自由に移動することが出来、6 か月以内であれば滞在することも可能となっている。また、域内の加盟国国民が自由に居住し、経済活動を行ったりすることが出来るよう、職業資格や技能などの相互認証制度や労務管理などの社会政策及び雇用政策の調整にも着手している。

実際に SADC、EAC、COMESA 三機関の自由貿易圏及び関税同盟が実現した場合、深刻な問題が生ずる。COMESA と SADC に同時に加盟している諸国は、SADC の関税同盟が実施段階に移行した場合、WTO の規定により二つの関税同盟に所属する訳には行かず、何れかの関税同盟に属するかを選択しなければならないからである。その為に、三機関で調整を行い、広域の関税同盟の実現を目指している。

（3）ECOWAS

ECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）の主たる目的は、1975 年の設立以来、経済、社会、文化面における協力と統合を促進し、最終的には経済統合と通貨統合を実現し、域内諸国の国民の清潔水準を高め、各国の経済的安定を強化することにある。しかし、実際には、地域統合よりも政治安全保障分野での協力関係がメインであった。事実、ECOWAS は、停戦監視グループ（ECOMOG : ECOWAS Monitoring Group）や紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズム（Mechanism for Conflict Prevention, Management, Resolution, Peace-keeping and Security）の設置など、特に安全保障面で著しい成果を成し遂げて、国際

社会から高い評価を受けてきた。

ところが、1991年にアブジャ条約に調印して以降、ECOWAS¹⁴は、地域統合に向けて関税同盟や通貨統合への取り組みを本格的にスタートさせている。

ECOWAS 本体としては、域内の統合だけでなく、EU との EPA の早期締結に向けて各国の調整を行っている。地域統合の面でも近年、目覚ましい発展を遂げている。2010年にアクラで、サブ・リージョナルレベルの ECOWAS 貧困削減戦略文書が採択された。同戦略の実施計画や評価やフォローアップはアブジャに事務局を設置して、行われることになっている。こうしたイニシアティブは、地域統合に向けた各国の政策の調整の深化の象徴として捉えられている。また、財政面では、旧 ECOWAS 協力保障開発基金が改組し、ECOWAS 投資開発銀行 (EBID) (本部：ロメ) として創設された。同銀行は、ECOWAS 内の経済成長と開発を促進するプログラムを優先的に財政支援する為のものであり、一般企業に対して多くの機会を提供している。また、EBID を支える組織として、投資地域銀行 (BRIC) 及び開発地域基金 (FRDC) の設立が 2001 年の首脳会議で決定された。

また、ECOWAS 内部で通貨統合の動きが活発化している。固より、ECOWAS と UEMOA (Union économique et monétaire ouest-africaine) (西アフリカ経済通貨同盟) 間には、協力の枠組みがあり、これまでも協力関係を強化してきた。UEMOA の全加盟国が ECOWAS のメンバー諸国でもあり、こうした要素が協力関係強化に拍車を掛けてきた。他方で、ガーナ、ギニア、リベリア、ナイジェリア、シエラレオネ、ガンビアの ECOWAS 内の英語圏諸国が、2000年にナイジェリアとガーナのイニシアティブの下で、通貨統合を行うことを表明し、6カ国で西アフリカ第二通貨圏 (WAMZ: West African Monetary Zone) を 2003 年までに形成することを宣言した。同時に西アフリカ通貨研究所 (WAMI: West African Monetary Institute) も創設された。翌年の 2004 年に UEMOA と統合し、ECOWAS 地域の共通通貨 ECO を創設する協定に調印した。

固より、この第二通貨圏創設案の最初のイニシアティブは、1999年12月にガーナのローリングス大統領とナイジェリアのオバサンジョ大統領と会談から発出されたとされている。当初 UEMOA 諸国は、難色を示していたものの、マリのコナレ大統領が、ガーナとナイジェリアの積極的な誘いに応じる形で、単一の西アフリカ経済通貨統合案が策定されるに至った由である¹⁵。

しかし、通貨統合のために各国に課されている収斂基準が守られていないために、通貨統合の達成デッドラインは二度延期された。その間、リベリアは脱退と再加入を繰り返し、2010年に再加入し、通貨統合の創設デッドラインは、結局 2015年に再設定されている。何れにしてもこの WAMZ と UEMOA の通貨統合は、西部アフリカ諸国の長年の夢であり、

ECOWAS の地域統合を大きく前進させる重要なものである。それ故、ECOWAS は、同通貨統合の実現に向けて ECOWAS 委員会よりマンデートを受けたハイレベルの作業部会を発足させ、調整を行っている。

自由貿易圏の実現に関しては、ECOWAS 委員会は、三つの分野を優先している。第一は、貿易の自由化である。ECOWAS 委員会の纏めた貿易自由化計画に基づき、自由貿易圏を設置しようとしている。第二は域外共通関税の策定である。2006年に対外共通関税の構造を正式に採択¹⁶して以来、遅々としてではあるが、調整が進んでいる。UEMOA がすでに関税同盟として機能しているので、UEMOA の制度に合わせる形で、ECOWAS と UEMOA 間の合同委員会を創設して、調整を行っている。第三は、間接税の調整である。ECOWAS 閣僚会合の要請で、委員会が調整の為の諸策を講じることになっている。

人の移動の自由に関しては、ECOWAS は、他の REC よりも一足早く、1979年より人の移動や居住の自由に関する条約を締結し、域内における移動の自由をビザなしで認めている。2000年より ECOWAS パスポートを導入し、各国発行の旅券との変更も各国に提案されている。しかし、空港では、この条約が適用されているが、陸路の国境線では、必ずしも適用されておらず、旅行者に不利益が生じているのが現状である。また、ECOWAS は、シェンゲン協定タイプのビザ、ECOVisa を導入することも現在検討中である。同ビザが導入されれば、域外諸国の国民は、ECOWAS 内の一国のビザを取得すれば、他の域内諸国にパスポート・コントロールなしに、自由に行き来出来ることになる。域外の民間セクターにとっては画期的な政策である。

(4) SADC

1980年4月1日に SADC の前身である SADCC (南部アフリカ開発調整会議) が発足した。この機関は、アパルトヘイト体制下の南アフリカ白人政権の経済的支配から脱却することを目的としていた。南アフリカがアパルトヘイトを撤廃した後、現在の SADC (南部アフリカ開発共同体) に改称した。以後、経済統合・共同市場の実現を標榜し、更に紛争解決・予防などの安全保障面の活動も行っている。1994年には南アフリカも加盟した。

2008年8月には自由貿易圏を発足させた。SADC は、2012年までに関税同盟、2015年までに共通市場、2016年までに通貨同盟、2018年に経済統合を達成することを目標にコミットしてきた。

しかし、2012年までに締結を目指していた関税同盟は締結されておらず、2018年までの共通通貨の導入も道筋が立たない。南アを含む SACU (南部アフリカ関税同盟：南ア、ナミビア、ボツワナ、レソト、スワジランド) 諸国が先行して関税を引き下げる形式を取っ

ている。南ア、ボツワナ、ナミビア間は2000年にほぼすべての関税を撤廃している。ビジネス環境、貿易投資環境を整備することも戦略として掲げており、通関手続きの緩和化、国境での通関手続きでのワン・ストップサービスの提供なども検討している。しかし、2013年現在、関税同盟にはまだ移行していない。

また、SADCは、域内の産業競争力や経済の多様化を強化し、域内貿易や投資の活性化及び技術協力の推進を行っていくことにもコミットしている。民間主導の成長のポテンシャルが高い国が各RECの中では最も多く、魅力的な市場となっている。南アフリカの存在も大きい。南アは資源大国としてだけではなく、インフラやエネルギー、農業など様々な分野でのビジネスが可能であり、市場としても魅力的である。また、アフリカ大陸、SADC域内でのビジネス拠点と成り得る。南アフリカ企業が、域内での多国籍化を進めているからであり、またビジネス環境がSADC域内では最も優れているからである。外国の民間セクターからは、アフリカ進出の足場として南ア企業との連携を行っていく可能性もある。南アから近隣諸国向けの輸出も増加傾向にあり、南部アフリカ主要5カ国（アンゴラ、コンゴ民主共和国、モザンビーク、ザンビア、ジンバブエ）の輸入市場も好調であるは、年々増えている。

人の移動に関しては、域内加盟国の国民は90日以内であれば、ビザなしで移動できる。また、経済活動を行うために事業設立権、居住の権利も保障されている。

(5) COMESA、EAC、SADC 三者自由貿易圏協定 (Tripartite)

現在地域統合に向けて最も著しい進捗状況を見せているのが、COMESA、EAC、SADCの三機関である。三機関は、現在、三者共通自由貿易圏の創設に動いており、交渉継続中である。三者協定の着想は、2005年に打ち出された。翌2006年より、三機関の事務局長がタスクフォースを組織し、年に2度会議を開催し、モダリティを議論していった。2007年に、同タスクフォースが、三者自由貿易圏協定締結の為の、首脳会議の開催提案などを発出し、それが承諾された。かくして、2008年10月22日にCOMESA、EAC、SADC三機関自由貿易圏創設の為の首脳会議が開催され、本格的な交渉がスタートした。

三機関の加盟国総数は26カ国となり、アフリカ大陸の半数近くとなる。人口は5億3千万人で、アフリカ大陸の全人口の57%を占めることになる。また、GNIの総計は、6,300億ドルとなる。このイニシアティブにより、より広い大陸ベースでの自由貿易圏の創設へのメリットが再認識され、再活性化された。アフリカ諸国の貿易担当閣僚は、各RECの自由貿易圏や関税同盟の進捗状況を精査した後に、2010年11月のカンパラにおけるAU閣僚会合において、開発問題の早期解決の為に、大陸ベースの自由貿易圏の創設を加速化さ

せなければならないという政策提言を行った。これを受け2012年1月に開催されたAU首脳会議において、アフリカ諸国の首脳は、大陸ベースの自由貿易圏の創設を早めることで合意し、創設目標年を2017年にセットした。

6. 課題

AEC創設は、壮大なプロジェクトである。アフリカ大陸が54の別々の市場に分かれていて、その各々が小規模すぎて、投資を引きつけたり、持続可能な開発を構築したりすることは出来なかったというのが共通認識であった。これらの問題の解決策が地域統合であり、それがアフリカ大陸の地域主義の発露でもあるのである。

しかし、統合プロセスの推進最大の課題はこの国の数の多さであり、取り分け各RECの加盟国の重複問題である。COMESA、EAC、SADCのケースを例に挙げると、一目瞭然である。EACは既に共通市場としてスタートしているが、EACの四カ国（ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンディ）はCOMESAの加盟国であり、タンザニアはSADCの加盟国である。SADCの5カ国（南ア、ナミビア、ボツワナ、レソト、スワジランド）はSACUのメンバーであり、2カ国（モーリシャスとマダガスカル）はCOMESAのメンバーであり、他の2カ国（アンゴラ、コンゴ（民））はECCASのメンバーである。何れの機関も関税同盟の締結を目指している。COMESAとSADCは、如何なる関税同盟にも属していない7カ国の加盟国を有するが、こうした諸国は、複数の関税同盟の加盟の準備をしている。かくして、26カ国のCOMESA、EAC、SADC三機関の中で、17カ国は一つの関税同盟に入っていて、他の関税同盟の創設の交渉中であるか、二つの関税同盟の創設に関わっているかである。

更にIGADの存在もある。IGADの場合、ソマリアを除くと、他の加盟国は何れもCOMESAかEACに加盟している。IGADとしては、COMESAと同様のプログラムを実施していく必要があり、COMESA、EAC、SADCのtripartite協力協定に参加できるよう議論を開始する必要がある。条約の規定によれば、IGADも固有の関税同盟の創設や通貨同盟を目指さなければならないことになっている。CENSADとECOWASの関係も同様である。こうした問題を調整する為にMIPがセットされているが、まだスタートしたばかりである。

また、最大の問題は、加盟諸国の地域統合に対するコミットメントの度合いに温度差があることである。それは、各種条約やプロトコルに書かれた決定を適用し、実施する政治意思が加盟諸国の首脳にあるか否かという問題でもある。ある国は非常に積極的であるものの真消極的な国も存在するというのが現状である。更に、各REC内の加盟諸国間の協力

体制（協力文書や合意文書の存在の有無）も不完全であり、REC 同士の協力体制も完全には整備されていない。各加盟国は各議定書の関連条項の全てに対して対応しきれていない状況である。今後は、段階的にそれぞれの国内法や諸制度の調和が進められる予定であり、域内統合の諸制度の調整に関しては、未だ運用面で多くの課題が残されているのである。

他方で、シビル・ソサイエティを始めとした一般国民における議論がこの統合プロセスにおいては、全く考慮されず、蚊帳の外となっている問題もある。今後は、MIP の枠組みでシビル・ソサイエティが議論に積極的に参加出来る仕組みの構築も検討していく必要があるだろう。

バラッサや EU 型の統合理論がアフリカに適用できるか否かという問題もある。異口同音にアフリカ諸国の指導者は統合理論を受け入れているが、今後段階毎にこれを精査して行かなければならないであろう。

おわりに

アブジャ条約以来、各 REC が積み重ねてきた多くの努力は確実に結実してきている。しかしながら、AEC の創設までの道のりは依然として険しい。AEC の建設の促進を、紛争や政治経済社会ガバナンスに関連する諸問題が阻んできた。それでも、確実に進歩してきており、1990 年代とは雲泥の差である。2013 年現在（本稿執筆時点）、各 REC の統合状況は、アブジャ条約規定通りに第三段階にある。遅くとも 2017 年までに、各 REC は域内における自由貿易圏と関税同盟を実現しなければならない。

各 REC の自由貿易圏と関税同盟に対する対応は、多種多様であり、バラエティに富んでいる。進捗状況にも著しい差違が生じている。関税同盟は、域外共通関税を設定する必要があり、それがカギを握るが、現状は千差万別である。域外共通関税の設定では、CENSAD や IGAD では殆ど進展していない。ECOWAS は極めてゆっくりと進展させている。ECCAS と SADC は関税同盟の成立を 2011 年までにセットするとコミットしてきたが、実際には機能していない。

他方で、EAC と COMESA はそれぞれの関税同盟を発足させた。COMESA は、2009 年に発足したが、現実的な実施にはまだ至っていない。2012 年の実施を目指したが、以前機能していない。

実際には、統合プロセスは各 REC において千差万別である。現状では、「Regional Integration de jure」である。しかし、着実に歩を進めており、初期段階、萌芽期は過ぎていると考えられる。アブジャ条約に依れば、統合プロセスは、既に第三段階まで来ているのである。この気宇壮大な一大プロジェクトが実現した場合の政治的且つ経済的インパクト

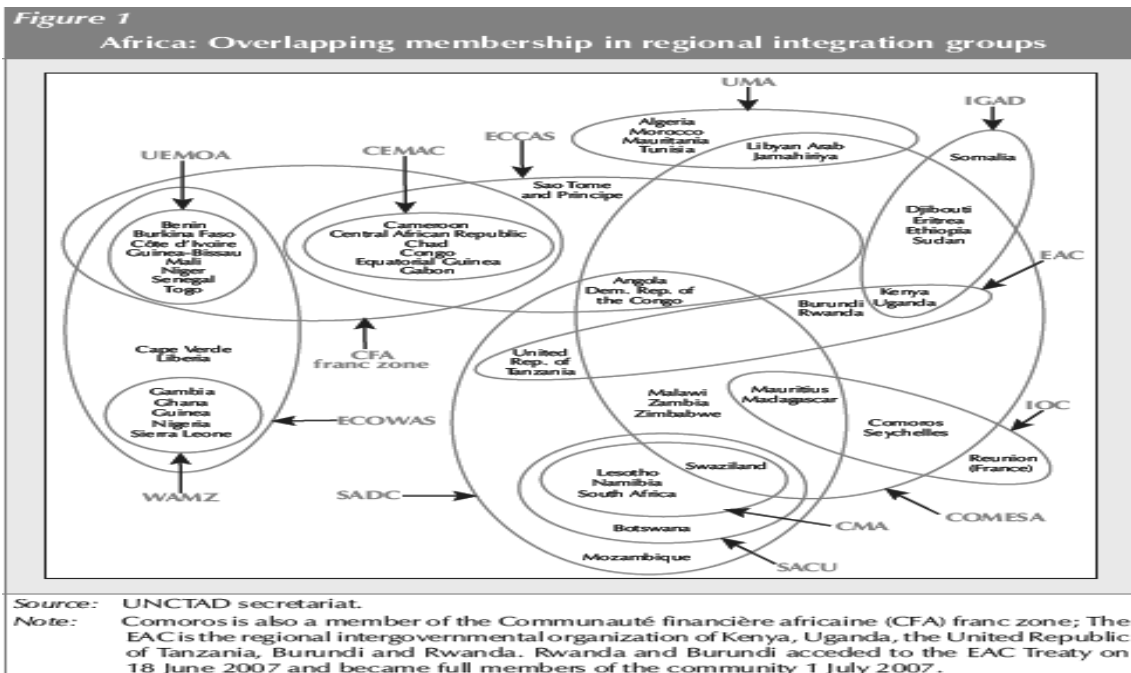
は計り知れない。54カ国の共通市場が一举に出来るわけだからである。2034年までに実現できるか否かは不明であるが、この人類史上最大のプロジェクトが実現できるよう日本を始めとした国際社会も積極的に支援を行っていかねばならないと考える。

表2 RECの現状（地域レベル）

各段階	ECOWAS	COMESA	ECCAS	IGAD	CEN-SAD	EAC	SADC	アブジャ条約に規定されたデッドライン
第一段階（5年） （各REC強化）	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	1999
第二段階（8年） （各REC政策調整と段階的関税・非関税障壁の除去）	実施	実施	実施	未実施	実施	実施	実施	2007
第三段階（10年） （自由貿易圏と関税同盟の創設）	実施中 関税同盟 2015年予定	実施中 関税同盟 2009年6月予定	実施中 関税同盟 2011年予定	未着手 関税同盟 未定	実施中 関税同盟 未定	実施中	実施中 関税同盟 2011年予定	2017

表3 RECの現状（大陸レベル）

各段階	ECOWAS	COMESA	ECCAS	IGAD	CEN-SAD	EAC	SADC	アブジャ条約に規定されたデッドライン
第四段階（2年） （大陸レベルの関税同盟）	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手	2019
第五段階（4年） （大陸レベルの共同市場）	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手	2023
第六段階（10年） （大陸レベルの経済通貨同盟）	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手	2028



—注—

- 1 こうした運動は黒人の解放運動を母体にしたものであった。
- 2 ガーナがサブ・サハラアフリカ地域では、最初に独立を果たした国として認識されている。スーダンが前年の1956年に独立を果たしているが、当時はサブ・サハラアフリカ地域として見なされてはいなかった。
- 3 汎アフリカ主義の萌芽は、20世紀初頭に遡る。1900年に米国大陸の黒人グループが先鞭をつけた。シルヴェスター・ウイリアム（トリニダード出身）は、南アフリカとガーナの解放を訴える。バーガート・デュボワが1919年にパリで第一回汎アフリカ会議を開催。NYで行われた1927年の第四回汎アフリカ会議において、「アフリカ・シオニズム」「ブラック・シオニズム」を主張したマーカス・ガーヴェイと対立。マンチェスターで開催された1945年の第五回会議で、ジョージ・パドモアー（トリニダード出身）は、アフリカ人の団結を主張。この汎アフリカ会議の闘士には、ケニヤッタ、エイブラハムス、セラシエ、アジキウエ、ニエレレ、カウンダ、エンクルマなどがいた。
- 4 エンクルマがパン・アフリカニズム運動の中でリーダーシップを発揮し、第6回と第7回会合をガーナ（ゴールド・コースト）のクマシとアクラで開催する。1961年1月のカサブランカでの会議において、ベルリン会議の否定と打破及びアフリカ合衆国の創設を主張するカサブランカ・グループ（能動的汎アフリカ主義者）を結成し、そのリーダーとなる。エンクルマの思想背景には、アフリカの統一とアフリカ人の歴史的復権にあった。その後、旧植民地帝国の反発に会う。エンクルマらは、ソ連、中国、米国の支援を期待する。共産主義系は口約束だけであった。米国は旧植民地帝国に迎合する。ウフエット・ボワニ及びサンゴールらのフランス語圏アフリカ諸国は、各国の国家主権の尊重と内政不干渉を掲げ、よりモデレートな受動的汎アフリカ主義者として、61年5月のモンロヴィアの会議を経て、モンロヴィア・グループを結成する。一定程度の旧宗主国との関係をも重視していた。1963年のOAUの創設は、カサブランカ・グループとモンロヴィア・グループとの妥協の産物であった。
- 5 Abiola Irele and Biodun Jeyifo, *The Oxford Encyclopedia of African Thought Volume I* (New York: Oxford University Press, 2010), p.47.
- 6 B. Balassa, *The Theory of Economic Integration* (London: Allen and Unwin, 1962).
- 7 巨額に上る財政支援やLAICOやLAFICO (Libyan Arab Foreign Investment CO) やOILIBIAなどのリビアの国営企業や民間企業の進出や投資を伴うものであった。2006年にはダカールでホテル・カダフィ建設の起工式も行われた。
- 8 仏語では COMESSA (Communauté des pays du Sahara et du Sahel)。同共同体は、1998年2月4日にカ

ダフィのイニシアティブで設立された。原加盟国は、リビア、マリ、チャド、ニジェール、スーダン、ブルキナ・ファソの6カ国で、現在は27カ国が加盟している。本部はトリポリにある。

⁹ 『Status of Integration in Africa』というタイトルで、地域統合の現状を、これまで2008年、2009年、2011年と三度にわたり報告している。

¹⁰ ECA and AUC, Assessing Regional Integration in Africa IV(Addis Ababa: ECA, 2012), p27.

¹¹ Ibid.,p20.

¹² 現時点ではまだ実現には至っていない。

¹³ ECA and AUC, Assessing Regional Integration in Africa IV(Addis Ababa: ECA, 2012), p21.

¹⁴ ECOWASの地域統合プロセスは以下の文書が詳しい。正木馨「西アフリカの地域経済統合の成り立ちと現状」『金沢大学経済論集 = Kanazawa University Economic Review』29(2) (2009-03-30)、325-361頁。

¹⁵ 岡田昭男「西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) における経済通貨統合—欧州連合をモデルに—」『外務省調査月報』(2001年3月)、42頁。

¹⁶ UEMOAの制度に合わせて0%から20%まで4段階の共通関税を導入することが決定された。

ANNEXE I

AUが認めている RECs (Regional Economic Communities) (アルファベット順)

1. AMU (Arab Maghreb Union) (アラブ・マグレブ連合)

加盟国：アルジェリア、リビア、モーリタニア、モロッコ、チュニジア

2. CEN-SAD (Community of Sahel-Saharan States) (サヘル・サハラ諸国国家共同体)

加盟国：ベナン、ブルキナ・ファソ、カーボ・ヴェルデ、コートジヴォワール、コモロ、ジブチ、エジプト、エリトリア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサオ、ケニア、リベリア、リビア、マリ、モーリタニア、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、サントメ・プリンシペ、中央アフリカ、セネガル、シエラ・レオーネ、ソマリア、スーダン、チャド、トーゴ、チュニジア

3. COMESA (Common Market for Eastern and Southern Africa) (東・南アフリカ共同体)

加盟国：ブルンディ、コモロ、ジブチ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ケニア、リビア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ウガンダ、コンゴ(民)、ルワンダ、セイシェル、スーダン、スワジランド、ザンビア、ジンバブエ

4. EAC (East African Community) (東アフリカ共同体)

加盟国：ブルンディ、ケニア、ウガンダ、タンザニア、ルワンダ

5. ECCAS (Economic Community of Central African States) (中部アフリカ諸国経済共同体)

加盟国：アンゴラ、ブルンディ、カメルーン、ガボン、赤道ギニア、中央アフリカ、コンゴ(民)、サントメ・プリンシペ

6. ECOWAS (Economic Community of West African States) (西アフリカ諸国経済共同体)

加盟国：ベナン、ブルキナ・ファソ、カーボ・ヴェルデ、コートジヴォワール、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサオ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラ・レオーネ、トーゴ

7. IGAD (Inter-Governmental Authority on Development) (政府間開発機構)

加盟国：ジブチ、エリトリア、エチオピア、ケニア、ウガンダ、ソマリア、スーダン

8. SADC (Southern African Development Community) (南部アフリカ開発共同体)

加盟国：南アフリカ、アンゴラ、ボツワナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、コンゴ(民)、セイシェル、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ

ANNEXE II

表4 アフリカ地域統合年表

1963年	OAU 創設
1973年	OAU 創設 10 周年首脳会合
1979年	モンロビア宣言
1980年	ラゴス行動計画 (LPA) 採択
1981年	人及び人権に関するアフリカ憲章採択
1985年	経済復興のためのアフリカ優先計画 (Africa's Priority Programme for Economic recovery) (APPER) 採択
1991年	アブジャ条約 (アフリカ経済共同体創設条約) 調印
1994年	アブジャ条約発効
1999年	シルテ宣言採択 (於：シルテ OAU 特別首脳会議)
2000年	CSSDCA 宣言採択 (Solemn Declaration on the CSSDCA (Conferences on security, stability, development and cooperation of the African continent))
2000年	NEPAD 発表
2000年	AU 制定法採択 (於：ロメ)
2001年	AU 制定法発効
2001年	NEPAD が AU の計画として採択 (於：ルサカ)

2002年	AU 発足
2005年	EAC、COMESA、SADC の三者自由貿易圏構想 (Tripartite) が打ち出される。
2008年	EAC、COMESA、SADC の三者自由貿易圏構想 (Tripartite) 首脳会議開催
2008年	AU 委員会、MIP 採択

表5 各 REC の輸出先 (2000-2009年の平均値)

	米国	日本	ブラジル	中国	EU	アフリカ	その他
CENSAD	17.3	1.3	3.2	0.1	42.8	9.1	26.3
COMESA	5.3	1.6	0.8	0.1	50.2	9.1	32.8
EAC	3.8	2.1	0.0	0.9	30.2	33.6	29.4
ECCAS	29.0	1.0	0.6	0.2	22.2	3.9	43.0
ECOWAS	28.7	0.8	5.2	0.1	29.3	13.7	22.2
IGAD	2.4	7.1	0.0	0.4	17.6	19.4	53.1
SADC	13.7	3.9	0.5	1.0	26.3	13.5	41.1

出典：IMF 及び ECA and AUC, *Assessing Regional Integration in Africa IV*

表6 各 REC の輸入相手国 (2000-2009年の平均値)

	米国	日本	ブラジル	インド	中国	EU	アフリカ	その他
CENSAD	6.8	2.7	1.8	2.2	9.5	39.5	18.9	28.7
COMESA	7.1	3.1	1.3	4.1	8.8	30.0	17.7	18.6
EAC	4.6	4.9	0.6	10.5	10.4	20.3	4.3	2.9
ECCAS	8.1	1.3	4.8	2.5	11.4	45.7	5.2	1.6
ECOWAS	6.0	2.1	2.0	2.5	11.7	35.7	13.9	11.3
IGAD	4.2	3.4	0.9	7.7	13.9	18.8	3.9	5.3
SADC	7.4	4.4	2.2	3.5	12.2	31.8	18.3	13.1

出典：IMF 及び ECA and AUC, *Assessing Regional Integration in Africa IV*

第9章 「中南米の地域統合の概観と今後の展望」 —アジアへ重心をシフトする中南米—

松井 謙一郎

中南米地域では地域統合の枠組み自体は早くから見られた。1960年代から地域の主要国が参加するラテンアメリカ自由貿易連合（LAFTA）やアンデス、中米、カリブ地域での地域統合の枠組みの形成が始まり、形を変えながら存続してきた。その中でも1990年代初頭に成立したメルコスールの枠組みが重要であり、地域統合の中核的な役割を担ってきた。しかしながら、1990年代末以降はブラジル、アルゼンチンの通貨危機の影響などもあり、2000年代に入ってからメルコスールの動きは停滞気味となった。

他方で、2000年代後半に地域経済が安定する中で、対外開放路線を取る投資適格級の国々の動きが活発になってきた。2012年にはメキシコ、チリ、ペルー、コロンビアの4か国が太平洋同盟を設立するなど、アジア重視志向がより鮮明になっている。

この背景には、アジアと中南米が2000年代を通じて両地域の比較優位を生かしながら関係を深化させてきた事がある。アジアの強みであった豊富な労働力は将来的に人口増加の中で食糧・資源制約に直面する可能性が高く、中南米の資源の重要性は今後一層増してくる。従来はアジアとの比較で劣後する評価を受ける事が多かった中南米だが、日本を含むアジア全体にとっても今後は中南米との相互補完・共存の視点が不可欠である。このような見方は、日本にとってTPPへの参加問題を考える上でも非常に重要である。

その一方で、CELAC形成のような地域全体の政治的な自立度を高める動きや資源ナショナリズムの高まりの可能性も念頭に置きながら、日本の外交の選択肢を考えていく必要がある。

近年の中南米では、TPPへの参加を表明している太平洋岸の4か国によって太平洋同盟が設立されるなど、太平洋・アジア重視の傾向が顕著になっている。これらの国々の動向は、日本にとってのTPPへの参加問題を考える上でも重要である。

これと並行して、経済的なプレゼンスの増大を背景に、CELAC形成のような地域全体の政治的な自立度を高める動きも見られる。また、2000年代を通じての資源価格高騰の状況下で資源供給先としての中南米の重要性が高まったが、この中で資源ナショナリズムの高まりの動きも見られている。

今後の日本の中南米地域に対する外交の選択肢を考えていくには、以上のような状況に十分留意する事が重要である。本稿の1.では、中南米地域における主要な経済統合の枠組

みを概観する。2.ではメルコスールと太平洋同盟の動きを対比しながら地域で顕著となっている二極化の動きを見る。3.では地域全体の自立度の動きを整理する。以上を踏まえて、4.で日本の関与の在り方について述べる。

1. 中南米地域における地域統合の概観

最初に、地域における主要な経済統合の枠組みを概観する。その上で、地域における重要な経済統合の枠組みとなってきたメルコスールについて、成立から2000年代半ばまでの動きや課題をレビューする。更に、2000年代後半以降に地域経済が安定する中で、対外的な開放路線を取っている投資適格級の国々と開放度が低く強い自立路線を取っている国々に信用リスクの水準が二極化してきた状況を見る。

(1) 地域統合の枠組みの概要

地域統合の枠組みは、アンデス、中米、カリブ地域で1960年代から存在していた。但し、形成の時期は比較的早かったもののこれは輸入代替政策を推進するための市場規模拡大のための保護主義的な色彩の強いものであった。これに対して、1990年代初頭に成立したメルコスールは、対外的な開放を進めつつ経済統合を進める事を志向する点で、従来の地域統合の枠組みとは異なっていた¹。

図表1 中南米地域の経済・政治統合の主要な枠組みと概要

	メンバー国	概要
北米自由貿易協定 (NAFTA)	北米3か国による自由貿易協定(米国、カナダ、メキシコ)	EUに対抗する形で1992年に枠組み合意、1994年より発効。3か国の経済統合を大きく促進、FTAA(米州自由貿易地域)構想のモデルとなった。
中米共同市場 (CACM)	中米5か国(エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ)	1960年に創設された経済統合の枠組み。枠組みの創設は最も早かったが、地域紛争の影響で大きな遅れ。
カリブ共同体 (CARICOM)	カリブ地域の14か国	旧英領カリブ諸国による1960年代の地域統合の流れを進展させ、1973年に創設された経済統合の枠組み。
アンデス共同体 (CAN)	アンデス地域の4か国(ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)	1969年に発足した地域統合(ANCOM)の枠組みを1996年に発展的に改組。ベネズエラは2006年に脱退。
南米南部共同市場(MERCOSUR)	南米5か国(ブラジル、アルゼンチン、ベネズエラ、ウルグアイ、パラグアイ)	枠組みの成立時期は1995年と米州域内では最も遅かった。2006年のベネズエラが新規加盟、準加盟の5か国を含めると南米全域(10か国)をカバーする。
ラテンアメリカ統合連合(ALADI)	13か国(南米地域の10か国とメキシコ、パナマ、キューバ)	1980年に設立、加盟国の発展段階を踏まえた漸進的・段階的な形での緩やかな統合を目指す。
南米共同体(CSN)	南米12か国	2004年南米サミットにて設立合意。当面は域内のインフラ・エネルギーなどでの統合を目指す。将来的にはEU型の共同市場の創設を目指す。
米州自由貿易地域(FTAA)	(キューバを除く)米州地域34か国	1994年の米州首脳会議で提唱されたが、交渉は2000年代に入って実質中断。
ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)	(米国・カナダを除く)米州地域33か国	1980年代からの地域の協議組織であったリオグループを発展的解消する形で、2011年に発足、将来的な統合を中長期的な目標としている。
太平洋同盟	メキシコ・チリ・ペルー・コロンビアの4か国、パナマ・コスタリカがオブザーバーとして参加	太平洋・アジア重視のスタンスを鮮明にしており、TPPへの参加にも積極的な4か国が2012年に形成。

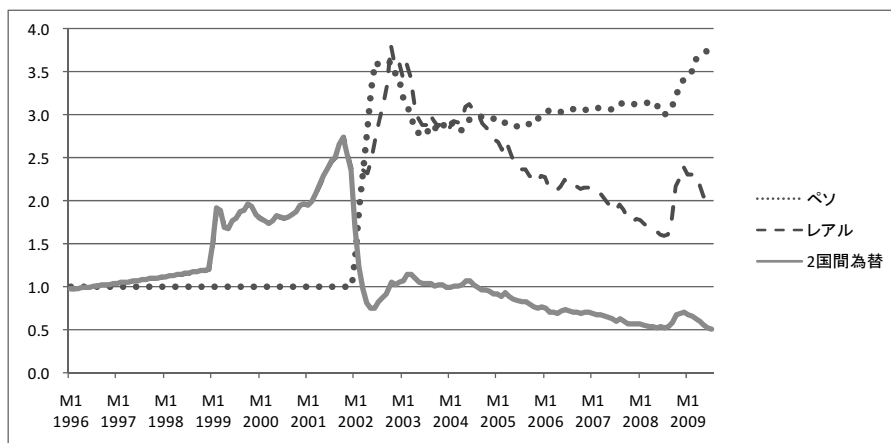
(出所) 各種資料より筆者作成。

(2) メルコスールの枠組みの成立から 2000 年代半ばまでの動き

メルコスールとは、南米南部共同市場（スペイン語の略称 MERCOSUR [Mercado Común del Sur]）の呼称である。1991 年に関係国がアスンシオン条約に署名して、1995 年から域内関税の撤廃を目的としたメルコスールの発足を行うことで合意した。当初はアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの 4 か国でスタートし、ベネズエラが加盟して現在は 5 か国となっている。また準加盟国は、チリ、ボリビア、ペルー、エクアドル、コロンビアの 5 か国となっており、正・準加盟国を合わせると南米大陸をほぼカバーする枠組みとなっている。

この枠組みの目的は (1) 域内での関税・非関税障壁の原則撤廃 (2) 対外的な共通関税創設・共通貿易政策の採択 (3) マクロ経済政策の協調 (4) 統合過程強化のための関連分野における法制度の調和、となっている。マクロ経済政策の協調は、対外貿易、農業、工業、財政・金融、外国為替・資本、サービス、税関、交通・通信などのセクター別経済政策の協調も含んでおり、EU 型の統合の枠組みを念頭に置いたものとなっている。

図表 2 ペソ、レアルの対ドルレートと 2 国間（ペソ・レアル間）為替レートの推移



(注) ペソ・レアル交換レートは 1 ペソ当たりのレアルの値を使用。

(出所) IMF の DOT (Direction of Trade Statistics) より筆者作成

メルコスールの枠組みでは、ブラジルとアルゼンチンの政策協調が重要な要素であるが、両国間の為替の水準によって貿易に不均衡が生じて、枠組みの不安定な要因となってきた。1996 年初めから 1998 年末まではペソ・レアル交換レートは安定しており、この時期には、両国間の貿易が大きく増加するといった好循環が見られた。

しかしながら、1999 年初にブラジルが変動相場制度へ移行した事で、ペソはレアルに対して大きく割高な状況となった。このため、アルゼンチンの貿易収支が大きく悪化し、2002

年初にアルゼンチンがカレンシーボード制度を放棄して変動相場制度に移行する大きな要因となった。このような状況で、欧米の自動車メーカーは分業体制を見直し、アルゼンチンからブラジルに生産を移転する動きが相次いで広まった。更に、自動車部品メーカーもこれに追従する中でブラジルへの生産移転が加速し、アルゼンチンでの自動車産業の生産は大きく落ち込んだ。このように、ブラジルの為替の切下げで両国間の為替レートのバランスが崩れたために両国の間で貿易摩擦が強まった。

これらの事情もあって、2000年代に入ってからメルコスールの対外共通関税や域外との交渉方針でも両国の対立が目立つようになった。関税政策についての意見の対立は、域外との交渉方針にも影響するようになった。ブラジルはメルコスールの加盟国を増やすことによって、FTAAの交渉での影響力強化を狙っていた。対外的にもメルコスールの構成国が個別に交渉するのではなく、メルコスール全体として交渉する方針を取ってきた。アルゼンチンは自国の経済再建のためにNAFTAへの参加の単独交渉も模索していたが、ブラジルはこのような単独交渉を認めず、両国の溝を深める事になっている。

以上のように、1990年代には順調なメルコスールであったが、2000年代にはブラジルとアルゼンチン間の貿易摩擦が顕著になり、枠組みにも亀裂が見られるようになってきた。

(3) 2000年代後半の地域での信用リスクの二極化

2000年代前半の中南米の国々は、アルゼンチン・ブラジルなどの主要国の信用リスク低下の伝播の対応に追われた。しかしながら、2000年代後半には地域経済が安定を見せる中で、域内での実体経済や金融市場（為替・株式）での連動の高まりが顕著に見られるようになった。主要国では資源高の追い風やグローバル化に本格的に組み込まれた事を背景に、近年は資本流入が持続する中で通貨高への対応に追われてきた。

このように連動度が大きく高まった背景には、地域経済の構造的な変化がある。2000年代半ばには、世界的な資源需要と資源価格の高騰基調の定着を背景に経常収支が好転、外貨準備高も大きく増加した。外貨準備高の急増を背景に、ブラジル・アルゼンチンは2005年末から2006年初にかけてIMFへの借入を全額前倒しで一括返済している。一方で、内需主導の成長パターンも定着した。2000年代後半以降は、経済の安定や政策運営への信認定着を背景として、個人消費が大きく伸びると同時に投資支出も伸びるといった形の好循環が定着した。

2000年代後半に地域経済が落ち着きを取り戻す中で、2000年代後半以降は対外的な開放路線を取っている投資適格級の国々と開放度が低く強い自立路線を取っている国々にリスクの水準自体が二極化した。対外的な開放路線を取っている国々の代表としてはブラジ

ル、メキシコ、チリ、ペルー、コロンビアの5か国が挙げられる。

図表 3 主要国の外部格付け (2013年初時点)

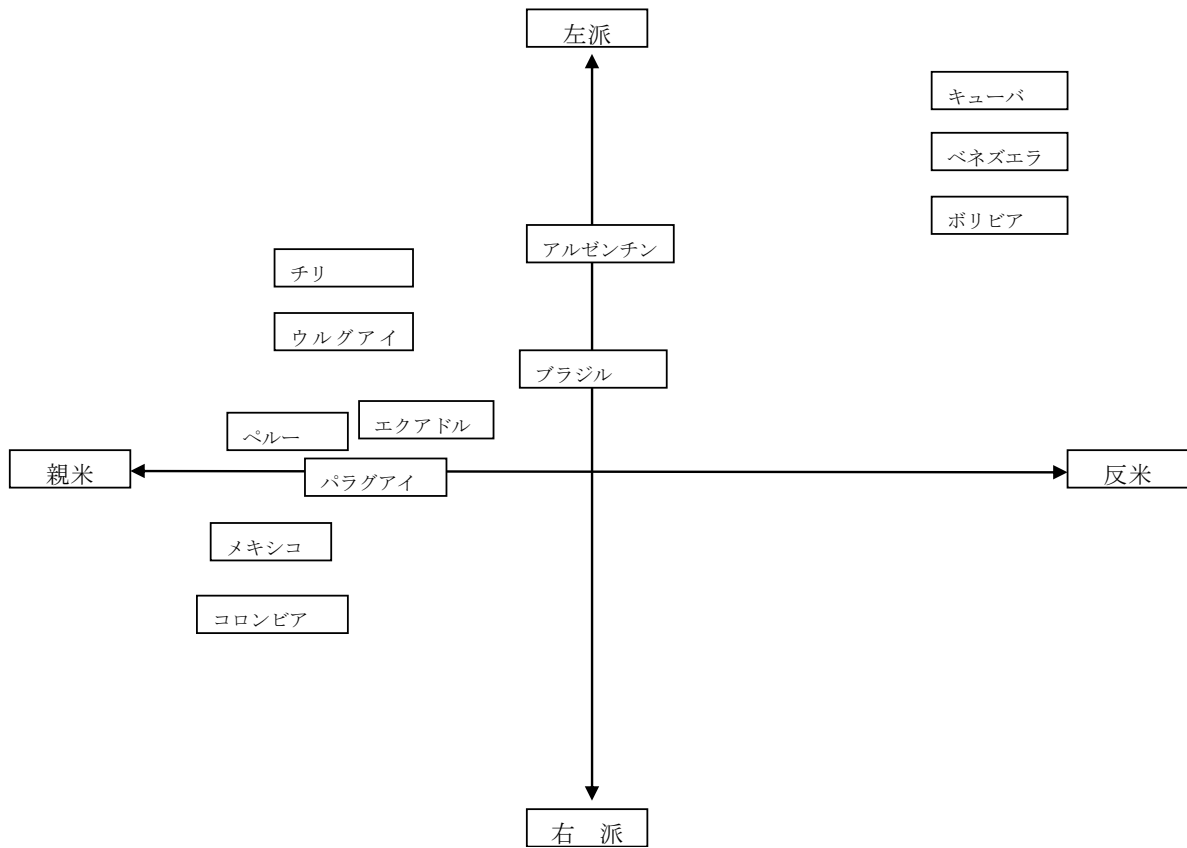
	S&P	ムーディーズ	フィッチ
チリ	AA-	Aa3	A+
メキシコ	BBB	Baa1	BBB
ブラジル	BBB	Baa2	BBB
ペルー	BBB	Baa2	BBB
コロンビア	BBB-	Baa3	BBB-
パナマ	BBB-	Baa2	BBB
ウルグアイ	BBB-	Baa3	BB+
コスタリカ	BB+	Baa3	BB+
ベネズエラ	B+	B2	B+
アルゼンチン	B-	B3	CC
エクアドル	B	Caa1	B-

(出所) Bloomberg のデータベースより筆者作成。

ブラジルは、ファンダメンタルズの安定に加えて、BRICsの一員・地域の大国・オリンピック開催などの要因もあって、近年は資金流入が加速してきた。それ以外の4か国にも2000年代後半以降は直接投資や証券投資の形での資金流入が安定的に続いて、グローバル金融危機の影響が一段落した2009年半ば以降は各国で概ね通貨高の基調が定着してきた。

これに対し、開放度が低く自立路線を取る国々は、ベネズエラ、アルゼンチン、エクアドル、ボリビア等のグループである。これらの国々では、国家による各種規制の強化、主要民間企業の国営化などの形で国が民間経済活動への介入を強めてきた点でも共通している。ベネズエラに代表される独立路線を模索する国々は、いわゆる急進左派のグループと呼ばれ、これに対してブラジルなど対外的な開放路線を進めている国々の左派政権は穏健左派と呼ばれている。このように、2000年代後半には中南米主要国での信用リスクの二分化の傾向が顕著になった。

図表 4 中南米の政権の分類



(出所) 山崎 (2007) の図より作成

2. 顕著な二極化の傾向 一対照的なメルコスールと太平洋同盟一

2010年代に入ってから動きについて、メルコスールの保護主義的な動きと太平洋同盟の枠組みの対比を中心に見る。

(1) 2010年代以降のメルコスールの保護主義的な動き

成立した当初は、地域の経済統合の核になる事を期待されたメルコスールであるが、最近、アルゼンチンを中心に保護主義的な動きが目立つなど機能の低下が目立っている。

図表5 近年のアルゼンチンによる保護主義的な動き

項目	内容
2011年2月	非自動輸入ライセンスの適用品目拡大、品目数はそれまでの約400から約600に増加
2011年3月	自動車業界に対して各社毎に自動車の輸出と輸入を均衡させるように通告、業界と政府の間で輸出計画についての協議
2011年5月	ブラジルが自動車に対する非自動輸入ライセンスの適用開始、アルゼンチンからの自動車の輸入が停止するなど摩擦が顕著になったため両国間で問題解決に向けて協議
2011年6月	ブラジルが5月に導入した自動車向けの非自動輸入ライセンス（NAIL）については、ブラジルがアルゼンチンからの自動車輸入に対して、速やかな通関手続きに努めることで合意
2012年1月	公共歳入連邦管理庁が全ての消費財の輸入取引の事前申告や宣誓供述書の提出を義務化
2012年3月	公共歳入連邦管理庁がサービスの輸出入も事前申告制度の対象とする事を発表

(出所) 各種資料より筆者作成。

非自動輸入ライセンス制度は、対象品目の輸入の際にその都度ライセンスを取得するものだが、2011年2月には品目数が拡大されて保護貿易的な動きが強化された。このような動きに対して、5月半ばにはブラジル側も報復的な形で非自動輸入ライセンスを導入したことで、アルゼンチンからの自動車の輸入が停止するなど、ブラジルとの間での貿易摩擦が顕著になった。

両国が解決に向けて交渉を行う中で沈静化に向かったが、その一方でアルゼンチンの特定の産業に対する保護的な措置の弊害が顕著になっている。例えば、自動車業界では輸出と輸入の均衡が求められ、一部の会社では輸入枠を確保するために、自動車以外の商品（農産物など）の輸出による対応を余儀なくされるなど企業活動にも歪みが生じた。

また、ブラジルは2000年代後半以降開放路線を取ってきたものの、2010年代に入ってから保護貿易の動きが目立つようになってきている。2012年のベネズエラの正式加盟の要因もあって、メルコスール全体が保護主義的な動きを強めている事が懸念されている。

(2) 太平洋同盟の枠組み成立の意義

2000年代後半に経済が落ち着きを取り戻す中で、対外的な開放路線を取る投資適格級の国々と開放度が低く自立路線を取る国々の2つのグループに事実上分化した。前者はブラジル、メキシコ、チリ、ペルー、コロンビアの5か国であるが、ブラジルはメルコスールの枠組みに拘り、米国とも対峙する姿勢を取ってきた事に加えて、最近では保護主義的な動きを強めてきた。

一方で、ブラジルを除く4か国は「太平洋同盟」の枠組み設立など、太平洋・アジア重視のスタンスを鮮明にしている。この4か国はTPPへの参加にも積極的であり、チリはTPPの創設時のメンバー（いわゆるP4）、ペルーは2008年に参加表明、メキシコ・コロンビアは2012年に交渉参加を表明している。

このような動きの背景には、2000年代を通じて中南米とアジアとの貿易が急激に増加した事が大きく影響している。特に、資源確保や米国への牽制のために中南米との関係強化を図る中国と、米国依存の軽減や成長市場であるアジアの活力の取り込みを図る中南米との利害が一致した形となっている。

図表6 中南米主要国のアジアとの貿易額 (輸出入の単位は百万ドル)

	輸出			輸入		
	2004年	2010年	伸び率	2004年	2010年	伸び率
ブラジル	8,039	40,608	405%	5,868	35,934	512%
チリ	5,133	20,316	296%	2,395	11,526	381%
メキシコ	1,691	5,637	233%	21,528	58,419	171%
ペルー	1,388	6,007	333%	456	4,483	883%

(注) アジアはIMFのDOT統計でのDeveloping Asiaの国々の合計。

(出所) IMFのデータベース(DOT)より筆者作成。

これらの国々にとっては、TPP参加や太平洋同盟の枠組みの形成は、以下のように従来の政策の延長線上に位置づけられる。

チリは対外開放路線を早くから重視して、2006年にはシンガポール、ブルネイ、ニュージーランドと共に、TPPの原型であるP4の枠組みを4か国間で結成した。中南米地域でも新自由主義的な政策を1980年代から先駆的に始めており、対外開放政策はその大きな柱となってきた。1990年代以降は中道左派的な立場の政権も続いたが、従来の新自由主義的な政策の路線には殆ど変化は見られない。このように、選挙で政権交代が起きても政策が

維持されるという安定感もあり、同国の外部格付けは中南米地域では最高の AA の水準であり、ほぼ先進国並みの経済として評価されている。

ペルーでは、1990 年代フジモリ大統領の下で新自由主義的な政策が推進され、2000 年代前半のトレド政権でも実質的に継続されている。2000 年代後半に登場したガリシア政権の下でも新自由主義的な政策への傾斜に対する一定の反省として社会政策の重視が見られつつも米国を始め韓国・日本との FTA 締結、2008 年の TPP 参加表明など対外開放政策推進が外交の軸となってきた。2011 年の大統領選挙で当選したウマラ氏も当初は中道左派の立場を取っていたが、政権発足後は政策の継続性を重視している。

メキシコも NAFTA に代表されるように 1990 年代から対外開放路線を重視してきた。1990 年代前半の NAFTA の結成は対米依存度を大きく高める事となったが、TPP 参加は米国や NAFTA への過度の依存からの脱却の意味がある。

TPP 参加は貿易依存度の高い国々の FTA 締結戦略の延長線上で捉える事ができるが、それ以外にも TPP 参加をコミットする事で政権交代による政策のブレを防ぐ(政策安定効果)、構造改革が後退しないようにする(ロックイン効果)という意味での国内要因にも大きく左右されていると考えられる。

また、太平洋同盟の参加国の内、ペルー・コロンビアはもともとアンデス共同体に加盟していた。アンデス共同体は、ベネズエラが脱退(メルコスールに加盟)後は経済規模が縮小した上に、反米色の強いメンバーであるエクアドル・ボリビアの 2 か国との路線の違いもあって、ペルー・コロンビアの 2 か国が太平洋同盟の枠組みを重視するようになったともみられる。

このように太平洋同盟は、メルコスールとは対照的な開放的な国々の枠組みとして位置付けられるようになっており、日本にとっても、TPP 参加問題を考える上でも今後の動向に留意する事が重要である。

(3) 政治的枠組みとしての CELAC の意義

前述の 2 つの枠組みは、経済的な統合の枠組みだが、政治面では CELAC の枠組みの成立が特筆できる。従来は、中南米諸国による域内の政治問題への対応の枠組みとしてはリオグループが存在していたが、これを発展解消させる形で CELAC (ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体) が成立した。

これまでは、米州全域の政治問題への対応の枠組みとしては OAS (米州機構) が中核的な存在となってきたが、構成国はキューバを除く米州地域の 34 か国であり、米国が主導権を握る枠組みと見なされてきた。CELAC のメンバーは米国・カナダを除く米州地域の 33

か国であり、OASに代替するものではなく、相互補完・共存を目指すものである事を謳っている。OASは、地域における紛争解決の枠組みとして長年にわたって機能してきた歴史があるため、CELACが実質的にOASを代替する事は考えにくいだが、地域の政治的な自立を高める枠組みとしてCELACが成立した事は、一定の意義を有している。

3. 地域における自立を志向する動き

経済的なプレゼンスの増大を背景に、地域では自立度を高める動きも見られる。この動向について、過去の開発戦略の試行錯誤、資源ナショナリズムの高まり、金融・通貨面での自立の模索の視点から整理する。

(1) 資源に依存しながら自立度を高める模索の意義

中南米の開発戦略では、経済開発における国家の関与の度合いが専ら中心的なテーマとなってきたが、試行錯誤が歴史的に続いてきた。特に、第二次大戦後には輸入代替工業化政策の志向が高まったが、この政策には資源依存の発展戦略は長期的な交易条件悪化と先進国への従属につながるという考え(プレビッシュ・シンガー命題)が強く影響している。

1960年代は輸入代替工業化政策の試みの失敗と軍政の台頭、1970年代は開発戦略の推進と行き詰まり、1980年代は債務危機の発生と危機対応のための民政移管・体制の効率化、1990年代は新自由主義的な政策の実施という表現で総括できる。2000年代に入ってから新自由主義的な政策の見直しを求める動きが政治の左傾化にもつながったが、2000年代後半以降は世界的な資源価格高の追い風もあり、地域経済は概ね安定して推移してきた。

このような状況で、資源に依存しつつ地域の自立志向を高めようとする事は、開発戦略の試行錯誤を続けてきた中南米地域にとって、新しい模索であるとも位置付けられる。

図表 7 中南米地域の国家の在り方と政策の変遷

1820年～1870年頃	独立後の国家形成期 (経済低迷)	自由派(自由貿易推進)と保守派(保護主義)の対立 や分離主義の強まりなどもあり、安定せず。	
1870年～1930年頃	消極国家期(一次産品 輸出主導型の発展)	国家体制が固まると同時に、世界的な一次産品需要の 高まりを背景に経済が発展。	
1930～ 1980年 頃	1930年～1960年 頃	積極国家(輸入代替工 業化の模索)	世界恐慌と一次産品価格の暴落後に、新しい経済発展 モデルの模索。政治面ではポピュリズム台頭。
	1960年～1980年 頃	積極国家(輸入代替政 策の失敗と軍部の台 頭)	輸入代替政策失敗・左派勢力の台頭も顕著になる中 で、軍部が政権を担って政情安定化を模索。
1980年 頃～	1980年代	ポスト積極国家(累積 債務問題の顕在化)	累積債務問題の顕在化とその対応で、地域経済は大き く混乱する一方、政治面では民政化進展。
	1990年代	新自由主義的政策の実 施	失われた1980年代への反動で、小さい政府を志向す る新自由主義政策の実施が主流に。
	2000年代	左傾化の動き	主要国の政治面で左傾化の傾向が顕著に(但し、穏健 左派が政策を継続するパターンが主流)。

(出所) 各種資料より筆者作成。

(2) 資源ナショナリズムの高まり

2000年代後半にかけて中南米全体で左派政権が成立する中で、アンデス地域の国々(ベネズエラ・ボリビア・エクアドル)を中心に資源ナショナリズムの高まりが見られた。その後資源高が続く中で、世界的に見ても2010年代に入ってからでは2010年に豪州における資源税導入を巡る動きが表面化、2010年代末頃から豪州以外でもロイヤルティの引き上げや鉱業への規制強化など様々な形で政府の関与が強まる傾向にあるなど、資源国全般に資源ナショナリズムの強まりが見られる。

2012年に入ってからでは、アルゼンチンとボリビアではスペイン企業の国有化が発表されるといった動きが見られた。中南米では、国や政権によって差異はあるものの資源ナショナリズム自体はどの国においても潜在的に存在し得る問題であり、日本としてもこの点には十分留意する必要がある。

図表8 近年の中南米地域における資源ナショナリズムの動き

国	具体的な政策
エクアドルでの鉱業への管理強化	2009年1月に公布された新鉱業法は、持続的な鉱業発展に向けて鉱業権を一括管理する政府機関や鉱山公社の新設、ロイヤリティー制度の復活、環境規制の強化等が盛り込まれ、これらのルールを遵守する鉱業活動を幅広く認可することを定めている。
チリの鉱業ロイヤリティー引き上げ	2010年2月に発生した地震の復興財源確保の一環として、鉱業ロイヤリティー（鉱業特別税）を時限付き（2010～2012年の3年間）で引き上げを実施。
アルゼンチンのスペイン企業子会社の国有化	2012年4月に、アルゼンチン政府がスペイン企業（Repsol）の子会社 YPF の国有化を発表。YPF が十分な投資を行っていない事でアルゼンチン全体としての損害になっているというのが国有化の理由。
ボリビアのスペイン企業子会社の国有化	2012年5月に、ボリビア政府がスペイン企業（Red Eléctrica Española）の子会社 TDE の国有化を発表。YPF の時と同様に子会社が十分な投資を行っていないというのが国有化の理由。

（出所）各種資料より筆者作成。

（3）金融・通貨面での自立の模索

2008年秋のグローバル金融危機以降の中南米では、ドル依存体制からの脱却を志向し、金融・通貨面での自立を模索する動きが見られる。

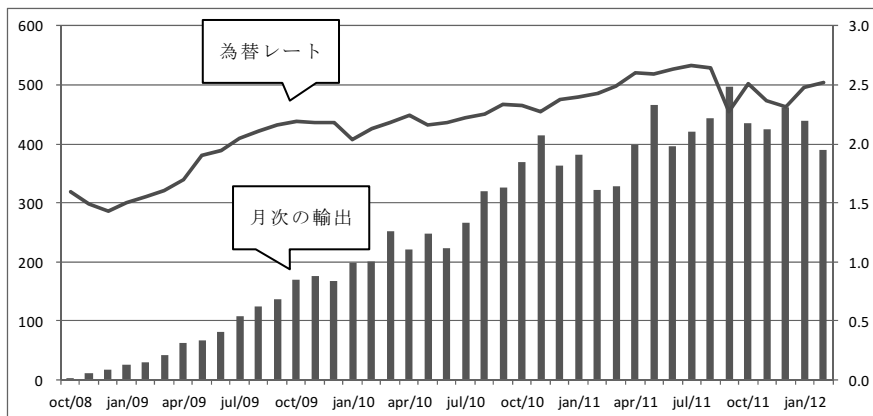
まず、メルコスールにおいて貿易取引での自国通貨決済促進の動きが見られる。ブラジルでは、2008年10月からアルゼンチンとの間で貿易取引での自国通貨決済を開始したが、2009年以降開催されている BRICs サミットでも、貿易取引での BRICs 通貨での決済促進の方向性が打ち出されている。ブラジル・アルゼンチン間の自国通貨建て貿易決済は、このような動きと歩調を合わせたものである。

ブラジルからアルゼンチン向けのリアル建て輸出の件数は着実に伸びており、取引件数は年間累計で、2009年は約1200件、2010年は約3400件、2011年は約5000件となっている。この背景には、両国の為替相場（リアルとペソの交換比率）が2010年以降2.1～2.5のレンジで安定推移している事も大きな要因になっていると思われる。

これに対して、ブラジルのペソ建て輸入（アルゼンチン側のペソ建て輸出）は、月間数件程度で殆ど変わっていない。この背景には、アルゼンチンが2000年代を通じて国際金融界から孤立しており、同国の通貨ペソが隣国ブラジルでも殆ど利用されていなかった事が

大きく影響している。自国通貨決済はブラジルとアルゼンチンを中心とする地域統合の枠組みのメルコスール全体にも今後拡大する事が想定されている。

図表9 レアル建て輸出の件数（月次）とレアル・ペソの為替レート



(注) 為替レートは、1レアル当たりのペソ。

(出所) ブラジル中銀のHPより筆者作成。

また、ベネズエラ・キューバ・ボリビア・エクアドルなど反米的な立場を取る国々の集まりであるALBA（米州ボリバル代替統合構想）では、以下のような地域通貨単位利用の動きが見られる。

2009年10月のALBAの首脳会議において、米国への牽制・ドル依存からの脱却という政治的な意図を背景に貿易取引の決済手段としての地域通貨単位スクレ（参加国通貨をウェイト付けした合成通貨）の創設が合意された。ALBAの貿易取引はベネズエラとキューバの取引が中心で、エクアドルとボリビアの存在感は小さい。スクレは実態的にはベネズエラとキューバを中心とするALBA主要4か国の貿易間の決済単位という位置付けにある。

2010年1月よりスクレによる決済が開始されて2010年は0.4億ドル（件数は6件）の取引実績に留まったが、2011年は2.7億ドル（件数は431件）の取引実績となった。2010年から2011年にかけての取引実績の伸びが示しているように、将来的にはALBA諸国間の貿易の大半でスクレによる決済が利用される事も予想される。ALBA諸国の貿易の規模自体は非常に小さいものであるが、ドル離れを実現しつつある貿易決済同盟として、今後の動向が引き続き注目される。

図表 10 ALBA 主要国間²の貿易取引（2010年）（単位:百万ドル）

輸入 輸出	ベネズエラ	キューバ	ボリビア	エクアドル	合計
ベネズエラ		3,131	126	458	3,715
キューバ	226		2	2	230
ボリビア	94	-		16	110
エクアドル	819	12	15		836
合計	1,139	3,143	143	476	

（注）縦列が輸出サイドの国を、横列が輸入サイドの国を示す。

（出所）IMF の DTS より筆者作成。

4. 日本の関与の在り方

1.から 3.で整理してきた地域の歴史的な動向や現在の状況を踏まえて、最後に日本の関与の在り方について述べる。

（1）中南米におけるアジア太平洋地域重視の潮流の再認識

2000年代後半以降の安定した成長過程の中では、資源の大口需要国としての中国を始めとするアジアとの貿易が急速に拡大する中で、中南米でも太平洋地域への関心が大きく高まってきた。中南米にとっての太平洋地域との関わりの枠組みである APEC は 20 年以上の歴史があり、メキシコ・チリ・ペルーはいずれも 1990 年代に参加している。中南米全般に経済状態が安定していない状況で、中南米側の APEC への関心は必ずしも高いとは言えなかったが、近年はコロンビアが APEC 加盟への関心を示すなど、中南米におけるアジア太平洋地域重視の潮流が顕著になっている。

米州では 1990 年代半ば頃から米州全域の自由貿易圏構想（FTAA）が盛り上がりを見せていたが、2000 年代に入ってからブラジルやベネズエラなどの反対で FTAA が頓挫して実質上棚上げとなっていた。米国はその後、中南米地域の国と個別に FTA 締結を積み上げる方向に転じた。そのような中で、環太平洋地域の国を中心とする TPP が現在拡大している事は、米州全体の自由貿易圏である FTAA に代替する広域の貿易圏の形成という意味合いでも位置付けられよう。

また、太平洋同盟は、中米からもアジア重視の姿勢が顕著なパナマ・コスタリカがオブザーバーとして参加している事で、従来のサブリージョン的な括りを超えた枠組みに発展していく事が予想される。現時点でブラジルはメルコスールを中心に南米域内重視の姿勢

を反映して TPP への関心は現時点では高いとは言えない。しかしながら、米州地域全体で環太平洋地域重視の潮流が顕著になる中で、ブラジルやメルコスールとしても TPP や太平洋同盟の動向を無視しえなくなっている。

日本の TPP 参加を巡る議論では、中南米地域の動向にはさほど関心が向けられていないように思われるが、中南米地域におけるアジア重視の潮流を改めて認識すべきである。

(2) 日本にとってのビジネスチャンスの拡大

従来の発展途上国の経済発展戦略の評価では、アジアの輸出志向工業化モデルは成功、中南米の資源依存や輸入代替工業化のモデルは失敗という形で、両地域が対比される事が多かったように思われる。特に、長年にわたって推進されてきた輸入代替工業化の背景には、資源依存の発展戦略は長期的に交易条件の悪化と先進国への従属につながるという考えが大きく影響している。このような経済戦略の相違が両地域の格差説明の要因とされる事が多かった。

図表 11 アジアと中南米の開発戦略の比較

	アジア	中南米
基本的な方向性	輸入代替を志向していたが、いち早く輸出主導に転換。	資源で外貨獲得するが自国産業育成（輸入代替）に失敗、その後試行錯誤が続く。
政治的要因	権威主義開発体制の下で、政府が主導的な役割を果たし、概ねポジティブに作用。	軍・大企業・労働者など複数の利益集団のバランスを取ったため、機動的な政策転換ができずマイナスに作用。
歴史的要因	もともと社会の平等性が高く、社会も相対的に安定。	植民地社会からの伝統で白人と原住民の区別など社会の厳しい分断。

(出所) 大野・桜井 (1997)。第7章コラム (P.199~202) を基に、筆者作成。

しかしながら、2000 年代以降の世界的な資源価格高は交易条件の大幅な改善につながり、対外バランスの改善や経済の安定推移に大きく貢献している。中南米主要国の資源産業では関連産業の間で有機的な連結が見られるようになっており、過去のように単純なモノカルチャー的な経済構造のイメージで捉える事はできなくなっている。特に、資源国の中でもブラジルは深海油田の掘削技術やバイオ燃料であるエタノール関連の技術など高い技術を有している。今後も資源価格高は続くものと想定されている中で、中南米の資源依存の経済発展モデルが、現在は積極的に評価されている。

豊富な生産要素を生かした産業に特化するのがリカードの比較優位、ヘクシャー＝オリーンの定理など経済学の教えから導かれる帰結であり、それはアジアでは豊富な労働力の利用、中南米では豊富な資源の利用という事になる。2000年代を通じて両地域がそれぞれの比較優位を生かしながら関係を深化させてきた事は、両地域が相互補完しながら共存する段階に入っている事を示している。

工業製品輸出志向を強めてきたアジアにとって、2000年代は新興国を中心とした資源への旺盛な需要を背景として資源価格高騰が続く一方で、工業製品は競争激化による価格の伸び悩みもあって資源輸入国を中心に交易条件が悪化している。また最近ではバングラディシュ、カンボジア、ラオスといった国々が豊富な労働力・低賃金を梃子に新たな投資先として注目を集めるなど、アジア域内の競争はますます激化している。このような状況で、中南米地域はアジアにとってビジネス拡大の大きな機会を提供している。

アジアの強みであった豊富な労働力は、将来的には人口増加の中で食糧・資源の制約に直面する可能性も高く、この点で中南米の資源の重要性は今後一層増してくる。従来の中南米はアジアとの比較で劣後する評価を受ける事が多かったが、アジアにとっても今後は中南米地域との相互補完・共存の意識をより強く持つ事が不可欠であろう。

以上

—注—

¹ 浜口（2006）。

² ALBAのメンバーは表の4か国以外にも存在する（アンディグア・パーブーダ、ドミニカ国、セントビンセント・グレナディーン）が、このカリブ海の3か国は経済規模が著しく小さいため表から除いている。

参考文献

内多允 「メルコスールの政策課題」『季刊 国際貿易と投資』No.48、国際貿易投資研究所、2002年。

大野健一・桜井宏二郎『東アジアの開発経済学』（有斐閣、1997年）。

外務省のサイト。

石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）「世界の鉱業の趨勢 2010」、2010年1月。

高橋均・網野徹哉『世界の歴史 18 ラテンアメリカ文明の興亡』（中央公論社、2009年）。

浜口伸明 「岐路に立つラテンアメリカ地域統合」『ラテン・アメリカレポート』Vol.23 No.2、アジア経済

- 研究所、2006年。
- 星野妙子「ラテンアメリカの一次産品輸出産業の新展開」『ラテン・アメリカレポート』Vol.24 No.2、アジア経済研究所、2007年。
- 松井謙一郎「南米地域通貨単位の試算と活用の可能性」『国際金融』、財団法人外国為替貿易研究会、2008年11月。
- 「NAFTAの通貨制度 —ドル化をめぐる議論の視点から—」『国際金融』、財団法人外国為替貿易研究会、2009年6月。
 - 「最近の中南米地域で一層拡大する中国のプレゼンスと通貨・金融面での協力の動き」『IIMA News Letter』、国際通貨研究所、2010年1月13日。
 - 「メルコスールの通貨制度を考える視点」『国際金融』、財団法人外国為替貿易研究会、2010年3月。
 - 「米州地域の通貨制度選択に関する研究 —ドル化政策の分析を中心に—」慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 博士学位論文、2011年3月23日。
 - 「連動度の高まる中南米経済とグローバル化の中で狭まる政策選択の幅」『国際金融』、財団法人外国為替貿易研究会、2011年10月。
 - 「中南米地域におけるカレンシーボード・ドル化の経験と通貨同盟との比較 —ハードペッグの比較とユーロの問題へのインプリケーション—」『国際金融トピックス』、国際通貨研究所、2011年10月26日。
 - 「中南米の資源依存の発展戦略の意義 —アジアの発展戦略との対比を中心に—」『国際金融トピックス』、国際通貨研究所、2011年11月2日。
 - 「ブラジル・レアルの国際化の動向 —中南米地域でのドル離れの模索と新興国通貨の国際化の観点から—」『国際金融トピックス』、国際通貨研究所、2011年11月11日。
 - 「中南米主要国のTPP参加と「環太平洋地域」重視の潮流」『国際金融トピックス』、国際通貨研究所、2012年2月27日。
 - 「脱ドル化に向けて着実に準備を進める中南米」『国際金融トピックス』、国際通貨研究所、2012年4月6日。
 - 「大統領選挙後のアルゼンチンが直面する課題 —構造的な問題への対応と政府のジレンマ」『IIMA News Letter』、国際通貨研究所、2012年4月9日。
- 山崎眞次 「中南米における反米主義と左派政権」『早稲田政治経済学雑誌』No.366、2007年11月。
- 渡邊頼純『TPP参加という決断』（ウェッジ、2011年10月）。

Banco Central do Brasil のサイト。

Bloomberg のデータベース。

International Monetary Fund の以下のデータベース。

BPS (Balance of Payments Statistics)

DOT (Direction of Trade Statistics)

WEO (World Economic Outlook)

終章 地域統合の現在と未来

－WTO 体制とアジア太平洋地域の地域統合－

渡邊 頼純

1. 経済統合の種類とその展開

1-1. 経済統合の効果と類型

1958年の欧州経済共同体（EEC）の発足は国際経済学の世界にも大きな影響を及ぼした。関税同盟をベースとした欧州統合について特にアメリカの経済学者はそのメカニズムや効果を経済学的に解明し、アメリカをはじめとする域外国への影響を分析することを求められていた。

その中でもジェイコブ・ヴァイナー（Jacob Viner）が取り上げた「貿易創造効果」（trade creation effect）と「貿易転換効果」（trade diversion effect）は関税同盟を理解する上で重要な基本概念であった¹。「貿易創造効果」とは、関税が域内国間で撤廃されることにより、それまでは関税があったために貿易が発生していなかった域内国間で貿易が新たに発生する場合を指している。他方、「貿易転換効果」とは関税同盟が形成されたことで、それまでは域外の世界中で最も効率的な生産国から輸入していたものが、関税がなくなって価格が低下した域内国に供給先が転換することにより、世界的に見て最も効率的な生産国からの輸入が域内国からの輸入に代替されてしまうような状況を指している。少し具体的に説明してみよう。

表1 貿易創造効果

厚生の変化(welfare change) 貿易創造効果 (関税同盟形成後)						
	A国	B国	C国	A国	B国	C国
生産コスト(販売価格)	35	26	20	35	26	20
Aの100%関税	—	26	20	—	—	20
A国での価格	35	52	40	35	26	40

Yorizumi Watanabe 6

1-1- (1) 貿易創造効果

今 A 国、B 国、C 国という 3 カ国がある財をそれぞれ生産していると仮定する。便宜的に A 国では当該財を 35 ドル、B 国では 26 ドル、C 国では 20 ドルで生産し、輸送費や販売コストなどはゼロと仮定して、生産コストそのままの価格で販売されるものとする。A 国では一番高いコストで生産されているので、当然輸入が発生するが、A 国はこの財に 100% の関税を課している。

最恵国待遇 (MFN=Most-Favoured Nation Treatment) ベースでの貿易では、A 国が B 国から当該財を輸入したとしても 26 ドルに 100% の関税がかかるので、A 国の市場に入ると 52 ドルで販売されることになる。C 国は当該財について最も安価に生産できる国であるが、この C 国産の当該財にも 100% の関税が賦課されるので、A 国市場での価格は 40 ドルとなり、A 国産の当該財より高くなり、輸入はされない可能性が高い。このように MFN ベースでの貿易状況では B 国あるいは C 国からの輸入は発生しにくいと考えられる。

これに対し、関税同盟が A 国と B 国のあいだで形成されるとどうなるだろうか。関税同盟が形成されることで A 国の当該財に課されていた 100% の関税が撤廃される。これにより B 国の当該財は 26 ドルで A 国に輸入されることが可能となり、A 国産の 35 ドルより安価なので貿易が発生する。C 国は最も安価に当該財を供給できる生産国ではあるが、100% の関税が賦課されていると A 国内に輸入された場合の価格が 40 ドルとなり、やはり輸入は発生しにくい。

このように関税同盟が形成されることによって、それ以前には貿易がなかった、より安価に当該財を生産できる域内国からの輸入が新規に発生するような状況を「貿易創造効果」と呼んでいるのである。

1-1- (2) 貿易転換効果

次に貿易転換効果を見てみよう。当該財の生産コストは前と同様で、A 国は 35 ドル、B 国は 26 ドル、C 国は 20 ドルとし、輸送費や国内税、販売コストなどはないものと仮定する。A 国は当該財について 50% の関税を賦課していると考えよう。MFN 貿易の状態では、A 国は当該財を最も安価に提供してくれる C 国から輸入することになる。50% の関税を支払ったとしても 30 ドルで市場で売れるため、国産品の 35 ドルより安いからである。他方、B 国の当該財は 50% の関税がかかるため 39 ドルとなり、A 国の国産品価格より少々高めで、やはり輸入は発生しにくいと言えよう。

このような状況の中で A 国と B 国とが関税同盟を形成したと想定する。A 国と B 国とは相互に関税を撤廃するので、B 国の当該財は 26 ドルという価格で A 国に入ってくる。A

国の当該財の価格は35ドルなのでB国はA国市場で当該財の販売を伸ばすことになる。他方、この関税同盟からマイナスの影響を受けるのはC国の当該財生産者である。なぜならC国産当該財は50%の関税賦課の対象となるためA国においては30ドルという価格であるのに対し、B国のそれは関税賦課がないため26ドルでA国市場に入ってくる、このためC国からA国への当該財の輸出は、関税同盟が形成されたことによりB国からA国への輸出にとって代わられるからである。このように、関税同盟が形成されたことによって世界中で最も安価な生産国から関税同盟域内の最も安価な生産国に貿易がシフトしてしまう現象を「貿易転換効果」と呼んでいる。

表2 貿易転換効果

厚生の変化(welfare change) 貿易転換効果 (関税同盟形成後)						
	A国	B国	C国	A国	B国	C国
生産コスト(販売価格)	35	26	20	35	26	20
Aの50%関税	—	13	10	—	—	10
A国での価格	35	39	30	35	26	30

Yorizumi Watanabe 7

世界経済全体から見てこの2つの効果はどのような意味を持つのだろうか。1つは、「貿易創造効果」は、関税障壁がなくなることで、これまで貿易が発生していなかったより効率的な供給国からの輸入が生じることによって、グローバルに見ても資源の適正配分が改善されることを示唆している。もう一つは、「貿易転換効果」は、グローバルに見て最も効率の良かった供給国からの輸入が関税同盟構成国からの輸入によって代替されることによって、グローバルな資源の適正配分が歪曲されるということである。端的に言えば、「貿易創造効果」は経済厚生を改善するが、「貿易転換効果」は経済厚生を悪化させるということであり、前者が後者を凌駕する限りにおいて関税同盟や自由貿易協定(FTA)のような特恵的貿易取り決めは世界経済全体にとってプラスの効果があるということである。この理由のため、特恵的貿易取り決めに基づく市場統合は「次善の策」(the second best)と呼ばれ、これに対してMFNに基づいた貿易は「最善の策」(the first best)と観念されるのである。

1-1- (3) 地域統合の類型

地域統合に様々な形態があることを示唆したのはベラ・バラッサ (Bela Balassa) である。バラッサはその代表的な著書『Economics of Integration』(Princeton University Press, 1962)の中で地域統合の形態を5つに分類している。統合度の低い方から、①自由貿易地域 (Free Trade Area)、②関税同盟 (Customs Union)、③共同市場 (Common Market)、④経済同盟 (Economic Union)、⑤完全な経済統合体 (Perfect Economic Integration) の5つの形態である。それぞれについて詳しく見てみよう。

- ① **自由貿易地域**は FTA 構成国間の関税障壁を撤廃して自由な貿易を域内で実現するので、欧州自由貿易連合 (EFTA=European Free Trade Association、1960年創設)はその代表例であった。域内の貿易は自由化するが、関税同盟との決定的違いは対外共通通商政策を持たないことである。1994年にスタートした NAFTA (=North American Free Trade Agreement、北米自由貿易協定)はこの FTA の「横綱」と言えよう。
- ② **関税同盟**は FTA と同様、域内の関税撤廃を行い自由貿易を実現するが、それに留まらず、構成国で対外共通通商政策を持ち、対外共通関税など対域外の通商レジームを構成国間で一本化するところに特徴がある。現在の EU (欧州連合)の基礎である EEC (欧州経済共同体、1958年創設)はこの関税同盟が基礎となっている。他にも、スイスとリヒテンシュタインとの関税同盟、南アフリカ関税同盟 (SACU) などがある。
- ③ **共同市場**は関税同盟をさらに一歩進めて、域内経済において様々な分野で共通政策を樹立し、経済の統合を多元的に進めるものである。EECの共通農業政策や共通運輸政策などはその代表例であり、初期の欧州統合において関税同盟と共に共通農業政策はその「二本柱」であった。1992年末を期限として EC (欧州共同体)が取り組んだ非関税障壁の除去は9割以上成功し、1993年からは「単一市場」(the Single Market)として完成度の高い共同市場が誕生した。ラテン・アメリカにも「南米共同市場」(MERCOSUR)というのがあり、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイを原加盟国として1994年に創設されたが、ECの単一市場に比べるとその完成度は極めて低い。
- ④ **経済同盟**は共同市場に通貨統合の要素を加えたものである。このカテゴリーには、1948年に創設されたベルギー、オランダ、ルクセンブルグのいわゆるベネルックス3カ国からなる「ベネルックス経済同盟」がある。この経済同盟では完全な通貨同盟ではなかったが、ベルギーとルクセンブルグの間では通貨が1:1の交換比率で交換され、ベルギー・フランはルクセンブルグでそのまま通用した。1993年発効のマーストリヒト条約で確立された「経済通貨同盟」(EMU=Economic and Monetary Union)も経済同

盟に相当する。この EMU の中で EU は単一通貨「ユーロ」を全加盟国 27 カ国中、17 カ国で使用に供している。

- ⑤ **完全な経済統合体**はまだ理論上の存在でしかないが、経済同盟に共通の財政政策が加わり、財源の共通化、税制の統一などが完了した段階がこれに当たる。2011 年以来ユーロ危機を経験した EU では単なる通貨同盟から「財政同盟」に移行する必要が叫ばれているが、財政は各メンバー国の「経済主権」の最も奥深いところにある「聖域」であり、そう簡単には実現しそうにない。

1-2 地域間経済統合、広域 FTA の新展開

近年の経済統合はさらに多様化している。従来は EU や NAFTA など隣接国同士の地域統合が主流であったが、今日では日本・メキシコ EPA、日本・スイス FTA・EPA、韓国・EUFTA、韓国・アメリカ FTA など遠距離であっても、重要な貿易相手国との FTA を締結する傾向が顕著である。

遠距離 FTA のみならず、ASEAN（東南アジア諸国連合）プラス 3（日中韓）の「東アジア FTA」（East Asia Free Trade Area=EAFTA）や ASEAN プラス 6（ASEAN プラス 3 にオーストラリア、ニュージーランド、インドを加えたもの）から成る「東アジア包括的経済連携」（Comprehensive Economic Partnership of East Asia=CEPEA）、EU と ACP（アフリカ、カリブ海、大洋州の途上国）諸国との間で検討されている FTA など広域の自由貿易圏構想がある。これらがいずれもまだ構想段階であるのに対し、TPP（環太平洋経済連携協定）は唯一既に交渉が進んでいる広域 FTA である。このように現在では隣接国同士の市場統合に留まらず、地域間ないしは地域横断的な広域 FTA が広がる傾向を示している。

2. 東アジア経済統合の特徴とその展開

2-1. 東アジアのダイナミズム

まず「東アジア」とはどのような地域を指すのか明確にする必要がある。本稿ではとりあえず「ASEAN（東南アジア諸国連合）プラス 6」をもって東アジアと考えることとしたい。この地域は後で述べるように、1980 年代の後半から日本企業の直接投資が「引き金」となって、電気電子産業や自動車の分野で部品の製造とその相互供給を通じて地域内に国境を越えたサプライ・チェーンを確立しており、その意味で「**事実上の統合**」（de-facto integration）を達成しているからである。

その東アジアの経済成長は米州や欧州を凌駕するスピードで拡大している。1997-98 年のアジア金融危機で一時的に落ち込んだものの、1999 年以降日本を除く東アジア諸国は年

平均7.1%の経済成長率を維持してきた。世界銀行が行った2015年のGDP成長率予測では、中国、ASEAN4カ国²、NIEs³は共に6.1%、日本が1.7%となっている。これに対し、米国は3.6%、EUは2.0%となっている。また、東アジア地域のGDPが世界のGDPに占める割合は、1980年の16.3%から2005年には20.2%に上昇し、2015年にはその比率は27.0%にまで達すると予測されている。

この東アジアの大躍進の背景には活発な域内貿易とそれを後押しした直接投資、そして米国や欧州など域外への輸出がある。東アジアによる対世界輸出は1980年の14.1%から2005年には26.6%に上昇した。また、投資は1980年から2004年の間に金額ベースで36倍強に跳ね上がり、世界の投資総額に占めるシェアは6.8%から21.2%に伸びている。東アジア域内の貿易比率は輸出で1980年の33.9%から50.5%、輸入で34.8%から60%近くまで上昇し、EUの域内貿易比率にはまだ及ばないものの、米国を中心としたNAFTAの域内貿易比率よりは高くなっている。このことは直接投資を通じて製造品の部品供給が東アジア域内で活発に行われ、国境を越えた産業内分業がネットワーク化していることを物語っている。東アジアの経済的相互依存性の増大がこの域内貿易比率の上昇に明確に表れている(図-1、「域内貿易比率の変化」参照)。

図1 域内貿易比率の変化 (%)

		East Asia	EU(15)	NAFTA
輸 出	1980年	33.9	61.0	33.6
	2003年	50.5	61.4	55.4
輸 入	1980年	34.8	56.9	32.6
	2003年	59.7	63.5	39.9

Source: Japan Economic Journal (5/11/2004)

このような東アジアにおける産業内分業のネットワークの基礎を形成したのは日本の製造業であった。1985年9月の「プラザ合意」でドル安・円高へのシフトが明確になると日本の製造業は東南アジアへ、更には「改革・開放」政策が定着しつつあった中国へ直接投資を行って生産拠点を移し、現地生産や委託生産を活発に行った。その結果、1998年には

日本から東アジアへの輸出は対世界輸出の 34%であったが、2005 年には 47.9%に達した。同じ時期に日本の東アジアからの輸入は 35.6%から 44.7%に上昇している。このことは日本にとっての東アジアの相対的重要性が急速に高まったことを示唆している⁴。このような貿易構造の変化が日本をはじめ東アジア諸国の通商政策にも大きく影響することになる。それが東アジアにおける FTA を中心とした経済統合の新たな動きである。

2-2. 東アジアの FTA

21 世紀に入るまで東アジアは世界の中でほぼ唯一特惠的な経済統合体を持たない地域であった。わずかに ASEAN の FTA がスタートしていたが、実質的な自由化はまだ行われていなかった。しかし、アジア金融危機を通じてアジア経済の相互依存の深化を痛いほど実感した東アジア諸国に FTA への機運は高まっていった。

すでに 1998 年 10 月に訪日した韓国の金大中大統領（当時）は、「20 世紀の問題は 20 世紀のうちに解決し、共に 21 世紀の新たな韓日関係を構築しよう」と歴史的な呼びかけを行い、「FTA を含む新たな韓日経済関係」を討議する民間レベルの共同研究会設置を提案した。この研究会は 1999 年年初から活動を開始し、日本側ではジェトロアジア経済研究所が受け皿となって、山澤逸平アジア経済研究所所長を座長として検討が始まった。筆者も日本側研究会のメンバーとして新たな日韓経済関係の在り方を議論する場に参加した。

その後この共同研究会は、韓国側のカウンターパートである韓国対外経済政策研究院（KIEP）と 3 回共同研究会を実施し、2000 年 9 月に日韓 FTA の締結を提言してそのフォローアップを日韓両国経済界のビジネス懇談会に託してその任務を終えた。

ちょうどその頃、相前後して小泉純一郎総理とシンガポールのゴー・チョクトン首相との間で日本シンガポール FTA の正式交渉開始が合意され、その 1 年後の 2001 年 10 月に大筋で合意が成立、翌 2002 年 11 月に「新時代経済連携協定」と銘打った日本初の FTA がついに発効した⁵。そしてこの同じ月に日本はメキシコとの FTA 交渉を開始したのである。初めて豚肉やオレンジ果汁などセンシティブな農産品を含む交渉を本格的に行い、メキシコ大統領の訪日をもってまとめきれないほど難渋を極めた交渉も 2004 年 3 月には大筋合意、同年 9 月には小泉首相とフォックス大統領（当時）との間で署名、2005 年 4 月に日本にとって二番目の FTA として発効した⁶。

このほか日本は、2003 年 12 月には韓国と、また 2004 年年初以降 ASEAN 諸国と二国間及び ASEAN 全体との FTA 交渉を順次開始した。その中でマレーシアとの FTA は 2006 年 7 月に発効、また、フィリピンとの FTA は同年 9 月に署名にこぎつけ、国会での審議を経て 2008 年に発効に至った。このほかタイとの FTA が 2005 年 8 月に大筋合意しているが、

クーデターに代表されるタイ国内の政治不安のために署名が遅れている。インドネシアとも2007年1月に来日したユドヨノ大統領と安倍晋三首相とのあいだで署名が取り交わされている。さらにチリとの FTA も 2006 年 9 月にモノの貿易の分野で大筋合意に達し、2007 年 3 月に両国の外務大臣のあいだで署名が行われている。

このように前世紀までは GATT 及び WTO に具現された最恵国待遇原則にのっとり、ひたすら無差別適用の貿易自由化のみをよしとしてきた日本が、貿易構造の変化、東アジア貿易の相対的重要性の増大に対応して地域統合に乗り出したインパクトは中国や韓国に大きな影響を与えた。

日本ではしばしば日本の FTA 政策が中国のそれに比して大きく後れをとっているかの批判的論説が散見されるが、筆者が 2002 年 2 月に中国政府の FTA 政策担当者にインタビューした際にこの担当者は、「日・シンガポール FTA」の合意が中国として FTA に本格的に取り組むきっかけとなったと述べていた。貿易では従来から「多国間主義」一本でやってきた日本が地域の二国間協定に一步乗り出したことは中国の地域主義に対するアスピレーションを高めたことは事実のようである。

中国は香港・マカオとの FTA を既に発効させているほか、2005 年 7 月には ASEAN との間でモノの貿易に関する FTA を発効させている。この他中国は、オーストラリアやニュージーランド、さらには南アフリカや湾岸協力理事会 (GCC) 諸国と FTA を交渉中である。また、既にチリとの FTA は 2006 年 9 月に発効させており、チリのサンチアゴに全国人民代表大会 (全人代) の議長を派遣するなど南米までも視野に入れたまさに「全方位」の FTA 外交を行っている感がある。

中国の FTA の政策目標は次の 4 点に整理することができよう。第一に、中国経済の高度成長を支えるための海外市場の確保がある。米国や EU の市場については 2001 年 11 月の WTO 加盟で最恵国待遇を確保し、関税待遇上の差別を回避することに成功した。あとは近隣の ASEAN 諸国であるが、これら諸国は工業品関税が 20%台から 30%台と高く、これを農業産品を開放する見返りに引き下げるか撤廃できれば、中国にとって利益は大きい。

第二に、ASEAN 諸国に対するある種の和平工作の一環という側面がある。ASEAN には根強い対中脅威論が存在する。年率 10%近い経済成長を遂げ、二桁の軍事支出の伸びを 10 数年にわたって続けてきている中国に対する警戒感は強い。このような警戒感を和らげ、パートナーとしての中国をアピールする上で FTA は平和的手段として極めて有効である。

第三に、香港、台湾、シンガポールなど東アジア経済圏の中に占める「華人経済圏」の比重は大きく、いわばその総元締めとしての中国が東アジアにおいて何らかの主導権を握るべきとの「経済中華思想」が FTA 戦略の根底にあるものと思われる。

第四に、中国は鉄鋼や銅鉱石などの鉱物資源、所得向上に伴い増加する食糧需要を満たすに足る食糧供給、石油や天然ガスなどのエネルギーなどその高い経済成長を支えるために必要とするものが多々ある。FTA は中国が必要とするこれらのものを多角的に確保する手段と考えられている。オーストラリアからは食糧とウラン鉱石を、チリからは銅鉱石、GCC からは石油と天然ガス、ブラジルからはエタノール燃料、鉄鉱石それに食糧などを安定的に供給することを意図している。

中国はこのように極めて戦略的に FTA を駆使して、自国の経済的繁栄をより持続的なものとするよう努力しているのである。

次に韓国であるが、韓国もチリとの FTA (2003 年発効) を皮切りに積極的に取り組んでいる。韓国は 2005 年 12 月に欧州自由貿易連合 (EFTA) との FTA に署名し、同月にタイを除く ASEAN との FTA 枠組み協定とモノの貿易に関する協定に署名、これらは 2006 年 7 月に発効している。また、シンガポールとの FTA も 2006 年 3 月に発効している。韓国は日本との交渉が凍結状態にある中、2007 年 4 月にはアメリカと、2010 年 10 月には EU と FTA を締結した。

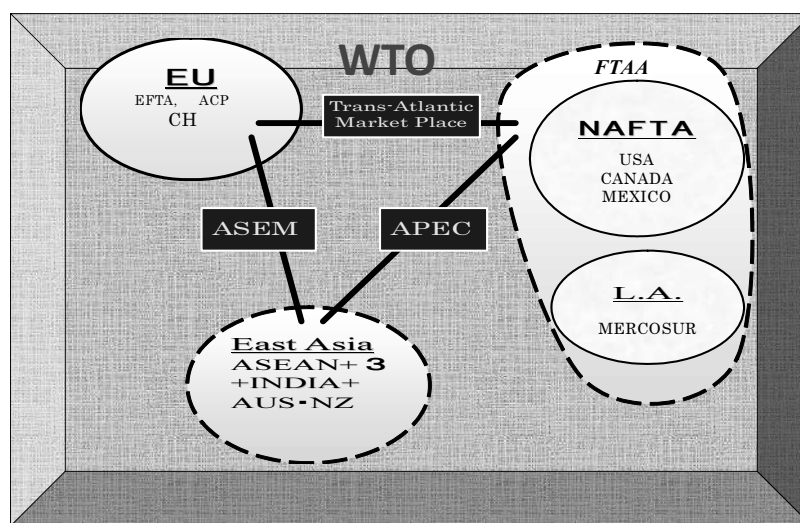
ASEAN も AFTA で自らの域内自由化を加速すると共に、域外に対しては積極的に FTA 政策を展開している⁷。中国や韓国とは既にモノの貿易を中心に FTA を実施に移しているが、既に見たように日本と交渉していることに加え、インドやオーストラリア・ニュージーランドと交渉中であり、更に EU とも研究会の報告書をまとめる段階まで到達している。中でもシンガポールとタイは特に FTA に積極的で、シンガポールは米国や日本を始め既に 8 カ国・地域と FTA を締結、タイもインドとの枠組み協定締結後、正式交渉に入っており、また、アメリカや EFTA とも交渉中である。タイの自動車部品産業は AFTA で ASEAN 域内に市場を拡大すると同時に、インドの FTA を活用してインド市場への市場アクセスも狙っている⁸。

以上見てきたように、東アジアの FTA は 1980 年代後半から本格化した日本からの直接投資に誘発されて、ASEAN 諸国や中国の工業化が進み、部品や中間製品の生産が行われるようになり、それが国境を越えて域内で取引されるようになり、それが制度的な FTA を招来する形になっている。換言すれば、ビジネス先導型の事実上の経済統合 (Business-driven de-facto economic integration) が次第に制度志向型の法律上の経済統合 (Institution-driven de-jure economic integration) に移行してきたと言えよう。問題はその制度をどのような「質」のものにするかである。

2-3. 東アジア経済統合の課題

世界経済の「成長の極」としては NAFTA を中心とした米州、EU を中心とした欧州、そして ASEAN プラス 3 の東アジアという 3 つのメガ・リージョンを挙げることができる。それぞれのメガ地域の域内では FTA や経済通貨同盟のような地域統合が進み、そしてそれぞれの地域間ないしはグローバルな国際通商体制については WTO 原則に基づいた自由化と紛争処理が貿易関係を規律することになると考えられる。そこでは、WTO を支える構造として 3 つのメガ・リージョン間の「地域間協力枠組み」としての APEC (アジア太平洋経済協力会議) や ASEM (アジア欧州会合) の役割が重要である。そこで問題なのは、WTO の多国間交渉である DDA (ドーハ開発アジェンダ) が事実上止まってしまったことである。健全な地域主義は健全な多国間体制に宿る。多国間体制の WTO が交渉機能を失うと、不健全な形の地域主義が国際貿易体制の中にはびこってしまう。その意味で現在は国際経済体制にとって大きな転換期である (図 2、「3 つのメガ・リージョンと WTO 体制」)。

図 2 3 つのメガ・リージョンと WTO 体制



Y.Watanabe, Keio University

2

この重要な転換期に東アジアで経済統合が加速している。東アジアがどのような統合を実現するのか。これは他の 2 つのメガ・リージョンとの関係で極めて重要な課題である。東アジアが内向き志向の強い保護主義的な統合を目指せば、他の地域も報復的になるだろう。そうなれば各メガ・リージョンが「経済ブロック化」し、1930 年代のように相互に排他的なアウトルキーを形成することになりかねない。

そのような事態を回避するためにはどうすればよいのか。一つは、東アジア諸国が WTO

の DDA の再開に意味のある、そして目に見える貢献をすることである。世界で最も経済成長率の高い地域が WTO の自由化から得ることのできるメリットは大きい。統合された東アジアは DDA で引き下げられうる関税から最も裨益するはずである。EU の自動車関税は 10% であるが、これが半分になるだけでも東アジアの 4 強には大きな利益がある。

第二は、APEC や ASEM でアジアがより積極的に貿易と投資の自由化に向け動くことである。これまで APEC においてはアメリカやオーストラリアが、ASEM においては EU 側がアジア諸国に比べより積極的であった。APEC で汎太平洋的統合を目指し、トランス・パシフィックなパートナーシップを強化し、ASEM では汎ユーラシア統合を目指し、アジアと欧州が協力して旧ソ連の市場経済移行国を支援する、といった積極活用が望まれる。

第三は、東アジア諸国が更に競争力を高め、その経済の持続的な成長を維持するために法的なインフラストラクチャーを整備したり、企業の社会的責任 (CSR) やコンプライアンスを強化したり、あるいは環境保全のためのルール整備などが必要である。このようなことは OECD (経済開発協力機構) や APEC、ASEM などアメリカや EU などと協力することにより円滑に行われうる。

東アジアのアメリカ・EU との関係が開放的で協力的なものであるべきなのは、その貿易がアメリカ市場や EU 市場に大きく依存していることから明らかである。他方、既にアメリカも EU も東アジアの中核に位置する ASEAN 及び韓国との FTA 交渉に着手している。この FTA 交渉が結実すれば ASEAN と韓国はアメリカと EU に対して開放的で協力的な提携国になるであろう。そうなるといよいよ鍵を握るのは東アジアにおいては日本と中国ということになってくる。東アジアにおいてより開放的で協力的な統合モデルを提示するのは日本なのか、それとも中国なのか。今まさにこれら両国の制度構築力が問われている。

2-4. 東アジア経済共同体の可能性

現在、「東アジア」を語る際に 3 つの制度的枠組みがある。一つは、「ASEAN プラス 3」でこれは ASEAN10 カ国と日本、中国、韓国の北東アジア 3 カ国の合計 13 カ国からなる協力の枠組みで、2007 年 11 月に 10 周年を迎える。かつて 1980 年代にマレーシアのマハティール前首相が「東アジア経済会議」(East Asia Economic Caucus = EAEC) を提案したが、この時にはあからさまな排米・排豪州が前面に出すぎて、日本も同調せず、結局アイデア倒れに終わった。

この「ASEAN プラス 3」が実体化するのは 1996 年にスタートした ASEM (アジア欧州会議) においてである。ASEM の欧州側参加国は EU (欧州連合) 加盟国と欧州委員会と

なり、アジア側の参加国が ASEAN（但し、当初はカンボジア、ラオス、ミャンマーを除く）7カ国と日中韓の合計10カ国で、ここに「ASEAN プラス 3」が国際会議で初めて登場することになる。ASEM というアジアと欧州との間の地域間協力の枠組みがいわば「ASEAN プラス 3」に命を吹き込んだ形になるが、これは「ASEAN プラス 3」にとっては幸運なことであった。アメリカや豪州の明示的な反対に直面することなく国際社会でその存在を確立することが出来たからである。ASEM は事務局を持たないが、ASEAN 内で1カ国、日中韓の中で1カ国がそれぞれ「調整国」（coordinating country）となり、互いに eメールなどを駆使してアジア側の調整を頻繁に行うのが常である。アジア側では ASEM 担当者が往々にして APEC 担当者を兼ねていることがあり、ASEM や APEC 関連の連絡を取り合っているうちに各国間の意思疎通が期せずして図られるというある種の「シナジー効果」も「ASEAN プラス 3」にとっては幸運な副産物であったと言えよう。

「東アジア」を語る際の2つ目の制度的枠組みは「ASEAN プラス 1」の枠組みである。これは既に前節で見た「ASEAN・中国 FTA」、「ASEAN・韓国 FTA」、「ASEAN・日本包括 EPA」の3つの「ASEAN プラス 1」に「ASEAN・豪州ニュージーランド FTA」、「ASEAN・インド FTA」を加えることが出来よう。ASEAN がハブとなって、日中韓さらには豪州、ニュージーランド、インドが ASEAN とのバイ（二国間）の FTA・EPA を構築しつつあるという構図である。これを称して ASEAN は東アジアの統合は ASEAN が推進力（driving force）であり、自らが「運転席」（driver's seat）に座っていると主張する。確かに近年 ASEAN 域内の FTA である AFTA を推進して域内関税を 5%以下に抑えてきたことは評価できるが、ASEAN 諸国の工業品関税は MFN 税率（最恵国待遇原則で WTO に譲許している関税率）は依然として高い。その高い関税を撤廃ないし削減するために周囲の国々は ASEAN との FTA に熱心にならざるを得ないのである。筆者は、確かに ASEAN は東アジア経済統合というクルマの運転席には座っているかもしれないが、必ずしも「オーナードライバー」ではないと見ている。

いずれにせよ、ASEAN が「磁場」のように日中韓、豪州、ニュージーランド、インドなどを引き付けているのは事実である。ASEAN 全体との先鞭を付けたのは中国であり、2002年11月に「中 ASEAN 包括的経済協力枠組み協定」に署名し、この協定は2003年11月に発効している。そこには2010年までに中・ASEAN FTA を創設する（但し、ASEAN 後発加盟国とは2015年までに）ことを規定している。農産品の一部については既に2004年1月から「アーリーハーベスト」として関税引き下げの前倒し実施をしているほか、物品貿易の一部についても2005年7月から関税の削減を開始している。2007年1月の東アジア・サミットの際に開催された中・ASEAN 首脳会議では FTA の枠組みをサービス貿易にまで

広げることで合意が成立している。

韓国は ASEAN との FTA 交渉を 2005 年 2 月に開始しており、同年 12 月に基本協定および紛争解決協定に署名しているが、農産品輸出に関心の高いタイとのあいだでは関税自由化方式について合意できず、タイを除外した形での変則的な物品貿易協定になっている。

日本は 2002 年 1 月のシンガポールにおける小泉首相（当時）の演説の中で「日 ASEAN 包括的経済連携構想」を打ち出し、2003 年 10 月には「日 ASEAN 包括的経済連携の枠組み」に署名している。日本は ASEAN 各国とのバイの取り組みを加速化しながら、同時に ASEAN 全体との包括的経済連携の交渉も並行して進めてきている。2005 年 4 月から ASEAN 全体との交渉が開始されており、2007 年 1 月の東アジア・サミットの際に行われた日 ASEAN 首脳会議では交渉の早期締結の必要性が確認されている。ASEAN との全体会合と並行して、後発組であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、ブルネイとの間でそれぞれバイの協議も行っている。

日本が何故 ASEAN 諸国とのバイの EPA を先行させ、中国のように最初から ASEAN 全体との EPA を目指さないのかと日本のアプローチを疑問視する見方もある。しかし、ASEAN が EU のような共通通商政策を持った関税同盟を基礎とする経済統合体でない以上、法律的には ASEAN 各国とバイの協定を締結するしかないという事情がある。ASEAN 各国がそれぞれ通商政策をもち、それぞれに異なる関税体系を維持している以上、我が国としては ASEAN 各国とまず二国間の EPA を締結し、その上で ASEAN 全体を 1 本の糸で繋ぐような包括的協定を結ぶという 2 段階アプローチを採用せざるを得なかったわけである。

では、何故中国は ASEAN 全体との FTA を先行させることが出来たのか、という疑問が湧き起こってくるかもしれない。GATT で経済統合は第 24 条で MFN に対する例外として一定の条件の下に認められているが。それは慣例的には先進国にとっての決まりであり、途上国が行う地域統合は 1979 年の「授権条項」(the Enabling Clause) で途上国の経済発展を優先するという考え方のもとに正当化され、先進国が行う地域統合の場合のように厳しく GATT 整合性を問われることはない。豪州や EU が今後どのように ASEAN 諸国との FTA 交渉を進めていくか、この観点から極めて興味深いところである。

東アジアにおける経済統合を考える際、この複数の「ASEAN プラス 1」がおそらく最も実体を持つものとなろう。ASEAN を軸足の中心 (pivotal centre) として日中韓、さらに豪州、ニュージーランド、インドなどを含む各「ASEAN プラス 1」FTA・EPA が締結されて関税の撤廃や削減、サービスの自由化などが進めば、これが東アジア地域における貿易と投資の流れを包括的に活発化させることは確実である。このような認識が広がる中、「東アジア」

を考える3つ目の枠組みが産声を上げた。それが「東アジア・サミット」(EAS)である。

東アジア・サミットは2005年12月にマレーシアのクアラルンプールでその第1回会合が開催された。これは2004年の第8回「ASEAN プラス3」首脳会議で決定されたことである。この時東アジアのFTAについてその実現可能性について専門家による研究会を開始することが合意され、また、長期的目標として東アジア共同体の創設が掲げられた。日本は小泉首相のイニシアティブとして豪州とニュージーランドを「共に進み共に歩む東アジアのコミュニティ」構成国としてインドと共に東アジア・サミットへの参加国として認めるよう積極的に調整した。その結果第1回東アジア・サミットには当初から想定されていた「ASEAN プラス3」に加えて、豪州、ニュージーランド、インドの3カ国も参加することになり、ここに「ASEAN プラス3 プラス3」の合計16カ国が集うことになった。アメリカはこのような動きに大きな関心と懸念を持ちつつも、オブザーバーとしての出席を辞退した。

第2回東アジア・サミットは2007年1月15日にフィリピンのセブで開催された。本来は前年の12月に開催される予定であったのが、台風の到来という外交儀礼上やや常識外れな理由で延期になったという経緯があった。この第2回会合では優先項目としての「エネルギー安全保障」が討議され、安倍首相からは①省エネの推進、②バイオマス・エネルギーの推進、③石炭のクリーンな利用、④エネルギー貧困の解消、といった諸点をカバーする「東アジアエネルギー協力イニシアティブ」を発表した。また、省エネの目標・行動計画の策定、バイオ燃料の利用促進などを内容とする「東アジアのエネルギー安全保障に関するセブ宣言」を採択している。

エネルギー以外では、教育、防災、鳥インフルエンザ、金融の各分野につき各国の取り組みが紹介されたほか、今後の協力のあり方について議論が行われた。東アジアのFTAについては「議長声明」の中で、サミット参加16カ国の間で「東アジア包括的経済連携」について民間の専門家による研究(Track Two Study)を開始することで合意された旨言及されている。加えて、この「議長声明」は日本が提案した「ASEAN・東アジア経済研究所」構想についてこれを歓迎するとしている。

この「議長声明」は東アジア・サミット(EAS)を「勃興する地域的枠組み(the emerging regional architecture)の重要な構成要素の一つと位置づけ、その他の既存の地域的メカニズムを補完するものであるとの見解を確認している。そして、既存の地域的メカニズムとして、ASEANの対話プロセス、ASEAN プラス3、ASEAN 地域フォーラム(ARF)、APECをあげている。

これに対しASEAN プラス3の「議長声明」は最後のパラグラフで「ASEAN プラス3は勃興する地域的枠組みの本質的部分(an essential part)であり、東アジア・サミットその他の

フォーラムと補完的である」と述べている。他方、この ASEAN プラス 3 の「議長声明」は ASEAN プラス 3 の FTA ともいうべき「東アジア FTA」(East Asia Free Trade Area=EAFTA) については「統合の実り豊かな道筋」(a fruitful avenue of integration) と歓迎し、「東アジア・サミット」については EAFTA 以外の FTA 形成 (FTA configurations) の一つとして検討することを続けるべき、と述べるに留まっている。

この 2 つの「議長声明」を読み合わせると東アジア経済統合のロードマップが見えてこないだろうか。つまり、まずは「ASEAN プラス 1」ないしは「ASEAN 各国プラス 1 (日本)」で土台を固め、次に「ASEAN プラス 3」が東アジア地域統合の本質的部分となり、ゆくゆくは東アジア・サミット参加国(つまり ASEAN プラス 6)が ARF や APEC などとともに「APEC プラス 3」の経済統合を補完していく、という流れが見えてくるように思えるのである。

以上の議論を整理すると東アジア経済統合の流れとして、①「ASEAN プラス 1」⇒②「ASEAN プラス 3」⇒③「ASEAN プラス 6」となり、より大きな「東アジア」を考える際に②の「ASEAN プラス 3」が基盤となっていることに気づく。③の「ASEAN プラス 6」は単純に「ASEAN プラス 6」ではなく、あくまでも「ASEAN プラス 3」がまずあって、その上に新たな「3」を追加するという構図が見えてくる。

そこで「ASEAN プラス 3」の重要性が確認されるわけだが、そこで欠けているのが「プラス 3」の部分の**制度的統合**である。この部分については東アジア・サミットの際に開催された日中韓首脳会議では「日中韓投資協定の締結交渉開始」に合意され、やっと半歩前進した形だ。中断している日韓 EPA 交渉の早期再開を含め、この「プラス 3」の部分の統合が「ASEAN プラス 3」の経済統合、ひいては東アジア・サミット参加国間の経済統合の行方を決定付ける要素ではないだろうか。

3. 東アジア経済統合の深化と広域化

3-1. 日中韓 FTA の重要性

2009 年 10 月 10 日、日本、韓国、中国の 3 カ国は北京市内の人民大会堂で開催された首脳会議で東アジア共同体を「長期的目標」としてその発展に関与することで合意するとともに、3 カ国間の経済連携をさらに強化することを確認した。同首脳会議で採択された「日中韓協力 10 周年を記念する共同声明」と「持続可能な開発に関する共同声明」には、貿易、金融、投資、知的財産権、税関協力、情報・科学技術、農業協力、省エネルギー、環境保護、循環型経済など、主要課題がほぼすべて網羅されている。しかし、そこには経済連携強化の具体的な手段であるはずの FTA (自由貿易協定) についての明示的な言及は見られない。

日中韓に FTA が存在しない「空洞状態」でも ASEAN プラス 3 ないしは ASEAN プラス 6 の東アジア市場統合は可能なのか。それともやはりこれら北東アジア 3 カ国の FTA が東アジア自由貿易圏の核となるべきなのか。鳩山由紀夫首相は、同首脳会談において自らの提案である東アジア共同体構想の実現に向けて「まずは経済的な連携強化からスタートしたい」として、3 カ国 FTA の締結に強い意欲を表明した。また、会談後の記者会見では「日中韓の FTA 交渉を進展させるため、2010 年の早い時期に 3 カ国間の投資協定を成立させたい」と述べている。これに対し、中国の温家宝首相は「産官学で検討を進めたい」と応じ、韓国の李明博大統領は「民間研究の成果を学識経験者でさらに検討する必要がある」と述べたと報道されている⁹。鳩山首相自身は、日中韓 FTA が東アジアの核となると考えているということが窺えるが、前述の「共同声明」にその FTA について具体的な記述がないことはどう理解すれば良いのだろうか。

筆者がソウルで入手した『東洋経済日報』は 1 面トップで「韓日中 FTA へ産・学・官共同研究」と題して共同研究着手で合意ができた、と報じている。その中で「(これまでは)中国が積極的な半面、韓国は留保的、日本は慎重だった」と従来の経緯を説明した上で、「今回の首脳会談を契機に政府間交渉へ向けて前進することになった」と踏み込んだ表現で報道している¹⁰。

どうやら共同研究については首脳会議で議論されたものの、共同声明に明示的に書き込むには若干の躊躇があったのではないかと推測される。特に我が国の場合、これまでの経済連携協定 (EPA) 交渉を振り返ると、産官学の共同研究会が開催されるとそれがいわば「水先案内人」となって必ず政府間交渉の立ち上げに繋がるという定型パターンが確立してきている。そのパターンに入るのは時期尚早との判断が一部にあった可能性が高い。

このように報道にも若干の混乱が見られるように日中韓 FTA の前途は多難である。本稿では日中韓 FTA の意義と実現へ向けての課題を考えてみたい。

3-2. 東アジアにおける市場統合と日中韓の FTA 政策

3-2- (1) 世界的趨勢としての「地域統合」

日本もグローバル化に背を向けては生きていけない。グローバル化の実体は国境を越えて移動する「モノ・サービス・資本・人」である。1958 年に関税同盟としてスタートした EU (欧州連合) では 1993 年から市場統合をさらに深化させ「単一市場」を形成、この 4 つの要素の自由移動を促進してきた。この EU の成功をお手本に、今では途上国も含め世界中至る所でこの「地域経済統合」が一つのトレンドとして定着している。経済統合の形式として最も多いのが貿易障壁 (関税や非関税措置など) を相互に撤廃した国々が締結す

る「自由貿易協定」(Free Trade Agreement=FTA)である。ジェトロの調査によれば、2008年の時点で世界には148件のFTAが存在している。

世界経済を引っ張る「成長の極」は3つあると筆者は見ている(図2、「3つのメガ・リージョンとWTO体制」)。経済統合が最も進んでおり、27の構成国の内16カ国で共通通貨ユーロが使われているEU、アメリカを中心にカナダとメキシコを加えたNAFTA(北米自由貿易協定)の地域、そして高い成長率を誇る東アジア地域である。ユーロ圏とNAFTA圏はその経済規模がGDPで約13兆ドルとほぼ拮抗しており、東アジアはGDP約11兆ドルの経済規模である。この3つの「メガ・リージョン」(巨大地域)では、それぞれ特徴的な地域統合が進行中である。

EUでは主権国家を超えた超国家的な統合が「深化と拡大」を繰り返し、米州ではアメリカを中心とする「ハブとスポーク」の統合がNAFTAに留まらず、中米諸国とのFTAであるCAFTAまで包み込み、東アジアではASEANを軸に日本・中国・韓国・豪州・インドなどが活発に「ASEANプラス1」のFTAを構築してきた。さらに近年では、地域横断的な市場統合の動きも見られ、2007年4月に交渉妥結した米韓FTA、同年交渉が開始されたEUとASEAN、EUと韓国とのFTA、2009年2月に合意された豪州とチリとのFTAなどがある。

アジア太平洋地域における最近の動向として特に注目に値するのが、P4と呼ばれる「トランス・パシフィック経済連携」(TPP)の動きである。これはシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国が2006年に始めたFTAであるが、アメリカも2008年2月に投資と金融サービス分野にのみ参加することを表明したが、その後2008年9月に全分野での交渉に合意している。同年11月のAPECの際には主催国であったペルーや豪州が参加の意向を表明し、P4はP7に拡大している。折からアメリカは東アジアで「アメリカ抜き」の市場統合が進むことには懸念を有しており、2006年のAPECの際には「APECワイドのFTA」ということで「アジア太平洋自由貿易圏」(FTAAP)構想を提案している。このP4の動きがP7になり、さらにP9になるといった形で今後、アジア太平洋地域における「クリティカル・マス」(critical mass)を形成していくことが十分考えられる。

このように世界経済は一方でグローバル化が進行する中、他方では経済の「地域化」(regionalization)が進み、同時にその「地域化」の差別性や排他性を克服するための地域横断型の市場統合が多層的に共存するという「制度構築競争」の様相を呈している。

3-2- (2) 日本のFTA戦略—経済連携協定(EPA)の展開と課題

このように特惠的な貿易取極めが世界の趨勢となる中、戦後一貫してGATT・WTOの多

国間貿易体制のみに貿易自由化を頼ってきた我が国も 21 世紀に入ってからには積極的にこれに取り組むようになった。日本は FTA を超える更に包括的な経済協定という意味を込めて「経済連携協定」(Economic Partnership Agreement=EPA)と呼んでいる。2001 年に交渉したシンガポールとの EPA を皮切りに、これまで 15 の国と 1 地域 (ASEAN=東南アジア諸国連合) と交渉し、その内 11 件の EPA を既に発効させている (表 3、「日本の EPA の締結状況」)。交渉中の EPA も含め、日本の EPA がカバーする貿易は日本の対外貿易の約 35% に相当する。

表 3 日本の EPA の締結状況

状況	国と地域 (対外貿易に占める比率、2007年)
締結済み	シンガポール(02年発効、2.3%)、メキシコ(05年発効、0.9%)、マレーシア(06年発効、2.4%)、チリ(07年発効、0.5%)、タイ(07年発効、3.4%)、インドネシア(08年発効、2.7%)、ブルネイ(08年発効、0.2%)
	ASEAN全体(08年4月署名、6月国会承認、12月以降順次発効)、フィリピン(06年署名、同年12月国会承認、08年比上院で承認、12月発効、1.5%)
	ベトナム(09年10月発効、0.7%)、スイス(08年9月大筋合意、09年7月発効、0.6%)、インド(07年1月交渉開始、10月6日—9日に第10回交渉会合、2010年10月大筋合意、2011年2月署名、8月発効、0.6%)、ペルー(09年5月交渉開始、2012年3月発効)
交渉中	韓国(04年11月以来交渉中断、6.4%)、GCC(湾岸協力理事会諸国、07年1月第2回交渉会合、8%)、豪州(07年4月交渉開始、09年7月第9回交渉会合、3.3%)

我が国の FTA 政策は、1980 年代後半以降に日本の製造業が東アジア地域において展開してきた「生産ネットワーク」をより競争的にするために各国の貿易障壁を撤廃し、投資環境を整えることに力点が置かれている。1985 年 9 月の G5 (先進 5 カ国蔵相中央銀行総裁会議) の「プラザ合意」の結果、1 ドルは 248 円から 180 円にまで下落し、円高が定着した。これに対応するために日本の製造業の多くは ASEAN 諸国、さらに台湾や中国に部品の生産拠点を移した。そこで製造された部品は国境を越えて取引され、製品化され、そこから欧米諸国や日本などに輸出された。日本の EPA はこのような日本企業の海外における生産活動を諸外国との条約の形で保全し、発展させる手立てなのである。換言すれば、EPA は日本からの直接投資をきっかけとして形成されてきた生産と流通のネットワークに基礎をおく「事実上の統合」(de-facto integration) を維持・強化するための法的手段 (legal instrument) といえることができる。

日本の EPA は一定の成果を収めたと言えるが、他方で課題も残されている。その一つは、

これまで発効した二国間 EPA の貿易カバレッジが必ずしも大きくないことである（表 3 参照）。ASEAN 全体で見ると日本の対外貿易の 14%超をカバーするが、1 国ベースで見るとタイの 3.4%がトップで、発効している EPA で最も少ないのはブルネイとの EPA で 0.2%である。交渉してきた相手国の中で 6.4%と最も大きな比率を占める韓国とは交渉が 2004 年 11 月以降中断したままである。

中国との EPA は日本の経済成長率を最も引き上げる効果を持っているし、韓国も 5 番目にその効果が大きい。中韓両国との EPA は日本経済の牽引役としても期待されるゆえんである。

もう一つの課題はモノの貿易において必ずしも関税撤廃率が高くないことである。多くの場合で日本の方が相手国の関税撤廃率より低くなっているのは、日本側の農産品に関税のないしは関税割り当てが残っているか、コメのように全く自由化の対象外として「除外」されている品目があるからだ。このことは GATT 第 24 条に規定されている FTA 締結の条件としての「実質的に全ての貿易」がカバーされているかどうかを認定する際に考慮の対象となる。関税撤廃率はいわば FTA の「質」を決定づける重要な要素なのだ。

このように日本にとってより重要性を持つ貿易相手国と EPA を交渉し締結すること、モノの貿易の分野で特に農業産品の自由化率を高めることが今後の我が国 EPA 政策の課題と言える。

3-2- (3) 中国の FTA 政策

中国の FTA 政策は意外にも日本が EPA に舵を切ったことに影響されている。少し前に筆者は中国外務省を訪れ、FTA 担当者に中国の FTA 政策の契機について尋ねたことがある。その時まで筆者の頭の中には FTA では中国が先行しており、日本はその後塵を拝しているとの認識があった。筆者の問いかけに対し、中国の外交当局の FTA 担当者の答えは、中国が FTA を真剣に考えるようになったきっかけは日本がシンガポールとの EPA 交渉を正式に開始するとの決定をしたことだと述べた。それが真実だとすれば、中国は 2001 年 11 月に WTO 加盟を実現しているが、その少し前の段階から地域貿易取極めを通商政策のもう一つ的手段として検討し始めたことになる。

中国の FTA 政策には外交上および通商政策上のいくつかの目標がある。第一に 2 ケタ成長を続け、「世界の工場」になりつつあった中国の産業に開かれた市場を確保することが急務であった。第二に大国化する中国としては東南アジアの隣国に自らが「良きパートナー」であり、脅威ではないことを形で示す必要があった。第三に近隣国に根を下ろして経済活動を行っている「華僑」を取り込み、「大中華圏」（グレイター・チャイナ）を形成し、こ

れを中国のいわば「外堀」として強化するという戦略があった。このような動機から中国は ASEAN との FTA に着手する。2003 年にまずは枠組み合意を結び、モノの貿易に関する FTA から交渉を開始する。熱帯産品などについては雲南省など ASEAN との競争を嫌う地方を説き伏せ、タイの熱帯果実の生産者には寛大な市場開放を「アーリー・ハーベスト」と称して差し出した。また、大中華圏の要であるシンガポールとは別途二国間 FTA を締結、2008 年 10 月に署名に至っている。

その後、中国は資源やエネルギー確保の観点からも FTA を推進するようになる。それがチリ（2006 年 10 月発効）やオーストラリア（2005 年 5 月交渉開始）との FTA 交渉に繋がっていく。さらには「世界の食糧庫」とも称されるブラジルやレアメタルや金など鉱山資源の豊かな南アフリカ等との交渉にも中国の食指は伸びる。最近の中国 FTA 政策の最大の成果は 2008 年 4 月に発効したニュージーランドとの FTA である。これは中国にとって初めての包括的な FTA であり、かつ初めての先進国との FTA となった。さらにこの FTA の中で中国は初めて OECD 加盟国の一つに自らが「市場経済国」であることを認めさせた。これにより中国製品に対する反ダンピング措置の発動に対し一定の歯止めがかかることになり、中国にとってはメリットが大きい。また、「市場経済国」としてのステータスを認定させることにより、中国が WTO 加盟の際に合意した対中特別セーフガードなど特別措置を FTA 相手国に発動しないよう求める根拠としている。

3-2- (4) 韓国の FTA 政策

韓国は貿易依存度が 70%超であり、日中韓 3 カ国の中で最も貿易依存度が高い国である。そのため韓国は WTO 交渉が停滞すると見るや積極的に FTA 交渉に打って出た。韓国はチリとの FTA（2004 年 1 月発効）を皮切りに ASEAN、アメリカ、EU など韓国にとって重要な貿易パートナーと FTA 交渉を行ってきた。大きな貿易相手国で FTA 交渉が進んでいないのは日本くらいである。韓国は日本に先んじて ASEAN との FTA 交渉をまとめたが（2007 年 6 月発効）、最も貿易量の多いタイとは合意に至ることが出来なかった。そのため韓国の対 ASEAN・FTA は「未完成」と言わざるを得ない面があったが、そのタイとも 2009 年 2 月に署名に至っている。

他方、韓国は 2007 年 4 月にはアメリカと FTA で交渉妥結しており、また、EU とも 2009 年 10 月仮署名、11 月にはインドとの「包括的経済連携協定」で国会通過など交渉は目覚ましい進展ぶりを見せている。まず重要な貿易パートナーから FTA 交渉を進めるという韓国の手法は、貿易量が小さい国から FTA 交渉を積み上げてきた日本の FTA 政策とは大いに異なる。

交渉にはスピード感のある韓国ではあるが、問題は韓国国会での批准プロセスに時間を要することである。最初の FTA であったチリの場合も 2 回国会手続きに失敗、3 度目によろやく通過させた経緯があるし、アメリカとの FTA は 2007 年 6 月の署名後も「狂牛病問題」などがあり審議がストップしている。

3-3. 日中韓 3 国 FTA の意義

日中韓 3 カ国間の貿易の合計は 2006 年の時点で世界貿易の約 17% を占め、EU、アメリカに次ぐ規模となっている。東アジアの中でまさに中核となる貿易パートナーと言える。日中韓 3 カ国間の貿易の割合はきわめて高く、日本にとっては中国が最大の輸入先、中国にとって日本は最大の輸入先、韓国にとっては輸出入ともに中国が最大のパートナーで、韓国の輸入先としては日本が中国に次いで第 2 位である。このように三国は相互に主要貿易相手国となっている。

貿易収支（2006 年）を見ると、日韓貿易は韓国が赤字、日中貿易は日本が赤字、韓中貿易は中国が赤字となっており、仮に 3 カ国の FTA が締結されればまさにトライアングル関係となり、貿易も均衡した形で拡大発展する可能性が高い。

他方、日中韓ともにそれぞれ競争力の弱いセンシティブ・セクターを抱えている。日本は繊維や農水産業、中国は石油化学や自動車、機械産業、韓国は農水産業、中間財や資本財における対日輸入依存度の高さなどが問題として指摘されている¹¹。これら各国のセンシティブ・セクターは二国間 FTA の場合には却ってその困難さが浮き彫りになってしまう。ところが三国間 FTA を締結すればこのような困難さを軽減することが可能となる。具体的には、韓国は農産品や労働集約的な産品を中国から輸入し、それらを韓国内で加工して日本へ輸出する。日本は高度に技術集約的な部品を韓国に輸出し、韓国におけるアセンブリー工程を経て中国へ輸出する。中国は FTA で関税が撤廃されることから日本や韓国からの直接投資がさらに増加、中国における現地生産を拡大しつつ、アメリカや EU、ASEAN 諸国への輸出を拡大する。このように三国間 FTA は二国間 FTA のデメリットを克服してくれる効果を有する。

日本の総合研究開発機構（NIRA）を含む三国の研究機関による共同研究は日中韓 FTA について肯定的な効果を予想している。一例をあげると、日中韓 FTA が締結された場合、韓国の貿易は 10%、中国は 12%、日本も 5.2% 増え、経済成長率もそれぞれの GDP を 2.8%、0.4%、0.3% 押し上げるとされている。

3-4. 実現へのロードマップ

前述の3カ国の研究機関による共同研究は1999年10月のマニラ首脳会議で合意された共通認識に基づいて開始されており、2003年からは「第2フェーズ」として3カ国FTAの経済効果に関する調査研究を実施してきた。その結果は既に見たようにポジティブであり、この結果を念頭に3カ国間で正式にFTA交渉に入るべきタイミングが来ている。そのためにはこれまでより明確なロードマップを策定する必要がある。これまで以下のような段階で議論は進んできた。

(1) 産官学共同研究会の立ち上げ

これまでも共同研究会はFTAのメリット・デメリットを議論する場として有効に機能してきた。特にFTAによりマイナスの影響を受けるセンシティブ・セクターにとっては国内における困難さを交渉相手国に説明する場としてのみではなく、FTA交渉に入る上での国内調整の場としても役立ってきた。それはある意味では簡単には自由化させないとの意思を内外に示す「アリバイ作り」であり、自由化に伴う不満や不安を率直に述べてもらう「ガス抜き」プロセスであった。その上でメリットをより重視して、結論的には政府間交渉へ繋ぐという機能が期待されている。

日中韓FTAについては既に研究者レベルでは多くの研究結果が出ている。これらをベースに具体的に民間のステークホルダーと政府の交渉者となる人々を入れてより包括的な議論を行い、共同研究会の立ち上げから1年以内に結論を出し、政府間交渉にバトンタッチすべきである。

(2) 日中韓投資協定交渉の妥結

鳩山総理も述べているように、3カ国間投資協定は既に始まっているプロセスであり、早期に妥結すべきである。日韓には既に投資の保護のみならず、投資の自由化まで踏み込んだ投資協定があるのでこれをモデルに3カ国間の包括的協定を目指せば良い。これが締結できれば3カ国間に信頼が醸成されるし、投資協定は後に交渉されるFTAの投資章として組み込むことが出来る。さらに投資はサービス貿易にも好影響を及ぼす。投資はWTOのGATS（サービス貿易一般協定）に言う所の「拠点設置を通じたサービスの提供」に関わるからである。

(3) 日中韓ビジネス・フォーラムの常設化

FTAの推進に民間企業の積極関与は不可欠である。既に三か国のビジネス団体は首脳会議などの際に会合を持ち、日中韓FTAの推進をうたってきた。今後は既

存のビジネス・フォーラムを常設化し、その事務局を日本経団連におくなど日本の産業界がリーダーシップを発揮してはどうか。日中韓 FTA 交渉が動き出せば、その常設化されたフォーラムは交渉を後押しするアドバイザー・グループないしは委員会に衣替えすることで恒常的に交渉に産業界からのインプットを行い、交渉の深化と加速化を図れる。

2010 年には APEC（アジア太平洋経済協力会議）の首脳会議が日本で開催された。そこでは 1994 年の APEC ボゴール宣言でうたわれた先進国の自由化が問われることになっている。また、ASEAN 諸国は 2010 年までに域内の自由化をほぼ完成させる予定である。共に ASEAN の FTA パートナーであり、東アジア貿易圏の中核的存在である日中韓の FTA 形成は待ったなしで進めなければならない。

4. 東アジア経済統合と TPP

4-1. TPP とは

TPP（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement、環太平洋戦略的経済連携協定）はブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの 4 カ国が締結した FTA（Free Trade Agreement、自由貿易協定）であり、2006 年に発効した¹²。その後、2008 年にオーストラリア、ペルー、アメリカが、そして 2009 年にはマレーシアとベトナムが参加して、本稿執筆の時点で合計 9 カ国が交渉に参加している。国際協定として存在しているのは最初の 4 カ国（「P4」と呼ばれている）の協定だけであって、その後続いている交渉を反映した協定で発効したものはまだない。つまり、現在日本で騒がれている TPP なるものはまだ交渉中の「未完成品」でしかない。未完成品であるということは、これからまだ作り上げていく余地が残っているということでもある。その作り上げていくというプロセスに最初から参加しないというのはいかにも芸がない。

TPP の原型である P4 協定では、TPP への参加は APEC（Asia Pacific Economic Cooperation、アジア太平洋経済協力会議）に加盟している 21 の国と地域にオープンである¹³。潜在的には APEC 全域に自由貿易地域が広がる可能性があり、2010 年の APEC 横浜首脳会議ではこのことを確認している。今この地域に日本の輸出の 76%、日本からの投資の 61%が集中している。この地域は明らかに日本の「生命圏」である。日本がこの地域における「自由貿易圏」作りに参加しないという選択肢は、日本の持続的な成長と繁栄の維持を考えればあり得ない。

世界経済で第三位の GDP（国内総生産）を誇る日本がこの TPP「交渉」に参加することの意義は極めて大きい。日本はアジアの国として初めて先進国の仲間入りをした国であり、

OECD（経済開発協力機構）への加盟（1964年）や先進国首脳会議（サミット）への参加（1975年）などこれまでアジアを代表する存在として、国際経済における新たなルール作りに参加し、市場経済制度を徹底してきた。さらに民主主義、法の支配、人権など普遍的な価値観についてもアジアでは先陣を切って定着させ、これが日本の「ソフト・パワー」の基礎を築くことに繋がっている。そのような日本がアジア太平洋地域の新たな経済秩序作りに貢献できるポテンシャルは大きいし、各国からの期待も大きいと考えるのは不思議ではない。

本稿では、マクロ・ヒストリカルにアジア太平洋地域における経済統合の歴史的展開を顧み、TPPがある種の歴史的必然であることを解明したい。

4-2. 「雁行形態発展論」から「環太平洋経済圏構想」へ

アジア地域の経済発展は中国の二ケタ成長に象徴されるようにその成長のスピードに注意が向きがちであるが、その地理的広がりにも注目すべきである。筆者がまだ大学院で国際関係論を学んでいた頃、アジア経済を見る上で大きな影響を受けた学説の中に「雁行形態発展論」がある。これは一橋大学の赤松要名誉教授による論で、1930年代の日本の繊維産業を事例に打ち立てられた理論である。当時の日本のような後発国では、先進国で開発された新たな製品は当初輸入に依存するが、次第に国内生産で内需が賄えるようになり、国内生産による「輸入代替」が進む。さらに生産力を高めると余剰生産部分を輸出に回すことができるようになるが、競争力がつくると輸出が増大するようになる。しかし、次第に日本よりさらに後発の国から追い上げられるような競争的状况に遭遇することにもなる。こうして繊維については韓国や台湾に追い付かれ、日本の生産量は落ちていくが、同時に次の産業、たとえば玩具とか金属洋食器などで競争力をつけ、同様のパターンで盛衰を繰り返す。そのパターンが、雁が空を飛ぶときのように、輸入⇒輸入代替工業化⇒輸出⇒後発国の追い上げ⇒減産、という具合に時間のズレをおいて弧を描くように起きることから「雁行形態」(flying geese) という名が付いている¹⁴。

欧米先進国から産業技術の伝播を受けた日本が製造業の分野でアジアにおいてまず発展に向け「離陸」し、その後、韓国や台湾、香港などの「新興工業経済」(Newly Industrializing Economies、NIES) が日本に続き飛び立ち、そしてさらにその後を追うように ASEAN (Association of South East Asian Nations、東南アジア諸国連合) の国々が工業化を始める、その姿が V の字を描きながら空を飛ぶ雁の一群のようにイメージできる。何と美しいメタファー（比喩）だろう、と筆者も若き学徒として当時感動したことを今でも覚えている。

産業技術が労働コストの高い国から低い国に伝播されることにより、技術の標準化が進

行し、それによって比較優位構造が時間の流れと共に移転して行くことは1966年にレイモンド・バーノン (Raymond Vernon) が「プロダクト・サイクル理論」として発表したのが、赤松教授の理論はその遙か前にアジア全体という広域に展開しており、そこに卓越した先見性と理論的ダイナミズムがある。

この「雁行形態発展論」をベースに政策論として展開したのが、赤松要教授の指導を受けた小島清一橋大学名誉教授の「環太平洋経済圏構想」であった。小島清教授は、日本の繊維産業のように比較優位を失うと生産要素コストの低い低開発国で生産を行い、国際競争力を維持する必要が生じ、海外直接投資 (FDI、foreign direct investment) が進むとして産業のライフサイクルがさらに展開する可能性を明らかにした¹⁵。小島清教授は1980年代から90年代前半にかけて日本の国際経済学会をリードされた国際経済学の第一人者であったが、アジアとアメリカ (米州) を環太平洋 (the Pacific rim) という概念で結びつけられた功績は大きかった。この時代は日米貿易摩擦の激しかった頃でもあり、日米通商関係の安定化にも資するアジア太平洋地域の「グランドデザイン」を描かれたものであった。また、既に「改革開放」の波に乗り始めていた中国をも視野に入れて、まだGATT・WTO加盟を果たしていなかった中国をこの地域の一定の秩序体系に取り込んでいくことを先取りする効果も看取できた。

赤松要の「雁行形態発展論」、小島清の「環太平洋経済圏構想」をさらに実体化し、制度化したのが山澤逸平一橋大学名誉教授である。山澤逸平教授はAPECの立ち上げ時からアカデミアの立場から参画し、オーストラリア国立大学のピーター・ドライスデール (Peter Drysdale) 教授らと共に「賢人会議」を構成し、APECの青写真を描いた。山澤逸平教授はAPECを象徴する言葉として「開かれた地域主義」 (open regionalism) を標榜し、狭隘で排他的な「閉じられた地域主義」との違いを強調した。1989年に発足したAPECは、1993年シアトルで開催されたAPEC首脳会議で当時交渉が大詰めに来っていたGATTのウルグアイ・ラウンドの成功裏の終結に重要な貢献をすることになる。その翌年にはインドネシアのボゴールで開催した首脳会議で「先進エコノミーは2010年までに、発展途上エコノミーは2020年までに貿易・投資の自由化を行う」との宣言を発出し、その後のAPECの方向性を決定づけた。1995年のAPEC大阪首脳会議では、この「ボゴール宣言」を実行するための「大阪行動計画」が採択された。このように1993年から1995年にかけてのAPECは、各国の自主的な自由化努力の収束を目指すという比較的緩やかな協力体という限界はあるものの、アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化に一定の役割を果たしたと言える。このAPECのイデオログとして山澤逸平教授は一貫して関与してきた。そしてTPPはこのAPECをいわば「母胎」として生まれてきたのである。

TPP はまさに APEC ワイドの FTA を目指すものであり、その意味で「雁行形態」で発展してきたアジアの国々を取り込みながら、米州をも含む「環太平洋」との広域経済圏を志向し、そして APEC の「非拘束性」を超える「拘束性」を具備した FTA と捉えることができる。そして、このような発展の中に日本を代表する国際経済学者の思想的系譜が脈々と流れていることを確認することができるのである。

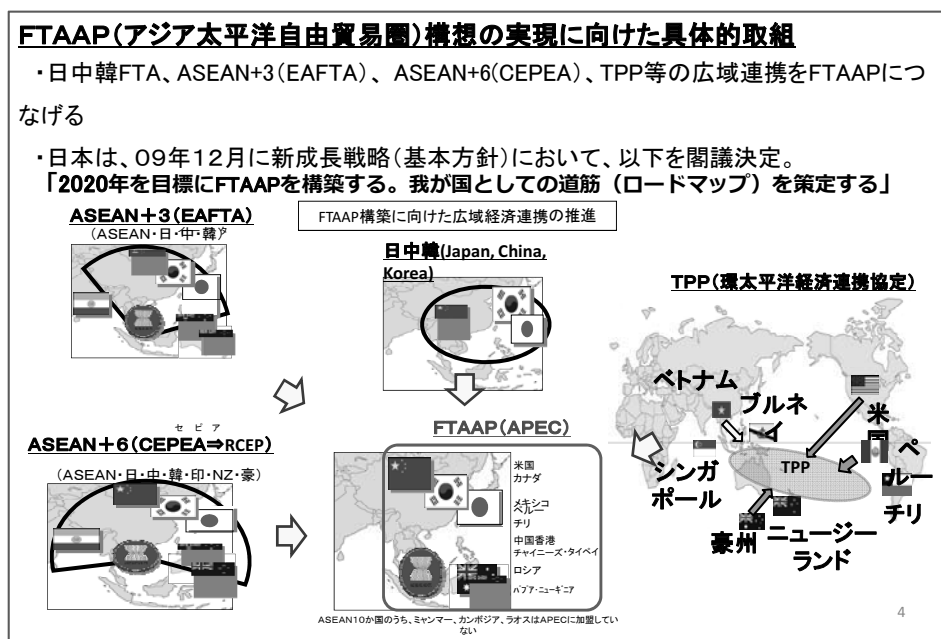
このように振り返ってみると、TPP という 21 世紀の「グランド・デザイン」が如何に日本を含むアジア太平洋地域の発展と結び付いているかが分かる。TPP はこれに反対する人々が言うように最近になって降って湧いたように急に出てきたものではなく、ましてやアメリカの「謀略」などでは決してないことが以上の考察から明確になる。

4-3. FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) へのロードマップ

2010 年 11 月の横浜 APEC では FTAAP へ向けて複数の枠組みが提示された。その中には「ASEAN プラス 3 (日中韓)」、「ASEAN プラス 6 (右 3 カ国にオーストラリア、ニュージーランド、インドを追加)」、「日中韓 FTA」などが明示されている。「ASEAN プラス 3」は 2004 年に中国が提案した東アジア FTA (East Asia FTA : EAFTA) 構想であり、「ASEAN プラス 6」は 2006 年に日本が提案した包括的東アジア経済連携 (Comprehensive Economic Partnership Agreement in East Asia : CEPEA) 構想である。これらはいずれも首脳会議や閣僚会議は積み重ねてきているが、まだ FTA そのものの本格的交渉には入っていない。「日中韓 FTA」にしても産官学の共同研究を前倒しで 2011 年末に終了したが、正式交渉はまだ開始されていない。

2012 年 11 月末の東アジアサミットでは、東アジアの FTA としては「東アジア地域包括経済連携」(RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership in East Asia) を軸に、2013 年の早期に交渉を開始することで合意が成立した。まだ、同じ会合では日中韓 FTA についても 2013 年早期に交渉開始が固まった。しかし、本稿執筆の時点ではまだ RCEP も日中韓 FTA も交渉の具体的予定は確定されておらず、結局は横浜 APEC で言及された諸枠組みの中で実際に交渉が行われているのは TPP のみということになる。

図3 APEC 域内における地域経済統合の深化



「ASEAN プラス」型の東アジアの FTA 形成と TPP との関係はどのように考えたらよいのか。筆者は両者は補完的であると考えている。メンバーシップを見ても ASEAN の後発メンバーであるカンボジア、ラオス、ミャンマーは APEC のメンバーではない。ラオスは WTO にも加盟していない。他方、APEC のメンバーである台湾は東アジアの重要な貿易パートナーでありながらも政治的理由から ASEAN プラス型の経済統合には参加できない。また、APEC の中にはロシアやパプアニューギニアのように東アジアの統合プロセスに制度的には参加していない。決定的に異なるのは、ASEAN プラス 6 の「拡大東アジア」にはインドが入っているが、インドは APEC のメンバーではないことである。(図 3 参照)

このように考えてくると、「ASEAN プラス」型の東アジアの FTA は、インドや後発の ASEAN 諸国を組み込んだ経済統合を目指している点にその特徴があり、既に発効している日 ASEAN 包括的経済連携協定や日インド EPA (経済連携協定)などをベースに、東アジア全体の「底上げ」効果が期待されると言えよう。それは単に経済発展の水準の底上げのみならず、知的所有権の保護や競争政策、貿易措置をめぐる透明性の向上なども含めたルール面での底上げも重要なターゲットとなつてこよう。他方では、ベトナムも含めて ASEAN 後発国に対してはルール整備や投資環境改善のための様々な支援も必要となろう。

ラオスの場合には WTO 加盟支援が必要であるし、カンボジアやミャンマーに対しても WTO ルールの履行能力改善のための「キャパシティー・ビルディング」型援助が必要になつ

てくる。このような支援は東アジア域内における一種の「所得移転」として東アジアの共同体的発展を支える試金石になる可能性をはらんでいる。より高度で先進的な「次世代型 FTA」と言われる TPP とは異なり、東アジアの FTA は地域全体の底上げと後発国の取り込みに重点が置かれることになり、その意味で「共同体志向」と位置付けられよう。

このように TPP と「ASEAN プラス」型 FTA とは質的に異なり、両者は必ずしも対立的ではない。そのことは「ASEAN プラス 6」を敬遠し、自らが覇者として主導権を握り易い「ASEAN プラス 3」を選好してきた中国でさえ認めている。中国外交部の劉振民部長補佐は 2011 年 11 月 15 日、内外メディアに対するブリーフィングで次のように述べている。

「中国の対外貿易関係は全方位のもので、TPP をはじめとするアジア地域の経済融合・協同発展に有益な協力の提案に関しては、常にオープンな姿勢をとっている。(中略) APEC があり、東アジア首脳会議 (EAS) があり、現在交渉中の TPP がある。中国はそれぞれの機構が共存し、相互に補足し合い、相乗効果によってともに東アジアの協力関係に貢献することを希望している¹⁶⁾。」このように中国政府当局も TPP が中国を強く意識したものであることは認めつつも、それが必ずしも「反中国包囲網」であるとは考えず、「あらゆる二国間あるいは複数地域間経済協力組織と同様に、GATT や WTO の補足であるべき」(中国商務部の陳徳銘部長) と見ている。この考え方は基本的には日本の通商政策と一致している。

4-4. TPP 交渉の行方

24 の作業部会に分かれて交渉されている TPP は果たして成功するのだろうか。2001 年に当時のブッシュ政権は「米州自由貿易圏」(FTAA) 構想を打ち上げ、2005 年末までに交渉を終結させると宣言した。これはキューバを除く全ての南北両アメリカ大陸の国々を巻き込んだ大交渉になったが、結局ブラジルの抵抗などで頓挫したままになっている。TPP が FTAA の二の舞にならないという保証はどこにもない。

しかし TPP の成功に期待する向きがアジア太平洋地域に強いのも事実だ。一つは WTO の多国間貿易交渉である「ドーハ開発アジェンダ」(Doha Development Agenda、いわゆる「ドーハ・ラウンド」) の凍結状態である。2001 年 11 月に開始された DDA は 10 年経ってもまとまっていない。このことが世界経済に「保護主義への回帰」という悪いメッセージを送っている。自由貿易体制はペダルをこぎ続けないと転倒してしまう自転車に似ている。自由化交渉というペダルを踏むのをやめた途端に世界経済という自転車は倒れ、保護主義の嵐が世界を覆うことになる。大恐慌後の 1930 年代の世界経済の収縮過程は各国の藁にもすがる思いの「近隣窮乏化政策」(為替の切り下げと高関税で自国産業を保護し、失業を他国に押し付ける政策) の結果であった。リーマン・ショック後の現代の世界経済も保護主

義の波に十分抗しきれているとは言い難い状況にある。加盟国数が 157 になる大所帯の WTO が保護主義に立ち向かえないということであれば、せめて TPP で保護主義を防圧できないだろうか。保護主義との闘いの場としての TPP 待望論が一つである。

もう一つ TPP に期待されるのは「新しい貿易のルール作り」である。WTO を構成する諸要素はウルグアイ・ラウンド（1986 年～1994 年）交渉の結果である。同ラウンドの歴史的成果は、初めて GATT 体制の中で農業交渉が行われたことに加えて、サービス貿易、知的所有権、投資措置といった「新分野」に国際的ルールができたことである。しかし、同ラウンドの終結から既に 17 年の歳月が経ち、世界貿易には新しい「新分野」が生まれてきている。一例をあげると、「貿易と環境」、「貿易と投資」、「政府調達透明性」、「貿易と競争政策」などである。中でも政府調達については WTO の中にも協定はあるが、全加盟国の 1 割にも満たない少数の国だけが締約国となっている「複数国間協定」の扱いとなっている。近年インフラ整備などの案件が国際的に取引されることが多くなり、従来のモノの政府調達をはるかに超えたインフラ事業そのものを建設し、サービスを提供し、そして売買する大型プロジェクトが増加している。PPP（public-private-partnership、官民連携）など公共インフラプロジェクトに民間企業や銀行が参加することが多くなり、公共調達の幅が大きく広がってきている。このような状況を現行の WTO 政府調達協定で規律するのは困難である。WTO で新たなルール作りが期待できない状況であれば、それを TPP のような広域 FTA で議論することは時宜にかなっている。TPP で議論したことをルール化できれば、それを OECD に持ち込んで EU 諸国とも議論し、さらには WTO において交渉することで当該ルールのマルチ化も可能となる。

このように TPP には変化する国際貿易の新たな挑戦に対する「ルール作りのフォーラム」という役割も期待できる。保護主義の防圧と新たなルール作り、この 2 点に TPP 交渉の真価が込められている。この 2 点に反対する人はおそらくいないだろう。

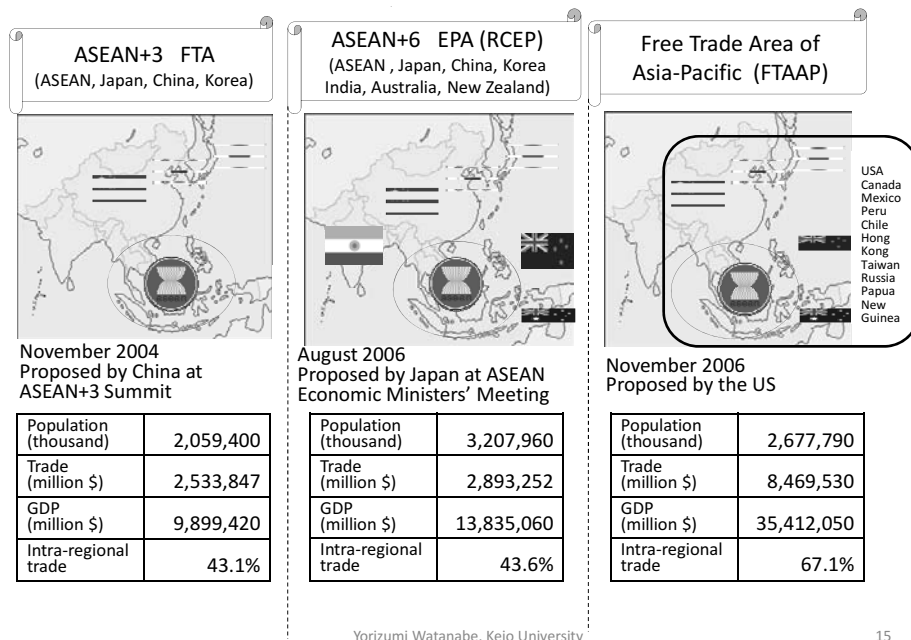
5. 結びにかえて：日本は東アジア統合と TPP の接点

日本はかつて「雁行」の先頭を飛んで、アジアの発展をリードしてきた。しかし、その日本は過去 20 年間低成長とデフレに悩まされてきている。この停滞と閉塞状況から抜け出すためにはもう一度世界市場に打って出ていくしかない。雁行の先頭を飛んでいた頃、我々は「日本は貿易立国」と教えられたが、今や日本の貿易依存度は OECD 加盟国 30 カ国の中で下から 2 番目だという。とても「貿易立国」とは言えない状態である。TPP は万能薬ではないが、TPP 交渉を活用して農業を含む国内の経済社会を立て直し、外に向かって国内市場を開くと共に、海外市場に果敢にチャレンジしていくきっかけを提供する。そこに TPP

の歴史的意義があると同時に東アジアの経済統合を牽引する日本の役割が見えてくる。

(了)

図4 ASEAN プラス型 FTA と FTAAP の比較



15

—注—

- ¹ Jacob Viner, *The Customs Union Issues* (New York, 1950) J.E.Meade, *The Theory of Customs Union* (Amsterdam, 1955)。
- ² ASEAN4 とは、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンを指す。
- ³ NIEs とは、Newly Industrializing Economies で、新興工業経済地域のこと。具体的には、韓国、台湾、香港、シンガポールを指す。
- ⁴ 『平成 13 年度版 通商白書』は、1990 年代の東アジア貿易では、完成品の貿易額に比べて部品及び中間財の貿易が増加しており、分業体制が高度化していることを指摘している。
- ⁵ 日本は FTA を含むより包括的な経済協定を目指すという趣旨から「経済連携協定」という呼称を使っている。本稿では合意に至った協定については EPA と呼ぶこととする。
- ⁶ 渡邊頼純「日本の経済連携協定戦略を考えるー日メキシコ EPA 交渉「大筋合意」を受けて」『外交フォーラム』2004 年 5 月号 (都市出版株式会社)。
- ⁷ ASEAN は域内でモノやサービスに加え、人や資本の移動を完全に自由化する ASEAN 経済共同体 (AEC) 構想を進めている。当初は 2015 年までに域内関税を撤廃し、2020 年までに完全自由化を目指していた。2006 年 8 月の経済相会議で 5 年「前倒し」が事実上決まって、自由化の加速が期待されている。「ASEAN 統合新段階」『日本経済新聞』2006 年 9 月 3 日。
- ⁸ タイの自動車関連輸出額が 2006 年に初めて 1 兆円を超える見通しとなった。トヨタ自動車や GM などがタイを完成車・部品の供給ネットワークの主要拠点に位置づけたためと言われる。アジアでは、タイは日本、韓国、中国に続く第四の自動車関連製品輸出国になっている。「自動車関連輸出、タイ、今年 1 兆円超へ」『日本経済新聞』2006 年 8 月 17 日。
- ⁹ 「日中韓 FTA に意欲 首相「投資協定、早期に」」『日本経済新聞』2009 年 10 月 11 日 3 面。
- ¹⁰ 『東洋経済日報』2009 年 10 月 16 日 1 面。

- ¹¹ NIRA 他『日中韓自由貿易協定の可能なロードマップに関する共同報告書及び政策提言』（2008年12月）pp.10-14。
- ¹² TPPについて詳しくは渡邊頼純『TPP参加という決断』（ウェッジ、2011年10月）。
- ¹³ P4協定については、ニュージーランド外交貿易省のホームページに全文が掲載されている。慶應義塾大学 SFC の渡邊頼純研究会ではその本文を和訳している。
- ¹⁴ 日本経済新聞社『日本経済事典』、172-173頁、654-655頁。
- ¹⁵ 小島清『多国籍企業と直接投資』（ダイヤモンド社、1981年。）
- ¹⁶ 日中通信社（編）「特集 中国的視点、TPPは米国の中国包囲網か」『月刊 中国ニュース』42-53頁。

